第4期 「竹島問題に関する調査研究」 最終報告書

令和2年3月

第4期島根県竹島問題研究会

第4期

「竹島問題に関する調査研究」 最終報告書

この最終報告書は、平成31年3月、第4期島根県竹島問題研究会が発行した『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』と一体のものです。

したがって、第4期島根県竹島問題研究会としての活動成果は、この中間報告書に掲載したもの及び本最終報告書に掲載したものであり、双方を参照されるようお願いします。

目 次

島根県竹島問題研究会とその「第4期最終報告書」について(下條正男)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 研究会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2. 研究レポート	
(1) 瀬脇寿人(手塚律蔵)と彼をめぐる人たち(石橋智紀)························(2) 羊頭狗肉、東北アジア歴史財団編『日本の偽りの主張「独島の真実」』について	13
(下條正男) · · ·	21
(3) 大谷家文書「乍恐申上候口上之覚」――"両島渡海禁制"に関連して(塚本孝)・・・	41
(4) 竹島漁労と 1970 年代の竹島問題(藤井賢二)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	93
(6) 地理的近接性に基づく領域権原取得の可能性(中野徹也)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
(7) 松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」(松澤幹治)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
3. 「竹島問題に関する学習」推進検討部会の報告	
(1) 島根県における「竹島に関する学習」の推進状況(大坂慎也、原邦夫)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	187
(佐々木茂)・・・	189
(3) 小・中・高・特別支援学校における「竹島問題に関する学習」の学習指導案・・・・・・	193
第 4 期島根県竹島問題研究会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	265

[参考]

この最終報告書は、平成31年3月、第4期島根県竹島問題研究会が発行した『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』と一体のものである。

したがって、第4期島根県竹島問題研究会としての活動成果は、この中間報告書に掲載したもの及び本最終報告書に掲載したものであり、中間報告書の目次を参考まで以下に付記する。

中間報告書 目次

第4期竹島問題研究会『中間報告書』の刊行に関して(下條正男)

- 1. 研究会の開催状況
- 2. 研究レポート
 - (1) 隠岐島前竹島問題調査報告(山﨑佳子、杉原隆(協力))
 - (2) 領域紛争における地図の取り扱い-証明力についての一考察(中野徹也)
 - (3) 隠岐の島町調査記録報告 第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告以降の 聞取り調査記録 (隠岐の島町役場竹島対策室長 吉田篤夫)
- 3. 慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題 100 問 100 答批判 2」
 - ---竹島問題研究会第3期最終報告書附録---に対する反論

その1 (藤井賢二)

その2 (下條正男)

第4期島根県竹島問題研究会設置要綱

島根県竹島問題研究会とその「第4期最終報告書」について

第4期島根県竹島問題研究会座長 下條 正男

平成17年(2005年)6月、島根県竹島問題研究会は、松江の地に呱々の声をあげた。島根県が定めた「竹島問題研究会設置要綱」によると、設置の「目的」は「竹島問題についての国民世論啓発の一助とするため、竹島問題研究会を設置して、竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、問題点の整理を行う」ことにあった。

その「活動内容」としては、「一、竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、整理等」、「二、日韓両国の竹島に関する主張の体系的整理及び比較研究」、「三、日韓両国の竹島に関する論点に沿った関係資料及び史料の整理」、「四、研究の成果の取りまとめ及び発表」と、「研究会が必要と認める研究活動」を主な事業としている。

そこで島根県竹島問題研究会は、「国民世論啓発の一助」の一環として、竹島問題に関する客観的な歴史事実の究明に努めてきた。その成果は、第一期から第四期の中間では『中間報告書』を公刊し、各期の終了時には『最終報告書』にまとめて島根県知事に提出することになっている。中でも第一期の『最終報告書』は、外務省が2008年2月に編纂した小冊子『竹島問題を理解する10のポイント』(2008年2月)の刊行に繋がった。

さらに島根県竹島問題研究会は 2014 年 3 月、これまでの研究成果を集大成して『竹島問題 100 問 100 答』を出版した。『竹島問題 100 問 100 答』に対しては、その三ヵ月後の 6 月、慶尚 北道の「独島史料研究会」が『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』を刊行するなど、韓国 側からも反響があった。それも独島史料研究会の『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』は、『竹島問題 100 問 100 答』の全文を韓国語訳し、その一問一答の後に独島史料研究会の反論を載せるというものであった。これを読めば竹島問題に対する日韓の見解の違いが確認できるため、慶尚北道は全文をホームページに掲載していた。

だが現在、その『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』は、ネット上から削除され、その 痕跡すらない。韓国内に、韓国語訳された島根県竹島問題研究会の『竹島問題 100 問 100 答』 が拡散することを嫌ったのだろうか。

「島根県竹島問題研究会」では、設置の「目的」に従って、遂次、韓国側の竹島研究を検証し、反証に努めている。それは韓国側から言質をとり、将来、韓国側との竹島論争が本格化した時の「切り札」とするためだ。中でも慶尚北道独島史料研究会の『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』は、全文が韓国語に翻訳され、反論も記されている。今後、日本側がその公開を求め、それに応ずれば「島根県竹島問題研究会」の見解とその反論の実態が韓国内に拡がり、公開を拒めば、その理由を追及し続けることができる。

1. 危惧すべき日本の竹島対策

その「島根県竹島問題研究会」の活動も今年で十五周年を迎えたが、昨今の日本の領土問題に 対する取組みには、一抹の不安を禁じえない。

島根県議会が「竹島の日」条例を制定しようとした際、外務大臣と外務省高官がその成立を阻止しようとしたことは、既知の事実である。それは長年に亘って日本政府が竹島問題を放置し、竹島問題を解決しようとする意識に乏しかったことの証である。

事実、島根県議会が「竹島の日」条例を制定した理由の一つに、1998 年 12 月、竹島問題を棚上げして結んだ『日韓漁業協定』の存在がある。竹島問題の解決を忌避した日本政府は、日本海に「暫定水域」(日韓共同管理水域)を設定してしまった。それも日本の漁船は、竹島から 12 海里 (22.2km) 内に接近することができず、「暫定水域」には、日本海の好漁場である大和堆が含まれていた。それに「暫定水域」では旗国主義が採られたため、日本側では違法漁撈をする韓国漁船を取り締ることができなかった。日本漁民は甚大な漁業被害を受けることになり、日本海は「乱獲の海」となっていた。

そこで島根県議会では2005年3月16日、竹島が島根県隠岐島司の所管となって100年目の2月22日を「竹島の日」とし、「竹島の領土権の早期確立」を目指したのである。その「竹島の日」条例に異を唱えたのが、日本の外務大臣と外務省高官である。

だがその外務省も、「竹島の日」条例の成立が確実になると、いつの間にかホームページを書き換え、「竹島は日本固有の領土」、「韓国が不法に占拠している」としていた。それに追従したのが文部科学省である。2006年度版の『地理』と『公民』の教科書検定では、「竹島は日本固有の領土」、「韓国が不法に占拠している」と修正したからだ。

韓国側がこれを「歴史歪曲教科書」として騒ぎ出すと、それが中国に伝播し、中国各地の反日暴動に飛び火した。その五年後、中国内には「尖閣諸島」奪取の潮流が湧きおこった。その時、参考にされたのが竹島を侵奪した韓国の歴史である。香港の週刊誌『亜洲週刊』(9月26日号)は、「韓国に学ぶ」と題した特集を組み、「日本から韓国が独島を奪還した貴重な経験を学べば釣魚島回復も夢でない」として、実力行使を訴えた。

だがこの尖閣問題でも、日本政府は「日韓漁業協定」と同じ轍を踏むのである。尖閣諸島問題が日中の懸案となると、日本政府は中国を牽制する意図からか、2014年に台湾政府と「日台漁業取り決め」を結んだ。問題は、「取り決め」の内容にあった。「日台漁業取り決め」では、日台の地理的中間線を大幅に割り込み、「法令適用除外水域」と「特別協力水域」を設定したからだ。これには「日韓漁業協定」で設置した「暫定水域」(共同管理水域)と同様の弊害が生じ、沖縄の漁民達も好漁場から締め出されたのである。

2. 日本政府の対応能力

この時、日本政府には「総合海洋政策本部」があり、「海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進する」こととされたが、存在感を示すことはなかった。その日本政府が動くのは 2012 年8月、韓国の李明博大統領が現職の大統領としては初めて、竹島に上陸してからである。それも李明博大統領が竹島に上陸したのは、その前年の8月、欝陵島にある「独島博物館」を視察しようとした自民党の「領土に関する特命委員会」所属の新藤義孝議員等に対する入国拒否事件があったからだ。

この「独島博物館」視察計画は、東アジアで燻り始めていた領土問題と密接に繋がっていた。 それは2010年11月1日、ロシアのメドベージェフ大統領が大統領として初めて国後島に渡り、 それに倣った韓国の「独島守護対策委員会」の姜昌一議員等が翌年5月、国後島に上陸して、 日本を挑発していたからだ。そこで新藤議員等の登場となるが、この欝陵島視察は、その年の「竹 島の日」のシンポジウムがきっかけになった。

この李明博大統領の竹島上陸に促され、日本政府は2012年11月、「竹島問題対策準備チーム」を発足させると、2013年には「国民世論の啓発、国際社会に向けた発信等」を目的とした「領

土主権対策企画調整室」を設置した。だがその設置目的は、「竹島の日」条例と比べても、後退していた。島根県議会が「竹島の領土権確立」を求めたのは、1954年以来、竹島が韓国に不法占拠され、日本の国家主権が侵され続けていたからだ。それ故、日本政府の制止を振り切り、島根県議会が「竹島の日」条例の制定を強行したことは、「日韓の間に領土問題は存在しない」と嘯く韓国側には、衝撃だった。「竹島の日」条例の成立が確実になると、盧武鉉大統領は3月7日、「歴史・独島問題を長期的・総合的・体系的を含めた専担機関の設置」を指示したからである。

3. 韓国政府の対応策

この時、外交通商部長官(日本では外務大臣)の潘基文も、独島問題を「日韓関係よりも上位概念」と捉えていた。韓国政府は 2005 年 4 月に竹島問題の専担機関(「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」)を設置し、翌年 9 月には「東北アジア歴史財団」と改組して、日本攻略の司令塔としたからだ。その設置目的について、現在の「東北アジア歴史財団」の財団案内では、次のように記している。

「東北アジアと世界全体を不幸にした間違った歴史観やそれによって惹き起こされた問題点 と向き合い、長期的総合的研究分析と体系的・戦略的政策の開発を遂行して、正しい歴史を 作り、東北アジアの平和と繁栄のための基盤づくりを目的に設立された」

ここに記された「東北アジアと世界全体を不幸にした間違った歴史観」とは、韓国側から見た「日本の歴史認識」を指している。そこで「正しい歴史を作り、東北アジアの平和と繁栄のための基盤づくり」のための「ビジョン」として、「歴史研究と政策開発の中心」、「歴史対話と交流協力のハブ」、「東アジア共同体の基盤造成」の三つを掲げ、その内の「歴史研究と政策開発の中心」では、その方向性が次のように記されている。

「東北アジアの歴史に関する誤解と歪曲を防止するためには、広くかつ、深い研究が必要です。東北アジア歴史財団は、古代から現代までの東北アジアの歴史研究の中核となっていきたいと思います。また、研究成果をもとに歴史認識を巡る対立を解消し、歴史和解を実現する政策・対策を開発・提示してまいります」

「東北アジア歴史財団」に求められたのは、日本との「歴史問題」を解決する司令塔役である。 そのため歴代の財団理事長には、歴史学者かそれに近い人物が就き、その地位は閣僚級とされる。 現在の理事長は五代目の金度亨氏で、その金度亨理事長の下、「東北アジアの古代史研究」、「隣 国の韓国観研究と対応」、「独島に関する学際的研究」、「東海の名称の国際的拡散」、「総合的で有 機的な東アジア像の模索」、「韓・中・日共同の歴史認識の指向」、「学術交流と歴史和解」、「市民 社会と交流と協力強化」等の研究が進められている。

その「東北アジア歴史財団」が司令塔的な役割を果たしたものに、「竹島問題」、「慰安婦問題」、「歴史教科書問題」、「日本海呼称問題」、「徴用工問題」等がある。

中でも 2011 年から本格化した韓国の竹島教育の教材開発(『独島を正しく知る』・『永遠の我が領土独島』等) は、「東北アジア歴史財団」が担当し、「徴用工問題」では資料集を刊行するな

ど、政策提言機関としての役目を果たしている。

4. 「独島体験館」について

さらに「東北アジア歴史財団」傘下の「独島研究所」では、2012年9月に「独島体験館」を ソウル市内に開設して、幼児から大人まで、竹島の歴史と自然を体験できる教育施設の運営を始 めた。現在、その「独島体験館」はソウル市内だけでなく、全国13ヶ所(2018年11月現在) に設置され、地域の竹島教育に活用されている。

ソウル市内の「独島体験館」は、「東北アジア歴史財団」と同じ建物の地下にあり、比較的行きやすい場所にある。そのため「独島体験館」を訪れる日本人もいて、中には竹島を韓国領と思い込む人もいるようである。これはそれだけ「独島体験館」の展示が効果的だということである。

事実、この「独島体験館」と、「領土主権対策企画調整室」が 2018 年に開設した「領土・主権展示館」を比べれば、その差は歴然としている。「独島体験館」は、「独島研究所」の専門家達が運営しているが、「領土・主権展示館」では民間業者に業務委託しているからだ。「領土・主権展示館」で質問をしても、答えが返ってこないのも無理がない。その「領土・主権展示館」は、2020 年 1 月、虎ノ門に移転したが、調査研究も民間業者任せでは、「独島体験館」を超えることは難しい。

不特定多数の人々を対象とする「領土・主権展示館」とは違って、「独島体験館」は、韓国の教育部傘下の「東北アジア歴史財団」が編纂した竹島教材を復習する、教育の場だからだ。それに韓国では、2011年に教育科学技術部(現、教育部)が「小・中・高等学校独島教育の内容体系」を定め、次のような教育方針が確立している。

「独島に対する日本の挑発を抑え、独島が我が国の領土ある認識を日本は勿論のこと、国際 社会に拡散させるためには、まず我々が独島に対して、正しく知らなければならない。事実 を正しく知れば論理的に主張ができ、相手方を説得することができるからだ!

2018年以降、島根県内の中学校には、韓国の中学生達から手紙が届くようになった。韓国の竹島教育では、韓国側の主張を「国際社会に拡散させる」ことを奨励しているからだ。その際に活用されるのが、「東北アジア歴史財団」が開発した教材の『独島を正しく知る』である。昨年3月には、「東北アジア歴史財団」監修の『自己主導型、私が作っていく独島』(小学校三年生から高校生対象)を完成させるなど、日本の遙か先を走っている。

5. 日本の教育と韓国の独島教育

この韓国側の竹島教育に対して、日本の現状はどうであろうか。『学習指導要領(平成 30 年度告示)』(「高等学校」)によると、その指針は次のように記されている。

「国家主権、領土 (領海、領空を含む。)」について関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること」

だがこの指針だけで、日本の先生方は、韓国の小中高生から来た手紙に返事が書けるだろうか。韓国の子ども達は『独島を正しく知る』で、理論武装しているからだ。それにその論理は、「独島体験館」を訪れた日本人観光客が、韓国側の主張にも一理あると思い込むほど理路整然としている。

文部科学省では、この現状を承知しているのだろうか。それに竹島を韓国領とする韓国側の論理は、すでに日本国内にも浸透しているからだ。「東北アジア歴史財団」では2007年4月、『竹島・独島史的検証』を岩波書店から刊行している。理事長の金容徳氏は、その目的を「創業100年を誇る日本最大の出版社である岩波書店で、徹底した検証を通じて出版された点で大きな意味がある」。「韓国の独島領有権に対して日本国内に肯定的な視角を作ることに期待する」と語っている。

「東北アジア歴史財団」では、その後も、日本側を説伏するための「政策・対策を開発・提示」しており、その研究成果は、機関誌の『領土海洋研究』と研究叢書として公刊してきた。2020年2月11日現在、その歴史問題関係の研究書は411冊に及ぶ。盧武鉉大統領が、「歴史・独島問題を長期的・総合的・体系的を含めた専担機関の設置」を指示して、十五年目の成果である。一方、日本政府は2013年に「領土主権対策企画調整室」を設置し、文部科学省は、2020年度から竹島教育を実施するという。日本では「竹島は日本固有の領土」としているが、韓国でも「独島は韓国固有の領土」としていている。これは外務省の小冊子『竹島問題を理解する10のポイント』に対して、「東北アジア歴史財団」が『日本人が知らない独島10の真実』を公開する頃から登場したフレーズで、韓国側では日本の「固有の領土論」批判の対抗カードとしている。日本政府が反論を怠ったことで、日本政府は反論できなかったと見ているからだ。

昨年 10 月、「東北アジア歴史財団」が旧著『日本人が知らない 10 の独島の真実』の表題を換え、『日本の偽りの主張「独島の真実」』として刊行したのはそのためである。韓国側では、自説に都合が悪くなると、『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』のように、無かったかのように装い。反論されなければ、『日本の偽りの主張「独島の真実」』のように、平然と自己主張を繰り返すのである。『第四期最終報告書』では急遽、その『日本の偽りの主張「独島の真実」』を論駁したが、韓国側がどのように反応するのか、見ものである。

6. 日韓の違いとその克服

韓国側には、自説にとって不都合と思われる研究を無視する傾向がある。それは日本政府の見解でない場合が多い。これは韓国側から見ると、日本側の竹島研究には日本政府と民間の二つがある、ということである。その中で、韓国側が標的とし続けるのが、外務省の『竹島問題を理解する10のポイント』である。それは反論していないからである。それに外務省の小冊子は、すでに島根大学名誉教授の内藤正中氏が『竹島=独島問題入門、外務省『竹島』批判』として批判し、その韓国語版の『韓日間、独島・竹島論争の実態』も、「東北アジア歴史財団」の協力で翻訳がなされ、韓国内に流布している。

韓国側ではこれらを根拠に、日本政府は、「間違った歴史認識」によって竹島の領有権を主張している証拠とするのである。そこで島根県竹島問題研究会が、東北アジア歴史財団の『日本人が知らない 10 の独島の真実』を論駁しても、それを無視するのは、日本政府の反論ではないからである。

この現状から言えることは、日本にも竹島問題を統括できる公的な機関が不可欠だということ

である。それも小・中・高等学校で竹島教育が始まる現在、喫緊の事案である。韓国側では、意図的に日本人研究者達と関係を持ち、竹島を韓国領とする著書を日本国内に流通させているからだ。その目的は島根県竹島問題研究会の竹島研究批判で、岩波書店から刊行された『史的検証竹島・独島』(2007年)以外にも、『独島・竹島韓国の論理』(2004年)、『竹島=独島論争』(2007年)、『図説竹島=独島問題の解決』(2014年)、『竹島・もう一つの日韓関係史』(2016年)、『独島・竹島の日韓史』(2016年)等が出版されている。

だがそれらは、もともと韓国領でなかった竹島を無理やり韓国領とするため、文献を曲解し、その論理のどこかで虚偽の歴史が捏造されている。しかし初学者がそれを見抜くのは容易ではない。ソウル市内の「独島体験館」を訪れた日本人が体験したような思いに至ることもある。韓国側では、竹島を韓国領とする日本人研究者を「良心的日本人」と称するが、それは「夷を以て夷を制す」ための手段である。

この外にも、「東北アジア歴史財団」では、2007年頃から日本側の歴史 NGO 団体等と協力し、日本の歴史教科書を批判してきた。近年の歴史教科書問題には、「東北アジア歴史財団」が絡んでいる。その歴史教科書問題も、最近はあまり話題にならなくなったが、「良心的日本人」と称された人々は、日本の教科書に記された竹島の記述を問題にしていた。日本で竹島教育が始まれば、再び歴史教科書問題が浮上する可能性もある。

だがそれを避けるためにも、司令塔役を果たせる機関は欠かせない。それも島根県と中央政府の間に、微妙な意識のずれが生じた現在、その設置は急務である。その「意識のずれ」は、島根県が主催する「竹島の日」の式典でも表面化している。式典には中央政府から政務官が派遣され、さらに 2016 年、中央政府の肝煎りで隠岐の島町に「久見竹島歴史館」が建設されたが、隠岐諸島に関する研究環境にも影響が出始めているからだ。

また 2018 年には、沖縄北方領土担当大臣が初めて島根県を訪問し、その後任の大臣も、任期の末期に島根県を訪れている。これが慣例化すれば、島根県としても中央政府の顔色を覗うことになり、当初からあった日本政府に対する建設的な姿勢も制限されことになる。

一方、韓国では教育部傘下の「東北アジア歴史財団」が竹島研究及びその政策提言を行い、それを外交政策に反映させている。また韓国には百を数える竹島問題関連の市民団体があり、「東北アジア歴史財団」の研究成果をもとに活動が進められている。

日本でも竹島教育が始まるが、文部科学省は、韓国側の現状をどこまで把握しているのだろうか。韓国側には、実践的な教材『独島を正しく知る』が存在する。『独島を正しく知る』で学んだ韓国の子ども達が「論理的に主張」し、日本の子ども達を「説得する」活動を始めた時、文部科学省はどう対応するのだろうか。

島根県では、島根県内の中学校に韓国の中学生から手紙が届くと、その対策として『韓国の竹島教育の現状とその問題点』を2018年11月に刊行した。その目的は、『独島を正しく知る』の誤りを論証し、県内の竹島教育を混乱させないための予防策である。

だが日本政府には、この種の事業を推進する機関がない。一般的には「領土主権対策企画調整室」に期待したいが、それはお門違いである。「領土主権対策企画調整室」は企画だけで、実施するのは委託された民間業者だからである。そのため民間業者による委託研究報告書に対しては、「東北アジア歴史財団」の丁永美氏が次のようなコメントをしている。

「1905年編入以前の独島の歴史に対しては目を瞑っている」

丁永美氏の指摘は、「1905 年編入以前の独島の歴史」(竹島が日本領となる以前の鳥取藩が幕府に提出した 1695 年の「返答書」。1870 年に佐田白茅が提出した「内探書」と 1877 年の「太政官指令」等)では、日本は竹島を日本領でないとしているが、日本政府の調査報告書では、竹島を日本領とする文献ばかりで、日本にとって不都合な歴史には「目を瞑っている」というのである。

これは島根県竹島問題研究会の発足以来、竹島論争の最前線にいる「東北アジア歴史財団」の 丁永美氏にとっては、意外だったのだろう。日本政府による調査研究は、韓国側の争点(「1905 年編入以前の独島の歴史」)とは無関係に行われていたからだ。これは与えられた方針に従って 行う調査研究と、「竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、問題点の整理を行う」 島根県竹島問題研究会との違いである。

7. セカンドオピニオンとしての島根県

その島根県竹島問題研究会の活動も、今年で15周年を迎えた。これは研究機関を持たない「北方領土問題」と比較しても画期的だった。それは島根県議会による「竹島の日」条例の制定には、「北方領土問題対策協会」の啓発事業が深く関わっていたからだ。

2003 年 11 月 15 日、西郷町 (現、隠岐の島町) では、「竹島・北方領土返還運動島根県県民会議」主催の講演会が開かれ、その講演で私は、「竹島問題では日本が勝てる」と発言した。それがその前年、「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」を結成していた澄田知事と県会議員の面々に受け入れられ、2 年後、「竹島の日」条例の制定に繋がったからである。

その北方領土問題対策協会の事業に私をお誘いくださったのは、当時、同僚だった木村汎先生と佐瀬昌盛先生であったと、後年、木村汎先生からお聞きした。それは北方領土問題の場に竹島問題を加え、北方領土問題の活性化を狙ったとのことであった。その木村汎先生も、常々、領土問題の解決には司令塔的機関が必要と仰っていたが、残念なことに昨年、鬼籍に入られてしまった。

だが幸いなことに、島根県では司令塔的組織の必要性を認識しておられた。「竹島の日」条例を成立させた島根県議会は、その三ヵ月後には「竹島問題研究会」を発足させ、私たち研究会のメンバーにはフリーハンドを与えてくれたからだ。それを支えてくれたのが、島根県庁の職員の面々である。その協力で各期の「最終報告書」と「中間報告書」が作成された。それも研究員達の得意とする分野での報告が許され、それが結果的に多方面にわたる研究成果に繋がった。そのため韓国側の竹島研究者たちも無視することができず、韓国側との論争が続いている。

これは島根県(行政)と研究がかみ合った結果である。その中で、2007年4月に「竹島資料室」が県庁の一角に開設されたのは、第一回の「竹島の日」の式典で、県会議員との約束に端を発している。「竹島資料室」が開設され、竹島関連の資料が発見される度に地元紙の山陰中央日報社をはじめ、マスコミ各社が積極的に報道してくれた。その結果、竹島資料室には、県内外から関連資料の委託や寄贈が自然と行われるようになった。

島根県の「竹島資料室」には、外部の民間業者を雇って運営する「領土・主権展示館」や、箱物としての「久見竹島歴史館」とは違って、地元の専門家がまとめ役として在籍しているからである。

だがその「島根県竹島問題研究会」も世代交代が始まり、日本政府も「領土主権対策企画調整

室」を設置して、文部科学省は竹島教育を始めた。

中央政府に抗して成立させた「竹島の日」条例も、当初の目的は「竹島の日」を無くすことにあったが、その「竹島の日」の式典も、開催が目的化された感がある。それに領土問題は、学校教育の場では取り扱うべきではない、と考えている。領土問題は、外交によって解決すべき案件だからだ。

このところ日韓関係は、最悪といわれる。それは韓国側に、日本を侵略国家(加害者)とする「歴史認識」があるからだ。それが朝鮮半島に特有の「反正」と結びつくと、過去の歴史は「清算」されねばならなくなる。だがその「歴史認識」は1954年、日本政府が竹島問題の解決を国際司法裁判所に付託しようとした際、それを拒否した韓国側の声明で示されたものである。

竹島問題は、韓国側の言う「歴史問題」ではなく、解決しなければならない「領土問題」である。その竹島問題に先鞭をつけたのは、島根県である。島根県竹島問題研究会は、日本に司令塔 的機関が生まれる時まで、セカンドオピニオンとしての役割に徹したいと思う。

1. 研究会の開催状況

(1) 研究会の開催状況は、次のとおりである。

- 第1回研究会 / 平成29年6月11日
- ·第2回研究会 / 平成29年10月29日
- ·第3回研究会 / 平成30年3月11日
- ・第4回研究会 / 平成30年6月10日
- 第5回研究会 / 平成30年10月21日
- 第6回研究会 / 平成31年3月10日
- ・第7回研究会 / 令和元年6月16日
- ・第8回研究会 / 令和元年10月20日
- ・第9回研究会 / 令和2年1月19日

(2) 各研究会の状況は、次のとおりである。

▽第1回研究会 / 平成29年6月11日 / 13:30~16:00

- 1)総務部長あいさつ
- 2) 委員自己紹介
- 3) 第4期島根県竹島問題研究会趣旨説明
- 4) 座長選出 … 下條正男氏(拓殖大学国際学部 教授)を選出
- 5) 副座長選出 … 佐々木茂氏(松徳学院高等学校 教諭)を選出
- 6) 研究会の運営について
- 7) 「竹島問題に関する学習」の推進検討部会の設置
- 8) 竹島問題に関する標語募集の審査
- 9) 最近の情勢(韓国側の対応)などについて報告
- 10) 韓国中学校歴史クラブからの手紙
- 11) 各委員の研究テーマ
- 12) 韓国の小・中・高校で、「主権」「領域」「国家」の用語がどのように教えられているか
- 13) 竹島領有権をめぐる韓国政府の主張
- 14) 平成28年度内閣官房委託調査「竹島に関する資料調査報告書」
- 15) 戦後の韓国による竹島不法占拠と水産業
- 16) 明治期竹島漁撈の先駆者達

▽第2回研究会 / 平成29年10月29日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 「竹島問題に関する学習」の推進検討部会について
- 3) 隠岐諸島における明治期竹島漁撈と漁業史 -公式編入前史-(2) 島前から島後へ
- 4) 1960年代の韓国の竹島問題に関する論文記事

- 5) 竹島での漁撈をめぐる池内敏氏の論議について
- 6) 慶尚北道「竹島問題100問100答批判2」について
- 7) 「竹島問題」に関する標語募集入賞作品の決定及び表彰について

▽第3回研究会 / 平成30年3月11日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 「竹島問題に関する学習」の推進検討部会について
- 3) 韓国国会記録院所蔵の竹島問題関係資料について
- 4) 「松島開拓之議」を出した「陸奥ノ士族」武藤平学について 〜瀬脇寿人『烏刺細窊斯杜屈(ウラジオストック)見聞雑誌』の紹介〜
- 5) 熊本県天草市および三重県志摩市における調査について
- 6) 第4期竹島問題研究会の中間報告・最終報告の作成について

▽第4回研究会 / 平成30年6月10日 / 13:10~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 東北アジア歴史財団編『独島 領土主権と海洋領土』の問題点について
- 3) 平成30年3月告示の高校学習指導要領における「領土等国土に関する指導の 充実」の扱いについて
- 4) 国際共同研究支援事業 (領土・主権・歴史調査研究支援事業) について
- 5) 韓国人『独島』研究者の〈習学期〉について
- 6) いわゆる松島渡海免許について
- 7) イ・ウジン「「竹島問題研究会」の独島教育に対する批判的検討-学習指導案を中心に-」(『日本思想』17号 2017年6月) について
- 8) 天草を主とする九州地方の調査について
- 9) 中間報告書の作成について
- 10) ブックレットの作成について

▽第5回研究会 / 平成30年10月21日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 独島体験館と国立中央博物館の企画展について
- 3) 「竹島問題に関する学習」推進検討部会について
- 4) 大正元年の安来博覧会付属水族館で展示された竹島のアシカについて
- 5) 北海道新聞連載記事「海と国境」について
- 6) 隠岐自然館所蔵の日英博覧会出品のアシカ皮製品について
- 7) 下村輪八郎の「松島日記」とその後、島根県竹島問題研究会の隠岐調査の歴史
- 8) 中間報告書の作成について

▽第6回研究会 / 平成31年3月10日 / 13:30~17:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 北海道新聞連載記事「海と国境」について(2)

- 3) 韓国の中学校から県内の中学校へ届いた竹島に関する葉書への対応について
- 4) 大谷家文書の県への寄贈について
- 5) 第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書の知事提出について
- 6) 竹島問題啓発ブックレットの作成について
- 7) 大谷家文書の今後の活用について
- 8) 第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書の発行について
- 9) 第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書の作成について

▽第7回研究会 / 令和元年6月16日 / 13:30~15:00

- 1) 知事あいさつ
- 2) 座長あいさつ
- 3) 元禄九年の竹島渡海禁制と松島――最終報告書の構想について
- 4) 1970 年代の韓国の日本海漁業について
- 5) 竹島問題啓発ブックレットの作成について
- 6) 第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書の作成について

▽第8回研究会 / 令和元年10月20日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 第3・4回「竹島問題に関する学習」推進検討部会の報告について
- 3) 1970 年代韓国の竹島開発計画について
- 4) 晩隱・李奎遠の鬱陵島「検察」関係資料について
- 5) 「松島開拓願」を出した下村輪八郎と西海新聞『松島日記』について
- 6) 大谷家文書の整理と今後の活用について
- 7) 第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書の構成について

▽第9回研究会 / 令和2年1月19日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書の取りまとめに向けて
- 3) 第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書の原稿案について
- 4) 第4期竹島問題研究会を振り返って

2. 研究レポート

(1)瀬脇寿人(手塚律蔵)と彼をめぐる人たち

石橋 智紀

はじめに

瀬脇寿人は幕末の蘭学者・英学者であり、明治初期の外交官であった人物である。また、竹島問題では明治初年の松島開拓願で名前を記憶している方もあるかもしれない。今回は、瀬脇寿人の松島開拓願について考えてみたい。

なお、瀬脇寿人は、元々手塚律蔵といったが、文久2年の遭難を機に姓を瀬脇に改めており、 後に名も寿人(ほかに旧太郎、良弼とも)に改名している。

瀬脇寿人の墓碑銘

東京の青山墓地に瀬脇寿人の墓がある。墓は改葬されているが、古い墓碑が残されている。正面に「正七位瀬脇壽人墓」と書いてあり、残る3面には、依田学海(百川)による碑文が書かれている。古い墓石の文字はやや摩滅しているが、その全文は、岩崎克巳氏講演『手塚律藏と瀬脇壽人』に掲載されているので、それを紹介する。

「正七位瀨脇壽人墓」

露西亞浦潮港、在仁格來斯科東南、古渤海地。舊名海蔘崴。距今三四十年前、分屬淸韓兩國。 及露國得黑龍江東北五百里、遂并有之、開府置兵移民殖産鬱爲重鎭。而此地距我函館二百餘里。 其航路從長門赤間關駛四百里。經竹松諸島嶼、爲最便云。外務出仕瀨脇君、嘗奉使淸國涉覽形勝。 還上疏言。露國國勢日冨強、以拓地殖民爲務、今開鎭浦潮。其意盖在東方也。我邦隣近清韓、利 害相倚。宜發遣專使、以察形勢。而本港與我海路甚便。貿易之利最所宜急也。外務卿上之朝。朝 議從之。明治九年六月、以君爲貿易事務官駐在本港、管領我商民。君又請開松島以便航海。盖松 島距隱岐四十餘里、與竹島相接。我民嘗往來漁獵。江戸府秉政時、韓人指竹島謂是我鬱陵隝。府 議遂并棄之。而君以爲松島殊接近我、宜復以歸管理。若爲外人所據、厥害不小。且浦潮港固乏良 材。宜採輸之、爲利甚鉅。書上、不報。君在任竭力經營黽勉從事。我民皆便之。居二年病作。請 就醫於國、歸卒於舟中。盖浦潮港之議、發自君。朝廷亦委以重任。半途而歿。惜哉。君名壽人。 初名律藏。手塚氏。周防熊毛郡人。爲太郎盛光裔。祖某。父壽仙。母瀨脇氏。及後逢難遂冒其姓。 君幼好學。既長遊長崎、講究咼蘭及英學。學就歷遊諸州、遂寄住江戸、聚徒教授。當是時二三先 輩以洋學教授。率皆主咼蘭、無解英書者。君獨通曉焉。時未有汽船。君命工縮造之。又始傳牛痘 於江戸。人皆奇之。弟子益進。嘉永年間佐倉藩主、聞君名聘教其士、給廩十五人。安政七年江戸 始置蕃書調所、徴爲敎授。金澤藩主亦請公暇講書、給廩十五人。君名漸聞海内、而横議之徒以攘 夷爲名、忌君甚。謂彼講洋書將謀不測也。時君以素籍貫周防、嘗來往萩藩邸講書、又與其人士交。 一日與語及外國事、議論齟齬。君辨折不屈。皆大怒、及君辭去要擊之途殆危。君跳入城渠泅而逃。 佐倉藩主聞之、亟命護送之國、藩置博文堂、大興洋學。以君爲總務兼教授。君益講究洋書、譯述 兵書數十卷。藩改革軍政、君與有力焉。明治中興之四年十月、徵外務大錄、尋進少記、敍正七位。 後罷少記、掌事如故。於是朝廷一新制度、率倣西洋。嚮與君論事不合者、皆任大官、布列要路。 君嘗著鷄林事略、請題字參議木戸公。公舊萩藩士。謂君曰、嘗知狙擊君者乎、卽吾徒也。因大笑。公素知君能。且喜其篤志。君之受重任、雖出外務卿推薦、盖或有所由也。君以文政六年六月八日生、以明治十一年十一月廿九日卒。享年五十有七.爲人和易温厚質直不飾。敞衣惡食意晏如也。然有不可於意者、毅然爭之。其發浦潮港之議也、前後上書數千言、遂達其志。而事業未完。世皆惜之。余佐倉人也。嘗與君交甚厚。屢見示其著述。余學問淺薄、毎耻不能副也。然或時質以所見、君必喜從之。其虛懐如此。所著鷄林事略、及所譯泰西史略・萬國圖誌・淸英字典。並上梓行於世。海軍要領・彼理日本紀行・西洋火攻精選等藏於家。配木村氏。生二子。長曰壽雄、次曰壽司郎。女五人。婿曰高木兼寛・豐住秀堅・島田純一。餘未嫁。壽雄秀堅等將葬君於青山墓地、來請銘。銘曰 讀世未讀之書、創人未創之業、維功啓後、維學貽法、流而不竭、若水之浩澣、峙而不崩、若山之岌●(山かんむりに業)。

明治十二年八月 三等編修官正七位依田百川撰 從八位松田元書

碑文の撰者の依田学海は、佐倉藩出身の漢学者であり、当時は修史館の編修官をしていた人物で、瀬脇とは佐倉藩時代から交流があった。依田には『学海日録』という日記が残されており、明治12年2月2日に「旧友瀬脇寿人、白露国の潮港にありしが病を得て帰国し、途中船中にみまかれり。その墓碑を作らむとて、寿人が婿海軍監□豊住秀堅、寿人の履歴一通を携え来りて余が文を請へり。」とあり、同じ年の7月16日に「瀬脇寿人氏の墓銘なれり。この日寿人の婿豊住秀堅におくる。」という記事がある。¹

碑文の内容(瀬脇の経歴)については岩崎氏が指摘しているように幾多の誤謬があるが、瀬脇と直接関係のあった人物の書いたものとして貴重であり、特に「蓋し」から始まる松島についての内容は、詳細なため、依田が瀬脇から直接聞いていた内容を基にしている可能性もある。

手塚律蔵²

手塚律蔵は文政 5 (1821) 年 6 月 8 日、父手塚治孝 (5 代寿仙)の二男として、周防国熊毛郡 小周防にて出生。母は瀬脇仙左衛門の娘で、異母兄に (6 代) 寿仙がいる。

律蔵は17歳のころ、故郷を出て長崎と江戸で蘭学を学んでいる。そして、嘉永4(1851)年には佐倉藩に召抱えになり、江戸で又新堂という塾を開いており、安政3(1856)年には幕府の蕃書調所の教授手伝になっている。

『萬國圖誌』の出版

文久 2 (1862) 年に、佐倉藩の佐波銀次郎と共に『格爾屯氏 萬國圖誌』を出版している。 この『萬國圖誌』は米国の『Colton's Atlas of the world (1856)』の翻訳で、佐波銀次郎は、手塚の門人であり、手塚が蕃書調所で教授手伝として採用された際、「堀田鴻之丞家来佐波銀次郎厄介」の身分であったことからも、手塚との関係が深かったことがうかがえる。

『萬國圖誌』には附図が2葉付いており、日本地図の原図はシーボルトの地図も参考にして作られたものである。アルゴノート島(実在しない島)とダジュレー島(現在の鬱陵島)が原図に

^{1 『}学海日録』は、岩波書店から翻刻、出版されている。

² この稿の手塚律蔵(瀬脇寿人)の経歴については岩崎克巳氏講演『手塚律藏と瀬脇壽人』(昭和13年、温知會)、村上一郎(遺稿)『手塚律蔵研究(未定稿)』(昭和36年、蘭学研究会 研究報告 第81号)に依っている。

あり、それぞれ、「タカシマーアルゴナムテ島」「マツシマ(ダゲレト島)」と翻訳している。

遭難と瀬脇寿人への改名

文久2年12月20日律蔵は、長州藩邸にて襲撃されている。福沢諭吉『福翁自伝』によれば 「私共と同様幕府に雇はれてゐる飜譯方の中に手塚律藏と云ふ人があつて、其男が長州の屋敷 に行て何か外國の話をしたら、屋敷の若者等が斬て仕舞ふと云ふので手塚はドンドン駈出す、若 者等は刀を抜て追蒐る、手塚は一生懸命に逃げたけれども逃切れずに、寒い時だが日比谷外の濠 の中に飛込んで漸く助かつた事もある」

そのため、12月25日には江戸を引き払って佐倉に転居している、また、苗字も母方の姓を取 って瀬脇と改めている。

浦潮斯徳貿易事務官赴任と松島(鬱陵島)の実見

瀬脇は明治3年に外務省に採用されている。そして、明治8年にウラジオストクの初代貿易事 務官として、長崎港からウラジオストクに赴くのであるが、その際「松島」(鬱陵島) を実見し

外務省外交史料館に『烏刺細窊斯杜屈見聞雑誌』という瀬脇の報告書が残されているが、それ によると、明治8年4月19日に実見した松島についての記事が載っている。

「十九日晴 今日モ昨日ノ如ク、風波ナク、海上至テ平穩ナレハ、甲板ニ登テ、四面ヲ回望スル ニ、上ニー點ノ雲翳ナク、下ニ彈玉ノ地モ見へス、唯● (洱+少) 茫タル大洋、天ト相接スルノ ミ、午後第五時過、又甲板ニ登リ回望スレハ、左辺ニ當テ稍大ナル一島アリケルユヱ、此島ノ名 ハ何島ト申ニヤ、何レノ國ノ領地ニ、属スルヤト尋子ケレハ、士官答へテ、此島ノ名ハ、松島ト 稱シテ、日本ノ属島ナリト云ルユヱ、甚タ恠ミ居シ處へ、佛人モ偶来リケレハ、又尋ネシニ、其 人モ亦日本ノ属島ト答へタリ、サレハ我属島ナリケリト、始メテ信シヌ、此島ニ人家アリヤト問 へハ、人家ハアラシト云ヘリ、余雙眼鏡ヲ出シテ照シ見タレトモ、薄暮ナレハ糢糊トシテ見へス、」

瀬脇は6月9日にウラジオストクからの帰路でも「松島」を実見している。

「九日朗晴、

武藤生ヲ以テ金生ニ、朝鮮海濱ノ地名ヲ問シニ、大港小港、數十ヲ書キ示シタレト、船中ナレハ、 圖ヲ出スコト能ハス唯聞タルノミ、皈國ノ上ハ金生ニ圖ヲ寫サセ、戸數民口等ヲモ能ク正シ置ハ ヤト楽メリ、

午前第十時頃ヨリ、南方ニ當テ一箇ノ小島顕ハレ出タリ船将ニ問タレハ、是コソ日本ノ松島ナリ ト云ケルユヱ、遥ニ十三四里ヲ隔テ、雙眼鏡ヲ以テ照シ見ニ、南北ニ長ク、東西ニ短キ、稍大ナ ルー島アリ、漸ク近ツキ之ヲ見レハ、巍々峩々タルー山脈、南北ニ貫キ、西面ト北面ニハ、數百 ノ溪谷相連リ、大ナル松樹繁茂シ、又雜木モアリ、山腹ニ瀑布ト覚シキ、二條ノ白練ノ如キ物、 遙ニ遠海ヨリ見ユ、其幅二十間ハカリ、其高サ四十間モアラント思ハル、舩頭ノ云ヘルニハ、此 島ハ凢ソ三里半方アリ港モ両三所ミユレトモ、大船ヲ繋クヘキ港ナシト云へり、余舩中ヨリ眺望

³ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B1608069800 『鳥刺細窊斯杜屈見聞雑誌』(第9画像目)

スルニ、礦山家ノ所謂、原山アリ次山アリ、必ス金属ヲ生スヘシ、此島ョリ朝鮮地マテ、三十四 五里、對馬マテ八十里ノ由ナリ」⁴

ウラジオストク在住の武藤平学

ウラジオストクで、瀬脇は現地に居住する武藤平学という日本人に会っている。武藤は次のよ うに自己紹介をしている。

「私儀ハ奥州白川ノ産ニテ阿部豊後守カ旧臣、武藤平學ト申ス者ナリ、御一新ノ砌、誤テ賊徒ニ左祖シ脚部ニ銃丸ヲ得テ、病ニ罹リシカ、平癒シテ後、入牢ヲ命セラレ、其後赦免ヲ蒙リ、函館ニ赴キテ、英学ニ志シ居シ時、偶日耳曼國ノ鯨猟舩、入港シケレハ、大幸ト存シ、之ヲ賴テ「ボーイ」ト為リ、奥蝦夷海ニ赴キシニ、其使役甚だ嚴酷ニシテ、食物モ與ヘサレハ、元来柔弱ナル性質ニテ劇シキ使役ニ堪ル事能ハス、「サガレーン」島ニ上リ、夫ヨリ樵夫日雇ナト務メ、遂ニ本地ニ来リ居リシカ、稍露語朝鮮語ヲ学ヒ、朝鮮人金麟曻ト申者ト、懇意ヲ重ネ、遂ニ兄弟ノ約ヲ結ヘリ」5

武藤の家の隣にアメリカ人の「コーペル」という商人が居住しており、武藤を通じて彼からも 松島開拓について次のように聞いている。

「過日長崎ヨリ、来路ノ海上ニ、松島ト稱スルー島アリ、日本ノ属島ト聞タレトモ、怪シケレハ、「ウラシワストーク」へ来着シテ地圖ヲ繙キ之ヲ見レハ、我カ雲州ノ北ニ當ル、竹島ノ隣島ナリ、亜人「コーペル」ト云ル者、今現ニ「ウラジワストーク」ニ来往シテ武藤カ寓居ノ隣家ニ、巨店ヲ開キ居住セリ、余等カ本地ニ参着セシヲ聞キ、武藤ニ謂テ曰ク、今回日本ヨリ、當地ニ領事館ノ参リシ由、請フ足下ヨリ、領事ニ願フテ、我ニ彼ノ松島ヲ、五年ノ間貸シ給フヘク、周旋セラレヨ、運上ハ出サント、武藤へ頼ミシユヱ、武藤、彼ノ島ヨリ金銀ノ類ニテモ、産スルヤト尋ネケレハ、笑テ答ヘス、彼又曰ク、若シ貸給ハサレハ、茲ニ一策アリ、我嘗テ彼ノ島ノ周圍ヲ周リ港ナトモ見定メ置キシニ、無人島ナレハ竊ニ行テ居住セント、戯語ヲ交へ云シ由ナリ、」6

金麟昇と『鶏林事略』

金麟昇は咸鏡道慶興府の出身で武藤平学の義兄弟であった。瀬脇は武藤からの紹介で金麟昇に会っており、その際、朝鮮の「竹島」について聞いている。

「竹嶋距朝鮮幾里程、又距日本幾里許、ト書タレハ、金生竹島係在江原道三陟府、而此嶋地方周 廻為千里也、土沃物多、然既係國之禁島、故民不居生、或慮生敵三陟営將及月松万戸春秋摘奸耳、 幾里程未詳矣、」⁷

とあり、瀬脇は当時の地図にある通り、松島(実際は鬱陵島)とは別に竹島があると考えてい

⁴ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B1608069800 『烏刺細窊斯杜屈見聞雑誌』(第 96 画像目)

⁵ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B1608069800 『烏刺細窊斯杜屈見聞雑誌』(第 25 画像目)

 $^{^6}$ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B1608069800『烏刺細窊斯杜屈見聞雑誌』(第 27 画像目)

⁷ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B1608069800 『烏刺細窊斯杜屈見聞雑誌』(第73 画像目)

たようである。

また、瀬脇は金麟昇からの聞き取り等を基に『鶏林事略』という書籍を著している。それによると朝鮮の範囲を、おそらく西洋の書籍からの引用と思われるが、次のように記している。

「朝鮮國ハ、亜細亜州の東北に在り。太平洋に突出して、半島の状を成せり。緯線ハ、赤道の北 三十四度十七分より起り、四十三度二分に至て止み、經線は英國「グリインウヰッチ」の偏東百 二十四度三十分より起り、百三十度三十五分に至て止む。」としている。

斎藤七郎兵衛

斎藤七郎兵衛は、佐倉の商人であり、瀬脇の佐倉藩時代から交流があった人物と考えられるが、明治8年の瀬脇のウラジオストク訪問には同行していない。しかし、明治11年の瀬脇の最後のウラジオストク訪問には同行しており、瀬脇が11月29日にウラジオストクからの船中で亡くなると、本来水葬になるはずの瀬脇の遺体を斎藤の懇願でそのまま南佐久間町の自宅に送り届けている。

大槻文彦『洋々社談』「竹島松島ノ記事」

大槻文彦は明治時代に活躍した国語学者である。彼も参加していた洋々社という知識人のグループが出版していた『洋々社談』という雑誌の明治 11 年 8 月 31 日号 (第 45 号) に「竹島松島の記事」という記事を掲載している。明治 35 年に出版された『復軒雑纂』(復軒は大槻文彦の号) に再録されている。

竹島松島ノ記事

外務省ノ東員瀬脇氏、魯領滿洲ノ「ウラジオストック」港ニ在留シテ頃歸朝セリ其長崎へ歸 航中、日本海中に一島ヲ遠望セリ島勢、西北絶壁ニシテ崕白クシテ高ク東南漸々斜平ナリ是レ 盖シ舊圖ニ載スル竹島松島ノーナルベシ彼ノ港頭、後來盛ニ開クルニ及バヾ此島一ノ要地ニ テ今我ヨリ之ヲ開カバ大ニ後日ニ利スル所アラムト云、余此話ヲ聞キテ左ニ彼ノニ島ノ大畧 ヲ記ス(多ク松浦武四郎ノ竹島雜話ニ據ル)

舊圖二日本海中ノ我ガ隱岐ト朝鮮トノ間二竹島松島ノ二島ヲ載ス然レドモ舊圖ノ漫ナル其地位 固ヨリ確タラズ今洋圖ヲ覽ルニ北緯三十七度ヨリ八度、綠威東經百三十度ヨリ三十二度の間ニ 三箇ノ島嶼アリ蓋シ是等ナルベシ舊記ヲ探ルニ松島ノ事知ルベカラズ竹島ノ事、稍其詳ナルヲ 得即チ左ニ記ス所ノ如シ

竹島ハ隱岐ト朝鮮トノ間ニ在リテ相距ルコト各四十里許、島、東西四里弱、南北六七里周圍十六 里許アリ、地形三稜ヲ成シ全島皆山ニシテ樹木茂生シ瀑布多ク海岸皆絶壁ニシテ岬角四出シ岩 礁多シ島ニ良港無シ但東南隅ニー灣アリ大坂浦ト名ヅク隱岐ヨリ渡ル者先此ニ着ク灣兩岬ノ間 ニ在リテ粗碇泊ニ適ス海岸ノ平地一里半許アリテ四條ノ流水アリ又島ノ西南ニニ灣アリーヲ濱 田浦トイフ灣西南ニ向ヒ平地廿町許亦二流水アリーヲ竹ノ浦トイフ灣南向シ南風ニ舟ヲ繋ギ難 シ平地十五町許一流アリ此地ニ人ノ住居セシ跡アリ此ノ邊竹最大ナリ又西北岸ニニ灣アリーヲ 北國浦トイフ灣西北ニ向フ平地十五町、三流水アリーヲ柳ノ浦トイフ灣亦西北ニ向フ平地十町 許、二流水アリ此邊蘆荻多シ岬上ヨリ朝鮮ノ地ヲ望ムベシ彼國人モ亦此所ヲ指シテ乘リ來ル朝 鮮人住居ノ跡アリ

産物ハ古へ伯州人ノ収メ來リシハ人參、鰒、海驢ノ三種ノミ鰒極メテ大ク乾蚫トス海驢ハ大サ小

犬ノ如ク面、鮧魚ノ如シ岩上ニ眠ルヲ刺シテ捕ル脂最多シ猫アリ尾短クシテ曲ル故ニ尾ノ曲レル猫ヲ世ニ竹島猫ト云又鼠アリ鳥ニ燕多シー種燕ニ似テ全身灰白ナル者アリ岩洞ニ棲ミ朝ニ去リ暮ニ歸ル石州雲州ノ人穴鳥ト呼ブ其他天鷚、白頭翁、ヒワ、シヾフカラ、鷗、鸕鶿、ノシコ、鷲、鷹、クマタカ、等アリ竹多シ大ナルハ圍二尺ニ至ル松多シ、タイダラ、赤楊ノ如ク梓ニ似タリ、ヒヽラギ、内地ノ種ト異ナリ、黄柏、桐、山茶、栂、槻、モチノキ、グミ、ハゼザクラ、結香他栴檀、朱檀、黒檀アリトイフ蒜、欸冬、蘘荷、土當歸、ユリ、牛蒡、イチゴ、虎杖、等アリ又鑛物ニ辰砂、イハロクシャウアリ

元和二年伯州米子ノ商、村川市兵衛、大谷甚吉、初メテ竹島ニ航セムコトヲ官ニ請フ時ニ伯州ハ 幕領ニシテ阿部四郎五郎、米子ノ城代タリ然ルニ其明年、池田光政、此國ヲ領ス〔光政ノ時代疑 フベシ〕兩氏依テ又請フ光政乃チ幕府ニ白シ許可ヲ得、爾來、兩氏、年々竹嶋ニ渡リテ漁業ス元 和四年兩氏召サレテ江戸ニ至リ免許ノ朱印ヲ得、是ヨリ毎年將軍ニ謁シテ時服ヲ賜ハリ島産ノ 蚫ヲ献ズ後八九年ヲ經テ兩氏隔年ノ謁見ニ定メラル爾後毎歳渡海スルコト七十四年を經テ元祿 五年二至リシガ此歳例ニ依テ渡リシニ朝鮮人數十人、島ニ在リテ漁業ス我之ヲ詰ルニ彼曰ク我 等固ヨリ此嶋ノ漁業ニ意無シ是ヨリ北ニー島アリ上好ノ蚫ヲ産ス我等國王ノ命ヲ奉シテ三年一 回彼ノ島ニ渡ル今年モ亦渡リシニ歸帆ノ時難風ニ逢ヒ此ニ漂着スト依テ此島ハ昔ヨリ日本漁業 ノ地ナレハ速ニ去ルベシトイフ彼船ヲ修メテ去ルベシト答フ然レドモ急ニ去ルベキ状モ無ク且 我漁業ノ小屋ヲ撿スレバ漁舟八隻ヲ失ヘリ然レドモ衆寡制スベカラザレバ終ニ空シク歸帆セリ 明年再ビ到レバ前年ノ如ク朝鮮人多ク此ニ在リテ家ヲ設ケ漁業ヲ恣ニシ動モスレバ不法ノ言ヲ 吐ク依テ已ムコトヲ得ス計ヲ施シ彼ノ中ノ長タル者一人ト外ニニ三人ヲ拉シ歸帆シテ其事ヲ時 ノ領主松平伯耆守ニ訴へ領主之ヲ幕府ニ白セリ依テ兩氏江戸ニ召サレテ尋問アリ兩氏モ屢愁訴 ス同年携へ來リシ彼國人ハ領主ノ命ニテ鳥取ニ召サレタリ(此朝鮮人ノ結局ヲ知ラズ)盖シ兩氏 ハ毎年三年ノ頃ニ渡海シ秋ノ初メ歸帆ノ時、漁舟漁具ヲ小屋ニ納メ置クニ明年ノ渡海マデ絶エ テ異常無カリシニ去年ヨリ彼等小屋ヲ發キ器具ヲ奪ヒ依然トシテ居住スル状ヲ見レハ此年朝鮮 人始テ此島ニ到リシコト疑無シトイフ是ヨリ渡海止ミタリト此間、幕府、宗對馬守義眞ニ令シ朝 鮮人ノ竹島へ渡來スルヲ禁ゼムト彼國へ兩回談判セシカド彼ヨリ、竹島ハ其屬地ナル由ヲ答へ シニ因テ終ニ朝鮮ニ與フル事ト爲リ元祿九年正月老中戸田山城守ヨリ松平伯耆守へ奉書ヲ下シ 村川大谷兩氏ガ向後ノ渡海ヲ禁ゼラレ同年十月宗氏其旨ヲ朝鮮ニ通ジタリ同十一年村川市兵衛 江戸ニ出テ再ビ愁訴ニ及ビシカトモ其後ヲ知ラズ後廿七年ヲ歴テ享保九年幕府ヨリ因州家ニ命 アリ米子ノ領主荒尾但馬ニ令シテ之ヲ糺サシメ荒尾氏兩商ノ呈セル書ヲ寫シテ官ニ上レリ然レ ドモ亦其後ヲ知ラズ川村大谷兩氏ハ豪商ニテ今、尚米子ニ存ストイフ而シテ其後朝鮮人モ亦多 クハ此島ニ到ラズト見エタリ近來水戸ノ徳川齊昭嘗テ竹嶋松島ヲ開カムトスル志アリシカド果 サザリシト云

竹島ノ事、徳川氏、一旦之ヲ朝鮮ニ付シタレド其説、當時ノ外交ノ禁ニ出デシノミ且其竹島トイヒ松島トイヒシモ今其何レノ島ナルヲ詳ニセズ而シテ兩國ノ間ニ此曖昧ノ地アリ棄テヽ開カズ後來若シ外人ニ有セラレバ獨其利ヲ失フノミナラズ一旦緩急アラバ利害ノ關スルコト少カラジ今ヤ北ハ唐太千島ノ交換アリテ魯國トノ紛紜ヲ終へ西ハ朝鮮ト和成テ葛藤始メテ解ケ東南ノ小笠原島、英人既ニ其所有ノ權ヲ放棄シ南方ノ琉球モ亦將ニ其兩屬ノ名ヲ處置セムトス此時ニ當リテ此ニ島ノ事措テ問ハザルハ亦遺憾トスベシ其ノ後レテ人ニ制セラレシ唐太ノ如ク其數年ノ異議ヲ起シヽ小笠原島ノ如キハ我レ竹島松島ニ於テ望ム所ニアラズ乃チニ島ノ事ヲ記シテ世ノ志士ノ説ヲ起サムトス

「洋々社」には、瀬脇の墓碑銘を撰した依田も会員として参加しているため、瀬脇の松島の話について依田を通じて聞いた可能性もある。

当時、樺太は日本とロシアで国境を定めず日本人とロシア人が雑居していたが、ロシア人の入植が進んだ結果、明治8 (1875) 年に樺太・千島交換条約によって日本は樺太における権益を放棄したことからも、当時の人の考えでは国境の島には入植を進めたほうが良いという考えもあったことがうかがえる。

まとめ

瀬脇寿人が実際に目撃した松島は、鬱陵島であったが、外国人からの情報により、結局、彼が明治11年に亡くなるまでその事実を知ることはなかった。また、彼の影響を受けて松下開拓願を提出した人々も、その「松島」が鬱陵島であることを知らなかったことは、その後の松島・竹島観に影響を与えたと考えられる。

(2)羊頭狗肉、東北アジア歴史財団編『日本の偽りの主張「独島の真実」』について

下條 正男

韓国の「東北アジア歴史財団」は2019年10月17日、「日本の偽りの主張『独島の真実』」を 財団のホームページに掲載した。だがそれを「羊頭狗肉」と形容するのには理由がある。今回刊 行された『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「東北アジア歴史財団」が2012年に公開した 『日本人が知らない独島10のポイント』に財団理事長の金度亨氏の「刊行の辞」を新たに加え、 看板を『日本の偽りの主張「独島の真実」』と書き換えただけだからだ。

その「刊行の辞」で、金度亨氏は日本を「近くて遠い国」とし、その理由を「1965 年の韓日国交正常化」の時は歴史問題を解決できなかったが、最近の日本は、その「歴史の傷口を抉り」、独島を日本領と主張しているとした。金度亨氏によると、日韓が「近くて遠い」関係になった責任は、日本にあるのだという。そのため本書のもう一つのタイトルも、『日帝侵奪史を正しく知る』となっている。

だが『日本人が知らない独島 10 のポイント』で主張された内容は、何れも事実無根であったことは、すでに「島根県竹島問題研究会」のサイト上に『韓国が知らない 10 の独島の虚偽』(注1) として公開済みである。

しかし今回の『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その論駁された事実には触れず、反論もしていない。 乾鳥という鳥は、何か不都合なことが起こると藪の中に頭を隠し、現実を無視するという。 その類の現象を「乾鳥症候群」と称するそうだが、『日本の偽りの主張「独島の真実」』 はそれに近いものがある。

「東北アジア歴史財団」の金度亨理事長は、その「刊行の辞」で「我々財団ではこれを修正、補完して『日本の偽りの主張「独島の真実」』という名で発行しました」としているが、修正と補完といっても、活字が少し大きくなり、一部の写真を差し替えた程度である。それを金理事長は、「独島をさらに深く正確に理解する機会となることを望んでいる」としているが、すでに旧著の段階で、その誤りが明らかにされている。『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「看板に偽りあり」なのである。

そこで本稿では、その『日本の偽りの主張「独島の真実」』の誤謬を改めて論証し、江湖の批判を俟つことにした。論駁の順序としては、最初に韓国側が批判する『竹島問題を理解する 10のポイント』(外務省編纂)の主張を示して、次いで「東北アジア歴史財団」の反論(「日本の主張はここが嘘」)を要約し、最後に『日本の偽りの主張「独島の真実」』の誤りを反証することにした。

(1)日本の偽りの主張1

【「竹島問題を理解する 10 のポイント」の主張】 「日本は古くから竹島の存在を認識していました」

【日本の主張はここが嘘】「日本は古くから独島を韓国の領土と認識」 『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、逆に日本が古くから「独島を韓国の領土と認識」 していたとして、次の三点を論拠に、日本の主張を批判している。

①日本政府は1846年版の『改正日本輿地路程全図』を根拠に、独島が日本領だったと主張するが、1779年の初版をはじめ、正式版では欝陵島と独島が日本の経緯度線の外に描かれている。さらに『改正日本輿地路程全図』には、日本の西北の境界は隠岐島という『隠州視聴合紀』(1667年)の文句が書き込まれている。これは独島を日本の領土と認識していなかった証拠である。

②日本は 1905 年に独島を不法に編入するまで、独島を日本領と認識していなかった。『朝鮮国交際始末内探書』(1870年)では、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」としているので、日本は欝陵島と独島を朝鮮の領土と認識していた。

③1877 年の「太政官指令」では「竹島外一島之儀本邦関係これなし」としており、日本の 太政官は「竹島外一島」を日本とは関係がないとした。それは島根県が提出した『磯竹島 略図』を見れば、この一島が松島(独島)であることが分かる。

【(1) の①に対する反証】

ここで日本が、「独島を日本の領土と認識していなかった」論拠にされたのが、『改正日本輿地路程全図』(1779年)である。その根拠は、「初版をはじめ、正式版では欝陵島と独島が日本の経緯度線の外に描かれている」点。長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』には、「日本の西北の地は、此州を限りとする」として、隠岐島を「西北の地」とした『隠州視聴合紀』から「見高麗如自雲州望隠岐」が引用されている点。この二点に依拠して、日本は「古くから独島を韓国の領土と認識」していた、と反論したのである。

だがこれはためにする論議である。長久保赤水が『改正日本輿地路程全図』に欝陵島と竹島を描いたのは、欝陵島と竹島を「我が版図」と認識していたからで、「経緯度」や彩色の有無は関係がない。水戸藩による『大日本史』の編纂事業に参画した水戸藩士の長久保赤水は、その「地理志」(「隠岐国条」)(注 2)で次のように記していからだ。

「すでに竹島と曰ひ、松島と曰ふ。我が版図たること、智者を待たずして知れるなり」

長久保赤水は、竹島と松島を「我が版図」と認識していた。従って、『改正日本輿地路程全図』の初版本や正式版で欝陵島と竹島が経緯度線の外に描いていて点や、彩色の有無を根拠に、長久保赤水は「独島を日本の領土と認識していなかった」と断ずるのは、歴史を無視した憶説なのである。

これは隠岐島を「日本の西北の地」としたとする『隠州視聴合紀』の解釈も、正しくなかった、 ということである。

長久保赤水が、『改正日本輿地路程全図』に竹島(欝陵島)と松島(現在の竹島)を描いた際、参考にしたのが齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』だからである。その長久保赤水が、竹島(欝陵島)を「我が版図」とした事実は、齋藤豊仙もまた「日本の西北の地」とした「此州」を、竹島(欝陵島)と解釈していたことになるのである。

この事実は、これまで『隠州視聴合紀』の「此州」を欝陵島としてきた韓国側の主張に、修正 を迫るものである。近年は、池内敏氏が「此州」(注3)を隠岐島としたことを奇貨とし、「此州」 を隠岐島としているが、その池内氏の解釈には誤りがあったことになる。

長久保赤水が、齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』を根拠に竹島(欝陵島)を「我が版図」とする以上、齋藤豊仙の「此州」もまた欝陵島としなければならないからだ。

事実、齋藤豊仙が「日本の乾(北西)の地は、此州を限りとする」として、竹島(欝陵島)を日本の国界としたのには理由があった。『隠州視聴合紀』(「国代記」)の著者の齋藤豊仙は、「隠州」の位置を説明する際に、隠岐島を基点として、そこから東西南北に放射線状に延長し、到着した先の日本の地をその距離とともに表記して、隠岐島の位置を明確にしようとしていた。そこで齋藤豊仙は、「これ(西郷)より南、雲州美穂関に至ること三十五里。辰巳(南東)、伯州赤崎浦に至ること四十里」等とし、その先に日本の領地がなければ、「子より卯に至るまで、往くべき地なし」とした。戌亥(北西)については、次のように記述していたのである。

「戌亥の間、行くこと二日一夜に松島がある。また一日の距離に竹島〔中略〕がある。この 二島は、無人の地で、高麗が見られることは、雲州から隠岐を望み見るようである。そうで あるから日本の乾(北西)の地は、此州を以って限りとする」

ここで「日本の乾(北西)の地」の限りとされた条件は、高麗(朝鮮)が見えることである。これは隠岐島の「戌亥(北西)の間」にある松島(現在の竹島)と竹島(欝陵島)の内で、「高麗(朝鮮)が見える」島が、「此州」(注4)だということである。齋藤豊仙が『隠州視聴合紀』で、「日本の乾(北西)の地は、此州を以って限りとする」としていたのは、「高麗(朝鮮)が見える」竹島(欝陵島)なのである。

長久保赤水が、齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』(「国代記」)を参考に、竹島と松島を『改正日本 輿地路程全図』に描き、竹島(欝陵島)を「我が版図」としたのは、齋藤豊仙も「高麗(朝鮮) が見える」欝陵島を、日本領と認識していたからである。

それを池内敏氏は、奇抜な論理で「此州」を隠岐島としていた。池内敏氏は、『隠州視聴合紀』の「元谷村」条から「隠州戌亥之極地」(隠州は北西の極地である)の文言を探し出すと、それを根拠に「国代記」の「此州」は、隠岐島だとしたのである。だが「元谷村」条の「極地」は、日本本土を基点に、隠州(隠岐島)を「北西の極地」としたもので、隠岐島を基点とした「国代記」の「日本の乾(北西)の地」とでは立脚点が違っている。「国代記」の「此州」と「元谷村」条の「隠州」は、見ている位置が日本本土と隠岐島とで違うのである。これは「舟に刻みて剣を求む」の類である。池内敏氏は、『隠州視聴合紀』の「元谷村」条に「隠州戌亥之極地」の文言があると、それを根拠に、「国代記」の「此州」を「隠州」(隠岐島)として、詭弁を弄したのである。

だがその解釈が正しくないことは、長久保赤水が齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』に倣って「此州」 (欝陵島)を「我が版図」とし、それを『改正日本輿地路程全図』に描いた事実でも明らかである。『改正日本輿地路程全図』は、「独島を日本の領土と認識していなかった証拠」にはならないのである。

【(1) の②に対する反証】

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、『朝鮮国交際始末内探書』(1870年)の調査項目に「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」とあると、それを文字通り解釈して、日本が竹島と松島を朝

鮮領としていた証拠とした。

だがその解釈は、杜撰の極致である。それは『朝鮮国交際始末内探書』の本文を読めば、そのような結論には至らないからだ。調査項目の本文では、「この儀、松島は竹島の隣島にして松島の儀に付き、これまで記載せし記録もなく」として、「松島(現在の竹島)が朝鮮領になった記録はない」と明言しているからだ。従って、『朝鮮国交際始末内探書』を根拠に、日本が竹島(独島)を韓国領としていたとはいえないのである。

韓国側の竹島研究では、文献批判を怠り、文献を恣意的に解釈する傾向がある。『朝鮮国交際始末内探書』の解釈では、文献批判を行なったのか疑問である。この『朝鮮国交際始末内探書』は、明治2年(1869年)から翌年に掛け、佐田白茅・森山茂・齋藤榮等が明治政府の命で対馬島と朝鮮に赴き、朝鮮及び対馬藩との関係を調査した報告書である。

だが「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」は、日本政府が命じた当初の調査項目(注 5)にはなかった。これは佐田白茅等が追加した項目である。そこに「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」を加えたのは、朝鮮事情だけでなく、朝鮮と対馬藩との交際を調査することが求められていたからである。その対馬藩に滞留中、佐田白茅等が得た結論が、「松島の儀に付き、これまで記載せし記録もない」だったのである。佐田白茅等は、竹島(欝陵島)に関しては朝鮮領としたが、松島(竹島)については、朝鮮領とは認めていなかったのである。

それを「日本は1905年に独島を不法に編入するまで、独島を日本領と認識していなかった」とするのは、調査項目である「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」の字面だけで、文献を解釈するからである。

『朝鮮国交際始末内探書』の本文で、「松島の儀に付き、これまで記載せし記録もなく」と報告している以上、「日本は古くから独島を韓国の領土と認識」していた証拠としては使えないのである。

【(1) の③に対する反証】

1877年、「太政官指令」で「竹島外一島之儀本邦関係これなし」とした際、参考にされたのが「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」と『礒竹島略図』である。確かに島根県が提出した『礒竹島略図』を見ると、「竹島外一島」とされた竹島と外一島は、現在の欝陵島と竹島である。

だがそれだけを根拠に、太政官が「竹島外一島」とした島嶼と『磯竹島略図』に描かれていた 島嶼が、同じであったと断言ができないのである。それは現在の竹島が新島として島根県に編入 される際、隠岐島司の東文輔が次のように述べているからだ。

欝陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其実ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第ニ有之候。 左スレハ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該当スヘキモノ無之。依テ従来誤称シタル名称ヲ転用シ、 竹島ノ通称ヲ新島ニ冠セシメ候方可然ト存候(注6)

隠岐島司の東文輔によると、竹島は本来、欝陵島の通称だったが、海図等では、欝陵島が松島と表記されている、というのである。

事実、シーボルトの『日本全図』(1840年)では、アルゴノート島を竹島とし、ダジュレート島を松島としたことから、後の海図や地図でも欝陵島を松島と表記することになった。それもシーボルトの『日本全図』では、松島の位置を欝陵島の経緯度である「北緯37度25分・東経130

度 56 分」とし、竹島と表記されたアルゴノート島の緯度と経度は、「北緯 37 度 52 分・東経 129 度 20 分」であった。

だが「北緯 37 度 52 分・東経 129 度 20 分」には島嶼が存在しておらず、竹島(独島)は「東経 131 度 55 分」に位置している。この事実は、シーボルトの『日本全図』には、現在の竹島(独島)は描かれていなかったということなのである。

これは太政官指令で「竹島外一島」とされた当時の海図や地図に描かれた島嶼と、島根県が提出した『磯竹島略図』の磯竹島(欝陵島)・松島(現在の竹島)とは、同じではなかったということを意味している。それもシーボルトが「竹島」としたアルゴノート島は、1863 年版の英国海軍の海図(注7)では破線で描かれ、所在不明(「PD」・Position Doubtful)とされていた。シーボルトの『日本全図』から始まった竹島(アルゴノート島)は、「太政官指令」が出される前年の英国海軍の海図(1876 年版)(注8)では消滅し、松島と表記された欝陵島とリァンクールト岩(現在の竹島)が描かれている。

この事実は、島根県が提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」と『礒竹島略図』だけで、 太政官指令の「竹島外一島」を判断してはならない、ということなのである。

それは「太政官指令」が下される前年(1876年)3月、日本でも海軍省水路局製図課長心得の大後秀勝が製図した『大日本海陸全図聯接朝鮮全国並樺太』(以下、『大日本海陸全図』)が刊行されており、そこではロシアの海図に従って、松島(欝陵島)と現在の竹島を「ヲリウツ瀬」・「メ子ライ瀬」と表記しているからだ。

「太政官」が、「竹島外一島之儀本邦関係これなし」と指令した時、海外の海図等では欝陵島を松島として、竹島(独島)は「ヲリウツ瀬」・「メ子ライ瀬」、「リアンクール島」等と表記していたのである。この事実は、太政官指令の「外一島」の松島は、現在の竹島(独島)ではなかったということなのである。

その松島が欝陵島であったことが確認されたのは明治13年(1880年)9月13日、松島を測量した天城艦によってである。さらに明治14年8月、外務省嘱託の北澤正誠は、『竹島考証』(1881年)で松島を「欝陵島」のこととし、竹島を欝陵島東2キロの「竹嶼」としたのである。

1877年の太政官指令で「本邦関係これなし」とした松島は、竹島(独島)ではなかったのである。

その事実を語ったのが、隠岐島司の東文輔である。東文輔が「欝陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其 実ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第」としたのは、以上のような経緯を述べていたので ある。そこで東文輔は、日本領に編入する新島(竹島)には、「従来誤称シタル名称ヲ転用シ、 竹島ノ通称ヲ新島ニ」付けるべきだとして、かつての欝陵島の呼称であった竹島を新島の島名と するよう提案し、樹木の生えない竹島が誕生したのである。

(2)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「韓国が昔から独島を認識していたという根拠はない」

【日本の主張はここが嘘】「韓国の明白な独島認識、古文献と古地図が証明」

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、旧著(『日本人が知らない独島 10 の真実』) に一字 一句付け加えることなく、その論拠を次のように記している。

独島は晴れた日には欝陵島から肉眼でも見ることができる。このような地理的特徴によって、独島は歴史的に欝陵島の一部として認識されてきた。『世宗実録』「地理志」(1454年)には、「于山(独島)と武陵(欝陵島)の二つの島が県の東の海中にある。二島は互いに距離が遠くなく、天気が良ければ望み見ることができる。新羅時代には于山国と称したが、欝陵島ともいう」と記されており、欝陵島から独島が見えるという事実とともに、于山島が于山国に所属していたことがわかる。

于山島が独島であるという記録は『新増東国輿地勝覧』(1531 年)、『東国文献備考』(1770年)、『萬機要覧』(1808年)、『増補文献備考』(1908年) など、韓国の多くの官撰史料に見られる。

【(2) に対する反証】

だがここで列挙された文献の中には、「韓国の明白な独島認識、古文献と古地図が証明」できるものはない。それは『世宗実録』「地理志」の記事と、「独島は晴れた日には欝陵島から肉眼でも見ることができる」とした地理的与件とは、関係がないからだ。

それを『世宗実録』「地理志」の記事と地理的与件とを結びつけ、「韓国の明白な独島認識、古文献と古地図が証明」しているとするのは、古文献や古地図にある于山島を何としても独島にしたいからであろう。しかし『世宗実録』の「地理志」は、「地理志」としては未定稿に属し、于山島の所在も明確にしていない。これは于山島に関しては、いかようにも解釈ができることを意味している。韓国側が『世宗実録』の「地理志」を論拠にするのは、その曖昧さを利用して、于山島を独島(竹島)と強弁することが出来るからだ。

だがその論理も、『世宗実録』「地理志」等を底本として編纂された『東国輿地勝覧』(後に『新増東国輿地勝覧』)と比較すれば、自壊してしまうのである。『東国輿地勝覧』の分註では「一説于山欝陵本一島」とし、『世宗実録』「地理志」と同時代の『高麗史』(「地理志」)の分註では「一云于山武陵本二島」としているからだ。分註で問題になっていたのは、于山島が欝陵島かどうかで、竹島(独島)ではない。それに『世宗実録』「地理志」と同時代の古文献では、竹島(独島)には言及していない。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、『世宗実録』「地理志」の「見える」を「欝陵島から独島が見える」と解釈しているが、『新増東国輿地勝覧』にも同じ「晴れた日には歴歴見える」とした記述がある。だがその「歴歴見える」は、欝陵島を管轄する蔚珍県から欝陵島が「見える」と読むのである。それに後世の『輿地図書』や『大東地志』の本文からは、于山島が消えている。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』が、『世宗実録』「地理志」に依拠して、「欝陵島から独島が見えるという事実とともに、于山島が于山国に所属していたことがわかる」としたのは、于山島に関する記述が曖昧だからである。『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その所在が曖昧な于山島と、「独島は晴れた日には欝陵島から肉眼でも見ることができる」地理的与件を結びつけ、地理的与件によって『世宗実録』「地理志」の「見える」を解釈するという、本末転倒の論法を思いついたのである。

これは文献批判を怠った結果で、その非学術的な手法は、「于山島が独島であるという記録は 『新増東国輿地勝覧』(1531 年)など、韓国の多くの官撰史料に見られる」とした文献の解釈で も繰り返されている。

朝鮮時代の官撰史料で、「于山島が独島である」とするのは、1770年に編纂された『東国文献備考』(「輿地考」)が最初で、唯一の文献である。しかしその『東国文献備考』(「輿地考」)にある分註(「欝陵・于山、皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」)は、編纂の過程で、『輿地志』からの引用文(「欝陵島と于山島は同じ島である」)が改竄されたもので、何ら証拠能力がないのである。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「『萬機要覧』(1808 年)、『増補文献備考』(1908 年)等、韓国の多くの官撰史料に見られる」としているが、それらは『東国文献備考』からの引用か増補版で、『東国文献備考』と同様、証拠能力はないのである。

そこで『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、次のような論理を開発して、不都合な事実 の隠蔽に努めたのである。

『新増東国輿地勝覧』に添付されている「八道総図」では、東海に欝陵島と于山島(独島)の二つの島が描かれている。位置が正確ではないものの、二つの島が描かれているということは、当時二島の存在を明らかに認識していたということを意味する。そして、『東国地図』など 18 世紀以降に描かれた地図は、すべて于山島を欝陵島の東に描いているなど、独島の位置・形態が漸次正確になっている。

ここでは『新増東国輿地勝覧』の「八道総図」と、『東国地図』に描かれた于山島を同一の島とする前提に立ち、『東国地図』に描かれた于山島を根拠として、「八道総図」の于山島を独島としている。しかし『新増東国輿地勝覧』の于山島は、その分註で「一説于山欝陵本一島」とされ、後世の地志からは于山島の名は削除されている。それは『新増東国輿地勝覧』の于山島と欝陵島が同島異名の島だったからで、事実、韓百謙の『東国地理誌』では欝陵島を于山島とし、李孟休の『春官志』では于山島を欝陵島の別称としている。さらに時代が下って、『輿地図書』や金正浩の『大東地志』になると、于山島そのものが本文から消えている。

一方、鄭尚驥が『東国地図』に描いた于山島は、朴錫昌が1711年に作図させた『欝陵島図形』の「所謂于山島」に由来する竹嶼である。その竹嶼は、欝陵島の東約2kmにある小島で、独島とは関係がない。『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、『東国地図』に描かれた于山島が竹嶼であった事実には触れていない。朴錫昌の『欝陵島図形』の存在を隠して、「八道総図」の于山島(欝陵島)と「東国地図」の于山島(竹嶼)を結びつけ、それを独島とするのは(注 9)、欺瞞である。

鄭尚驥が『東国地図』に描いた于山島は、朴錫昌の『欝陵島図形』(「所謂于山島」)に由来する竹嶼である。その竹嶼は、欝陵島の東約2㎞にある小島で、独島とは全く関係がない。旧稿の『日本人が知らない独島10の真実』もそうだったが、『日本の偽りの主張「独島の真実」』でも、その不都合な事実には沈黙している。竹嶼を「所謂于山島」とした朴錫昌の『欝陵島図形』の存在を隠蔽し、「八道総図」の于山島と「東国地図」の于山島(竹嶼)を根拠に、それを独島とするのは歴史に対する冒瀆である。

(3)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「日本は17世紀半ばには独島の領有権を確立した」

【日本の主張はここが嘘】「幕府と鳥取藩は欝陵島と独島を朝鮮領と認識」

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、旧著(『日本人が知らない独島 10 の真実』) に一字一句付け加えることなく、その論拠を次のように記している。

渡海免許は自国の島に渡るためには必要ない文書であり、これはむしろ日本が欝陵島・独島を日本の領土と認識していなかったという事実を証拠立てるものである。

17世紀半ばの日本の文献である『隠州視聴合紀』(1667年)には、「日本の西北の境界を隠岐島とする」と記されている。これは当時日本が欝陵島・独島を自国領と考えていなかったことを表わしている。

さらに、安龍福事件で朝鮮と日本両国間に領土問題が起るや、江戸幕府は鳥取藩に「竹島 (欝陵島)外に鳥取藩に属す島はあるか」と尋ねた。これに対し、鳥取藩は「竹島(欝陵島)・ 松島(独島)はもちろんそのほかに鳥取藩に属す島はありません」と回答し、欝陵島と独島 が鳥取藩に属さないことを明らかにした。

このような調査結果を土台として、江戸幕府は 1696 年 1 月 28 日、日本人の欝陵島方面への渡海禁止令を下した。つまり、日本政府の主張とは異なり、17 世紀末、日本は欝陵島と独島を朝鮮の領土と認めたのである。

【(3) に対する反証】

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「竹島渡海免許」と海外渡航許可書とされた「朱印 状」を混同しているようである。例えば、徳川家康の朱印状には、「自日本国到交趾国舟也」等 と墨書し、そこに日付と「源家康忠恕」の朱印が押されている。

「竹島渡海免許」は、鳥取藩の「返答書」に「松平新太郎領国之節、御奉書を以て仰付けられ候旨、承り候」とある通り、元和四年(1618年)、松平新太郎(池田光政)が姫路から因幡伯耆(鳥取藩)に入封する際、鳥取藩米子の大谷・村川家が、監使役の阿部四郎五郎正之に斡旋を依頼して、幕府から下された「老中奉書」である。「竹島渡海免許」には、下記のように老中の連署があり、そこには松平新太郎宛に、次のように認められていた。

「従伯耆国米子、竹島江先年船相渡之由に候。然者如其今度致渡海度之段米子町村川市兵衛 大屋甚吉申上付而達上聞候之処不可有異儀之旨被仰出候間被得其意渡海之儀可仰付候 恐々 謹言

> 永井信濃守 井上主計守 土井大炊頭 酒井雅楽頭

松平新太郎殿」

「竹島渡海免許」の宛先は鳥取藩主の松平新太郎である。この時、鳥取藩米子の大谷・村川家

に竹島への渡海が許されたのは、免許の中にも「竹島江先年船相渡之由に候」とあるように、大屋 (大谷) 甚吉が越後から帰帆の際、遭難して欝陵島に漂着し、そこが無人の宝庫と知ったことが発端であった。そこで幕府に渡海を願い出たところ、渡海が許されたのである。

その後、大谷・村川家では輪番で欝陵島に渡り、渡海の際には鳥取藩から「往来手形」を発行され、アシカ猟のための鉄砲を借り受けていた。

1693 年、大谷家が欝陵島に渡ると、すでに安龍福等が漁労活動をしていた。大谷家の船頭等は安龍福と朴於屯を日本領の侵犯の証拠として連れ帰った事件が、後に竹島(欝陵島)の帰属問題に発展するのである。

この欝陵島の帰属を巡る日朝交渉は、1696年1月、幕府が渡海禁止をすることで解決を見た。 それに先立ち、江戸幕府は12月24日、鳥取藩に対して「因州伯州江附属侯竹嶋者、いつの頃より両国江附属侯哉」、「竹嶋之外両国江附属之嶋有之侯哉」と書付で尋ね、鳥取藩では翌25日、「竹嶋者、因幡伯耆附属ニ而者無御座侯」、「竹嶋松嶋其外両国江附属之嶋無御座侯」と返答している。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、この鳥取藩の返答を根拠に、日本は欝陵島と独島 を朝鮮の領土とした、と解釈したのである。

だがそれでは歴史の真実は見えてこない。鳥取藩からの「返答書」には、「松平新太郎領国之節」とした記述があるからだ。これは松平新太郎(池田光政)が播磨の姫路藩から因幡伯耆(鳥取藩)に国替えとなり、鳥取藩に入封した元和四年3月14日以後という意味だからだ。

そしてこの一文には、鳥取藩が「竹島(欝陵島)・松島(独島)はもちろんそのほかに鳥取藩に属す島はありません」と回答した理由がある。「竹島渡海」が大谷・村川家に許される以前に、すでに鳥取藩の知行地は決まっていたからだ。池田光政が、因幡伯耆(鳥取藩)を幕府から給与されたのは元和三年(1617年)3月6日(注10)である。この事実は、鳥取藩(因幡伯耆)の領地には、最初から欝陵島は含まれていなかったことを意味している。

そのため幕府から「両国江附属之嶋有之候哉」と尋ねられれば、鳥取藩としては「因幡伯耆附属ニ而者無御座候」と返答したのである。それを日本が「欝陵島と独島を朝鮮の領土と認めたもの」とするのは、「返答書」の拡大解釈である。

それにこの時の鳥取藩の藩主は、池田光政の分家筋に代わっていた。そこで鳥取藩としては、 幕府から「先祖領地被下候以前より之儀候哉、但其以後より之儀候哉」と尋ねられれば、「松平 新太郎領国之節、御奉書を以被 仰付候旨承候」と応え、「其以前渡海仕候儀も有之候様承候得 共、其領相知不申候」としか、返答の仕様がなかったのである。

これは松島(現在の竹島)の場合も、同様であった。鳥取藩の領地は、松平新太郎の時に決まっていたからで、松島も最初から知行地には含まれていなかった。鳥取藩としては、その事実を答えたまでである。それを「幕府と鳥取藩は欝陵島と独島を朝鮮領と認識」していたと解釈したのは、日本史に対する理解が不足していたのであろう。

なお「安龍福事件」と江戸幕府の「竹島渡海禁止令」については、後述することにする。

(4)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「日本は17世紀末、欝陵島への渡航を禁止したが、独島への渡航は禁止しなかった」

【日本の主張はここが嘘】

「独島は欝陵島の附属島嶼であるため、別途の渡海禁止措置は不必要」 『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その論拠として、次のように述べている。

大谷家の文書を見ると、「竹嶋(欝陵島)近辺松嶋(独島)」(1659年)、「竹嶋(欝陵島)内 松嶋(独島)」(1660年)等の記録に見られるように、昔の日本人は独島を欝陵島の附属島嶼 と考えていた。

従って1696年1月、「欝陵島渡海禁止」には、当然、「独島渡海禁止」も含まれていた。

【(4) に対する反証】

この「竹島(独島)を欝陵島の属島」とするのは、旧著(『日本人が知らない独島 10 の真実』)以来、一貫して主張されてきた論理である。それは『東国文献備考』「輿地考」(1770 年)の分註に、「輿地志に云う、欝陵・于山は皆な于山国の地。于山は倭の所謂松島(現在の竹島)なり」とあるため、竹島(独島)を欝陵島の属島とする先入見があるからである。

だがこの『東国文献備考』の分註は、底本となった柳馨遠の『東国輿地志』では、「于山欝陵本一島」となっていた。それが『東国文献備考』(「輿地考」)の編纂過程で、「于山国に欝陵島と于山島があり、于山島は日本の松島(独島)である」と改竄されていたのである。

勿論、『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その不都合な事実には触れていない。そこで外務省の「竹島問題を理解する 10 のポイント」で、「幕府は欝陵島への渡海を禁じたが、独島への渡海を禁止したわけではない」とすると、その反論として浮上したのが、竹島を欝陵島の属島とする論理であった。

しかし幕府の『渡海免許』には、「竹嶋(欝陵島) 江先年船相渡之由候」と明記され、渡海を禁じた『奉書』には「向後、竹嶋江渡海之儀、制禁可申付旨、被仰出候」と記されていた。『渡海免許』の対象は欝陵島で、そこには付属島嶼としての独島(竹島)の記述はない。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「『奉書』には、渡海が禁じられた欝陵島に は属島としての独島(現、竹島)が含まれ、独島への渡海も禁止された」と、したのである。

そこで『日本の偽りの主張「独島の真実」』が掲げた根拠が、大谷家の文書にある「竹嶋近辺 松嶋」、「竹嶋之内、松嶋」の文言である。それを根拠に、「昔の日本人は独島を欝陵島の附属島 嶼と考えていた」。「欝陵島渡海禁止措置には当然、独島渡海禁止も含まれていた」と憶断したの である。

だが「竹嶋近辺松嶋」や「竹嶋之内、松嶋」だけでは、松嶋(竹島)を欝陵島の付属島嶼とすることはできない。

川上健三氏の『竹島の歴史地理学的研究』(1966 年)によると、「竹嶋近辺松嶋」と「竹嶋之内松嶋」の前後には、それぞれ「来年御手前舟、竹嶋へ渡海、松嶋へも初而舟可被指越之旨」、「竹嶋渡海筋、松嶋への小舟の儀」等の記述があるからだ(注 11)。前者には「来年、竹嶋(欝陵島)に渡海する際、松嶋(竹島)へも初めて舟が送られ」の意味があり、後者の「竹嶋渡海筋、松嶋への小舟の儀」は、文字通り「欝陵島への渡海の道筋に松嶋(竹島)が在る」としている。「竹嶋近辺松嶋」、「竹嶋之内、松嶋」の字面だけで、松嶋(竹島)を欝陵島の付属島嶼とすることはできないのである。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「竹嶋近辺松嶋」・「竹嶋之内、松嶋」とあると、その

字面を恣意的に解釈して、松嶋を欝陵島の属島としたのである。だが欝陵島と松嶋の位置関係は、 松江藩の齋藤豊仙が著した『隠州視聴合記』(「国代記」) で確認ができる。そこでは隠岐島から 松島(現、竹島) までの距離は「行二日一夜」、松島(現、竹島) から竹島(現、欝陵島) まで は「一日の程」があるとしている。「一日の程」も離れた島を属島と呼ぶのは無理がある。

それは鳥取藩から幕府に提出された 12 月 25 日付の『伯耆守江段々相尋候付、又々書付差出候 覚』(注 12) でも、「右松嶋、(中略) 竹嶋江渡海之筋ニ在之嶋ニ而御座候」として、松嶋を竹嶋 に渡る途中の島と見ているからだ。また元禄九年 (1696 年) 正月 23 日付の松平伯耆守の覚でも、 「松嶋へ猟に参候儀、竹嶋へ渡海の節、通筋にて御座候故、立寄猟仕候」(注 13) として、松嶋 を欝陵島に渡る「通筋」の島と認識していた。

当時は松嶋(現、竹島)を「竹嶋江渡海之筋ニ在之嶋」、「竹嶋へ渡海の節、通筋にて御座候」と見ており、「独島を欝陵島の附属島嶼と考えて」はいなかったのである。

「独島を欝陵島の附属島嶼」とする『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「竹嶋近辺松嶋」、「竹嶋之内、松嶋」といった一部の記述に注目し、史料の全体を見ることなく、史料を恣意的に解釈していたのである。

(5)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「安龍福の供述には信憑性がない」

【日本の主張はここが嘘】

安龍福の供述には信憑性があるとして、『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、次のように述べている。

「安龍福の陳述、韓国と日本の文献が立証」

安龍福の渡日活動によって、朝鮮と日本の間で欝陵島の所属に関する論議があった。結果的に 江戸幕府は欝陵島と独島を朝鮮の領土と認めた。安龍福の活動についての朝鮮と日本の記録に若 干の差があるものの、このような理由だけで安龍福の陳述自体に信憑性がないとするのは不当で ある。

※安龍福の渡日活動については、『粛宗実録』、『承政院日記』、『東国文献備考』など、韓国の官撰書と『竹嶋記事』、『竹嶋渡海由来記抜書控』、『因府年表』、『竹島考』など日本の文献に記録されている。

1696年の安龍福の二度目の渡日活動について、『粛宗実録』は安龍福が欝陵島で遭遇した日本の漁師に、「松島は于山島(独島)で朝鮮の領土」であると主張し、日本に渡って日本人の侵犯に抗議したと記録している。

2005 年、日本の隠岐島で発見された、安龍福の渡日活動に関する日本側の調査報告書である 『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書』は、安龍福が竹島(欝陵島)と松島(独島)が朝鮮の江 原道所属であると主張したと記録している。この記録は『粛宗実録』に出てくる安龍福の陳述内 容を裏づけるものである。

日本は、1696 年 5 月に欝陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述についても、渡海禁止が1月に下ったことを根拠に嘘だと主張している。しかし、1月に下った幕府の渡海禁止令は大谷・村川両家に直ちに伝達されたわけではない。朝鮮にも同年 10 月になってから伝えられた。

従って渡海禁止令が下ったのが 1 月であったという理由だけで安龍福の陳述が嘘であるという 日本の主張は妥当とはいえない。

【(5) に対する反証】

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、次の三点を根拠に、「安龍福の供述には信憑性がない」とする日本の主張を嘘とした。その論拠の第一点、「安龍福の渡日活動によって、(中略) 結果的に江戸幕府は欝陵島と独島を朝鮮の領土と認めた」。第二点、「安龍福の二度目の渡日活動について、『粛宗実録』は安龍福が欝陵島で遭遇した日本の漁師に、「松島は于山島(独島)で朝鮮の領土」と主張し、日本に渡って日本人の侵犯に抗議したと記録して」いる。「『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書』には、安龍福が竹島(欝陵島)と松島(独島)を朝鮮の江原道所属と主張した記録があり、『粛宗実録』に出てくる安龍福の陳述内容を裏づけるもの」だ。第三点、「日本は、1696年5月に欝陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述についても、渡海禁止が1月に下ったことを根拠に嘘だと主張」する。だが「渡海禁止令が下ったのが1月だったという理由だけで安龍福の陳述が嘘という日本の主張は妥当」でない。

以上、三点からも明らかなことは、安龍福の供述は、それが今日の竹島問題の究極の争点となっているという事実である。

だが結論からいうと、「安龍福の渡日活動」とされている安龍福の行動によって、「江戸幕府は 欝陵島と独島を朝鮮の領土と認めた」事実はなかった。その理由については『日本の偽りの主張 「独島の真実」』を編纂した「東北アジア歴史財団」が、知っているはずである。2012年12月、 「東北アジア歴史財団」では『東北アジア資料叢書42』を刊行し、その中に『因幡国江朝鮮人 致渡海候付豊後守様へ御伺被成候次第並御返答之趣其外始終之覚書』(以下、『覚書』)を収録しているからだ。そこには安龍福等の「渡海」に関して、安龍福等を追放か対馬藩に引き渡すよう、 江戸幕府が鳥取藩に命じていた事実が記録されている。安龍福は、鳥取藩によって放逐されていたのである。この事実は、幕府が編纂した『通航一覧』にも記載されている。安龍福は、鳥取藩 主と交渉して、欝陵島と独島を朝鮮領とすることもなく、追放されていたのである。

その安龍福が、朝鮮に帰還後、「欝陵島で漁労活動をしていた日本の漁民を追って隠岐諸島に 漂着」し、その「日本の漁民 15 名は処罰された」と供述して、鳥取藩主との交渉では、欝陵島 と独島を朝鮮領としたと証言していたのである。

だがこれは偽証である。江戸幕府は 1696 年 1 月 28 日、欝陵島への渡海を禁じ、2 月には鳥取藩を通じて、『渡海免許』を回収していたからだ(注 14)。その際、大谷・村川両家にも、「竹嶋江渡海無用」と伝えられていた。『渡海免許』が返納されてしまえば、大谷・村川家は欝陵島に渡ることができなかった。大谷・村川家が欝陵島に渡る際は、鳥取藩から「往来手形」を発行され、海驢猟で使う鉄砲を鳥取藩から借り受けていたからである。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「日本は、1696 年 5 月に欝陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述についても、渡海禁止が1月に下ったことを根拠に嘘だと主張している」と批判している。だが『渡海免許』を返却した大谷・村川家は、欝陵島には渡れなかった。「1696 年 5 月に欝陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述」は、偽りの証言だったのである。

これは『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書』に依拠して、『日本の偽りの主張「独島の真実」』 では、「安龍福が竹島(欝陵島)と松島(独島)が朝鮮の江原道所属であると主張したと」し、 「この記録は『粛宗実録』に出てくる安龍福の陳述内容を裏づけるもの」としているが、その反論にも検証の余地があるということである。

確かに『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書』では、安龍福が「朝鮮八道之図を八枚にして所持」し、「竹嶋は江原道東莱府の内の欝陵島で、松嶋は同じ江原道の子山島」だと語っている。 だが安龍福が「松嶋は同じ江原道の子山」と語ったとしても、その子山島が松嶋(竹島)であった証拠にはならない。安龍福が持参した八枚の「朝鮮八道之図」は、官撰の『新増東国輿地勝覧』に由来する地図だからである。

安龍福が持参した「朝鮮八道之図」の子山島は、『新増東国輿地勝覧』では于山島と表記され、 欝陵島と朝鮮半島の間に描かれている。それに于山島の所在は『世宗実録』「地理志」、『高麗史』 「地理志」、『新増東国輿地勝覧』の段階では特定することができなかった。

その于山島が地図上に定着するのは、朴錫昌が『欝陵島図形』(1711 年)で、欝陵島の東約 2 kmの小島(現在の竹嶼)に「所謂于山島」と注記してからである。その于山島は、後に鄭尚驥が欝陵島の東側に小島を描いたことで、竹嶼のこととされたのである。

安龍福が持参した「朝鮮八道之図」の于山島は、『新増東国輿地勝覧』に由来する于山島で、 『輿地図書』や『大東地志』で確認するまでもなく、実在しない島であった。それを安龍福は、 「松嶋は同じ江原道の子山島」と供述していたが、その実在しない子山島(于山島)は、松島(竹島)であるはずがないのである。この事実は、「安龍福の渡日活動に関する日本側の調査報告書である『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書』」に対して、文献批判をすれば、自明である。

(6)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する 10 のポイント」の主張】

「1905年の島根県の独島編入は領有権の再確認であった」

【日本の主張はここが嘘】

「日本、日露戦争中、不法に独島を侵奪」

1905 年 1 月、日本は日露戦争中に独島が持ち主のいない土地であるとして「無主地先占論」を楯に独島を侵奪した。しかし、その主張は 1950 年代以降「領有意思の再確認」に変わった。独島を自国の固有の領土であるという主張と、「無主地先占論」を根拠として独島を編入したという主張が互いに矛盾するということに気付いたためである。「領有意思の再確認」という主張は、1877 年の太政官指令など、「独島が日本と関係がない」としてきた日本政府の見解と相反する。(中略)

1905年の日本の独島編入は国際法上無効である。日本は「無主地先占論」にしたがって独島を編入したと主張するが、韓国では長い年月にわたって独島領有権を確立してきており、それは1900年10月25日、大韓帝国勅令第41号を通じて近代法的に再確認している。(以下略)

【(6) に対する反証】

ここで『日本の偽りの主張「独島の真実」』が批判しているのは、「1905 年の島根県の独島編入は領有権の再確認」とする外務省の見解である。だがその見解は、「竹島の日」条例を制定した島根県の見解とは異なっている。外務省が「領有権の再確認」とするのは、竹島の領有権はそれ以前に確立したとみているからである。

だが島根県の「竹島の日」条例は、明治38年2月22日付の「島根県告示第40号」に依拠して、制定されている。それも明治38年(1905年)1月28日の「閣議決定」で、竹島を「他国ニ 於テ之ヲ占領シタリト認ムへキ形跡ナク、(中略)国際法上占領ノ事実アルモノト認メ、(中略)島根県所属隠岐島司ノ所管」としたことを根拠としている。

一方、韓国側が竹島の日本領編入を「侵奪行為」とするのは、1900 年 10 月 25 日の『勅令第 41 号』で、独島は韓国領になったとするからで、その論拠とされたのが『勅令第 41 号』の第二条である。そこでは鬱島郡の行政区域が、「欝陵島全島と竹島石島」と定められ、その石島を独島とするからである。

その韓国側が1905年の竹島の島根県編入を、「日本は日露戦争中に独島が持ち主のいない土地であるとして「無主地先占論」を楯に独島を侵奪した」とするのは、1954年に竹島を武力占拠した韓国政府に対し、日本政府が9月25日、国際司法裁判所への付託を提案したことによる。これに対して韓国政府は10月28日、「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲物だ」、「日本が独島奪取を謀ることは韓国の再侵略を意味する」とする歴史認識を示して、日本政府の提案を拒否した。この時に示された「歴史認識」は、2005年3月23日、盧武鉉大統領による「韓日関係に関連して国民に伝える文」でも繰り返されている。

「日本は露日戦争中に独島を自国の領土として編入した。それは武力で独島を強奪したことだ。日本の島根県が「竹島の日」を宣言した二月二十二日は、百年前、日本が独島を自国の領土として編入したその日である。それは正に過去の侵略を正当化し、大韓民国の独立を否定する行為である」

この盧武鉉大統領の「歴史認識」は、1900年10月25日に公布された『勅令第41号』を根拠としている。その第二条で、鬱島郡の行政区域が「欝陵全島と竹島石島」とされていることから、その石島を独島と解釈するからである。

だがその石島は、独島ではなかった。1882 年、欝陵島検察使の李奎遠は、欝陵島の島内を描いた『欝陵島内図』と、欝陵島の付属島嶼を描いた『欝陵島外図』を作成して、欝陵島の全容を明らかにした。しかしその欝陵島の附属島嶼を描いた『欝陵島外図』には、独島が描かれていないのである。そこに描かれていたのは、朴錫昌の『欝陵島図形』に由来する「所謂于山島」(竹嶼)と島項(日本名、観音島)の二島である。

その李奎遠の『欝陵島外図』は、その後の欝陵島地図の基本となり、日韓双方ではその地理的知識を共有していた。1883 年、欝陵島での日本人による材木伐採が問題になると、日本政府は檜垣直枝を欝陵島に派遣して、現地調査をさせている。その檜垣直枝の「復命書」には欝陵島の地図が添付されており、その地図に描かれていたのは竹島(竹嶼)と島項で、独島は描かれていなかった。

1900年にも、日韓合同の欝陵島調査が実施され、その際、釜山領事官補の赤塚正助が提出した「復命書」(「欝陵島山林概況」)には、「欝陵島地図」が添付されていた。その「欝陵島地図」には、竹島(竹嶼)と島牧、それに空島(孔岩)はあるが、独島は描かれていなかった。さらに大韓帝国が隆熙4年(1910年)に刊行した『韓国水産誌』では、欝陵島の属島として竹嶼と鼠項島(島項)の二島を挙げている。

『勅令第41号』が公布される前後、欝陵島の属島とされたのは竹島(竹嶼)と島項の二島で

ある。中でも赤塚正助が提出した「欝陵島山林概況」では、欝陵島の疆域を「東西凡六里強、南 北凡四里強」と明記している。この種の表記は、伝統的に欝陵島一島の広さを示している。

大韓帝国が1900年10月25日、『勅令第41号』を公布したのは、赤塚正助等とともに欝陵島に赴いた視察委員禹用鼎の報告を受け、内部大臣の李乾夏が『欝陵島を欝島と改称し島監を郡守に改正することに関する請議書』(以下、『請議書』)を議政府会議に提出したからである。そしてその『請議書』では、欝陵島の疆域を「該島地方は縦80里(日本の八里)で、横50里(日本の五里)」と明記していた。この欝陵島の疆域を「縦80里、横50里」とする数字は、朴錫昌の『欝陵島図形』に由来する。この事実は、朴錫昌の『欝陵島図形』に独島(竹島)が描かれていなかったように、鬱島郡の行政区域(「欝陵全島と竹島石島」)には、独島は含まれていなかった、ということなのである。

では「欝陵全島と竹島石島」とされた石島は、もう一つの属島である島項だったのだろうか。 そのヒントは、海図 306 号「竹邊灣至水源端」(1909 年刊)にある。そこでは島項が、鼠項島 [SomokuSomu]と韓国語音で表記され、この鼠項を伝統的な反切借字として読むと、鼠項島(「Soku=石」島)は石島と読むことができるからだ。

では何故、李奎遠は欝陵島の北東にある小島を島項と命名し、韓国語音で表記したのだろうか。 李奎遠は『欝陵島検察日記』で、島項を「形、臥牛のごとし」として、「稚竹叢あり」としてい る。その島項を鼠項(島)[Somoku Somu]と表記し、それを韓国語として解釈すると「牛の首(項 =うなじ)の島」となる。李奎遠は、「形、臥牛のごとし」とした島項には、「稚竹」が叢生する ことから、それを「牛の首(項=うなじ)」と見立てたのであろう。そしてこの鼠項島(島項) を反切借字として読み、漢音で表記すると「石島」になるのである。

1906 年 11 月、大韓帝国は、鬱島郡の疆域を尋ねた統監府に対して、「郡庁は霞台洞にあり、該郡所管の島は竹島・石島で、東西が六十里、南北が四十里。合わせて二百余里」(注 15) と回答している。鬱島郡の行政区域には、独島は含まれていなかったのである。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、1905年の竹島の島根県編入を日本による「朝鮮半島侵略の最初の犠牲の地」としているが、その「歴史認識」には何ら根拠がないのである。

(7)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「サンフランシスコ講和条約の作成過程で、米国は独島が日本の管轄下にあるという意見だった」

【日本の主張はここが嘘】

「サンフランシスコ講和条約はカイロ宣言・ポツダム宣言の延長線上に」

連合国総司令部は第二次世界大戦以後、サンフランシスコ講和条約の発効時まで独島を日本から分離して扱った。連合国総司令部は日本占領時期を通して、独島を欝陵嶋とともに日本の統治対象から除外される地域と規定した。連合国最高司令官覚書(SCAPIN)第677号(1946.1.29)を適用した。(中略)

このように連合国総司令部が独島を日本の領域から分離して扱ったことは、日本が「暴力および貪欲により略奪した」領土を放棄することを明示したカイロ宣言(1943年)やポツダム宣言(1945年)によって確立された連合国の戦後処理政策に拠るものである。即ち、独島は日本が

日露戦争中に暴力と貪欲によって奪った地であり、日本が放棄すべき韓国の領土だったのである。 (中略)

1945年8月の連合国の勝利、1948年8月15日の国連決議による大韓民国政府の樹立にしたがって、独島は朝鮮半島の付属島嶼として回復された。サンフランシスコ講和条約はこれを確認したものである。

【(7) に対する反証】

旧稿『韓国が知らない 10 の独島の虚偽』では、国際法と関連する大東亜戦争以後には触れなかった。それは韓国側には、竹島の領有権を主張できる歴史的権原が無い事実を明らかにした以上、敢えて論ずる必要がないと判断したからである。それに韓国側には、竹島(独島)の領有権を主張できる歴史的権原がないとなれば、韓国側が国際法的分野と竹島の島根県編入を争点とすることが予想されたからだ。竹島研究が歴史的分野から国際法的分野に移った時、独島の領有権を主張できる歴史的権原があるのか、韓国側に反問できると考えたのである。

今回、「東北アジア歴史財団」が刊行した『日本の偽りの主張「独島の真実」』が、旧稿のままだったのは、竹島の領有権を主張できる歴史的権原がない事実に対して、反証ができなかったからである。これはいかに詭弁を弄しても、韓国政府による竹島の占拠は「暴力と貪欲によって奪った」事実に、変わりがないということである。

現に、韓国政府が竹島を含めて公海上に「李承晩ライン」を設定した1952年1月18日は、「サンフランシスコ講和条約」が発効して、日本が国際社会に復帰する三ヶ月ほど前であった。それも「サンフランシスコ講和条約」では、竹島を韓国領とはしていなかった。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「連合軍最高司令部訓令第677号」の第三項を根拠に、「独島を欝陵嶋とともに日本の統治対象から除外される地域と規定した」とし、「カイロ宣言(1943年)やポツダム宣言(1945年)によって確立された連合国の戦後処理政策に拠るもの」としているが、それは文献を曲解しただけのことである。

「連合軍最高司令部訓令第677号」では、「日本の範囲から除かれる地域」として、「(a) 欝陵島、竹島、済州島」の他にも、「(b) 北緯30度以南の琉球(南西) 列島(口之島を含む)、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島。(c) 千島列島、歯舞群島(水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む)、色丹島」を列挙している。

だが「日本の範囲から除かれる地域」とされた内、「北緯30度以南の琉球(南西)列島(口之島を含む)、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島及び大東群島」等は、後に日本に返還された事実がある。これは「連合国軍最高司令部指令第677号」の第六項には、次のような規定があるからである。

この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。

これは『日本の偽りの主張「独島の真実」』が、「連合国軍最高司令部指令第677号」を根拠に、「日本が放棄すべき韓国の領土」と決め付けた竹島も、「最終的決定に関する連合国側の政策」ではなかった、ということなのである。

韓国政府が「李承晩ライン」を宣言し、竹島を含めたのは、「サンフランシスコ講和条約」の発効で、「連合軍最高司令部訓令第1033号」(SCAPIN1033)によって設定された「マッカーサーライン」が廃止されることになったからである。

その「連合軍最高司令部訓令第 1033 号」の第 3 項では、「(b) 日本の船またはその人員は、竹島(北緯 37 度 15 分、東経 131 度 53 分) へ 12 マイルより近くに接近しない、またその島とのいかなる接触もしない」と規定され、日本漁船の活動可能領域から竹島が除外されていた。ところが「サンフランシスコ講和条約」が発効し、「マッカーサーライン」が撤廃されることになると、韓国政府は、日本が国際社会に復帰する前に、「李承晩ライン」を宣言して、竹島を韓国領としたのである。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その不法行為を正当化するため、「連合軍最高司令部訓令第677号」を根拠に、「日本の範囲から除かれる地域」に竹島が含まれていたと強弁し、それを「連合国の戦後処理政策に拠るもの」として、竹島を「日本が放棄すべき韓国の領土」としたのである。だがそれは「連合軍最高司令部訓令第677号」や「連合軍最高司令部訓令第1033号」を恣意的に解釈しただけの妄言である。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、独島の領有を正当化するため、「日本が『暴力および貪欲により略奪した』領土を放棄することを明示したカイロ宣言 (1943 年) やポツダム宣言 (1945 年) によって確立された連合国の戦後処理政策に拠るもの」としているが、韓国側には 竹島の領有権を主張できる歴史的権原がない以上、竹島を「暴力および貪欲により略奪した」のは、韓国の李承晩政権ということになるのである。

(8)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「在日米軍が独島を爆撃訓練区域として指定したことは、日本の独島領有権を認めた証拠 である」

【日本の主張はここが嘘】

「米空軍は韓国政府の抗議で独島を爆撃訓練区域から直ちに除外」

独島は韓国の漁民たちの重要な漁業活動区域であった。しかし、日本政府は独島に対する領有権を主張するために、独島において操業中であった韓国の漁民が多大な被害を受ける可能性が大であったにもかかわらず、独島を米軍の爆撃訓練区域として指定するよう誘導した。このような事実は、日本の国会議事録を通じても確認することができる。

*1952年5月23日、衆議院外務委員会において島根県出身の山本利寿議員の質疑に対して石原幹市郎外務次官が答弁した内容。

山本議員:今度日本に駐留軍の演習地の設定にあたって、その竹島あたりが演習地に指定されるならば、この領土権を日本のものと確認されやすい、そういうような考えから、これが演習地の指定を外務省がむしろ望んでおられるというようなことがあるかどうか、その点についてお伺いいたします。

しかし 1952 年 11 月、韓国政府が米空軍の独島爆撃訓練に対して抗議するや、米空軍は即刻 独島を爆撃訓練区域から除外した。米大使館は、独島を爆撃訓練地として使用しないことを韓 国政府に公式的に通告した。

【(8) に対する反証】

1952年5月23日、衆議院外務委員会で島根県選出の山本利寿議員が、「今度日本に駐留軍の演習地の設定にあたって、その竹島あたりが演習地に指定されるならば」と質疑したのは、その四ヶ月程前に、韓国の李承晩大統領が「李承晩ライン」を公海上に設定し、島根県の竹島を韓国領としたからである。それも日本は、4月28日に「サンフランシスコ講和条約」が発効して、国際社会に復帰したばかりであった。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「独島において操業中であった韓国の漁民が多大な被害を受ける可能性が大であったにもかかわらず、独島を米軍の爆撃訓練区域として指定するよう誘導した」としているが、竹島(独島)は日本領である。日本領である竹島に「駐留軍の演習地の設定」がなされるとすれば、それによって奪われた竹島の「領土権を日本のものと確認されやすい」と考えるのは、自然な発想である。

だが島根県では1952年1月17日の時点で、竹島が「昭和25年7月6日付 SCAPIN2160 をもって、米軍海上爆撃演習区域に指定されているので」、「政府に竹島の演習地区指定解除と竹島における漁業の解除について要望」(注16)している。

韓国政府が「李承晩ライン」を宣言するのは、その翌日である。それは昭和22年(1947年)から始まった韓国側による日本漁船の拿捕が、より熾烈になることを意味していた。『日韓漁業対策運動史』は、「終戦後茲に二十年、韓国の国際法を無視した不法拿捕は、実に漁船三二八隻、抑留船員三九二九人、死傷者四四人にして、この損害額は総計九十億三千百万円に達する」(注17)として、その被害の大きさを伝えている。

(9)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】「韓国は独島を不法占拠している」

【日本の主張はここが嘘】

「独島は大韓民国が正当に領土主権を行使」

日本は1905年、島根県の告示によって独島を侵奪した。1910年からは朝鮮総督府が不法に韓国を統治した。だが1945年、第二次世界大戦において連合国が勝利し、韓国は独島の領土主権を取り戻した。韓国は1948年8月の政府樹立直後に独島に「慶尚北道鬱陵郡南面道洞1番地」という住所を付与し、主権を行使してきたが、これに対して連合国と日本は何の異議も提起していない。

現在独島には住民が居住している。また、警察と公務員が常駐し、独島を防衛するとともに、 灯台や放射能感知機等の施設や設備も設置して運営している。そして、欝陵島を母港とする観光 船が欝陵島と独島間を運行中であり、毎年10万人を超える国内外の観光客が独島を訪れている。 韓国政府は独島の自然環境と生態系を保護するために、1982年、独島を天然記念物第336号

「独島海鳥類繁殖地」に、1999年には「独島天然保護区域」に指定した。

このように、韓国政府は法的正当性に基づいて、独島に確固たる領土主権を行使している。

【(9) に対する反証】

これまでも述べてきたように、1905 年当時、竹島は「無主の地」であった。それを「日本は1905 年、島根県の告示によって独島を侵奪した」とするのは、事実ではない。韓国側には竹島の領有権を主張できる歴史的権原がない以上、「第二次世界大戦において連合国が勝利し、韓国は独島の領土主権を取り戻した」とすることもないからだ。

竹島は歴史的にどこの国にも属したことのない日本の領土である。当然、「独島は大韓民国が 正当に領土主権を行使」する対象にはならないのである。韓国政府が独島に警察と公務員を常駐 させ、灯台や放射能感知機等の施設や設備を設置するのは、不法占拠の後ろめたさ隠す、カモフ ラージュである。

そのため「韓国政府は独島の自然環境と生態系を保護するため」としながら、竹島に住民を居住させ、観光客を上陸させている。だがそれは自然環境と生態系を破壊する行為で、実際に竹島のアシカを絶滅させたのも、韓国側である。

「慶尚毎日新聞」(ネット版)では、竹島のアシカが絶滅した背景について、「アシカの海狗腎と肉を得るためで、独島を警備していた隊員は、竹島の東島頂上から機関砲を撃ち、射撃訓練をしていた」と伝えている。また竹島周辺でイカ漁等の漁業が盛んになり、夜間、集魚灯近くにアシカが出現すると、漁師達がアシカを追い払ったという。竹島に群棲していたアシカは、繁殖地を失い、絶滅したのである。韓国政府が独島の自然環境と生態系の保護に気づくのは、竹島(独島)からアシカが消えた1970年代である。

(10)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「日本は独島の領有権問題を、国際司法裁判所を通して解決することを提案したが、韓国 がこれを拒否している」

【日本の主張はここが嘘】

「独島は大韓民国の主権の象徴、国際司法裁判所へ付託する理由なし」

独島は歴史的・地理的・国際法的に明らかに大韓民国固有の領土であり、現在大韓民国は独島に対する立法・行政・司法のすべての面から確固たる領土主権を行使している。したがって、独島は外交交渉や司法的解決の対象とはなりえない。

1954 年、独島領有権問題を国際司法裁判所へ付託しようという日本政府の主張に対して、韓国政府は次のような立場を伝えたが、この立場は現在も変わっていない。

日本政府の提案は、司法手続きを仮定したさらなる虚構の試みに他ならない。韓国は独島に対する領有権を保持しており、韓国が国際司法裁判所においてこの権利を証明せねばならない理由は何ら存在しない。

独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲であった。日本の独島に対する非合理的でしつこい主張 は、韓国国民にとって、独島は単なる東海の小さな島ではなく、韓国の主権の象徴である。

韓日両国が不幸な歴史を繰り返すことなく、相互友好増進を通して東北アジアの平和と繁栄の 礎を築くためには、まず日本が誤った独島領有の主張を中断するべきである。

【(10) に対する反証】

ここに示された「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲であった」とする歴史認識は、竹島を侵奪した韓国政府が捏造した「虚偽の歴史」が基になっている。歴史的に韓国領であったことのない竹島が、「韓国の主権の象徴」とされるのも、歴史に対する省察を欠いているからである。東北アジアで不幸な歴史が繰り返されるとしたら、その元凶となるのは歴史を無視した韓国の「歴史認識」である。虚偽の歴史を捏造しては、根拠のない日本批判を繰り返すからである。「東北アジアの平和と繁栄の礎を築くためには」、まず韓国が歴史を正視し、竹島を返還することから始めなければならない。

- 注 1、Web 竹島問題研究所『韓国が知らない 10 の独島の虚偽』、但し第 6 回まで掲載。
 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/
 dokutonokyogi/
- 注 2、『大日本史』巻之三百八、「地理志」第六五、「隠岐国下条」
- 注 3、池内敏『竹島問題とは何か』所収「第四章『隠州視聴合記』の解釈をめぐって」(名古屋大学出版会)、 79 頁~106 頁、池内敏『竹島 - もう一つの日韓関係史』(中公新書 2359)、140 頁
- 注 4、李瀷『星湖僿説類選』(韓国明文堂) 巻九之下、「経史篇八」で、「息累世之争復一州之土」として、 欝陵島を一州としている。漢文では島は州とも表記される。
- 注 5、『日本外交文書』第二巻第三冊、(五七四)「外務省ヨリ太政官辨官へノ伺書」では、『朝鮮国交際始 末内探書』の「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」に該当する調査項目を、「右之條々取調出来候ハゝ 一ト先帰府可致尤追而 皇使被差遣候迄居留いたし深他国之情態遂探索候ハゝ猶更御都合之儀ニ付 申合便誼ニ可被取計候事」とする。
- 注 6、島根県総務部総務課編『竹島関係資料集 第二集』(『島根県所蔵行政文書一』) 2011 年、49 頁
- 注 7、李鎮明『独島、地理上の再発見(改正増補版)』2005年、272頁
- 注8、李鎮明『独島、地理上の再発見(改正増補版)』2005年、274頁
- 注 9、東北アジア歴史財団編(教師用)『独島教育参考資料我が領土独島に会う』2011 年、東北アジア歴史財団編『独島を正しく知る』2011 年~2019 年、
- 注 10、新訂增補『徳川実紀第二篇』「台徳院殿御実紀」巻四十五、元和三年三月六日条
- 注 11、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』1966 年、所収「阿部権八郎より大屋九右衛門宛書簡」73 頁、「亀山庄左衛門より大屋九右衛門宛書簡」77 頁
- 注 12、竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究「最終報告書(資料編)』2007 年、所収『磯竹島事略 (坤)』(「伯耆守江段々相尋候付、又々書付差出候覚」) 16 頁
- 注 13、竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究「最終報告書(資料編)』2007 年、所収『磯竹島事略 (坤)』(「同年正月廿三日松平伯耆守留守居召寄相尋候処、段々書付を以、伯耆守より被申聞候覚」) 18 百
- 注 14、竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究「最終報告書(資料編)』2007 年、所収『磯竹島事略 (坤)』(「同月十日松平伯耆守留守居召寄、申聞候趣」) 21 頁、
- 注 15、1906 年 7 月 13 日付『皇城新聞』所収、「鬱島郡の配置顛末」
- 注 16、田村清三郎『島根県竹島の新研究』1965 年、74 頁
- 注17、日韓漁業協議会編『日韓漁業対策運動史』(昭和43年)、436頁

(3)大谷家文書「乍恐申上候口上之覚」――"両島渡海禁制" に関連して

塚 本 孝

はじめに

広く知られるとおり、江戸時代初期に当たる 17世紀に伯耆国米子の大谷、村川両家が、 当時日本で磯竹島または竹島と称した鬱陵島に幕府の許可を受けて渡海し、鮑漁、あしか 漁などを行っていた。当時松島と称した今日の竹島は1、米子から隠岐経由、往時の竹島(鬱 陵島)に渡る航路上にあり、大谷家文書によればこの島についても 1661 年ころから幕府 の承認の下で渡海が行われた2。

元禄年間の17世紀末に至り往時の竹島(鬱陵島)に"唐人"が渡るようになり、日朝両国間で交渉が行われた。その結果、幕府は、大谷村川両家の竹島(鬱陵島)渡海許可を取り消し、朝鮮国に対し"両国漁民が入り交わるのはよくないので渡海しないよう命じた"旨対馬藩を通じて通知した(口上之覚:「近年朝鮮人罷渡入交如何ニ付…此方之漁民渡海不仕候様ニ可被仰付」、真文:「恐両地人淆雑必有潜通私市等弊隨即下命永不許人往漁採」)3。

さて、今日の竹島(韓国名獨島)が領有権紛争の主題となったのは、1952年のいわゆる李承晩ライン設定(韓国大統領の海洋主権宣言)以降のことであり、それ以前には朝鮮王朝時代を含め両国政府間でこの島が協議の対象になったことはない。元禄の外交交渉においても松島(今日の竹島)のことが話題に上った記録はない。したがって、上記朝鮮国への通知も竹島(鬱陵島)への渡海制禁を伝えるもので、松島への言及はない。渡海制禁の理由が両国漁民の"入り交わり"(潜通私市等弊)とされていることからも当然である(松島に朝鮮国の人が来たことはない)。ところが、大谷村川両家の文書に「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」とあることが近年指摘されている4。

本稿は、大谷家文書の中から「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」の記載のあるものの一つとそれに関係する三点の文書の全体を紹介し、以てこの言葉を文脈の中で捉えるための参考に供しようとするものである。なお、大谷家文書は、近時同家関係者から島根県に寄贈され、目下県において保存と利用提供に向けた準備が進行中の由である。その作業が成れば、文書の一点一点を特定する目録が改めて作成され、翻刻、デジタル画像化によって保存と両立する利用環境が整備されるであろう。本稿は、その意味でも当座の情報であり、翻刻も仮の、不完全なものであることをあらかじめお断りする。

¹ 今日の竹島は、1905 (明治 38) 年の領土編入閣議決定に際して竹島と命名された。明治時代には 西洋の地図の影響で「松島」が鬱陵島を指していたことによる。この間の事情につき、川上健三『竹 島の歴史地理学的研究』(古今書院, 1966) 9-49 頁へ。

² 大谷家文書 2·34(番号は、大谷文子『大谷家古文書』(1984) による。以下同じ。) 阿倍(部) 四郎五郎家来亀山庄左衛門から大谷九右衛門勝実に宛てた書簡(万治三(1660)年)に「…将又来年より竹嶋之内松嶋へ貴様舟御渡之筈ニ御座候旨先年四郎五郎御老中様へ得御内意申し候」とある。川上健三、同上73·83 頁。なお、本稿では文書と記録の区別をせず文書の語を用いる。

³ 『竹嶋紀事』四巻, 島根県 [第1期] 竹島問題研究会『「竹島問題の調査研究」最終報告書 資料編』 (2007.3) 183·184 頁。

⁴ 池内敏教授が米子市立図書館の『村川家文書』に基づき発表:「「国境」未満」『日本史研究』630 (2015.2) 16-18 頁。

① 紹介する文書

本稿で紹介するのは、次の文書である。

- A. 乍恐申上候口上之覚(大谷家文書 3-34)
- ――元文五(1740)年から翌寛保元年にかけて、大谷九右衛門勝房が江戸で寺社奉行、 勘定奉行、長崎奉行に利権(大坂廻米舩借り、長崎貫物連中加入)付与を願い出た際の経過 を書き留めたもの。
- B. 乍恐奉願上候口上之覚(大谷家文書 3-36)
- ――元文五年申、大谷九右衛門勝房発、寺社奉行所あて文書の控。同内容の文書、元文 六年酉二月付け勘定奉行所あて(大谷家文書 3-39) および寛保元年酉六月十日付け長崎奉 行所あて(大谷家文書 3-43) がある。
- C. 乍恐御願奉申上候口上之覚 (大谷家文書 3-40)
 - ――元文六年酉二月、大谷九右衛門勝房発、勘定奉行所あて文書の控
- D. 乍恐口上書を以奉申上候(大谷家文書 3-42)
 - ――寛保元酉年六月十日、大谷九右衛門勝房発、長崎奉行所あて文書の控

Aは、竹島渡海禁制後、米子城主(荒尾家=鳥取藩主池田家家老)の"憐愍"(米子町の魚鳥問屋口銭、塩問屋口銭付与)を受けて渡世してきた大谷村川両家が、将軍拝謁等の由緒ある者の困窮を理由に(現代風に言えば外交問題解決の結果家業を失ったことに対する補償を求めて)新たな利権の付与を幕府に願い出た訴訟の顛末を、日記風に記録したものである。Bは、寺社奉行所に宛てた嘆願書の類であるが、過去の経過の記述に終始し出願の対象(何を願い出ているか。大坂廻米舩借り・長崎貫物連中加入)が書かれていない。後に出頭することになる勘定奉行所、長崎奉行所を宛名とする同内容の文書が大谷家文書の中にある。Cは、竹嶋松嶋渡海を求める訳ではない等のことを内容とする勘定奉行所あて追加説明、Dは、御奉公(御恩に対する反対給付)、松島等に係る長崎奉行所あて追加説明である。以下、各文書の大意(大雑把な現代語訳)、次いで原文(仮の翻刻)を掲げる。

② 各文書の大意

- A. 乍恐申上候口上之覚 (大谷家文書 3-34)
- 1. 御公儀へ差し出す<u>御願書一通、添書二通、由緒書一冊</u>を、元文五年申四月八日、鳥取藩 江戸藩邸の仲介により寺社奉行牧野越中守様の御屋敷へ赴き、提出した。寺社方では下 役田中小右衛門様の担当となった。
- 2. 田中小右衛門様が<u>願書</u>を読み、質問をされ、返答した。田中小右衛門様は、願書を牧野 越中守様の御前に差し出す、ご覧になった上追って呼び出されるのでそのつもりでいる ように、と仰った。宿へ帰り、藩邸に報告した。
- 3. 同年四月十七日、牧野越中守様から明十八日四つ時に御屋敷に来るよう指示があり、伺 うと、御奉行様方が例月のとおり集合され、諸々の願いの吟味が始まり、私(九右衛門 勝房、以下同じ)が召出された。
- 4. 御奉行様方御座席の次第は、牧野越中守様、本多紀伊守様、大岡越前守様、山名因幡守様で、次の間に各家の御下役人衆が連座され、その次の間で私どもの<u>御願書</u>を御役人様が御奉行様方の御前で読上られた。

- 5. その上で越中守様が、九右衛門、<u>竹嶋の支配</u>を誰がしたのか、とお尋ねになり、紀伊守様からも同様の質問があった。返答したところ、御奉行様方は御一同に、それは重きこと哉と仰った。
- 6. 次にお尋ねがあり、<u>竹嶋松嶋両嶋渡海禁制</u>になった後は伯州米子の御城主より<u>御憐愍</u>を以て渡世していると<u>願書</u>に書いてあるが扶持を得ているのか(竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被為仰出候以後は伯州米子の御城主ゟ御憐愍ヲ以渡世仕罷在候由願書ニ書顕侯段然は扶持 抔請申候哉)と仰った。御扶持ではありません、米子城下に諸方から持ち込まれる魚鳥の問屋口銭を家督として下さったもので、村川市兵衛も塩問屋口銭を頂戴しましたと返答した。
- 7. 大岡越前守様が、九右衛門、この<u>添書</u>に書いてあるとおり大坂御廻米舩借りと長崎貫物 連中に加わりたいことを願い出ているのかとお尋ねになったので、肯定したところ、越 前守様は、長崎表のことは長崎奉行所の所管、御廻米のことは御勘定方の担当で、我々 の管轄でない、と仰った。牧野越中守様、本多紀伊守様は、イヤイヤそうではなく、九 右衛門の願いを御上へ伺い、御指図次第で御勘定方、長崎奉行所へ差し出すべきである と仰った。
- 8. 越前守様はまた、九右衛門、竹嶋は大きな島であると<u>絵図</u>に見える、島山の風景、<u>竹木草類、禽獣の類</u>、日本とは多少異なるのか、とお尋ねになり、自分で見たわけではないが旧記に書いてあり<u>提出したとおり</u>であると返答した。越中守様、紀伊守様、因幡守様から<u>海馬之魚</u>というのはどのような恰好のものかとお尋ねがあり、説明した。<u>辰砂岩緑</u>青瑪瑙などについても質問があり返答した。
- 9. 越前守様が、九右衛門、とにかく廻米、貫物のことはその担当の役所へ願い出るべきであると仰り、越中守様、紀伊守様が、イヤイヤとにかく御上へ申し上げ御指図次第で勘定所へ九右衛門を召出すべきであると仰った。御吟味が終わり、退出し、藩邸に報告した。
- 10. 元文五申年四月二十四日、牧野越中守様の御屋敷に伺ったところ、田中小右衛門様ほかが対応され、御奉行様方が十九日に登城された際御老中様にお見せしたので追って御沙汰があるとのことであった。五月三日越中守様の御屋敷に伺ったところ、田中小右衛門様が仰るには、まだ何も御沙汰がない、<u>由緒書</u>に書いてあった御老中様方からの御礼の口上書などを取り揃えて御奉行様へ差し出すように、とのことであった。
- 11. 五月六日、朝鮮國から竹嶋渡海の舩頭水主が(漂流した際)支給された品の目録二通、 松平右衛門太夫様から先祖が江戸に来た際旅宿へ下さった御使い札一通、公方様御目見 えの際の参勤独礼の次第など十四通の文書の写を提出した。連絡がなく年が暮れた。
- 12. 翌 (元文六年=寛保元年) 酉の二月十一日、牧野越中守様から明十二日四つ時に来るようにとの連絡があり、伺った。田中小右衛門様が先の十四通の文書を返却され、仰るには、御奉行様方が寄合の際にご覧になり、これは由緒正しいことだと仰せになった、不憫に思われ、(廻米、貫物の内) 一つでも実現させてやりたいものだと仰せになった、とのことであった。御上へ<u>御目見え</u>のことも、<u>寺社奉行所の帳面を改めて繰った</u>ところ詳しく記録されていたとのことであった。そうであるので、<u>御願書添状</u>に書いてある大坂<u>廻米舩借り</u>のことを御城において勘定方御奉行様方へ寺社奉行様方から話しておかれた、二月は水野對馬守様が御当番であるから、寺社奉行所へ提出したとおり御願書、添

書、由緒書を作成し対馬守様御屋敷へ提出するように、とのことであった。

- 13. 二月十六日、対馬守様御屋敷へ伺い、<u>御願書由緒書以上四通</u>を御取次衆様へ提出した。 追って召出されるのでそのつもりでいるようにとのことであった。牧野越中守様御屋敷 の田中小右衛門様と藩邸に報告した。
- 14. 二月十七日、水野對馬守様から明十八日四つ時に神尾若狭守様御屋敷へ伺うようにとの指示があった。十八日に伺うと(勘定奉行の)神尾若狭守様、水野對馬守様、神谷志摩守様、河野豊前守様、木下伊賀守様が連座され、次の間で役人が<u>願書</u>を読み上げた。若狭守様が、九右衛門、国元では何をしているのかとお尋ねになった。村川市兵衛と私は代々米子町年寄を務めていると返答したところ、家業はどのような売買をしているのかとお尋ねになったので、商売はしておりません、御<u>願書</u>に書いたとおり元禄九年に<u>竹嶋渡海が禁じられ</u>て以後は米子の御城主から<u>御憐愍</u>を以て渡世していますと申し上げた。それでは扶持を得ているのかとの御尋があり、そうではありません、米子御城下へもたらされる魚鳥の問屋店の座を私の家督としてくださり問屋口銭を受納して渡世しています、市兵衛は御城下へ入る塩問屋座をいただきその口銭で渡世しています、公方様御太恩の御余光と存じます、と返答した。
- 15. 対馬守様が公方様への<u>御奉公</u>はどうかと仰せになり、私どもの身では御奉公といえるほどのことは何もありませんが寛永年中に西の丸御普請の際竹嶋栴檀御床板と御書棚の御板を上納しましたと返答した。また、元禄八年朝鮮国王より竹嶋は古来日本の御支配である旨の御證文をお受け取りになられた、竹嶋が唐土の嶋であったのを元和四年のころから<u>日本の御支配</u>となったのは、元来私先祖大谷甚吉が竹嶋を見付け村川市兵衛と申し合わせ阿部四郎五郎様の御影を以て御上聞に達し竹嶋の<u>御支配・渡海</u>ともに仰せつける旨御奉書が松平新太郎様へ下りました、公方様へ竹嶋から何の実利もありませんが唐土の島が日本の御支配となる"名"をお取りになったものと存じます、これも御奉公とは申し難く存じますが、御憐愍が下りますよう願い上げます、と申し上げた。
- 16. 対馬守様が竹嶋の<u>竹木草類、禽獣、海馬の魚、鮑</u>などのことを御尋になり、これらのことは委細旧記に書いてあり<u>提出したとおり</u>である旨申し上げた。これまでで御吟味が終わり、対馬守様が後日評議をし再度召出すと仰り、(宿へ)帰った。(寺社奉行の)牧野越中守様御屋敷と藩邸に報告した。
- 17. 酉の四月十七日、水野對馬守様から明十八日四つ時に来るよう指示があり、十八日に伺 うと(勘定)御奉行様方が連座され水野對馬守様が、九右衛門、願いに係る御廻米舩借 りの件(願書御廻米舩借の儀)、これはとまや久兵衛、越前屋作右衛門という者が年切で 担当しており定められた年限に達しない内は御役所から変更を申し付け難いと評議一 決した、と仰った。
- 18. 牧野越中守様御屋敷へ伺い田中小右衛門様に報告したところ、先刻御勘定奉行所からも 使者が来たとのことであった。田中小右衛門様は、寺社奉行様方から御老中様に<u>願書</u>を お見せし御指示により勘定奉行所へ行ってもらったのにこの返答では済まない。寺社奉 行様方寄合の際このことを評議し押し返すべきかと自分は考える。後日召出すのでその つもりでいるように、と仰った。

- へ行ってもらうことは止め長崎奉行所へ行ってもらうことに決まり、先日御登城の際寺 社奉行様方から長崎奉行所萩原伯耆守様へ話しておかれたので御<u>願書</u>を作成し次第伺 うように、とのことであった。藩邸に報告した。
- 20. 酉の六月十日、長崎奉行所萩原伯耆守様の御屋敷へ伺った。御下役中西幸内様が対応され、追付け殿様が御座敷に御出になった時御前へ召し出され何かとお尋ねになるのでそのつもりでいるようにとのことであった。御座敷へ召し出され伯耆守様が、国元ではどのような売買をしているのかと御尋になり、私ども元禄年中竹嶋松嶋両嶋の渡海制禁以後は御願書に書いたとおり伯州米子の御城主から御楼整を以て渡世している(私共儀元禄年中竹嶋松嶋両嶋の渡海制禁ニ被為仰出以後は御願書ニ書顕差上申候通伯州米子の御城主ゟ御憐愍ヲ以渡世仕)」旨申し上げたところ、それでは扶持を得ているのかと仰ったので、御憐憫と申し上げたのは魚鳥の問屋店の座を私の家督としてくださり、同役市兵衛は塩問屋口銭を仰せつかり渡世しています、これは公方様御大恩の御余光と存じますと申し上げた。伯耆守様は、また、在所では奉行所に勤めているのかとお尋ねになり、我々両名ともに代々米子町年寄の役を勤めていますと申し上げた。また、竹嶋の竹木草類、禽獣、海馬の魚、鮑などのお尋ねがあり、返答した。
- 21. 伯耆守様は、九右衛門が<u>御上へ差し出した願書</u>を見た、長崎表貫物入札連中加入の件、 昔から江戸・京・大坂・堺・駿河・長崎、皆御領には入札連中に加わる者がいるが大名 領から入札人数に入った例はない、自分一人では決められない、同役と相談する必要が ある、と仰った。追って、どうか御慈悲が下るようお願いしますと返答した。
- 22. 牧野越中守様の御屋敷へ赴き、田中小右衛門様に委細報告した。田中小右衛門様が仰るには、九右衛門お願いの件は、御老中様の御指図により勘定所と長崎奉行所に寺社奉行の方々が御城で話をし、その上で行ってもらったのに、両奉行所からの答えがこのようなことでは済まされない。寺社奉行の会合のときにこの件を御評議ならせられ、呼び出すことになろうからそのつもりでいるように、とのことであった。ご苦労をお掛けして大変恐縮ですが御慈悲は御上から下ることなのでお願いしますと申し上げ宿へ帰った。藩邸に赴き、委細報告した。
- 23. 酉の八月十七日、牧野越中守様から十八日四つ時に来るようにとの連絡があり、参上したところ、田中小右衛門様が仰るには、寺社奉行の方々が検討され、勘定奉行所と長崎奉行所の判断を押し返し、再度両役所へ行ってもらおうともお考えになったが、奉行所の判断は各々の所管事項について重いものであるので口出しするのはいかがなものかということで、容認することになった、云々。
 - B. **乍恐奉願上候口上之覚** (大谷家文書 3-36, 寺社奉行所あて)
- 24. 竹嶋渡海を仰せ付かったのは、松平新太郎様が因幡・伯耆両国を領される際、元和三年 お国替えの使者として阿部四郎五郎様がお越しになったとき、私(大谷九右衛門勝房) ども先祖の者が竹嶋へ渡海したい旨申請し、翌元和四年先祖の者が江戸に詰めてお願い申し上げ奉り、五月十六日願いどおり渡海するように御奉書を以て新太郎様に仰せ出せられたことによります。先祖の者は、お目見え(将軍拝謁)まで仰せつかり、ありがたく冥加の至りです。その後毎年渡海していたところ、元禄五年、その島へ唐人が渡り、伯耆守様を通じてご報告申し上げました。元禄六、七、八年まで御指図により渡海しま

したが、年々唐人が増加する様子につき、伯耆守様からご報告申し上げましたところ、 元禄九年正月二十八日、<u>竹嶋渡海禁制</u>の旨を御奉書を以て伯耆守様へ仰せ出せられたこ とを伯耆守様から言い渡されました。

- 25. 竹嶋渡海禁制を仰せ渡せられたため家業を失い渡世できなくなったので、村川市兵衛が 元禄年間に江戸に六年間詰め嘆願の訴えをしましたが、病気になり、その上妻子が亡く なったため願い半ばで国に帰りました。当時大谷九右衛門は幼年であり困窮していたた め村川市兵衛と共に江戸に詰めることは困難でした。その後享保九年に竹嶋渡海の経緯 をお尋ねになり返答書を提出しました。その際ぜひ江戸に詰めて歎願しようと思いまし たが、困窮していたためそのときも延期しました。
- 26. 右のとおり、元和四年から元禄四年まで竹嶋へ渡海していましたが、その島に唐人が渡るようになったため渡海禁制を仰せつかりました。以後、上記両人は渡世できなくなり路頭に立つべきところ、御領主から、<u>御憐憫</u>を以てまずは命を落とすことのないよう仰せ付け置かれました。これは、台徳院様以来代々様の御威光、御大恩で、ありがたく存じます。しかし、現在困窮を極め難儀しているため、御慈悲を以て何とか私どもの身命が続くよう仰せ付けくださいますればありがたく存じます。
- 27. 台徳院様御代の元和四年から元禄七年まで七十七年の間、代々様にお目見えを仰せつかり、御紋の時服を頂戴し、竹嶋渡海に御紋の指札・御紋の舩印等を頂き、元和四年から元禄四年まで毎年渡海し、渡海禁制を仰せ付かって以降御領主から命を落とすことのないよう御憐憫を以て取り計らわれるなど御大恩を受けた者の子孫が困窮に及び身命が立ち難いほどにもなってよいものか、恐れながらこの度大谷九右衛門が江戸に詰めて、上記両人の身命が続くように御慈悲を願い上げるものです、云々。
 - C. **乍恐御願奉申上候口上之覚** (大谷家文書 3-40, 勘定奉行所あて)
- 28. この度<u>国主</u>の御手配で御公儀へ嘆願の<u>願書</u>を出しました。まず以て御奉行様がお取り上げくださったことをありがたく存じます、云々。
- 29. 以前のとおり<u>竹嶋松嶋両嶋の渡海</u>をお願いするつもりかとのお尋ねがありました。お答え申し上げたことは、以前のとおり両嶋渡海を願い出たものではありません、<u>嶋渡海</u>については、先年<u>御制禁</u>仰せつかったことは重いことなので致し方ありません。しかし、台徳院様御代の元和四年から常憲院様御代の元禄年間まで御大恩を以て(大谷、村川)両人の者ども渡世してきたところに渡海制禁となって大いに困窮し難儀しているので、 嘆願のお願いをいたしたく存じます、云々。
- 30. 恐れながら、<u>長崎表貫物</u>の割符および<u>御廻米舩借り</u>連中への加入をお認めくださるようお願い申し上げたく、<u>書付を以て国主へ</u>申し上げたものです。御慈悲が下りますよう、ひとえに願い上げます。
 - D. **乍恐口上書を以奉申上候**(大谷家文書 3-42, 長崎奉行所あて)
- 31. 長崎貫物割符連中へお加えくださるようお願い申し上げるにつき、先祖から御公儀へ<u>御</u> <u>奉公</u>の筋が見えない、何かあるかとのお尋ねがありました。私(大谷九右衛門勝房)先祖大谷甚吉は廻船業を営み海道で竹嶋を見出し、折から伯耆国国替えの監督のため阿部 四郎五郎様がお越しになった際、村川市兵衛と申し合わせ、当該竹嶋へ渡海したい旨四郎五郎様へ伺ったところお聞き届けくださり、江戸へ出て御公儀へ願い出るよう指示な

されました。先祖の者が江戸に出てお願い申し上げたところ、渡海を願いのとおり仰せつかり、御奉書が松平新太郎様に下りました。先祖の者が新太郎様からその御奉書を頂戴し、ありがたく嶋渡海をいたしました。

- 32. その後、大獣院様御代、竹嶋への海道で<u>松嶋</u>という嶋を見出し御報告申し上げたところ、 竹嶋と同じく支配お預けあそばされ、この両嶋へ渡海するようになりました。
- 33. これにより、寛永年間西之丸御普請の際、御大恩冥加の寸志を願い出て、竹嶋栴檀御床板、御書御棚板をお納めしました。
- 34. ところが、元禄年間に当該竹嶋へ唐人が渡り始めたので、御報告申し上げました。これにより日本の支配であることを朝鮮国に仰せ遣わされ、その上で、これまでのとおり渡海するよう仰せつかったので元禄六・七・八年まで渡海しましたが、年々唐人が大勢渡るようになりました。委細は別札に書いたとおりです。そのようなことで、再度朝鮮国へ仰せ遣わされ、朝鮮国王から竹嶋が日本の支配に相違ない旨証文をお取り付けになられた上で、上記私どもが頂戴した御奉書をお改めになる旨仰せつかり、差出しました。竹嶋渡海のことは、以後御制禁の旨、伯耆守様へ御奉書が下りました。
- 35. もともと私ども先祖の者が嶋を見出し御報告申し上げたことから<u>日本の御支配</u>になさったものと存じます。以上のとおりですので、お聞き届けくださり願いのとおり仰せ付けくださればありがたく存じ上げます。

③ 各文書の原文

A. 乍恐申上候口上之覚 (大谷家文書 3-34)

凡例 <1R>:袋綴じの第一丁表、<1L>:同第一丁裏、/:改行、助詞→仮名書

乍恐申上候口上之覚

- <1R> 一 御公儀様え奉指上候御願書壱通/添書貮通幷由緒書一冊元文五年/申ノ四月八日/御太守様ゟ 御公儀え御持出し
- <1L>の儀御當番河村彦十郎様被作廻/被成則私儀寺社御奉行所牧野/越中守様え御指出し被成候御事/一 越中守様御内寺社方御下役田中/小右衛門様荒木伊左衛門様須藤文左衛門様/御三人の内小右衛門様御手ニ付申候
- <2R> 乍恐私共奉指上候御願書御取上/御見分被成候上ニて段々御尋の趣御座候/隨て御請委細ニ申上候得は御尋の趣/相濟申候御事/一 田中小右衛門様被仰附候は右の願書/則越中守様御前え差上可申候
- <2L> 御見分被為成候上ニて追て可被為召出候間/得其意罷帰候様ニと被為仰附候て奉畏/罷帰申候御夷/一 御國御屋敷え参上仕右の趣委細ニ/御役人様方え御注進奉申上候御事/一 申ノ四月十七日牧野越中守様ゟ
- <3R> 御差紙ヲ以明十八日四つ時御屋敷え/私儀罷出可申と被為仰附候故御請/書差上隨て十八日四つ時参上仕相窺/罷在候得は御奉行様方例月の通/御寄合被為成諸願の御吟味相始り/私儀被為召出乍恐罷出相窺居申候
- <3L> 御奉行様方御座席の次第/一 牧野越中守様/一 本多紀伊守様/一 大岡越前守様/一 山名因幡守様/右の通御連座被為成候御次の間

- <4R> 御家々の御下役人衆中様方御連座/被成候其御次の間ニて私共奉指上候御願/書御役人様方御持出し被成候て/御奉行様方御前ニて御読上被成候て/相終り申候其上ニて 越中守様/被為成御意候趣九右衛門竹嶋の
- <4L> 支配ヲ誰か致候哉との御尋被為成候/紀伊守様ニも御同前の御尋被為成候/隨て御請申上候竹嶋御支配の儀/先祖の者共相蒙私共迠も支配/仕来り申候由申上候則/御奉行様方御一同ニ夫は重キ
- <5R> 事哉と御意被為成候次ニ御尋の趣/竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被為/仰出候以後は伯州米子の御城主ゟ/御憐愍ヲ以渡世仕罷在候由願書ニ/書顕候段然は扶持抔請申候哉と/御意被為成候隨て申上候御扶持ニては
- <5L> 無御座候御憐愍ヲ以と書上候儀は/米子御城下え諸方ゟ持参候魚鳥の/問屋口銭の 座則私家督と被為仰附/下し被置候幷同役村川市兵衛儀も/御城下え入込候塩問屋 口銭の儀被為/仰附候両人共ニ右の趣頂戴仕
- <6R> 忝奉存候旨申上候其上ニて大岡/越前守様御意被為成候趣九右衛門/此添書ニ書顕 候通大坂御廻米/舩借りの儀幷長崎貫物連中ニ/加り申度儀弥御願申上候哉との/ 御尋ニて御座候隨て御請申上候は
- <6L> 天道ニ相叶御憐愍の筋相下り/申候 [得] は右の二品乍恐御願申上度旨/申上候然は 又越前守様ゟ被為成/御意候趣九右衛門此二品の儀長崎/表の儀は長崎御奉行所の 作廻/幷御廻米の儀は御勘定方
- <7R> 懸り二有之候得は此方の作舞二て/無之候故此儀は御勘定方え/相願申候て可然筋 二候此方の了簡二/不及候と被為仰附候得は牧野/越中守様本多紀伊守様御一同/ 被為遊御意候趣イヤイヤ左様ニては
- <7L> 無御座候九右衛門御願の筋則/御上え御伺申上候て其上御差/圖次第二て御勘定方 長崎御奉行/所えも差出可申候と御誥披キ/被為遊候御事ニ御座候又越前守様/被 為成御意候趣九右衛門竹嶋は
- <8R> 大嶋と絵圖ニて相見候嶋山の/風景竹木草類禽獣の類/日本の模様とは品少々は相替/申候哉と御尋ニて御座候隨て申上候/私先祖甚吉儀は自分ニ渡海/仕候て其身竹嶋ニて病死仕候
- <8L> 其以後は嶋主共両人共二/渡海自分二は不仕候故私共/眼前の儀は不奉存候旧記二/書顕し指上申候通ニ御座候と/御請申上候其上ニて越中守様/紀伊守様因幡守様 ゟ海馬之
- <9R> 魚と申は如何様の形格合/成もの二候哉と御尋被為成候隨て/申上候みちの魚と申候ものは/頭鹿のことく両之はび長ク/尾頭矢はづにて足付一躰二/毛おい毛色鹿之毛のことく
- <9L> にて御座候大海馬と申候得は/馬程も御座候由船頭水主共/申候儀ニて御座候幷嶋猫の儀/皆黒毛尾頭切レ居申候由御請/申上候此外辰砂岩緑青瑪/瑙抔の儀御尋被為成候隨て御請
- <10R> 申上候然は越前守様被為成/御意候は九右衛門兎角此廻米/幷貫物の儀は其持口の 役所え/願申上可然候此方共の作廻ニては/ままならさる事ニ候と御申被為成/候 得は越中守様紀伊守様ゟ
- <10L> 被為成御意候はイヤイヤ兎角/御上え申上其上御指圖次第ニて/御勘定所え九右衛

- 門儀召出し/可申候と被為成御申候得は/則御吟味之趣相濟申候/田中小右衛門様被仰候は最早
- <11R> 九右衛門すさり候へとの儀御座候て/奉畏罷立申候御叓/一 御國御屋敷え参上仕 則/今日於御役所奉差上候/御願書委細の御吟味相蒙/隨て乍恐御請申上候儀御役
- <11L> 人様方之具二御注進申上候御事/一 申四月廿四日牧野越中守様之/乍恐為御窺参上 仕候其節/田中小右衛門様荒木伊左衛門様/須藤文左衛門様御出合被成被
- <12R> 仰聞候御口上の趣其方御願/の儀去ル十九日御奉行御仲/間様方御登 城の節則/ 御老中様御差上御披見二/及申候故追日御沙汰の趣相下/可申候との御事ニ御座候 得て其旨
- <12L> 奉承知仕難有奉存上候段申上/罷帰申候御事/一 申ノ五月三日越中守様え乍恐/ 為御窺参上仕候得は田中小右衛門様/御出合被仰御口上の趣其旨ママ (方) /御願の儀 未何の御沙汰相下り
- <13R> 不申候然は其方ゟ被差上候/由緒書ニ書顕し被申候内/御老中様方ゟ為御礼其方/ 旅宿え御口上書幷参勤の御礼/被申上候節於 御城御書/出しの御書付抔何角取揃
- <13L> 御奉行様え差上可被申候と被/仰附候隨て申上候乍恐御願申上/度奉存罷在候處ニ 御役所様ゟ/御差圖ヲ以右の趣奉差上及御見/分ニ候段天道ニ相叶難有奉存候/と 御請申上罷帰候御事
- <14R> 一 申五月六日右被為仰附候御古書/差上候目録/一 朝鮮國ゟ竹嶋渡海の舩頭水主 え/被遣候音物の目録貮通/一 松平右衛門太夫様ゟ私先祖の者/出府仕候節旅宿 え被下置候
- <14L> 御使札壱通/一 秋元摂津守様ゟ先祖の者出府/仕候節旅宿え為御礼御口上書/被 下置候壱通/一 秋元但馬守様ゟ私出府の節/旅宿え為御礼被下置候御口上
- <15R> 書壱通/一 加藤佐渡守様ゟ私出府仕候節/為御礼旅宿え被下置候御口上/書壱通 /一 酒井讃岐守様ゟ阿部四郎五郎様え/私先祖の者出府仕候ニ付
- <15L> 被為進候御手紙壱通/一 大久保和泉守様ゟ私先祖の/者え被遣候御状壱通/一 阿 部四郎五郎様ゟ私先祖の/者え被為遣候御状壱通/一 長谷川正悦様ゟ私先祖の者
- <16R> 出府仕候節為御礼御手紙壱通/一 公方様え御目見被為/仰附候節参勤獨礼の次第 /御書出壱通/松平新太郎様え御宛の/御奉書の写し壱通
- <16L> 一 松平伯耆守様えの御奉書/写し壱通/以上拾四通奉差上候/一 其以後は五月七日ニ御役所様え/乍恐為御伺参上仕候然共重キ/御事ニ御座候得は其年も及
- <17R> 暮申候御叓/一 明ル酉ノ二月十一日牧野越中守様ゟ/御差紙ヲ以明十二日四時御役所え/罷出可申と被為仰附候御請書/指上隨て十二日四つ時御役所え/参上仕相 窺罷在候得は田中
- <17L> 小右衛門様御出合被成候て被仰附候/御口上の趣/一 申ノ五月六日牧野越中守様 え差上/申候御古書拾四通明ル酉ノ/二月十二日於御役所ニ田中/小右衛門様右の 御古書御持出
- <18R> 被成候て御改以上拾四通則私え/御返被成候其上にて被仰候右の/古書去五月六日 差上被申候以後/今日迠則 殿様御居間御床の/上ニ被為置候尤御仲間様方/御寄 合被為成候節御取出し
- <18L> 被為成候て御見分ニ及候て是は/由緒正敷事と被為成御意候/右の筋ニ付此度御歎

- 申上候儀/尤不便成事と被為思召候て則/書上申候貮品の内壱品ニても/埒明遣し 申度物と被為成
- <19R> 御意候旨則小右衛門様被仰聞候/隨て難有仕合奉存候趣御請/申上候御事/ー 小 右衛門様被仰候は右古書御覧/被為成候ニ付御役所の御帳面/繰ヲ被為仰附相改見 候所ニ
- <19L> 其方先祖ゟ/御上え御目見の次第委細二/有之候由被為仰聞候御事/然は其方御願 書添状ニ書上候/御憐愍の筋大坂御廻米舩借り/の儀於 御城則御勘定方
- <20R> 御奉行様方え寺社御仲間様ゟ/委細被仰達置候則當二月/水野對馬守様御當番ニて /候得は右御寺社御役所え被/差上候通御願書添書由緒書/抔相認候て對馬守様御 屋敷え
- <20L> 罷出御取次役人衆中迠其方/可申上口上の覚牧野越中守様ゟ/於 御城先達て對馬 守様え/御達被為置候願人伯州米子/町人大谷九右衛門儀御願書/由緒書以上四通 乍恐差上
- <21R> 申候寺社御奉行様ゟ被為成/御差出候故乍恐参上仕候御/憐愍を以て願書の趣御沙 汰/冝敷相下り申候段偏ニ/奉願上候と可申上候斯の通/被為仰附候其旨相蒙
- <21L> 難有奉存候然は吉日ヲ撰/二月十六日對馬守様御屋敷/小川町通え参上仕候て右/ 御下知の通御取次衆中様迠/申上候則御願書由緒書/以上四通差上申上候御請取
- <22R> 則對馬守様御前え御差上/被成候て後刻御取次衆中様/御出被仰附候御口上の趣/ 願書御取上被為成候追日/可被為召出との御意候間其旨/相心得可被申候と被為仰 付候故
- <22L> 奉畏候と御請申上罷帰候御叓/一 牧野越中守様え参上仕右の趣/田中小右衛門様 え申上候御事/一 御國御屋敷え参上仕御役人様方え/右の趣御注進申上置候御叓 /一 同二月十七日の夕水野對馬守様ゟ
- <23R> 御差紙ヲ以明十八日四つ時神田橋通/神尾若狭守様御屋敷え罷出可申と/被為仰附 候御請書差上申候て/隨て十八日四つ時御屋敷え参上仕/相伺罷在候得は御役人様 方ゟ/九右衛門罷出候得と被仰附候故乍恐
- <23L> 罷出申候御座席の次第/一 神尾若狭守様/一 水野對馬守様/一 神谷志摩守様/ 一 河野豊前守様/一 木下伊賀守様
- <24R> 右の通御連座被為成候御次間ニて/私共奉差上候御願書御役人様/御持出被成候て 御読上相濟申候/上ニて若狭守様ゟ被為成御意候/の趣九右衛門國元ニては何ヲ致 候哉と/御尋御座候隨て申上候同役村川市兵衛
- <24L> 私儀御城下米子町年寄御役儀/代々相蒙相勤罷在侯と申上侯得は/其上ニて被為成御意侯家業は/如何様成売買致侯哉御尋御座侯/隨て申上侯私共儀諸商売不仕侯/ 右御願書ニ書顕し申上侯通元禄
- <25R> 九年竹嶋渡海禁制被為仰出候/以後は因伯の御大守御内伯州/米子の御城主ゟ御憐愍ヲ以/渡世仕来り居申候段申上候得は/然は御扶持ヲ得申候哉との/御尋ニて御座候隨て申上候左様ニては/無御座候米子御城下え持来り候
- <25L> 魚鳥の問屋店の座ヲ私家督と/被為仰附被下置候則問屋/口銭受納仕渡世致忝奉存 上候/同役市兵衛儀は御城下え/入込候塩問屋座ヲ被仰付置候/此口銭ヲ以渡世仕 居申候是以

- <26R> 乍恐/公方様 御太恩の御余光と/奉存上難有仕合奉存候旨申/上候其上ニて對馬 守様ゟ被為成/御意候趣/公方様え御奉公の筋は如何
- <26L> 有之候哉との [御尋] 御座候故隨て/御請申上候私共躰の先祖ニて/御座候得は何の 御奉公と申上候/程の儀は無御座候併寛永年中/西之御丸御普請の節私共/御太恩 為冥加之乍恐御願
- <27R> 奉申上竹嶋栴檀御床板幷/御書棚の御板奉上納仕候/乍恐寸志の儀と奉存上候/一元禄八年朝鮮國王より/竹嶋の儀は古来ゟ日本の/御支配ニて御座候旨の御證文
- <27L> 常憲院様御代御請取/被為遊候然上は竹嶋の儀は/唐土の嶋ニて御座候ヲ元和/四 年の比ゟ日本の御支配と/奉成候儀は元来私先祖/大谷甚吉海道渡海仕候節
- <28R> 右の竹嶋見付候て帰帆申候砌/村川市兵衛と申合其上阿部/四郎五郎様え御窺申上 候得は/則四郎五郎様御影ヲ以/御上聞相達竹嶋の御支配/渡海共ニ被為仰附候旨
- <28L> 御奉書松平新太郎様え/相下り難有仕合奉存上渡海/仕来り申上候尤/公方様え右の竹嶋ゟ何の御蔵/入は毛頭無御座候得共唐土の/嶋ヲ日本の御支配と奉成候
- <29R> 名聲の儀ヲ/御上えは御取被為遊御儀と/奉存上候此段御奉公とは/難申上奉存候 得共是以御取/付申上不顧恐御憐愍/相下り申候儀奉願上候と申上候得は
- <29L> 其上ニて對馬守様被為遊/御意竹嶋竹木草類禽/獣海馬の魚鮑抔の儀御尋/御座候 故隨て申上候此趣の儀は/委細旧記ニ書顕し差上申候/通ニて御座候由申上候得は
- <30R> 先御吟味の儀是迠ニて/相濟申候/一 對馬守様被為成御意候趣/追日御評議被為成候で重て/可被為召出旨被為仰付候て/奉畏則御役所罷帰申候御事
- <30L> 一 牧野越中守様え参上仕今日/御勘定御奉行様え被為召出/候得て差上申候御願 書御見分/被為成候故ニて段々御尋の趣/御座候隨て委細ニ御請申上候得は/先は 御吟味相濟申候右乍恐
- <31R> 御注進奉申上候旨申上候得は/則田中小右衛門様御承知被成候/御事/一 御國御屋敷え参上仕右の趣/御役人様方え委細ニ御注進/申上候御事
- <31L> 酉ノ四月十七日水野對馬守様ゟ/御差紙ヲ以明十八日四つ時御屋/敷江罷出可申と被為仰附候/御請書差上隨て十八日四つ時/参上仕相伺罷在候得は被為/召出候御奉行様方御連座
- <32R> 被為成候て則 對馬守様/被為御意候は九右衛門差上/申候願書御廻米舩借の儀/ 是は於大坂とまや久兵衛/越前屋作右衛門と申者年切ニて/作舞仕申候御議定の年
- <32L> 相達不申内は御役所ゟの/返過の儀難申附也然上は/右両人の舩借り共え其方ゟ/ 相對致候て舩借り役人え/相加り可申哉右の通ニ候故は/役所ゟ返過の儀難申付と
- <33R> 評議一決申也其旨相心得/可申と被為仰附候隨て御請/申上候趣先以及御沙汰/申上(條?) 段難有奉存上候此上/追て御慈悲相下り申候儀/乍恐御願申上度と申上相す
- <33L> さり申候御叓/一 牧野越中守様え参上仕右の趣/田中小右衛門様え申上候得は御 承知/被成候て小右衛門様御申被成候は/先刻御勘定御奉行所ゟ/寺社御奉行御仲 間様方え
- <34R> 御使者相立候御口上の趣/大谷九右衛門差上候願書見分申候上/評議申候處舩借の 儀於大坂/年切の作舞仕候者両人有之候/未年限ニ及不申候故役所ゟ/返過の儀難 申付候得は此段/九右衛門え申渡候尤右の舩借り
- <34L> 両人え相對致候て加り可申哉と/申聞セ候右の九右衛門御差出の/儀ニて御座候故

- 如此以使者申達候との/御口上書来り申候則其方罷出/御注進被申上候儀御前え/ 可申上候と被仰候御事/一 小右衛門様御申被成候は御役所
- <35R> 御仲間様ゟ御老中様え其方/御願書御差上及見分去年/以来一年半ニ打過則御下知 /相下り此節御勘定所え其方/御差出し被為成候處右の/御返答の趣ニては 御上 え相達/御下知相下申候處相濟不申候
- <36R> 敷え罷出可申と被仰付候御請/書差上隨て三日四時参上仕相/伺罷在候得は田中小 右衛門様/御出合被成候て仰れ候は先頃/其方へ申入候通先月十八日/寺社御仲間 様御寄合の節/御勘定所へ又々其方御差出し
- <36L> 可被遣との御評議及御沙汰/申候處寺社御奉行様より/御勘定所の御差圖被為成候 ニ/相当り可申哉と以後の入割/の程御氣付被為成候故重て/其方御差出し被為成 候儀は/御止被為成候然上は長崎
- <37R> 御奉行所え御差出可被為成との/御評議一決被為成候ニ付先日/御登城の節於御城 寺社御/仲間様方ゟ長崎御奉行所/萩原伯耆守様え御面談ニて/其方儀御差出被為 成と御達
- <37L> 被為置候御願書相認次第二/参上仕可被申候と被仰附候/尤其節私ゟ可申上候口上の儀/牧野越中守様より於 御城/先達て御達被為成候伯州米子/町人大谷九右衛門御願書/乍恐奉差上候と可申上候旨被
- <38R> 仰付候其上長崎御奉行様/當時御出府萩原伯耆守様/御屋敷水戸橋長崎御勤番/窪 田肥前守様御屋敷表六町ママ(番)/町と則田中小右衛門様ゟ御書付/頂戴仕候隨て申 上候御下知の趣/承知仕奉畏候御願書相認其上
- <38L> 吉日ヲ撰伯耆守様御屋敷え/参上可申上候先以難有仕合奉存候/乍恐御席の刻 殿様御前/冝御執成奉願上候旨申上罷帰り/申候御事/一 御國御屋敷え参上仕右の趣/御役人様方え委細ニ御注進申上候/御事
- <39R> 一 酉六月十日長崎御奉行所/萩原伯耆守様御屋敷え御願書/捧参上仕候て則御取次衆中様え/右田中小右衛門様ゟ被仰付候通の/口上申上乍恐御願書指上申候/御請取御奥え御入被成候之所ニ/御下役中西幸内様御出合被成候て
- <39L> 被仰候御口上追付 殿様御座敷/御出被為成候刻 御前え被為召出/何角御尋の儀相 下り可申候間/其旨相心得可被申候と被仰聞候/其上ニて御座敷え被為召出/相窺 罷在候 伯耆守様/被為遊御意候趣其方儀國元/ニては如何様成売買申候哉との
- <40R> 御尋ニ御座候隨て御請申上候/私共儀元禄年中竹嶋松嶋/両嶋の渡海制禁ニ被為仰 出/以後は御願書ニ書顕差上申候通/伯州米子の御城主ゟ御憐愍ヲ以/渡世仕難有 奉存候旨申上候然は/扶持ヲ得候かと被為成御意候/隨て申上候左様ニては無御座 候
- <40L> 御憐愍と申上候儀は米子御城下え/諸方ゟ入込申候魚鳥の問屋/店の座ヲ私家督と被為下置候/同役市兵衛儀は御城下え入込候/塩問屋口銭の儀被為仰付候て/渡世 仕罷在候是全/公方様御太恩の御余光と奉存上
- <41R> 両人共ニ難有仕合奉存上候段/乍恐申上候得は其上亦被為成/御意候趣其方共 [在]

- 所ニては/奉行所え勤ると申候哉との/御尋御座候隨て申上候両人共二/代々米子 町年寄御役相勉/申候儀ニ御座候由御請申上候
- <41L> 又竹嶋竹木草類禽獣海馬/の魚鮑など段々と御尋御座候隨て/御請申上候御事/一伯耆守様被為遊御意候は九右衛門/御上え差上申候願書及見分候/長崎表貫物入札連中え相加り/申度との儀此事は古来ゟ江戸
- <42R> 京大坂堺駿河長崎皆御領ニは/入札連中へ相加り申者も有之也惣て/大名下ゟ貫物 入札人数ニ入候叓未其/例無之也我等壱人の了簡〔難〕及/尤同役え可申談也急ニは 請込不成候/先は左様ニ相心得可申と被為仰附候/寺社御奉行所様えも此段以使者
- <42L> 可申達候と可被為御意候隨て申上候/乍恐追て何とそ御慈悲相下り申候段/幾重ニ も奉願上候旨申上候てすさり/申上候中西幸内様被仰候唯今/御前ニ被為成御意候 通大名下ゟ/貫物人数え相加り候其例未無之候得ハ/御壱人様の御了簡ニ難被為成 /御事御尤奉存候然上は追々尓も
- <43R> 可有之候左様ニ相心得可被申との/御事ニ御座候て御請申上罷帰申候/御叓/一 牧野越中守様え参上仕田中小右衛門様え/右の趣委細申上候得は御承知被成/此趣 殿様え可申上と御申/被成候御叓/一 田中小右衛門様被仰聞候御口上の趣
- <43L> 九右衛門御願の儀は 御老中様/及御沙汰其上御差圖ヲ以御勘定/所幷長崎御奉行所へ寺社/御仲間様方於御城則御面談ニ/被為仰達候て其上其方御差出し/被為遺候處ニ則御両御役所ゟ右の/御断ニ候では相濟不申事候追て/御仲間様方御寄合の節此儀御評議
- <44R> 可被為成候其上ニて可被為召出候間/左様ニ相心得可有之との御事ニ/御座候隨て 申上候私共躰の儀ケ様迠ニ/御苦労奉懸申上候段千万恐入/申上候然共御慈悲は 御上ゟ/相下り申儀ニ御座候得は乍恐幾重/ニも御慈悲の段奉願上候と申上/罷帰 申候御叓
- <44L> 一 御國御屋敷え参上仕御役人様方え/右の趣委細ニ御注進申上候御事/一 酉ノ八月十七日 牧野越中守様ゟ/御差紙ヲ以明十八日四つ時/御屋敷え可罷被出と被為仰附/則御請書差上隨て十八日/四つ時参上仕相窺罷在候得は/田中小右衛門様御出合被成被仰
- <45R> 御口上の趣其方御願の筋/由緒正敷依有之則/御上え被為成御達御老中様/及御沙 汰御差圖ヲ以御勘定所/幷長崎御奉行所え其方/御差出し被為成候所/御役所ゟ右 の御断の儀以御使者/被為仰達候尤其方えも右の通
- <45L> 被為仰渡候依之寺社御仲間/様方此儀及御沙汰又々押返し/其方儀右の御両御役所 え/御差出し可被為成と思召被為成/候得共其方其方の御奉行/所と申儀は重キ御 事ニ/候得は入割如何哉と又御用捨/被為成候然上其方儀御不便
- <46R> 被為思召候依之江戸京都/大坂其外於御領當時/御公儀えの御為次二其身の/潤共 可成と存付の儀も有之/候得は品々書付ヲ以罷出御願可申上候/御吟味の上ニて冝 敷可被為/仰附候間其旨相心得可申と/被仰附候隨て御請申上候重々以
- <46L> 御慈悲の御下知相蒙申上候段/千万恐入難有仕合奉存上候/御序の節乍恐 御前冝 /御執成奉願上候然上は御國/屋敷えも此旨相達可申上と/申置候御事/一 御國 御屋敷え参上仕御役/人様方え右の趣委細ニ/御注進申上置候御叓

B. 乍恐奉願上候口上之覚 (大谷家文書 3-36)

乍恐奉願上候口上之覚

伯耆國米子の町人 村川市兵衛 大谷九右衛門

- 一 竹嶋渡海の儀私共先祖の者え被為 仰付候元来 松平/新太郎様因幡伯耆御領知の節元和三年伯耆國御仕置の為/御上使阿部四郎五郎様被為遊御越候之砌竹嶋え渡海仕度旨/私共先祖の者御訴訟申上翌元和四年當御地え先祖の者共/相詰御願奉申上候処御吟味の上願の通渡海可仕旨同年五月/十六日/御奉書を以 新太郎様追被為/仰出則右の/御奉書従新太郎様先祖の者共頂戴仕其上/御目見被為/仰附難有仕合冥加至極奉存上候其以後毎歳渡海仕候處/元禄五年彼嶋え唐人相渡り依之 伯耆守様ゟ御注進被仰上/夫より六年七年八年追段々 御指圖を以渡海仕候處年々/唐人相増候様子ニ付追々従 伯耆守様御注進被仰上候/処竹嶋渡海禁制の旨元禄九年正月廿八日/御奉書を以 伯耆守様追被為/仰出候旨則従 伯耆守様被仰渡候御事/
- 一 竹嶋渡海禁制被為/仰付候ニ付家業を失ひ渡世可仕様無御座依之村川市兵衛儀/元禄 年中當御地え前後六ヶ年相詰御歎キの御訴訟申上/候内病氣付其上國本二残し置候妻子及 渇命候ニ付御願半ニ/先國本え帰度旨御願申上罷帰候其節大谷九右衛門儀幼年/尤困窮仕 候ニ付右市兵衛と一所ニ當御地え相詰候儀難相成/乍存其儀無御座候其後享保九年竹嶋渡 海の次第段々/被為遊 御尋候ニ付委細御請書奉指上候砌大谷九右衛門/何とそ當御地え 相詰御歎キの御願申上度所存御座候得共困/窮仕罷在候故乍残念其節も及延引候御事/ 右の通元和四年ゟ元禄四年迠竹嶋え渡海仕候處彼嶋唐人/相渡り候ニ付渡海禁制被為/仰 付候以後右両人の者共渡世可仕様無御座路頭ニ相立可申の/處御領主より御憐愍を以先は 及渇命不申候様ニ被仰付置/候是以/台徳院様以来/御代々様 御威光の筋 御大恩の程難 有仕合奉存上候然/共當時至極困窮仕及難儀候ニ付乍恐 御慈悲を以如何/様共取續候様 被為/仰付被下置候〔得〕は難有仕合奉存上候全奉對し/御上え私式の者ケ様の御願奉申 上候儀千萬恐入奉存候得/共/台徳院様御代元和四年ゟ元禄七年迠七拾七年の間/御代々 様え/御目見被為/仰付其上先祖の者共/御紋の御時服頂戴仕幷道中/御紋の指札蒙/御 免竹嶋え渡海の舩え/御紋の舩印頂戴仕且道具蒙/御免元和四年ゟ元禄四年迠毎歳彼嶋え 渡海仕尤渡海禁/制被為/仰付候以後今以御領主ゟ及渇命不申候様御憐愍を以/御取斗の 御事共是又右ニ書顕候通重々莫大成奉蒙/御大恩候者の子孫末々到至極之及困窮此上身命 難相/立程ニも相成候得は偏/御厚恩忘却仕候様ニも可被成哉と誠以不顧恐を今度/大谷 九右衛門相詰右両人の者身命相續候様ニ/御慈悲の筋乍恐奉願上候何とそ願の通被為/仰 付被下置候 [得] は難有仕合奉存上候以上

伯耆國米子之町人 大谷九右衛門

元文五年申

寺社

御奉行所様

御役人中様

C. 乍恐御願奉申上候口上之覚 (大谷家文書 3-40)

乍恐御願奉申上候口上之覚

一 此度従國主の御作舞を以御 公儀様え乍/恐私共御歎の願書奉差上候先以御 奉行様え / 御取上被為 遊被下候御儀難有仕合ニ奉存候/然は國主方御 公儀様え被為 仰上候上至 極/被為入御念候得て段々と私共手前御吟味の御事ニ/御座候趣其方共御 公儀様え奉差 上候御願/書ニ何と奉申上御憐愍の筋不相見候然上ハ以/前の通竹嶋松嶋両嶋の渡海を御 願奉申上/内存ニて有之哉と御尋御座候依之私共申上候は/全以前の通両嶋の渡海の儀奉 願候儀ニては/無御座候嶋渡海の儀ハ先年御制禁ニ被為 /仰付候上重キ御事ニ御座候得 は此段無是悲仕合/奉存候然共/台徳院様御代元和四年ゟ/常憲院様御代元禄年中追御太 恩の御威光/を以両人の者共取續渡世仕来候処ニ右の仕合御/座候得て及大困窮至極難儀 仕候ニ付不顧恐御/歎の御願申上度奉存候天道相叶万一御憐愍の/筋相下り申候節ニ至御 役所様ゟ私共え存寄の/儀も有之候哉と御尋の首尾も御座候得は乍恐長/崎表貫物の割符 幷御廻米舩借り連中え御加え/被為 遊被下置候様ニ御願申上度奉存上候書/付を以則國 主え申上候趣ニて御座候乍恐一重ニ/御慈悲相下り候様ニ奉願上候以上

> 伯耆國米子町人 大谷九右衛門

元文六年酉二月 御勘定 御奉行所様 御役人中様

D. 乍恐口上書を以奉申上候 (大谷家文書 3-42)

乍恐口上書を以奉申上候

一 此度口上書を以御願申上候長崎貫物割符連中之/御指加え被下置候様御願申上候二付 先祖より/御 公儀様え何ニても御奉公の筋不相見候/御奉公の筋も有之候哉と御尋被為 遊候ニ付私共/存寄乍恐奉申上候先年私先祖大谷甚吉と申者/廻舟数叟所持仕諸國之荷物 積廻し渡海仕候海道/にて右の竹嶋見出し罷在候所ニ伯耆國為御仕置/阿部四郎五郎様被 為遊御越候其節右の竹嶋え/渡海仕度旨村川市兵衛と申合 四郎五郎様え/御伺申上候処 其旨御聞届ケ被為遊左候得は江/府え罷出御 公儀様え御願可申上之旨被/為仰付候ニ付 先祖の者共當御府え罷出御/願申上候処ニ天道ニ相叶嶋渡海の儀願の通被為/仰付候御 奉書 新太郎様え相下り則/新太郎様ゟ先祖の者共右の御 奉書/頂戴仕嶋渡海仕難有仕合 ニ奉存上候其後/大獣院様御代竹嶋の海道ニて又松嶋と申嶋を見/出し御注進奉申上候得 は竹嶋の通支配御預ケ/被為遊右両嶋え渡海仕来重々難有仕合奉存/上候依之寛永年中西 之御 丸御普請の/節御大恩為冥加の寸志の御願奉申上候/得は竹嶋栴檀御床板御書御棚 板被為仰/付奉畏両人の者共御用御板の御役仕當/御地え罷下り乍恐奉指上候首尾能御上 納申/上候然所ニ元禄年中右竹嶋え唐人相渡り初/申候故御注進候依之右の段々日本の/ 御仕置を以朝鮮國え被仰遣其上只今追の/通渡海仕可仕旨被為仰付候故元禄六七八年/追 渡海仕候得共年々唐人大勢相渡り申候委細の/儀ハ別札ニ奉書上候通ニ御座候然上ニて 又々朝鮮/國之被仰遣朝鮮國王ゟ右竹嶋日本の御支配ニ相/違無之旨御證文御取附被為遊候上ニて右私共/奉頂戴仕候御 奉書御改メ被為遊候旨被為/仰付奉差上申候其上ニて嶋渡海の儀尔来/御制禁の旨伯耆守様追御 奉書相下候/御事元来私共先祖の者右嶋見出し御注進/申上候故日本の御支配ニ被為遊候様乍恐奉/存上候右の通ニ御座候間乍恐被為聞届訳ケ/御慈悲を以願の通被為仰付被下置候/得は難有奉存上候以上

伯耆國米子町人 大谷九右衛門

寬保元酉年六月十日

長崎

御奉行所様

御役人中様

④ 若干の考察

冒頭で述べたように、問題の所在は上記文書Aに「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」とあることの意味であり、本稿の目的は当該文書と関係文書の全体を紹介し、この言葉を文脈の中で捉えるための参考に供することである。問題の検討は他日を期することとし、ここでは、奉行所が判断材料としたであろう文書に関する疑問点をいくつか挙げておきたい。

まず、大谷九右衛門勝房は、御公儀へ差し出す<u>御願書一通、添書二通、由緒書一冊</u>を寺社奉行所へ提出した(②大意Aの文書 1。以下 A1 のように略記)。同じ書類を勘定奉行所、長崎奉行所へも提出した(A12, A19)。<u>願書</u>は、寺社、勘定、長崎奉行所あて同文のものがある上記Bの文書がこれに当る可能性があるが、①で述べたように、出願の対象(大坂廻米舩借り、長崎貫物連中加入)が書かれていない。これでは、奉行の前で役人が読み上げても(A4, A14)何を訴願しているのか分からないのではないか。竹島渡海禁制の後米子城主から憐愍を受けたこと(A6, A14, A20)はBの文書にあるが、願書読上げに続く寺社奉行の最初の質問「竹嶋支配」のこと(A5)は、Bの文書中にない。

出願対象は、<u>添書</u>に書かれていた(A7, A12)。添書というと有力者による推薦状のようなニュアンスがあるが、ここでは願書の別紙、説明資料のようなものであろうか。また、絵図を提出している(A8)。竹嶋の動植物、海馬の魚(あしか)、鉱物等に関する情報も提出していた(A8, A16, A20)。これは、添書の内容なのであろうか。竹嶋に唐人が渡るようになった、委細は<u>別札</u>のとおり云々とある(D34)。これは追加提出したものであろうか、添書または<u>由緒書</u>を指すのであろうか。さらに、松嶋について、長崎奉行への追加文書に説明があるが(D32)、竹嶋松嶋両嶋の渡海を求めるのかという勘定奉行の質問(C29)などを見ると提出書類の中でも松嶋への言及があったと考えられる。

「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」は、上記の文書で寺社奉行牧野越中守の発言(A6) および大谷九右衛門勝房の言葉として(A20,「嶋渡海…」C29) 出てくる。文書の全体を通読するとき、奉行所は、由緒の裏付けのため過去の将軍拝謁の記録を繰ったこと(A12)以外、特に独自の情報を用いたわけではなく、大谷九右衛門勝房が提出した資料に依拠したように見える。竹嶋松嶋両嶋渡海禁制が幕府の認識を示すのか、史実として松嶋への渡海が禁じられたのか、なお検討の余地があるように思われる。

(了)

(4) 竹島漁労と 1970 年代の竹島問題

藤井賢二

はじめに

戦後日韓両国間の竹島問題をめぐる対立について、筆者(藤井一以下同じ一)は 1977~78 年を一つの画期ととらえてきた。1977 年 2 月 5 日の参議院本会議で福田赳夫首相が、当時世界で設定が進みつつあった領海 12 海里・200 海里漁業水域についての日本政府の対応を問われて、竹島は「わが国の固有の領土でありますので、その固有の領土であるという前提に立って 12 海里ということが設定される」と答弁し、韓国はこれに反発した1。翌 1978 年 5 月に韓国政府は領海 12 海里を暫定実施して竹島近海の日本漁船を排除したため、島根・鳥取両県の漁業者の要請を受けた日本政府は日本漁船の安全操業の確保を韓国に求めたが、現在も日本漁船の竹島近海での操業は実現していない。

このような韓国による竹島不法占拠強化によって 1977~78 年に竹島問題は新たな段階に入った。本稿は、ここに至る経緯を竹島周辺海域での漁労の問題を中心に考えるものである。

1. 韓国の竹島不法占拠と竹島漁労

1951 年 9 月 8 日に調印されたサンフランシスコ平和条約では、日本領としての竹島の地位に変化はなかった。韓国政府は国際条約に従って自国民の竹島への出漁を禁止すべきであったが、そうはしなかった。それどころか、1952 年 1 月 18 日の李承晩ライン宣言(正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」)で主権行使を宣言した広大な水域に竹島を含ませ、1953 年 7 月 12 日の竹島での韓国人による日本の巡視船への銃撃という危険な行為を正当化し、1954 年夏には公務員の竹島駐留をはじめたのである。

占領下の日本では 1946 年 1 月 29 日付連合国軍総司令部指令「若干の外廓地域を政治上日本から分離することに関する覚書」(SCAPIN-677)によって竹島への日本政府の権力行使が停止された。また、1945 年 9 月 27 日に定められた、いわゆるマッカーサーラインによる操業許可区域は 1946 年 6 月 22 日付連合国軍総司令部指令「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する覚書」(SCAPIN-1033)で拡張されたが、同時に、日本船舶と乗員の竹島周辺 12 海里以内への接近および竹島への接触が禁止された。1949 年 9 月 19 日付の同名の指令(SCAPIN-2046)で接近禁止範囲は 12 海里から 3 海里に縮小した。こうして、戦前から竹島での漁猟を許可されてきた隠岐の漁業者は竹島での操業が禁止されることになった2。

⁼

[「]玄大松『領土ナショナリズムの誕生 - 「独島/竹島問題」の政治学』(ミネルヴァ書房 2006年11月京都)では、1977年の福田発言は「日本の一二海里領海と二〇〇海里漁業水域宣布の際」に行われた、また「日本は一九七七年一月一日から一二海里領海法と二〇〇海里漁業水域に関する暫定措置法を施行した」とある(130頁)。しかし、「領海及び接続水域に関する法律」(法律第30号)と「漁業水域に関する暫定措置法」(法律第31号)は同年5月2日に公布され7月1日に施行された。1977~78年の日韓の対立については、拙著『竹島問題の起原―戦後日韓海洋紛争史―』(ミネルヴァ書房 2018年4月 京都)第11章・終章で論じた。

²1945 年 10 月 1 日付「臨時漁船取締規則」(農林省令第 5 号)でマッカーサーライン外での漁船の運航が禁止された。操業許可区域拡張にともなう 1946 年 6 月 29 日付の「臨時漁船取締規則」一部改正(農林省令第 38 号)で、竹島周辺 12 海里以内での漁船の運航と竹島上陸は禁止された。1949 年 8 月 15 日付「漁船の操業区域の制限に関する政令」(政令第 306 号)でも竹島周辺 12 海里以内での漁船の運航と操業そして竹島への上陸は禁止された。同年 9 月 21 日付の「漁船の操業区域の制限に関する政令の一部を改正する政令」(政令第 339 号)で禁止範囲は 12 海里から 3 海里に縮小した。

竹島が在日米軍の爆撃訓練区域にされたこともあって日本人が出漁できない間に、朝鮮(韓国)人が勝手に竹島(韓国名「独島」)で漁労していた。それに関連する記事等をまとめたのが次表である。

(○は不明字、他の引用資料も同じ-筆者-)

報道等の名称	報道等の概要
(1)「倭族日本の見当外れの	「独島」を「海狗、猟虎、鮑貝、甘藿(ワカメ―筆者補註―)等の産地」
言動 鬱陵島近海の小島を自	と述べ、「最近では島根県境港の日人某が自分の漁区として所有してい
分の島だと漁区として所有」	る模様で、今年四月に欝陵島漁船一隻が独島近海に出漁するとこの漁
(1947年6月20日付『大	船を見て機銃掃射を敢行したという」とある³。
邱時報』 大邱)	
(2)「欝陵島に無人島発見 我	「この独島の主産物としては、海狗、鮑貝などが多量に生産されてお
が所有が明確!」(1947年6	り、最近では倭奴たちが公々然と漁業権を主張していて非常に島民の
月 20 日付『嶺南日報』 大	怨嗟の的になっているという」とある。
邱)	
(3)「独島は海産物の宝庫、し	1947 年 8 月 20 日に「独島」に上陸した「独島探査隊」によれば、竹
かし人に住めない所」(1947	島は「無人島で人畜の生存はまったく不可能だが海産物は豊富に○○
年8月23日付『婦女日報』	し、アシカなどの海獣が繁殖しているが問題の倭人の来往はまったく
(婦女目報社 大邱)	ないという」。
(4)「鬱陵島紀行(三) 浦項	「独島」で「採れる和布、天草などの海藻は豊富で、遠くから来て作業
支局 具東錬」(1947 年9月	するのに充分な価値がある」とある4。ただし、潜水器漁業は鬱陵島の
23日付『水産経済新聞』 ソ	天府港や母船の不備で成果を上げていないと報告している。
ウル)	
(5)「鬱陵、独島でワカメ無尽	「慶北漁連」では「独島では昆布が無尽蔵であることを発見してその総
蔵 東海岸寒流で不漁断続」	力をあげて本格的採取に着手するという。」
(1948年3月22日付『民主	
衆報』(民主衆報社 釜山)	
(6)韓奎浩「惨劇の独島」(『新	1948年6月8日の米軍機による竹島爆撃事件による被害者は、ワカメ
天地』3-6 ソウル新聞社	を採取していた朝鮮人(死者 16 名中 9 名が江原道、7 名が鬱陵島住民。
1948年7月 ソウル)	負傷者3名中1名が江原道、2名が鬱陵島住民)であった5。

0

³この記事の情報源と考えられるのが、慶尚北道知事が南朝鮮過渡政府民政長官に宛てた、1947年6月17日付「鬱陵島所属独島領有確認の件」である(韓国国家記録院所蔵資料「独島(竹島)に関する調査の件」(管理番号:BA0182403 生産年度:1951 生産機関:内務部地方行政局行政課))。この中に「近日には日本境港の某日本人の個人所有になって漁獲を禁止した」、「今年四月中旬に鬱陵島漁民がこの島に出漁したが国籍不明の飛行機から機関銃掃射を受けた」という記述がある(11~12 コマ)。米軍の爆撃訓練の一環であった可能性がある「国籍不明の飛行機」による「機関銃掃射」が、『大邱時報』の記事では「日本人某」の仕業となり、日本への反感を高めているところに、日本への対抗意識が感じられる。

⁴この部分の前に「この島はマッカーサーラインから十二米内側で今は我が国の領土になっている無人島である」とある。「十二米内側」は、当時日本人が竹島から 12 海里以内に接近することを禁じられていたことが誤伝されたものであろう。また、マッカーサーラインを日本との国境線とするのも誤りである。 ⁵ 『[島根県]水産商工部 澤富造・井川信夫の出張復命書 昭 28.6.28 付』に記録された 1950 年 6 月 8 日建立の「独島遭難漁民慰霊碑」の碑文には「死亡および行方不明十四名重軽傷六名」の犠牲者が発生したとある (7頁)。なお、イ・テウは「資料紹介 独島沿海漁船遭難事件」(嶺南大学校独島研究所編刊

(7)「確かにいた韓国人 漂流 者に聞く隠岐竹島の真相 日 本語で身の上話も ワカメを 取って生活か」(1951年9月 8日付『島根新聞』)

1951年4月末頃に竹島に接近した「第3伊勢丸」の浜田正太郎船長の 証言では、「海上には出雲船の格好をした手こぎ舟が十五六隻、たくま しい漁師二人ずつが乗ってワカメをとっていた。」「陸上では三十人位 の男が一面にワカメを乾していた。」

(8)「独島に対する米国の見解,1952-65」(韓国外交史料館所蔵資料 分類番号:743.11JA登録番号:5420生産年度:1972生産機関:東北亜州課)

1952 年 9 月 15 日に韓国人が米軍機の爆撃に遭遇したと述べた韓国山岳会の報告書には、当時、海女 14 人と船員等計 23 人が鬱陵島の缶詰工場に所属する漁船でアワビやサザエを獲っていた、今年の春にはワカメだけでも 2 億円以上の収穫があったとある。

(9)「戦後初めて竹島を訪れる まさしく海の宝庫 県水 試船島根丸 韓国人が採取に 従事」(1953年5月30日付 『山陰新報』 松江) 1953年5月28日に竹島に上陸した島根県水産試験場試験船「島根丸」の乗組員は韓国人について、「彼ら三十名は鬱陵島の漁民で主にアワビ、サザエ、ワカメ、天草などを採取しているという。」「韓国人は本格的な潜水器具を持っていて各種貝類、海草類を採取し、二、三日すれば各船が一ぱいに積んで鬱陵島に帰るという。」「回遊魚のサバ、サンマなどもよく獲れるが欝陵島に持って帰っても加工施設がないためあまり獲らない」と述べた。

(10)『[島根県]水産商工部 澤 富造・井川信夫の出張復命書 昭 28.6.28 付』 1953 年 6 月 27 日に島根県と海上保安庁が共同の竹島調査を行った。「我々は(略-筆者-)一行十人で欝陵島からやって来て今日で十八日目になる。中四人は五日間いて素干わかめ六十枚をもって帰島したが、我々六人は(略-筆者-)シケのため迎えの母船が来ない。」「我々が従事しているのは例年四月から七月にかけて主としてワカメ、テングサの海藻類とアワビ、サザエ、ノリをとるためである。海藻類は素干にして鬱陵島に送っている。」と韓国人は語った。

(11)「日本海の焦点・竹島上陸記」(1954年6月3日付 『日本海新聞』 鳥取) 1954年5月30日に鳥取県水産試験場試験船「だいせん」が竹島で韓国人の漁労を確認。「傷痍軍人会の援助でワカメ採りに鬱陵島からやってきた6。もう二十日余りになる。発動船一隻と小舟四隻がいる。島に

『独島研究』22 2017年6月)で、犠牲者数について「死亡/失踪者は約 200 人内外、沈没船舶は約 50 隻内外」と推計しているが(413頁)、その根拠となる当時の資料の提示はない。

が島でのワカメ採取については、鬱陵島在郷軍人会に対して「当時鬱陵警察署長だった具某氏が鬱陵郡守、漁業協同組合理事と協議して鬱陵島最大の利権事業である独島ワカメ採取権を三年間任せた」。「義勇警察という名分を立てて武器を貸与したのだ。ワカメを採るついでに警察に協力して独島警備をいっしょにしてほしいと依頼した」。「当時在郷軍人会の荒廃が尋常ではなかったため」利権事業を与えてなだめねばならなかったからだという鬱陵警察署の元警察官の回想がある(2006 年 10 月 30 日付「オーマイニュース」www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0000367760&CMPT_CD=SEARCH)。1954年5月にはじまったというこの渡航と、この記事の「傷痍軍人会の援助でワカメ採りに鬱陵島からやってきた」という部分は関連する可能性がある。なお、朴炳柱「郡勢一班 鬱陵郡」(『1952~1953 年 独島測量』韓国国会図書館 2008年)には、1952年8月10日現在として、人口14,688人とあるが、これは1942年の鬱陵島の朝鮮人人口13,655人(池内敏『竹島問題とは何か』(名古屋大学出版会 2012年12月)283頁)よりも約千人の増である。朝鮮戦争の影響も考えられる。また、「6・25(朝鮮一筆者補註一)戦争に参戦した中共軍が国連軍に捕虜になった時に、彼らの背嚢の中から鬱陵島産の鯣が発見された。国連軍司令部は即刻禁輸措置を下した。これにより鬱陵島鯣の価格が暴落して島民の生計が難しくなったのだった。そのまま飢え死にすることのできないイカ釣船は独島に行った。独島臨近海域は和布

は男が二十三人、女が二十八人いる。女のうち済州島からきたのが二十人ばかりだ。」「男たちは二間余りの竹の先に鎌をつけて海中のワカメをとっているが、女たちは頭大のヒョウタンを浮かせアワビやサザエを獲っている。」「ワカメは赤茶けた色で上物ではない。そんな赤茶けたワカメでも韓国では十貫目が一万円だという。米は豊富にあって五斗で三,五〇〇円というからけっこういい商売になるらしい。」

これらを見ると、朝鮮(韓国)人の竹島での漁労は、1948年には始まっていたと考えられるワカメなどの海草採取が主でサザエ・アワビなどの採貝がそれに加わっていったこと、1952年頃には鬱陵島のアワビなどの缶詰工場が再稼働していたらしいこと、済州島の海女が竹島での漁労に参加していた7ことがわかる。

慶尚北道作成と思われる、1948年6月の米軍機による竹島爆撃事件についての「経緯報告」 8には、「その周囲と岩礁には魚族の回遊とアシカの棲息とワカメの繁殖が豊富なことで漁労採取を目的に夏季には漁船の往来が頻繁」とある。竹島をめぐる漁労のうち、朝鮮(韓国)人が行っていたのは、もっぱら根付の資源を対象とした採介藻漁業であった。竹島周辺、とりわけ竹島・欝陵島間水域は「魚族の回遊」をもとに、戦前にはサバ延縄漁の漁場として、戦後はイカ釣漁船、そして旋網(巾着網)漁船の好漁場として認識されてきた9。1950年代の韓国人は回遊魚を対象とした動力漁船によるそれらの漁業を竹島周辺で行うことは少なかったようである。1957年のサバ旋網漁業の主要漁場を示した〔図1〕もそれを示している。

や海苔その他獲物が多く、イカよりも収益が多かったためだった。」という洪淳七の説明(「全財産と全身を捧げて独島を守った」(『新東亜』439(東亜日報社 1996 年 4 月)632~633 頁)があるが、にわかには信じがたい。ただし、朝鮮戦争でスルメの輸出が激減し、1952 年 7 月 1 日には食糧確保のために国連軍が水産物輸出禁止措置を下していたのは事実のようである(金鍾熙他編『現代韓国水産史』(社団法人水友会 1987 年 12 月 ソウル)771~772 頁)。

[「]慶尚北道編刊『独島住民生活史』(2010年10月)には、「最近済州海女博物館で開催された'独島出稼ぎ海女と抗日運動'シンポジウム(2009.6.9)を通じて1950年代に独島でワカメ(採取-筆者補註-)作業をしていた済州海女たちが独島義勇守備隊の活動を助けていた事実がわかった。また警察が本格的に独島警備を担当するようになった1956年以後からは20~40名が独島に入島して2~3か月間生活を営んだ。済州海女たちの独島における操業は70、80年代まで続いたが、○○は独島を生活の領域として利用して独島に人間が支えられる挑戦を準備した」とある(13頁)。しかし「独島義勇守備隊」の実相については論議が絶えない。また表中(11)の「日本海の焦点・竹島上陸記」には、「警備船のおる時には来ないほうがよい、危ない」と日本人に忠告する韓国人や、日本に連れて行ってほしいと懇願する韓国人海女の姿が記録されている。なお、この記事を書いた日本海新聞記者田賀市郎はラジオ劇「人のいる無人島」を残している(岡村知子他編『戦後NHK鳥取放送局ローカルラジオドラマ脚本集』(鳥取大学地域学部2019年3月鳥取)・2019年6月20日および同年9月3日付『山陰中央新報』)。

[®]前掲註(3)「独島(竹島)に関する調査の件」(17~22 コマ)。また韓国国家記録院所蔵資料「独島沿海漁船遭難事件顛末報告の件」(管理番号:BA0182403 生産年度:1951 生産機関:内務部地方行政局行政課)にも同じ文書がある(2~6コマ)。なお、「独島沿海漁船遭難事件顛末報告の件」にある「経緯報告」の下書きでは、原案では「一二浬以上接近できない」と正確であったのが「一二米以上接近できない」と誤って修正されている(59 コマーこれは松澤幹治の指摘による)。慶尚北道(道庁)の持つ竹島に関する情報が不正確であったことを示すものである。

⁹拙稿「戦前の竹島・欝陵島間海域におけるサバ延縄漁業試験について」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』5-2 2016年3月)参照。竹島周辺で良質のサンマの回遊があることが、1953年5月29日に島根県水産試験場試験船「島根丸」による調査で確認されていた(1953年6月1日付『朝日新聞・大阪本社版(島根版)』)。

2.1969年の竹島問題

1969年3月28日付『朝日新聞・東京本社版』は、前日付「ソウル放送」が「竹島近海で試験操業中の韓国漁船十隻はこのほど五百三十一トのサケとマスを漁獲した」、「これを重視した日本政府は「近く漁業調整問題の話し合いを申入れることになった」と伝えた。「竹島はわが国の領土であり、この水域における韓国側の一方的操業は「領海侵犯」のおそれがある」、「この水域は竹島を十二が幅で囲む水域、つまりわが国が韓国に主張している「漁業専管水域」にかかっている」という水産庁の説明が加えられていた。

竹島問題に関する韓国外交史料館所蔵資料¹⁰の中に、韓国政府水産庁¹¹から駐日本大使宛の1969年4月2日付「東海サケ・マス漁場開発試験操業」(「東海」は日本海の韓国側呼称。以下同じ)と関連メモ¹²がある。『朝日新聞・東京本社版』の記事についての駐日大使からの問い合わせに答えたもので、この試験操業は国立水産振興院¹³所属「智里山号」(150 ½)と慶尚北道所属「無窮花号」(80 ½) および民間漁船 10 隻で、「鬱陵島周辺 50 が内外の海域」を対象に同年3月15日に出漁したが天候不順で6日間のみ行われた。また、近海では使用できない「流刺網」の試験操業なので「独島 12mile 以内では韓・日ともに漁網を使用」できない、「海域」は「独島北側 30~50mile」とあった。サケ・マス漁の試験操業は 1967 年から行われたとある。

「東海サケ・マス漁場開発試験操業」では独島近海での操業が行われていなかったためか、 竹島問題について韓国政府に抗議した 1969 年 10 月 28 日付日本政府口上書¹⁴では、韓国政府 が設置した建造物との撤去と韓国官憲の退去を要求したのみで、漁業に関する文言はなかった。 韓国政府は同年 11 月 25 日付口上書¹⁵で、「独島は韓国の領土の不可分の一部であって合法的 な領域管轄権の行使下にある。」と、この抗議に反駁した。

1969 年 2 月 25 日の衆議院内閣委員会で愛知揆一外相は、1965 年の日韓国交正常化の際に取り決めた「紛争の解決に関する交換公文」にしたがって韓国と竹島問題解決のための交渉を行う、その機は現在熟していないが当然日本に竹島の領有権はあり、海上保安庁の竹島巡視に

^{10「}独島問題,1965-71」(分類番号:743.11JA 登録番号:4569 制作年度:1971 生産課:東北亜課)。

¹¹韓国水産庁設立についての説明は、水産庁編刊『水産庁三十年史』(1996年3月 ソウル)によれば次の通りである。「1966年2月28日に法律第1752号で政府組織法の改正公布と同時に同日付大統領令第2427号で水産庁職制が作られた。」「水産に関する政策および計画の樹立、水産施設の拡張および管理、漁船および漁港に関する事務管掌を重要任務として与えられた」(70頁)。李承晩政権で水産行政を担っていた海務庁の廃止については、「政府は1961年10月2日付閣令第192号で海務庁を廃止し、同日付閣令第182号で農林部職制を改正交付して政府樹立以後商工部管轄であった水産局をふたたび農林部内局に吸収させた。これにともない、海洋警備課はその業務と性格上内務部に移管」された(68頁)。漁業協力資金など日本からの援助による韓国水産業振興をふまえた組織改編であり、1967年から水産庁は「水産振興五ヶ年計画」を遂行していく。

¹²前掲註(10)「独島問題,1965-71」101~102コマ。

¹³国立水産振興院は水産庁傘下の機関で、1963年12月16日付閣令第1708号の公布により、1921年以来の伝統を持つ中央水産試験場を改組して設立された。国立水産振興院編刊『国立水産振興院 80年史(1921~2001)』(2001年9月釜山)には次の説明がある。「1962年から着手された経済開発5ヶ年計画の推進において水産業が重要な開発対象産業として高い優先順位を占めるようになった。水産業の総合的開発のために、漁船勢力の強化、漁労装備の改善、養殖主産地の助成、水産物処理加工施設の拡張、生産基盤の助成などを積極的に推進したが、特に外貨獲得のための輸出水産物の増産を目的とした漁業の遠洋進出は、これを国家政策的に強力に推進した。このように韓国水産業が一大転換点に立った時期に水産試験機関も単純な学術的領域のみに執着した状態にとどまってはいられなかったのであって、水産振興に積極的姿勢で参与せざるをえなくなったので、1963年末に従来の水産試験機関を全面的に改編して体質が改善された新しい試験機関として発足することになったのである」(106頁)

¹⁴前掲註(10)「独島問題,1965-71」107~108コマ。

¹⁵前掲註(10)「独島問題,1965-71」138コマ。

よってそれを表明し、また調査を続ける、と発言した。この発言や「東海サケ・マス漁場開発試験操業」への反発、そして日本政府の口上書送付などの行動を「独島問題再開」¹⁶ととらえて危機感を持った韓国政府は、いくつかの文書を作成した。

外務部東北亜州課作成の 1969 年 11 月 18 日付「日本側の独島問題介在企図」¹⁷は、日韓両国の竹島問題への対応をまとめたもので、1965 年までの両国で交換された竹島問題に関する口上書の年表¹⁸と「独島問題の経緯および解決方法」が添付されていた。「独島問題の経緯および解決方法」の「1. 独島領有権問題の発端および経緯」には、「1953 年には数回にわたって日本人による上陸調査が恣行されるようになると、わが国はわが国領土に対する外国人の不法上陸を制止するため 1954 年 9 月 2 日に警察守備隊を駐在させるようになり¹⁹、現在に至っている」とある。

海洋警察隊からの聴取内容をまとめた 1969 年 11 月 15 日付の「日本巡視船の独島巡航」²⁰ には、竹島警備の概況が次のように記されている。「(1)警察要員 20 名が常駐している。(2)灯台があって要員の滞留のための宿舎がある。(3)警察の巡視船が一カ月に一回水と食料などを補給。(4)独島内の水は少ししか出ないので 20 名のための給水には不足する。日照りが続けば水は出ない」。そして、よって「国境防衛という見地からまた実効性から、軍に交替した方がよい」という警察担当者の個人的意見が付されていた。

これらを見ると、韓国政府は 1954 年以来警察官を竹島に派遣していたものの、自然条件の厳しさから常駐には限界を感じていたことがわかる。そして、竹島周辺を漁場とする漁業への言及はない。しかし、1969 年の日韓の対立のきっかけの一つが「東海サケ・マス漁場開発試験操業」であったことは、竹島問題が日本海における漁業問題と結合しつつあったことを示している。

¹⁶前掲註(10)「独島問題,1965-71」131~133 コマにこの題目の文書がある。日本の「主張は 1965 年 12 月 18 日の韓日条約締結を契機にいったん中断」したという認識が韓国政府にはあった。1967 年 3 月 30 日の参議院予算委員会で、佐藤栄作首相は「私が韓国に出かけましたら、もちろんこういう問題についていかに取り扱うべきか話し合うつもりでございます」と 6 月の訪韓について答弁した。韓国政府外務部がこの発言に対応を迫られたことが確認できる(前掲註(10)「独島問題,1965-71」78~85 コマ)が、この時は同年 4 月 20 日の衆議院予算委員会で三木武夫外相が「問題を解決するというためには、それを解決できる友好的な雰囲気も必要」と述べたことで事態は沈静化した。このような過去の日本政府の抑制的な対応と異なるものを 1969 年の韓国政府外務部は感じていた。

¹⁷前掲註(10)「独島問題,1965-71」117~130 コマ。「日本側の独島問題介在企図」の「介在」は「再開」である可能性もある。

^{18「}竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬」(谷田正躬他編『時の法令 別冊 日韓条約と国内法の解説』(大蔵省印刷局 1966年3月 東京) 223~228頁)と比較すると、1956年9月20日付「竹島領有に関する日本政府の見解(竹島が日本領土であることについての歴史的事実の記述―第三回)」の日付の誤りが同一であること、1957年6月4日付と1958年1月7日付の口上書が同様にないことなどから、この年表は「竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬」から作成された可能性が高い。19外務部文書局文書課編刊『大韓民国外交年表 附主要文献』(1962年12月)には、「6.11政府、独島に海洋警備隊を急派」(46頁)、「9.2独島武装化決定」(49頁)とある。「警察守備隊を駐在」は「9.2独島武装化決定」に該当すると思われる。韓国の竹島不法占拠を決定づける事件である。なお、国史編纂委員会編刊『大韓民国史年表 上』(1984年10月)には「9.2警察、常時駐屯で独島完全武装化決定」とある(303頁)。

²⁰前掲註(10)「独島問題,1965-71」114~115 コマ。なお、1963年1月8日に鬱陵島警察署所属の「花郎号」(8¹、6人乗り組み)が隠岐の浦郷港に漂着した。同船は竹島の「警備隊」に渡す小銃・弾薬を積んでおり、「風速二十歳の強風と高さ三歳の大波」で竹島上陸はできなかったという(1963年1月10日付『島根新聞』)。日本政府は同年2月5日付口上書で韓国警備艇の武器搬入に抗議した。

3.1970年代の韓国の竹島調査

韓国水産庁は 1970・1972・1973 の各年に竹島調査を実施した。三回の調査に関する韓国国家記録院所蔵資料²¹から、1970 年代の竹島漁労と竹島問題への韓国の対応を考察する。

①1970年の調査(5月25日~6月13日)

「独島漁業開発調査」²²には、1969年12月3日に慶尚北道知事が「独島総合開発計画」への国庫支援を水産庁に要請したとある。1970年5月22日にも慶尚北道は鬱陵郡とともに要請し、その内容は、155 にの防波堤築造、漁民合宿所(6棟(一棟6坪))、倉庫(6棟(一棟4坪))、通路300になど合計工事費9,669万2千²⁴であった²³。

水産庁の調査はこの要請に対応したもので、漁場としての竹島の価値を調査するのは、おそらく初めてであったと思われる。「独島漁業開発調査」の「独島」について、「戸口数と人口」の項は「無人島である。沿岸漁民たちが海藻類採取を目的に随時出漁操業し、警備警察が年中警備に臨んでいる」と説明は大まかであり、「漁業実態」の項には「独島の統計はない」とあった。

「鬱陵島および独島漁業開発調査 1970.6 水産庁」²⁴には調査について、「東海の鬱陵島と独島周辺漁場の開発のために水産庁主管で国立水産振興院と慶尚北道などと合同調査班を編制、国立水産振興院所属試験船太白山号(300 ½級)で 20 日間(70.5.25~6.13)にわたって現地合同調査を実施」と記されている。

具体的には5つの区域で試験操業が実施された。A「鬱陵島周辺」、B「独島周辺」、C「鬱陵島東北方」、DおよびEの「独島東方」 25 である〔図2〕。これらの漁場はCを除いて水深200に前後の浅い場所にある。

竹島と鬱陵島の共通性を強調したいためか、 \mathbf{B} 「独島周辺」の調査結果は \mathbf{A} 「鬱陵島周辺」と同文で記録されている。「周辺」とは竹島から距岸 3 海里までの海域であり、「主資源」はメバル・サンマ・イカ、刺網と一本釣が「開発対象漁業」とされた。「底棲魚種を対象とする漁業が有望視」されるのは海岸から $2\sim3$ 海里まででその外側の海域は急降下して曳網漁業は不適当」とある。この頃日本人漁業者が行っていた、深海の資源を利用するベニズワイガニかご漁は未着手であった。

「鬱陵島および独島漁業開発調査 1970.6 水産庁」によれば、調査は「沿近海漁業発展策の一環」とされた。「沿近海漁業は絶対多数の漁民が従事しているだけでなく、総生産面において

²³1969 年 8 月 15 日の日本の海上保安庁の監視活動を海洋警察隊に報告するなど、慶尚北道は日本の竹島に対する動向に敏感であった(「日本巡視船動向通報」(前掲註(10)「独島問題,1965-71」116 コマ))。
²⁴前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」121~130 コマ。

 $^{^{21}}$ 「独島漁港施設調査綴」(管理番号: BA0240993 生産年度: 1973 生産機関: 水産庁施設管理局漁港課)。 22 前掲註(21)「独島漁港施設調査級」 $112\sim120$ コマ。

²⁵D 区域については「独島東方 20 紅地点 (D) では水深 150~200m、面積 40 平方紅 (幅 5 紅、長さ 8 紅、底質暗礁) に達している新漁場が発見され、刺網および延縄によるメバル、カレイ、エビ、メンタイ、タラなどの開発が期待される」とある。この「新漁場」が 1953 年 6 月に島根県が同県水産試験場試験船島根丸による調査で発見した竹島東方 11 海里にある「神藤堆」に該当する可能性はある。「神藤堆」は北緯 37 度 15 分・東経 131 度 52 分にあり、約 10 平方海里の楕円形で、「最浅部」140 伝、「普通部」200~300 伝、底質は砂泥貝殻、この付近でのサバやサンマの回遊が期待された(水産庁編刊『対馬暖流開発調査報告書 第 3 輯 (漁場開発篇)』(1958 年) 7 頁・島根県水産試験場編刊『對馬暖流開発調査報告書 昭和 28 年~31 年』(浜田 1958 年 3 月 浜田) 93 頁)。「新漁場」が「神藤堆」ならば、韓国は竹島周辺での正確な漁場調査をこの時期まで実施していなかったことになる。

も 79%という大きな比重を占めており、本漁業の健全な発展のためには資源の持続生産性維持、生産構造の改善および外延漁場拡大を通じて漁民所得向上」が必要と、調査の意義が記されている。同資料の「結論」には「現在同海域では管内漁船と通漁船合わせて 1,000 余隻の出漁で年間漁獲実績が 20,000 ½ (14 億分) に過ぎないが、前記したように両島に漁業基本施設が完備されれば漁船 3,000 余隻を収容して年間 50,000 ½ (35 億分) の増産はもちろん、漁民所得の向上と水産物輸出増大に大きく寄与するだろう。」とあった。

農水産部編刊『水産統計年報 1979』(1979 年 10 月)によれば、1969 年の韓国の「一般漁業」(「沿近海漁業」のことと思われる)の「生産量」は691,348 %で「海面漁業総計」の8割を占めていた。鬱陵島と竹島の「両島海域漁業」は2万%と微々たるものであり、新漁場開発による5万%の増産も決して大きいものではなかった。

「鬱陵島および独島漁業開発調査 1970.6 水産庁」の「結論」では次のような可能性が記された。「両島周辺は有用な水産動植物の資源が豊富で海洋の特殊条件などを勘案した時、曳網類漁業は期待できないが、イカ、サンマ²⁶、メンタイ、フグ、メバルおよびマスなどの資源を対象とする一本釣、流網、刺網および延縄漁場の開発が大きく期待される。したがって両島海域漁業開発を推進するため、鬱陵島は総合施設を持つ漁業前進基地化が至急要請され、独島は東海中心部に出漁する漁船の一時退避のための施設が要請される。」

しかし、「両島海域漁業開発」の推進は容易ではなかった。「独島漁業開発調査」の「結論」には、「防波堤、漁民宿所、飲料水タンク、〇〇〇施設などの建設について、「独島の位置が浦項からは 268 km、鬱陵島からは 88.4 kmの遠距離にあって施設資材(セメント、水、骨材など)一体を浦項などから運搬せねばならないという難しい条件下にあって特に無人孤島である関係で労力動員の不如意など施工上の問題があって莫大な工事費が投入されると思われる。」とあった。

②1972年の調査(5月24日~5月29日)

「独島防波堤築造にともなう設計書作成および国庫補助要請」²⁷によれば、1972年1月6日に慶尚北道は次の要請を水産庁に行った。「1.本道予算は管内鬱陵島および独島近海のための一環で72年度から独島の東島および西島間を連結する全長155mの防波堤築造を計画しているが、人員および技術不足で設計書作成が不可能な実情が〇〇別添設計書資料を提出するので、現地調査後設計してほしい。2.道の財政事情で見て所要事業費の全額負担が不可能なので二次的に所要事業費の80%を国費で確保後補助されることを要請する。」

1970年の調査の結果、竹島での施設建設は見送られていたものと思われる。1972年1月20日付の発送印がある「独島漁港施設調査計画」²⁸には、「独島開発は現行関係法令および規定上、慶尚北道主管下で処理することが妥当」であるが、1970年に調査を行ったいきさつもあり、「漁港施設の必要性の可否だけを調査検討するため」の調査を行うという水産庁の方針が記されている。

28前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」107~111コマ。

²⁶竹島周辺で良質のサンマの回遊があることは、1953年5月29日に島根県水産試験場試験船「島根丸」による調査で確認されていた(1953年6月1日付『朝日新聞・島根版』)。

²⁷前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」133~142コマ。

「独島漁港施設調査計画」作成の参考にしたと思われる「決済参考」²⁹には、「現在当庁では 鬱陵島沿近海で操業する漁船の収容および退避のために苧洞港(鬱陵島最大の港―筆者補註―) に莫大な予算を投入して開発建設中である。独島漁場開発は対日関係上国家的な見地から見る とき、事業の必要性は認定されるが、投資効果は希薄である。」といった消極的な意見があっ た。このような財政面からの制約や、1970年の調査で判明した鬱陵島と竹島の「両島海域漁 業」の経済価値の問題もあって、水産庁の姿勢は慎重であった。

1972年6月3日付の「独島漁港施設のための現地調査報告書」³⁰には、水産庁漁港課が慶尚 北道水産課を支援して行った調査の結果が記されている。事業概要と事業費は次表の通りであ った。また関連地図を〔図3〕として示した。

施設別	数量	工事費 (千タオ)	備考
北防波堤	155m	200,000	
南防波堤	100m	140,000	北防波堤施工のための前哨施設
作業場	60m(200 m²)	30,000	北防波堤施工のための前哨施設
計	315m	370,000	

工事費は 1970 年の慶尚北道の試算の 3.7 倍に膨れ上がっている。この背景には、次表に示される自然条件の厳しさがあった。

1)海況(月別)(4ヶ年平均)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
正常日数	7	5	15	16	21	24	25	23	19	12	8	6

2)風量 (年間)

風向	北東風	南西風	北風	北西風	計
日数	131	97	68	69	365
比率 (%)	36%	26%	19%	19%	100%

「独島漁港施設のための現地調査報告書」では、施工上の問題点が次のようにまとめられている。「1)所要石材の現地調達が不可能で鬱陵島から運搬使用せねばならない。 2)所要骨材は本土から運搬使用せねばならない。 3)作業可能日数が月間 10 日間内外と予想され施工に長期間必要 4)重装備(重機のことか?-筆者補註-)の退避場所がなく重装備の被害が憂慮される。」。そして調査者の意見として、「防波堤施工のため重装備の退避場所および工作物製作のための作業場と南防波堤など前哨施設造成が必要」、「前哨施設のためには重装備が投入されねばならず接岸および退避場所がなく事実上施工は困難」とまとめられていた。

報告を受けた慶尚北道は、1972年6月17日付「独島漁港施設建議」³¹で、竹島を「第3種 漁港として指定後水産庁で漁港を施設されることを」水産庁に要請した。「第3種漁港」とは、

²⁹前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」131~132コマ。

³⁰前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」75~88 コマ。

³¹前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」73コマ。

1969年5月19日公布施行の韓国(旧)漁港法(法律第2106号)では「漁場の開発、漁船の 退避に必要な離島または僻地に所在する漁業の根拠地」であった³²。

要請に対する水産庁の検討結果である「独島漁港施設建議」33では多くの問題点が指摘された。慶尚北道の要請の目的である「独島近海の漁場開発」については、「現在まで独島近海に分布している水産(魚種)資源の調査数値がなく、また統計資料が(道報告)不確実」とされた。そして、施工上の問題点への指摘は、次のように具体的であった。「T. T. P(波消しブロックのことか?一筆者補註一)(総所要 5,141 個 1 個当たり約 15 ½)製作時作業場がなく鬱陵島から独島まで廻航するが、必要な運搬船(5,000 ½級)確保が困難(民間保有運搬船では不可能視される)」、「気象条件で見ると年中4,5,6月だけ作業可能で月間作業日数は約 10 日程度(年中作業日数は約 1 カ月)で悪条件下にある本工事を施工しようとすれば作業が約 4 年の長期間が所要される34」、「多年間の工事示期間が所要されるので毎年季節風および台風による既工事部分の被害発生が憂慮される」、「飲料水、交通、気候条件で見ると工事従事者たちの食生活が困難」、「本土からすべての施設資材の運搬および作業上の観点から見て施設費が過多に必要とされる」。

「第3種漁港」指定についても、「本土から遠距離(竹辺〜独島:121 ㎡)に位置している無人孤島である独島を第3種漁港として指定するのは困難」とし、現行の「施設費予算規模(約9億%)では、すでに当庁で指定した62ヶ所の漁港施設投資完工に今後何年かかるか財政事情上投資展望が明らかでない」と否定的であった。こうして「独島漁港施設建議に対しては多くの問題点が内包されているので当庁主管として施設するのは困難と思われる」と結論付けた。

③韓国政府の方針決定と調査

水産庁は 1973 年の4月 29 日から5月 10 日の12 日間にわたって国立水産振興院の試験調査船によって同院と合同調査し、同年5月 23 日に「東海漁業開発計画」35を作成した。

1972 年の「独島漁港施設建議」では経済的見地から実施困難としていた竹島での施設建設を、水産庁がその後継続して検討することになった背景には、日本との竹島問題があった。1972 年の「独島漁港施設のための現地調査報告書」にも「独島漁港施設は韓日関係の国家的な見地から投資効果を度外視しても戦略上施設する必要性はあると思われる」と最後に記されていた。おそらく、1972 年の夏に竹島での施設建設を推進する何らかの政策決定が行われたものと思われる。同年8月15日付『京郷新聞』や8月16日付『朝鮮日報』で「独島開発計画」が報じられた。『京郷新聞』の記事には次の説明があった。

水産庁によれば独島を 73 年から 5 ヶ年計画で開発、独島に漁船退避所と補給倉庫、給油施設などを設置、東海漁業の前進基地として使用するとのことだ。韓日間に長く紛争の火種にまでなってきた独島は我が国の行政区域では慶北鬱陵郡南面道洞1番地になっているが、ここに人は住んでおらず現在独島警備隊 10 名が警備している。(略一筆者一) 独島の周囲にはイカ、ワカメ、アワビ、

³²韓国漁港協会編刊『韓国漁港史』(1996年3月 ソウル) 625頁。

³³前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」65~72 コマ。発送印の日付の「1972 年」以後は判読できない。

³⁴原資料には訂正・書き込みがあるが判読できない

³⁵前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」14~33 コマ。表紙には「独島を中心に」という副題と「水産庁」が 記されている。

サザエの漁場が大きく形成されており、今後は東海にサケ・マス漁場が形成された場合重要な役割ができるという。水産庁はそのため独島に3億7千万27を投入し、二つの大きな島の間 100 伝をふさいで防波堤施設を作り、大きな島の近くの多くの小さな島を埋立てここに給油施設・補給施設を作るということだ。現在独島には灯台施設しかなく鬱陵島から来た漁民たちがテントを張って何日間かワカメを採って帰っている。水産庁は独島に防波堤を作って開発した場合、年間6千隻の漁船が利用でき、独島海上で発生している台風の漁船被害をふせぐことができ、漁業前進基地としての役割を果たすことができ、観光地として開発することもできると述べている。

防波堤建設の工費 3 億 7 千万 学は 1972 年の調査報告「独島漁港施設のための現地調査報告書」の数字と一致する。1973 年 5 月 29 日付『朝日新聞・大阪本社版(広島地方版)』の記事「複雑な領土 竹島」にある「同島近くで操業する漁船員の話によると、小屋は昨年からふえ、漁船も多くみかけるようになった、という」証言は、水産庁の計画と何らかの関係があると思われる。

この後、水産庁は他の政府部署に対して竹島での施設建設に関する照会を行った。1972 年 10 月6日の外務部に対する「鬱陵島および独島水産施設計画に対する意見照会」³⁶は、「独島については我が国と日本国間においてこの間多くの論議があった点を勘案して独島施設に対する当庁の構想を実現するにおいて貴部の意見を問い合わせる」という内容であった。この照会に添付された手書きの「メモ」には、「青瓦台」すなわち大統領官邸の「農林水産担当」と協議した結果、「日本との関係を考慮して外務部に公式文書で意見照会することになった」記されている。回答は同年 11 月 15 日付で行われた(「独島水産施設設置意見照会(回信)」³⁷)。

「1. 独島は我が領土の一部なので同島嶼に韓国がいかなる施設物を設置することに問題はありえないと考えます。 2. ただ日本が未だ独島が日本領土だという主張を続けていることに勘案して、新しい施設物設置と関連しておきうる紛糾を避けるため、独島に水産施設物を設置することにおいては可能な限り隠密に短時日内で施工完了することが必要だと考えます。」とあった。

1973 年 4 月 24 日には水路局に対して、「独島近海の水深および潮流気象条件、地形などの調査測量現況およびその他参考となる事項」の情報提供を求めた(「独島調査測量資料協助依頼」38)。5 月 2 日付の水路局の回答には、1954 年 10 月に「独島調査測量した39が海図は刊行しなかったので海図を提供するのは困難」なので一部水深が記録されている地形図の閲覧を奨めるとあり、また「潮流は観測した資料がなく、気象関係は中央気象台に問い合わされること」を望むとあった(「独島調査測量資料協助回信」40)。5 月 25 日には空軍参謀総長に対して、「独島全景の航空写真があれば、機密に属さなければ、独島漁港開発計画樹立の参考資料として使用したい」と要請した(「独島航空写真送付援助要請」41)。

1973年の「東海漁業開発計画」の「1.目的」は、「独島を中心とした東海中南部海域に分布

³⁶前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」58~60コマ。

³⁷前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」56コマ。

³⁸前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」35コマ。

 $^{^{39}}$ 1954 年 9 月 30 日から 23 日間にわたって海軍水路局が竹島で行った測量の記録は、水路局編刊『韓国 水路史 1949-80』(1982 年 10 月 ソウル 島根県竹島資料室所蔵) にある ($52\sim53$ 頁)。なお、韓国による竹島の測量は 1953 年 10 月にすでに試みられていた (朴炳柱「独島の測量」(前掲註(6)『1952 \sim 1953 年 独島測量』))。

⁴⁰前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」34コマ。

⁴¹前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」13コマ。

する未開発潜在資源の開発利用」および、「独島に対する日本側の領有権主張に対する韓国領 土としての既定事実化基礎構築」であった。しかし、言うまでもなく、韓国政府がここでとっ た「他国から抗議を受けながら行う行為や、(略一筆者一) 紛争発生後にことさら自国の法的な 立場を強化するために行う行為は、実効的占有の証拠とはならない」42。

④「東海漁業開発計画」

「東海漁業開発計画」で水産庁は 1973 年から4年間にわたる竹島の開発計画を示した。そ のうち次の「2. 現況」の「カ、概況」にある竹島に関する情報は詳細で、漁業実態について の説明も具体的であった43。

1)独島の地勢

·位置:鬱陵島 東南方 48mile 浦項 東北方 140mile

· 面積: 0.175 km²

・海抜:105m(急傾斜)

・形成:東・西両独島間の距離は 155m で平均水深 3.5m の浅瀬で連結されており、周囲に 30 余個の岩 礁を抱えていて東南東80~100mile地点に広い浅瀬を持つ。

2) 気象

風:春·夏···南風系卓越

冬 …北風系卓越

平均風速…秒速3~6m(8m以上 小型船危険)

最大風速…秒速 30m 超過時もある。

降水量:月平均…60mm

年間…700~800mm

3)漁業資源

· 回遊性魚族 年間 潜在漁獲量:300,000 b 独島の定着性生物 年間採取可能量:450 %

· 水産動物 77 種

魚類 40 種:サンマ・メンタイ・ブリ・など

腔腸動物 2種:クラゲなど

⁴²塚本孝「国際法的見地から見た竹島問題」(『不条理とたたかう―李承晩ライン・拉致・竹島問題―』文 藝春秋企画出版部 2017年8月 東京) 125頁。実効的占有に基づく権限とは、「国家権能の平穏かつ継 続した表示」という権原のことで、その地域を自国の領土として取り扱い、それが他の国の抗議を受け ないこと、そしてそれが一定の時間の経過の中で行われることである。

⁴³「3)漁業資源」の中で「海産(哺乳)動物」として挙げられている**물개**(ムルケー)(18 コマ)はオ ットセイではなくアシカの可能性もある(58頁の「海狗」も同様)。なお、キム・ヨンス「中井養三 郎の「竹島漁猟合資会社」と「竹島漁業組合」の組織と運営」(嶺南大学独島研究所編刊『独島研究』 26 2019年6月)には「中井は停泊関連施設の必要性を提起して船着き場建設が最大の急務だと把握 した。彼は飲料水の採取方案に悩んだ。彼はアシカ捕獲のために島の真中を通す道を作る計画まで作 って、アシカ漁業のために独島の自然をひどく傷つける計画をたてた。」とあるが(82頁)、韓国政府 が「東海漁業開発計画」で、アシカをはじめとする竹島の自然環境保護に配慮していたことは確認で きない。

軟体動物 22種:イカ・アワビなど (洄游および定着)

甲殻類 7種:ズワイガニ・エビなど

棘皮動物 4種:ナマコなど

海産(哺乳)動物 :オットセイ

水産植物 46 種

緑藻類 6種:マフノリ・アオノリなど

褐藻類 18種:ワカメ・○○など

黄藻類 22種:イワノリ・〇〇〇〇〇など

4)漁場環境

・独島の東南方は暖流(10℃以上)の影響下なのでブリ・フグなどが継続来遊

- ・独島と鬱陵島北方 10~20 沿海域まで寒暖流接触による極前線が冬季に南下して、東海固有冷水 (5℃以下)が 100m 層まで浮上してメンタイ・サケ・マスなど寒流性魚族の漁獲が可能
- ・イカのような温帯性魚族は周年出現できる条件形成
- ・サンマのような外洋性表層魚族は夏を除いては周年出現

5)操業実態

- ・独島沿岸の定着性生物 (ワカメ・イワノリ・サザエ・アワビなど) は潜水器および裸潜漁業によって採捕されている。
- ・一般漁業は慶北・鬱陵・江原等の地から30%未満の小型船が時々出漁操業している。
- ・イカ・サンマなど回遊性魚族は日本漁船団によって大量に漁獲されている実情
- 6)独島を中心とする東海で営まれる漁業 (漁具・漁法) および規模

漁業別	漁具漁法	漁期	漁船出漁規模		対象魚族
			現在	今後	
			(トン数)	(トン数)	
イカ漁業	一本釣	5~12	2~20		イカ
	自動的釣獲機			50~200	
サンマ流刺網漁	流刺網	10~ 7	7~30	30~100	サンマ
サケ・マス漁業	流刺網	1 ~ 5		100~200	マス
メンタイ漁業	底刺網	11~3	7 ~ 30	7 ~ 30	メンタイ
	延縄		$7 \sim 30$	7 ~ 30	
三重網漁業	刺網	1~2	3~30	3~20	カレイ類・クロソイ・〇
					○○○・アイナメ・タナ
					ゴ・マダイ・カワハギ・
					メバル
ブリ漁業	曳縄鉤	1~2		10~20	ブリ

潜水漁業	潜水器	1~2	$5 \sim 7$	5~10	海藻類:ワカメ・イワノ
	海女	1~2	$5 \sim 7$		リ・0000・00
					貝類:サザエ・アワビ・
					イガイ
					その他:ミズダコ・ウ
					ニ・ナマコ
フグ延縄	延縄	1~2		5~10	フグ
トロール漁業	低層曳網	1~2		50~200	カレイ類・クロソイ・〇
					○○○・アイナメ・タナ
					ゴ・エイ・メンタイ・ナ
					マコ・ウニ

「回遊性魚族 年間 潜在漁獲量:300,000 ~」は、鬱陵島と竹島の「両島海域漁業」の年間漁獲実績2万~、新漁場開発による5万~の増産という1970年の推計(「鬱陵島および独島漁業開発調査1970.6 水産庁」)や、「鬱陵島および独島周辺近海に魚族資源が豊富でイカなど6個の魚種で年間漁獲高を約9,700~」という1972年の予想(「鬱陵島および独島水産施設計画に対する意見照会」)よりも桁違いに大きく、誇張された可能性もある。しかし、竹島周辺は暖流・寒流両方の魚種が豊富とされ、それらを対象とした規模の大きな漁業の振興が期待されたのは事実であった44。

一方で課題も多かった。「東海漁業開発計画」「2.現況」の「ナ、問題点」では次の五点が挙 げられている。

- 1)独島近海で操業する各種漁船の緊急避難港施設が皆無
- 2)その他陸上施設は第1種共同漁場操業のための簡易漁民保護所(3カ所:26.6 ㎡)、ワカメ加工作業場(6 ㎡)以外は皆無。
- 3)独島近海漁場に出漁する漁船規模の小型と不足
- 4)独島施設工事の難点(施設基本調査先行)
- 5)日本の独島領有権主張と大型船による大挙操業

1)・2)・4)の竹島での漁業施設の未整備や建設困難については過去の調査でも明らかになっていた。結局、1973年の調査の後、水産庁は1974年度予算に「独島港防波堤施設」建設費用を計上しなかった(「独島を中心とした東海漁業開発計画にともなう建議」45)。

一方で竹島周辺での漁業の振興は推進された。注目されるのは、3)と5)の、日本の大型漁船と韓国の小型漁船の格差である。「一般漁業は慶北・鬱陵・江原等の地から30½未満の小型船が時々出漁操業している」のに対して、「イカ・サンマなど回遊性魚族は日本漁船団によって大量に漁獲されている実情」という「操業実態」があった。

-

⁴⁴韓国自然保全協会編刊『鬱陵島および独島総合学術調査報告書』(1981年12月)には、「北部の冷水地と対馬暖流の勢力のうちどちらが強いかによって本海域の海洋環境が変わって来るだろう」とある(230頁)。

⁴⁵前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」6コマ。

よって、竹島周辺で操業する韓国漁船の大型化と性能向上は韓国の課題であった。「東海漁業開発計画」の「3.開発計画」の「カ、推進方向」に「1)イカ漁業・ブリ曳縄鉤漁業・フグ延縄漁業を優先開発する」とあるように、大量の漁獲が望まれる回遊魚への関心は高かった。そして、次に示す、「カ、推進方向」に続く 1973 年から 4 年間にわたる投資計画でわかるように、韓国がもっとも振興をめざしたのはイカ釣漁であった。とりわけ、1974 年以降は効率のよいイカ自動釣漁船の建造・導入が、年 65 隻のうち 50 隻も計画されていることに注意したい。

ナ、73年度投資計画 (漁船投入)

- 1)新規漁船建造 (イカー本釣漁船)
- 2)既存漁船活用 ①機船底曳網漁のイカ兼業
 - ②ブリ曳縄鉤漁業
 - ③フグ延縄漁業

漁業別	規模	隻数		
1. 漁船建造 (イカー本釣)	30 %	15 隻		
2. 既存漁船の活用				
1)近海機船底曳イカ兼業	40 ۴ ی	15 隻		
2)同上施設改良	40 ئى	20 隻		
3)遠洋機船底曳イカ兼業	70 Fy	25 隻		
4)ブリ延縄漁業	10~20 %	5 隻		
5)フグ延縄漁業	10~20 %	5 隻		
6)機船旋網イカ試験操業		2 統		
総計	事業費計 354,950 千ウォン(補助 72,045 融資 233,715 自己負			
	担 49, 190)			

タ、年次別投資計画(漁船投入)

漁業別投資計画(74年)

見模	隻数	
30 °>	15 隻	
00~300 ₺ 級	10 隻	
00~300 %級	40 隻	
30~170 [↑] >	20 隻	
0~80 [₹] >	20 隻	
0~20 by	5 隻	
事業費計 3,481,950 千ウォン (補助 72,045 融資 3,223,315 自		
己負担 176,590)		
3	00~300 ^ト ン級 0~170 ^ト ン 0~80 ^ト ン 0~20 ^ト ン 事業費計 3,481,950 千ウォン(初	

(上記計画は 75~76 年まで同一物量を継続投入する)

ところで、1973年の「東海漁業開発計画」には「漁業別投資計画(74年)」の「執行方法」として「イカ自動釣漁船(100~級)建造」の財源は「漁業協力資金(4000万年中残額1000万年。)で建造」とある。この「漁業協力資金」は日本が提供した資金に違いない。1965年の日韓基本関係条約および諸協定のうち日韓漁業協定についての日本政府による説明には、次のように記されている46。

韓国漁民の日本漁業に対する不安感は、韓国漁業の劣勢からきており、韓国漁業の発展をはかることが、日韓漁業関係の円満な推移を確保する途でもある。(略―筆者―)また、漁業協定とは別の問題ではあるが、経済協力問題で、民間信用供与に関する交換公文があり、そのなかでは、日本側より三億ドル以上と期待される民間信用供与について、関係法令の範囲内で容易化、促進の措置がとられることになっており、このうちには漁業協力のための九千万ドルが含められ、これについて日本政府が出来る限り好意的配慮を与えることになっている。

韓国が 1952 年に一方的に設定した李承晩ラインの侵犯を口実とした日本漁船拿捕をやめさせるため、日本は韓国に漁業協力を行った。そのうちの民間信用供与(「漁業協力資金」)9千万 $^{\kappa}$ は二つに分けられ、「沿近海漁業用 3,000 万 $^{\kappa}$ は 1967 年度から 10 次年度にかけて執行された。その内容を見れば漁船建造 903 隻に 20,582 千 $^{\kappa}$ 、陸上施設 49 か所とその他 136 台に8,730 万 $^{\kappa}$ 、そして事業着手金 688 千 $^{\kappa}$ を使用して3,000 万 $^{\kappa}$ 全額を執行した」。一方 1968 年から 1977 年まで 7 次にわたる「遠洋漁業用 6,000 万 $^{\kappa}$ は漁船建造および導入 47 隻に58,835 千 $^{\kappa}$ 、陸上施設 1 か所に500 千 $^{\kappa}$ を使用して総執行額は59,335 千 $^{\kappa}$ で、使用残額665 千 $^{\kappa}$ は不用額として処理」された47。どちらも漁船の導入・建造に力点が置かれたが、それは請求権・経済協力協定で韓国に無償供与された3 億 $^{\kappa}$ のうち9.1%(27,175,542 $^{\kappa}$)が水産業に投下された資金でも同様であった48。

韓国漁業の発展をはかることにより、李承晩ライン問題の根底にある「日本漁業に対する不安感」を解消して両国関係を好転させるという日本政府の配慮を、韓国は利用した。竹島の不法占拠強化につながる「イカ自動釣漁船(100 %級)建造」に、日本からの「漁業協力資金」を韓国は使用しようとしたのである⁴⁹。

⁴⁶前掲註(18)『時の法令 別冊 日韓条約と国内法の解説』40頁。

⁴⁷前掲註(6)『現代韓国水産史』1304~1308 頁。

⁴⁸経済企画院編刊『請求権資金白書』(1976年12月 ソウル)によれば、「請求権資金」総額3億%のうち、水産振興事業に3.6%、漁船導入・建造および改良に5.5%が使用された(378~379頁)。1191.5万%が費やされた漁船導入・建造の対象となったのは主に機船底曳漁船と旋網漁船であった(158頁)。49前掲註(6)『現代韓国水産史』によれば、近海用イカ自動釣漁船は、1973~76年の「東海漁業開発計画」の期間には「漁業協力資金」で建造されていない。1977~79年の三次にわたって計144隻以上(291万ドル)が伊藤忠や丸紅からの借入金で建造された(1306頁)。一方、「東海漁業開発計画」の期間である1973~76年に、韓国は近海用イカ自動釣漁船を68隻導入している(1022頁)が、これは「各種資金」によるとなっており、「漁業協力資金」によるものかは不明である。

4. 竹島近海の日本漁船排除

1978年5月、領海12海里を暫定実施していた韓国は竹島近海で操業する日本漁船に退去を命じた。それは次の通りであった(1978年5月15日付『中国新聞』 広島)。

境港基地の島根、鳥取両県約四十隻を含め百隻近い沖合スルメイカ漁船が竹島沿岸で操業の最中だった九日、韓国軍艦が「六が外」への退去を警告、十日には十二がに拡大された。四月三十日に領海十二がを実施に移した韓国が、竹島を対象にしていることがはっきりしたのである。スルメイカ漁船は自主的に二十~三十が沖合へ"退避"したが「沖合にはイカがいない」という悲惨な無電も入っている。日本漁船がいなくなった十二が内には二十一クラスの韓国のサンマ漁船が百五十隻近く集結し、軍艦と警備艇も残っているといわれている。

1973年から 1982年まで開催された第 3 次国連海洋法会議は、距岸 12 海里までの領海と距岸 200 海里までの排他的経済水域の設定を沿岸国に認めた国連海洋法条約を採択した。1977年に米ソ両国が 200 海里漁業水域設定を実施し、日本も同年 5 月 2 日に「漁業水域に関する暫定措置法」(法律第 31 号)を公布した。ただし、同年 6 月 17 日公布の同法施行令(政令第 212号)では東経 135 度以西の日本海と東シナ海では漁業水域を設定せず、韓中両国の漁船に対しては漁業規制の適用を除外していた。また、日韓両国はともに 1977年に領海を 12 海里とする法律を公布した。韓国は翌 1978年4月30日に領海12海里を暫定実施し、同年9月30日に完全実施した。韓国による竹島近海からのイカ釣を主とする日本漁船の排除は、このように海洋法の枠組みが激変する中で行われた。

焦点となった日本海沖合での日本のイカ釣漁がさかんになったのは、1960 年代後半であった。以下はその概略である⁵⁰。

1961・1962 の両年に新潟の水産庁日本海区水産研究所と関係各府県の水産試験場が参加してスルメイカ資源を調査した結果、「中央部の大和堆を中心とした沖合水域における釣漁業の可能性への期待が浮かび上がった」。その後 1964 年頃から「自動いか釣機械の導入にともなって、省力化が急速に進み、従来、多数の乗組員を必要としていたイカ釣漁業も、少人数で簡易に操業できるようになった。一方、加工技術の進歩によって珍味加工原料としての需要が急速に増大した」。1967 年には「兵庫・鳥取の中型沖合底びき漁船(40~60 5型)の一部が、底びき漁業の閉漁期に当る夏季に、沖合の大和堆漁場への出漁を試みて好成績をあげた」51。これに刺激されて 1968 年には「西部各地の沖合底びき漁船のイカ釣漁業への進出が急増し、この年の出漁数は 170 隻前後に達し、ようやく沖合イカ釣漁業として本格化した」。

1969年には「西部の沖合底びき船を主体に、以西底びき漁船、サケ・マス漁業からの転換による $60\sim90$ 、型の専業船の進出がめざましく、これらを合わせた操業船は 400 隻を越した。また、この年の漁場は中央部の大和堆水域から、秋季にはスルメイカ群の南下移動に対応して日本海の南西海域に拡大され、操業も $5\sim11$ 月の約7カ月間に延長され、沖合水域からのスル

⁵⁰笠原昭吾「近年の日本海におけるスルメイカ資源と沖合いイカ釣漁業の動向」(『繁栄をもとめて いか 釣漁業』(東和電機製作所 函館 1975年12月)。

^{5&}lt;sup>1</sup>1967 年 8 月 29 日付『京郷新聞』には、「試験船太白山号」が「大和堆」でイカの大漁場を「発見」した、ここでは日本漁船百余隻が出漁中だとあり、韓国が日本のイカ釣漁の動向を注視していたことがわかる。

メイカの漁獲量は4万〜以上に達し、この年の日本海本州沿岸水域の漁獲量 2.5 万〜をおおきく上回った」。1970 年には「99〜型および 100〜以上の船型で急速凍結機を設備した新鋭のイカ釣専用漁船が全国的に進出し」、「操業船は 1,200 隻となり、漁場も沿海州寄りの北部海域へと拡大され、その漁獲量は7万〜を越えた」。1971 年には「操業船は 2,000 隻前後、漁獲量は約 12 万〜に拡大し」、漁場は「カラフト西岸域にまで拡大され、日本海内において未利用漁場は存在しない状態にまで開発が進められ各方面から注目をひく一大新興漁業に発展した」。

日本海のスルメイカ漁獲量を示した[図4]でわかるように、漁獲量が最大となったのは1972年のことであった。近畿農政局作成資料によれば、1969年から本格的な操業がはじまったと思われる「竹島周辺」(竹島を中心とした約6万㎢の海域)でも、「西部日本海地域」5府県のイカ漁獲量合計は、1971に40,745 、、1972年に26,198 とピークを迎えた52。1971年には日本海のスルメイカ漁獲量の三分の一にもなり、「竹島周辺」で多くのイカ釣漁船が操業した。1974年頃まで「毎年5、6月の休漁期明けに竹島周辺に出漁した」出雲市在住の漁業者は、「当時は、竹島から鬱陵島にかけて大小千隻ものイカ船が集中したものだ。島に近づくほどイカも豊富で、50~100 に沖まで近づいて操業していた」という証言を残している53。1973年の「東海漁業開発計画」にある「イカ・サンマなど回遊性魚族は日本漁船団によって大量に漁獲されている」という記述は、韓国水産庁の担当者が目撃したイカ釣漁の実態を反映していた。よって、韓国も竹島周辺での漁業振興に努力し、「一般漁業は慶北・鬱陵・江原等の地から30た。未満の小型船が時々出漁操業している」にすぎない状況を変えようとした。「東海漁業開発計画」にある1973年から4年間にわたる投資計画でイカ漁船の増強、とりわけ「イカ自動釣漁船」の建造・導入計画が強調されているのはその表れであった。

島根県水産試験場試験船「島根丸」に乗船して 1978 年 5 月 14 日に竹島を視察した新井都登司場長54は次のように語った (1978 年 5 月 17 日付『中国新聞』)。

レーダー探索で、竹島の十二が内の船影をキャッチしたが、エコー(影)が薄く、集魚灯の光度 も低いので、おそらく韓国の小型イカ釣り漁船だろう。四十隻はいたと思う。光度が高いのですぐ わかる日本漁船は、竹島から遠く離れた二十四がから五十がに百五十隻が点在し、夜釣りを続け、 なかには欝陵(うつりょう)島近くの海域で操業している船が五隻もいたのには驚いた。

竹島の近海 12 が内に「韓国の小型イカ釣り漁船」が 40 隻はいたという証言に注目したい。これは、韓国の竹島周辺での漁業振興策の成果を示している。

「韓国沿岸で漁獲されるイカの年間総漁獲量は毎年継続的にわが国総漁獲量で首位に付けており、1965年度には 68,398 %で全国魚種別漁獲高の 17%を占めている。これらの大部分の漁獲物は東海岸を中心とした一本釣漁業によって漁獲されている」55。「現在の一本釣から機械

_

⁵²前掲註(1)『竹島問題の起原―戦後日韓海洋紛争史―』370頁参照。

⁵³¹⁹⁸⁷年1月13日付『中国新聞』。

⁵⁴新井都登司はこの記事で「魚労主任時代の二十八年十月に竹島に初上陸しており、その後スルメイカ・サンマの漁場調査で数回竹島に接近している」と述べている。新井は1953年10月21日に島根県水産試験場試験船「島根丸」で竹島を調査して上陸し、1954年3月23日にも竹島に上陸した(1954年3月25日付『毎日新聞(島根版)』)。

⁵⁵朴注烈「韓国東海産イカの生物学的研究」(国立水産振興院編刊『水産資源調査報告』7 1967年12月 釜山)42頁。

化された漁具漁法に改良されたならばイカの漁獲増強は必然的であろう」56。

このような 1960 年代の韓国のイカ釣漁の状況は 1970 年代末には次のように変化した。「大和堆近海と鬱陵島〜独島近海で夏季発生群(3~8月)と秋季発生群(6~11月)、冬季発生群(11~2月)を主対象として延べ 11,830 隻が出漁、隻当たり 1,590 kg、一人当たり 19.8 kg、総 18,790 b を漁獲し、平年(1975~1978 年)比、延べ出漁隻数 63%、総漁獲量は 13%減少したが、一隻当たり漁獲量 131%、1 人当たり漁獲量は 23%増加した漁況を見た。このような漁況変動は資源密度が低い東海沿岸側漁場よりも極前線が形成された大和堆遠海漁場に大型船が出漁、長期操業をしたことに起因する。」57。沖合漁業への発展と機械化が推進されたことがわかる。

一方で、韓国は竹島近海で操業する日本漁船排除の姿勢を強めていった。1972年5月11日、日本政府は駐日韓国大使館の一等書記官を外務省に呼んで「日本領土である竹島の海域で漁労する日本漁船を韓国警備艇が臨検または操業を妨害したことに対して厳重に抗議」した58。この口頭抗議時に韓国に手渡された外務省作成の同日付「竹島周辺における韓国警備艇による日本漁船臨検事件の概要」59は次の通りであった。

	本船要目(船主)	発生日	発生場所		
船名					
第 1 共	総ら数:99.9 5	5月6日 18:00	(現認)		
栄丸	船長:S・Y(38 歳)	頃「操業中」	竹島東方4海里付近		
	(F・K 京都府竹野郡網野町)				
	操業中竹島の島影から警備艇が出	はて来て、第1共栄力	丸から約 0.5 海里離れたところで		
	漂泊中のイカ釣り漁船(200 ≒」位	船名番号不詳)に	接舷した。状況を注視していたと		
	ころ、約30分後に警備艇は該船	おから離れた。その正	直後該船から韓国警備艇からの警		
	告として無線電話により「日本イカ釣り漁船に告ぐ。直ちに韓国領海 12 海里外に出				
	ること。再び領海を侵犯した場合	合は現行犯で連行す	る」と放送した。		
第 58 興	総ら数:99 %	5月7日 11:15	竹島北西4海里付近		
運丸	船長:F・T	頃「漂泊中」			
	(W・K 新潟県柳島町 1-2-1)				
	漂泊中韓国警備艇 871 号が接舷しようとしたが荒天のため接舷をあきらめ				
	11:30 頃離れていった。「もやいを取ってくれ」という意味のことを言っているのは分				
	ったがそのほかの事は全く分らず身振り手振りも特になかった。拿捕の危険は感じな				
	かったが一抹の不安があった。				

⁵⁶朴周錫・朴注烈「イカ標識放流結果に対して」(前掲注(55)『水産資源調査報告』 7) 38 頁。

⁵⁷国立水産振興院編刊『国立水産振興院年報』16(1980年10月釜山)47頁。スルメイカの「夏季発生群」、「秋季発生群」、「冬季発生群」の三分類は日本の先行研究にすでにあった。前掲註(50)「近年の日本海におけるスルメイカ資源と沖合いイカ釣漁業の動向」では「冬生まれ群」と「夏生まれ群」に言及した後で、「秋生まれ群は、沖合漁場の開発によって新しく漁獲対象になった資源であり、昭和47年以降においては、日本海で漁獲されるスルメイカの70~80%を占める(略—筆者—)など重要視されている」と説明している(34~35頁)。

⁵⁸「独島海域における我が国警備艇の任務遂行に対する日本側の抗議」(韓国外交史料館所蔵資料「独島問題,1972」(分類番号:743.11JA 登録番号:5419 制作年度:1972 生産機関:東北亜課)) 16~17 コマ。 ⁵⁹前掲註(58)「独島問題,1972」20~21 コマ。人名はイニシャルで表記した。この資料は日本語である。

	T	Г			
第 20 福	総 、数:240 、	5月7日 12:30	竹島付近(位置関係調整中)		
吉丸	船長:E・T	頃「機関修理中」			
	(丸中漁業(株) 宮城県塩釜市				
	港町)				
	機関修理中、韓国警備艇 871 号点	いら口頭により領海	には入らないよう注意を受けた。		
	他の調べはない。				
第 3 豊	49 ~ イカ釣り	5月6日 22:30	竹島北西7~8海里付近		
昇丸	船長:Y・N	頃「操業中」			
	(H・T 長崎県下県郡豊玉村)				
	韓国警備艇(番号不詳)から拡声	『器で 12 海里に入り	らぬよう注意され、イカ釣り漁具		
	収容中該警備艇は接舷を試み、そ	の際第3豊昇丸の	ブルワークが破損した。また船長		
	は警備艇に移乗せよ、無線で付近	丘操業中の漁船に 12	2 海里から出るよう連絡せよと指		
	示されたもよう。				
第 38 浦	99 、イカ釣り	5月8日 22:30	竹島西南西6海里付近		
吉丸	船長:N・I	頃「操業中」			
	(浦吉漁業生産組合 島根県隠岐				
	郡西島町)				
	韓国警備艇に接触され、同艇の桟橋で今後韓国の領海を侵犯しない旨始末書を書かさ				
	れた。(この前後5隻余りの日本漁船が始末書を取られた)(871号艇)				

海洋警察隊から内務部長官宛の 1974 年 6 月 3 日付「日本漁船独島近海侵犯にともなう措置 建議 | 60には次の表が添付され、「東海漁業開発計画 | の初年度にあたる 1973 年と 1974 年の 状況がまとめられている。

力. 日本漁船専管水域侵犯対比表

	総出現隻数	追放隻数	自主退去隻数	検挙問隻数
73 年度	126	97	24	5
74年度(5月末現在)	129	127		2

ナ. 74年5月末現在侵犯現況

日時	場所	総出現隻数	追放隻数	検挙問隻数
5.2.18:00	独島東北方2㎡	36	36	
5.3.21:30	独島東北方5~6 %	60	60	
5.4.19:15	独島東北方1~2 %	3	2	1

⁶⁰韓国国家記録院所蔵資料「日本漁船の韓国領海および漁業専管水域侵犯, 1974」(管理番号:DA0093942 生産年度:1974年 生産機関:東北亜1課) 52~55 コマ。「ラ、検挙船舶○○」では「自認書」等で確認 できるものは漢字で船名を記した。「第8助九郎丸」は本来この表にはなく、「自認書」により追加した。 「第8助九郎丸」の臨検に対しては日本政府が不当であると抗議し、韓国政府が竹島は韓国固有の領土 であるとして反論、さらには北朝鮮政府が韓国政府と同じ立場で日本政府を非難した(1974年6月8 日付『韓国日報』・同年6月9日付『朝日新聞・東京本社版』・同年6月12日付『朝日新聞・東京本社 版夕刊』)。

5.28.18:10	独島東北方4元	30	29	1
総計	4 回	129	217	2

タ、73年度侵犯現況

	総出現隻数	追放隻数	自主退去隻数	検 挙 問隻数
3.7.07:30	15		14	1
3.17.07:00	5	5		
5.6.17:50	51	49		2
5.16	10		10	
5.23	40	38		2
11.3	5	5		
総計	126	97	24	5

ラ、検挙船舶○○

日時	位置	船名	り数	備考
1973.3.7.07:30	33-18N 126-06E	第 12 공부丸	114	雑魚 15 箱
1973.5.6.17:50	37-17N 131-51-30E	第 1 대 공丸	98.75	
1973.5.6.18:00	37-18N 131-51-150E	대성 丸	99.96	
1973.5.23.23:00	37-17N 131-51-30E	第 13 海幸丸(長崎)	88.22	
1973.5.4.00:30	37-15N 131-47E	第 18 성민 丸	89.96	
1974.5.4.19:15	37-15-30N 131-51E	第 51 喜代丸(福岡)	98.16	イカ 150 箱
1974.5.30.04:10	37-14N 131-43E	第 25 正一丸 (青森)	99	イカ 2,000 箱
1974.6.3.05:00	37-22N 131-51E	第8助九郎丸(神奈川)	96	

「ラ、検挙船舶○○」ではすべての漁船について、「違反事項」は「専管水域侵犯操業」、「措置」は「自認書徴収追放」と書かれている。1965年の日韓漁業協定では、距岸 12 海里までの漁業水域(「漁業専管水域」や「専管水域」とも呼んだ)の設定が認められ、それを韓国は竹島にも適用しようとした。しかし、竹島近海では日本漁船は海岸近くまで接近できたことが、漁業者の証言で明らかになっている。そして、「竹島周辺における韓国警備艇による日本漁船臨検事件の概要」では日本漁船が拿捕・抑留されてはいないこと、「日本漁船独島近海侵犯にともなう措置建議」で日本漁船に対する措置が「検挙」から「検問」に手書きで訂正されていること、常時日本漁船を「検問」していたわけはないこと、これらを見ると、1978年までの韓国の日本漁船排除の姿勢はまだ断固としたものではなかった。1977年2月8日付『朝日新聞・東京本社版』には「日韓両国が領有権を主張し、双方がそれぞれ同島周辺に十二がの漁業専管水域を設けてはいるものの、最近は同漁場内での紛争も全然ない」という説明があり、紛争防止のために何らかの措置がとられていた可能性もある。

ところで、1978年の竹島近海からの日本漁船排除については、以前から疑問があった。「西部日本海地域」5府県の「竹島周辺」でのイカ漁獲量合計は、1971年の40,745 、1972年の26,198 から、1976年の5,713 、1977年の4,229 、に激減した61。にもかかわらず、1978

⁻

 $^{^{61}}$ 水産庁研究開発部研究課編刊『いか釣漁業資源』(1976年11月 東京) によれば、日本海海域のスルメイカ漁獲量は1972年の約29万% から、1973年の27.5万%、1974年の24.1万%、1975年の22.3万

年5月には「境港基地の島根、鳥取両県約四十隻を含め百隻近い沖合スルメイカ漁船が竹島沿岸で操業」していたのはなぜかということである。

これについて、日本海でイカ釣漁に従事し、1978 年 5 月には水産庁監視船に乗って竹島での韓国による日本漁船排除を目撃した寺本勝彦(1936 年生 松江市在住)は、次のように語った62。「魚は瀬に付くものだから竹島に集まっていたのだと思う。」「竹島では昼釣りもできた。他ではできない。深い所から上がって来る海流に乗って来るからだろう。」1973 年 5 月 29 日付『朝日新聞・大阪本社版(広島地方版)』の記事「複雑な領土 竹島」には「竹島の東北側の海域は、船腹に日の丸を書込んだ日本のイカ釣り漁船でにぎわっていた」という説明の写真がある。集魚灯を使用して通常夜間に行われるイカ釣漁を竹島近海で昼に行う日本漁船群の姿は、寺本の証言と一致する。

近畿農政局作成資料にある「竹島周辺」は九州と四国を合わせたほどの広大な海域であり、 この海域全体では少なくなっても、竹島近海という狭い範囲には島根・鳥取両県だけでなく他 県からもイカ釣漁船が出漁するだけの資源はあったものと考えられる。

「独島(竹島)周辺の海は水深二〇〇〇メートルにも及び、また海流の関係か漁業資源はほとんどない。イカがとれた時期もあるが、回遊性の高いイカはすぐいなくなった。」という評価がある⁶³。竹島周辺には大陸棚がほとんどなく底曳網漁業の漁場ではないことは事実であるが、「海流の関係か漁業資源はほとんどない」という記述は理解できない。本稿で紹介したように、1970年代には日韓両国の専門家が竹島周辺を南北の海流に乗った回遊魚の漁場と考えていた⁶⁴。1970年代の「竹島周辺」のイカ漁獲量の激減から「回遊性の高いイカはすぐいなくなった」と評価したのは拙速に過ぎよう⁶⁵。

りと減少した。資源状況への懸念から、100 り以上の漁船に加えて、1972 年 9 月から「30 り以上 100 り 未満の中型いか釣漁船についても農林大臣の承認制が導入された。それに伴って、日本海いか釣漁業の 中核である中型漁船については 3 ・ 4 月の操業禁止期間と操業禁止水域が設定され、また漁獲物陸揚港 の指定などの規制措置が講じられた」(8頁)。

 $^{^{62}}$ 2019 年 6 月 17 日と同年 7 月 10 日に松江市で聞き取り。 寺本勝彦は 1969 年 3 月から 1971 年 4 月まで 第 1 親和丸 (79^{+}))・第 8 親和丸 (90^{+}))・第 11 親和丸 (250^{+}))でイカ釣漁に従事した。水産庁の新鷹丸 (145^{+}))での勤務は 1975 年 6 月 25 日から 1978 年 9 月 1 日までだった。寺本は次のように語った。「鬱陵島の近くでイカ釣をした時の韓国の船は手釣で木造の 10^{+})程度、運搬船は 30^{+})程度だった。日本の中古ではない。日本船の集魚灯を頼って韓国船がやって来た。韓国船が釣り出すとこちらは釣れなくなるので竹島まで帰ったことがある。監視船に乗っていた時に竹島で見た韓国の船は日本の中古で船名も書き換えてなかった。」 1978 年 5 月に日本漁船が竹島近海から排除された時のことについては、「夜に様子を見に行った。場所は竹島の東側 12 だぎりぎりの瀬の所だった。韓国の艦艇は日本の船より大きく、水産庁の監督官も拿捕されるのではないかと不安がっていた。海上保安庁の巡視船も遠くで見ているだけだった。」と回想した。

⁶³岩下明裕『入門 国境学』(中公新書2016年3月)116頁。

⁶⁴前掲註(50)「近年の日本海におけるスルメイカ資源と沖合いイカ釣漁業の動向」にある図2~5(「図2 日本海の夏における流動・水塊配置の海況模式図(長沼より)」(39 頁)・「図3 日本海の秋における流動・水塊配置の海況模式図(長沼より)」(40 頁)・「図4 日本海における春~夏季スルメイカ北上群の分布と移動模式図」(41 頁)・「図5 日本海における秋季スルメイカ南下群の分布と移動模式図」(44 頁)は海流とイカの回遊経路の相関性を示したもので、両者とも竹島周辺を通っていた。前掲註(61)『いか釣漁業資源』には、「日本海中・南西部から東シナ海北部にかけて」が産卵場と推定される秋生まれ群は、「5月頃になると、外套長 15~18 cmに成長したものが、日本海南西部の竹島周辺、隠岐諸島~山陰沖合および能登半島~佐渡島近海を中心とした対馬暖流沖合分支流域などで捕獲される」、「南下主群は9月中旬~10月頃には朝鮮半島東岸域と対馬沿岸に、一部は隠岐諸島周辺~山陰沿岸、富山湾~佐渡島近海に達」するとある。竹島近海での盛漁期は5月と10月前後であった。65前掲註(53)の1987年1月13日付『中国新聞』の記事では「現在、竹島の十二が以内には近づけないが、それでも、周辺水域では、年間スルメイカ二千八百。、ベニズワイガニー万二千。の漁獲が揚がっている」とある。なお、前掲註(63)『入門 国境学』には竹島の漁業資源に続けて李承晩ライン問題

おわりに

1965 年に日韓国交正常化が実現して日韓漁業協定が締結されるまでの間、韓国が好漁場の独占をめざして日本漁船を排除しようとしたのは、主に済州島周辺から対馬周辺にかけての好漁場であった。竹島周辺海域は李承晩ライン問題の焦点ではなかった。この時期に竹島近海での日本漁船拿捕は確認できない。

しかし、1960年代末から竹島周辺海域は日本のイカ釣漁船の漁場となり、1970年代になると韓国も日本海の沖合漁業に本格的に参入することになった。1977~78年の竹島問題をめぐる日韓の対立は、竹島問題と漁業問題が結びついたことに重要性がある。

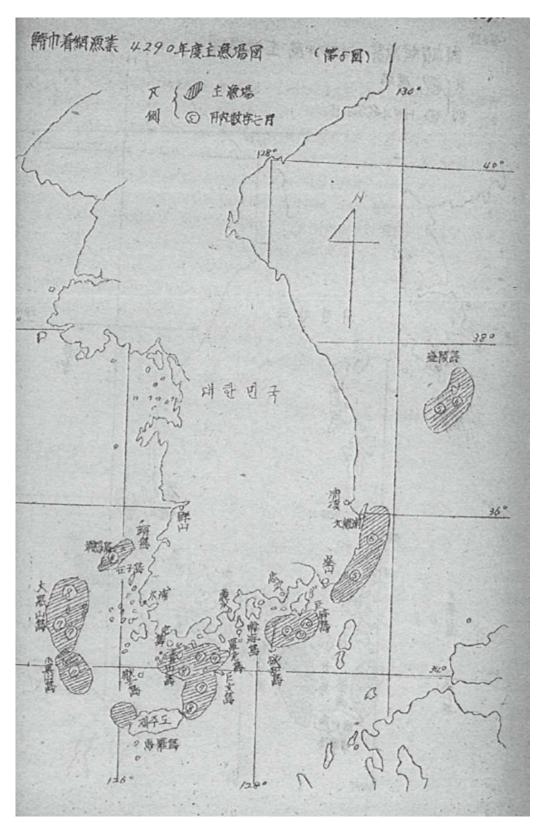
竹島周辺海域での韓国漁業が未開発であった原因の一つは、自然条件の厳しさにあった。本稿で取り上げた資料が示すように、漁業者を保護するための竹島での施設建設は 1970 年代ですら難工事であり、鬱陵島はもちろん慶尚北道も資金力と技術力の不足から実施できず、韓国政府に着手を要望した。

これを見ると、前近代において鬱陵島の朝鮮人が容易に竹島での漁労ができたとは考えにくい。韓国政府外交部ウェブページ「独島」の「資料室」にある「鬱陵島の属島、独島」(http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/part_list06.jsp)には、「晴れた日には鬱陵島から望むことのできる独島は鬱陵島の属島と認識されてきており、昔から鬱陵島の住民たちが漁業を営んできた韓国の領土です。独島が鬱陵島から望め、鬱陵島の属島とされてきた事実は、以下のように韓国と日本の数々の史料を通じても確認できます。」とあり、15件の資料が例示されている。しかしこれらのうち19世紀までのものに、竹島で「鬱陵島の住民たちが漁業を営んできた」具体的な記録はない。

1977~78 年の日本との対立を契機に、韓国は大韓帝国政府が竹島を管轄下に入れたとする 1900 年の「勅令 41 号」を新たな「根拠」とすることになった。1980 年代後半には、明治政府が竹島を日本領土外としたとする「太政官指令」も知ることとなった。竹島不法占拠の強化、新たな「根拠」による竹島領有主張の再構築が行われ、1980 年代の竹島問題は新段階に入った。さらに日本海における漁業問題が加わり、竹島問題は複雑さを増していくのである。

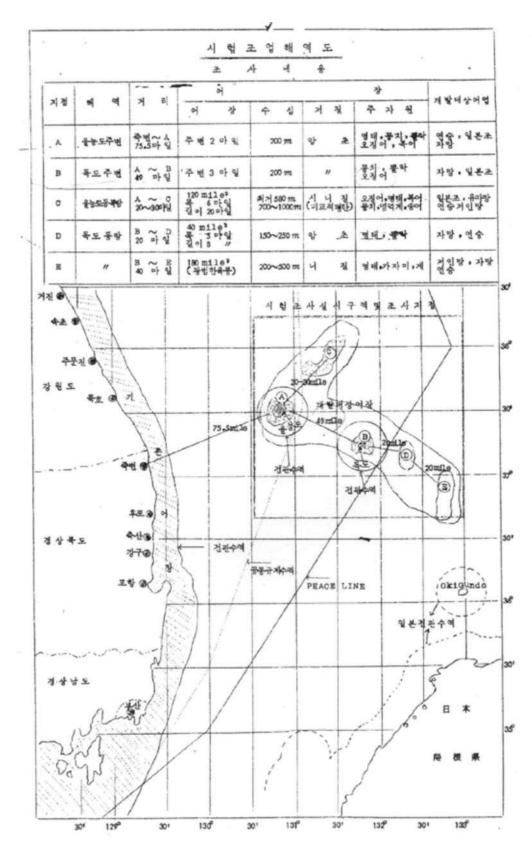
_

についての説明があるが、疑問点が多い。①「李承晩ラインを越えたとして多くの日本漁船が拿捕さ れたのは事実だが、これは竹島近海ではない。ほとんどが漁業資源の豊穣な対馬沖である」とある (116頁14~16行)が、韓国が日本漁船を拿捕したのは済州島周辺から対馬にかけての水域が主であ って、「対馬沖」だけではない。以西底曳・以西トロール漁船の操業許可水域は東経 128 度 30 分 (= 五島列島の西側。1952 年 9 月までは東経 130 度) 以西の海域であった。旋網漁業の好漁場は済州島東 方の海域であった。対馬近辺で拿捕されたのは延縄漁船と沖合(以東)底曳網漁船であるが、これら もここだけで拿捕されたわけではない(拙稿「1960年代の韓国の日本漁船拿捕について」(九州大学 朝鮮学研究会編刊『年報 朝鮮学』21 2018年 12月 福岡))。この記述では、済州島周辺およびその西 南方の海域の漁業資源を独占しようとした韓国の意図がわからない。②「当時は日本の漁業が韓国を 圧倒し、韓国沿岸近辺にまで押し寄せており、それをどのように食い止めるかが韓国にとっての喫緊 の課題であった。日本は自粛ラインを引いて韓国沿岸に立ち入らないようにしていたほどである」と ある(117頁 1~3行」)が、「自粛ライン」の意味が不明である。「当時」とは李承晩ラインをめぐ る紛争の時期(1952~1965年)と解され、その時に「自粛ライン」はない。1965年の日韓漁業協定で 設定された距岸12海里の漁業水域が該当するのかもしれないが、12海里漁業水域は「一方の締約国 が(略)他方の漁船が漁業に従事することを排除する」水域(第1条第2項)であって、排除の主体は 韓国なので日本が操業を「自粛」したとは言えない。日韓漁業協定で距岸12~40海里に設定された 「共同規制水域」は「両締約国は、共同規制水域においては、(略)漁業規制措置を実施する」(第3 条)とあるように、資源状況をふまえた合意の上で、平等な立場で日韓双方が規制を行うものであっ た (例えば総漁獲量は双方とも 15 万%を基準にしていた)。日本の一方的な「自粛」ではなく、「韓国 沿岸に立ち入らないようにしていた」ものでもない。また、「当時は日本の漁業が韓国を圧倒し、韓国 沿岸近辺にまで押し寄せており」という記述と、①の部分との整合性も問題になる。「対馬沖」は「韓 国沿岸近辺」ではない。



出典:海務庁水産局・中央水産試験場編刊『水産資源調査報告 第二号』(1958年9月)

〔図2〕「試験操業海域図」

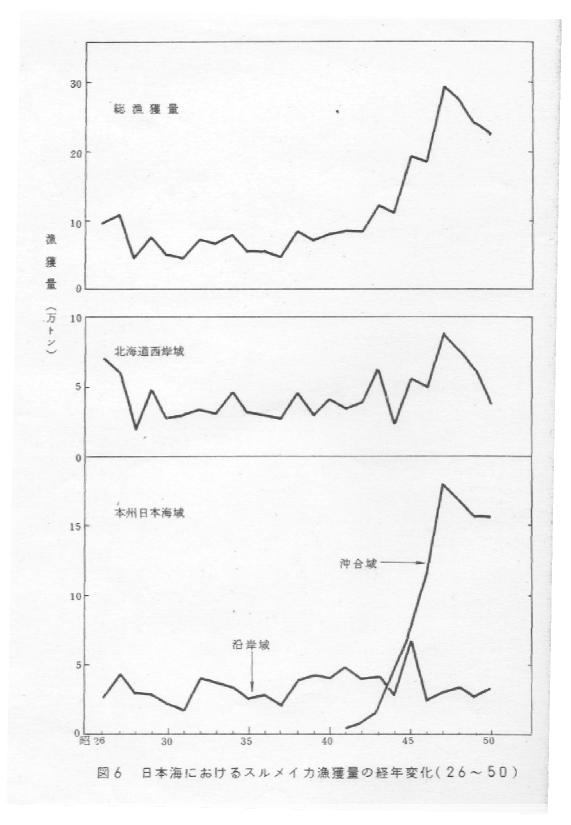


出典:「鬱陵島および独島漁業開発調査 1970.6 水産庁」

出典:「独島漁港施設のための現地調査報告書」

[図3]「独島平面図」

[図4]「日本海におけるスルメイカ漁獲量の経年変化」



出典:水産庁研究開発部研究課編刊『いか釣漁業資源』(1976年11月 東京)

〔補論 韓国の竹島問題への認識〕

本稿を作成する過程で検討した韓国政府所蔵資料には、本稿で引用した部分の他にも、竹島問題に関する重要な論点が含まれている。それらをここで紹介したい。

1. 日本の統治終了直後の鬱陵島の朝鮮人の竹島認識

慶尚北道作成と思われる、1948年6月の米軍機による竹島爆撃事件についての「経緯報告」 (本稿註(8)(60頁)参照)には、「解放後盃陵島(鬱陵島のこと―筆者補註―)民は本島(竹島のこと―筆者補註―)の所属が不分明であるため漁獲上躊躇したので、当時の島司は本島領有権の確認を政府に申請」したという文言がある。「本島の所属が不分明」なので竹島での漁労をためらったということから、日本の統治終了直後の鬱陵島の朝鮮人は、竹島が日本領である可能性もあると考えていたことがわかる。

鬱陵島から引揚げた日本人の証言にあるように、竹島を管轄するのは朝鮮総督府ではなく島根県であったことを、鬱陵島民は知っていた⁶⁶。竹島が日本領である可能性もあるという「国境の民」の現実に根差した認識は、不法占拠が進む中でその後は見られなくなっていく。日本への強い対抗意識に根ざす「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲物だ。解放とともに独島はふたたび我らの懐に抱かれた」⁶⁷といった叫びの前には息を潜めざるをえなかったであろう。

また、本稿で取り上げた朝鮮(韓国)人の竹島での漁労に関する記事等のうち、(2)「欝陵島に無人島発見 我が所有が明確!」(1947年6月20日付『嶺南日報』)は、「祖国回復とともに地図上に現れていなかった無人島が我々の領土であることを証明された気持ちのよい朗報がある」と始まる。「朗報」とは、「韓国未當時鬱隆島郡主から朝廷に報告した書類」とあるので、1906年の沈興澤鬱島郡守の報告書を確認したことであろうが、大邱にあった『嶺南日報』の記者が、竹島をそれまで認識していなかったと思われる点は興味深い。この記事は、日本の統治終了後の南朝鮮・韓国の新聞記事としては、(1)とともに、竹島を記録したもっとも早いものと

-

⁶⁶鬱陵島友会編刊『欝陵島友会報』3(1965 年 11 月)には「同島は島根県の管轄下に在り、魚介海草の漁獲採取はすべて島根県の許可を得るに非ざれば不可能であり、鬱陵島よりアワビ、サザエ、テングサ、ワカメ等の採取に行く者すべて島根県の許可所有者に入漁料を支払って行ったものである。」とある(29頁)。また、 2019 年 5 月 10 日に松江市で鬱陵島からの引揚者(西濱一男(1932 年生)・門脇タカ子(1934 年生)・門脇秋枝(1940 年生)。三人は兄弟である。)に聞き取りをしたところ、西濱一男は、鬱陵島から竹島への出漁は誰でもできるわけではなく、特別に許可された家だけができることは鬱陵島の人たちはわかっており、子供でも知っていたと語った。西濱家は、竹島での漁業権を隠岐の漁業者から私的に買って竹島でアワビ等を採取していた缶詰製造業者奥村家の隣家に住んでいた。なお、門脇タカ子は 1945 年に船に乗って日本に帰還した時、大人たちが竹島を見て「ここまで来ればもう日本だ」と話したのを聞いたと語った。奥村家の竹島出漁については拙稿「竹島問題と日本統治期の朝鮮水産開発」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』6-2 2017 年 3 月)参照。

⁶⁷この文章は元外務部長官の「大樂泰が 1963 年 2 月 8 日付『韓国日報』に寄せた「独島問題に関して」の一節である。この後に「この島に手を付ける者は全韓民族の頑強な抵抗を覚悟せよ。独島は数個の岩ではなく我が同胞の栄誉の錨(いかり)だ。これを失ってどうやって独立を守るのか。日本が独島奪取をもくろむのは韓国再侵略を意味するものだ。」と続く。この文章は、この年の 1 月に大野伴睦自民党副総裁が「竹島共有論」を述べたと報道されたことに反発して書かれた。元外務部長官の金東祚は『回想 30年 韓日会談』(中央日報社 1986年11月ソウル)で、国際司法裁判所への付託を拒否した 1954年10月28日付韓国政府口上書の一節として引用し(80頁)、前掲註(1)『領土ナショナリズムの誕生・「独島/竹島問題」の政治学』でもそのように説明されている(278頁)が、誤りである。「独島問題に関して」には、韓国政府口上書にはない「解放とともに独島はふたたび我らの懐に抱かれた」という部分が追加されていることが注目される。

思われる。2019年改訂の東北アジア歴史財団編刊『日本偽りの主張 独島の真実』では「独島は韓国漁民たちの重要な漁労活動区域だった」とあるが(22頁)、日本の統治終了直後にそのような実態があったのか、検討する必要がある。

2. 日本政府第4回見解への反論をめぐって

1969 年に韓国政府外務部東北アジア課が作成した「日本側の独島問題介在企図」に添付された「独島問題の経緯および解決方法」(本稿 62 頁)の「2.韓日間の条約および諸協定の調印と独島問題」には、1965 年に日韓会談が妥結して日韓国交正常化が実現した時の竹島の取扱いについて、見逃すことのできない記述がある。(下線は筆者による)

(1)過去韓日会談の交渉過程において日本側は独島問題を韓日間の懸案問題に組み合わせて一括解決することを主張してきたが、韓国側は独島が、現在我が国が独島に対して実効的な主権を行使しているように我が国の不可分の領土だという事実を〇〇〇〇すると同時に、いかなる場合にも独島問題は韓日会談の懸案とすることはできないという立場を継続して維持してきた。このような独島問題に対する韓日両国の相異なる主張は韓日間の条約および諸協定に対する正式調印直前までも対立していたが、①<u>最終段階で日本側が独島領有権に関する自国の主張の不当性を認めて調印が可能になったのである</u>。

したがって 1965 年 6 月 22 日の韓日間の条約および諸協定の調印と同時に交換された ② "紛争の解決に関する交換公文"には独島問題はまったく含まれていないのは自明 の事実だ。

下線部①の、日韓基本関係条約および諸協定調印の前に日本が竹島問題に関する「自国の主張の不当性を認め」た事実はない。下線部②の「紛争の解決に関する交換公文」(以下「交換公文」 と略記する)の「紛争」に竹島問題は含まれないという主張も誤りである。

「交換公文」は「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。」がその文言である。調印式直前に佐藤栄作首相が李東元外務部長官に対してやむをえないと述べた(日本の主張の「不当性を認め」たのではない。)のは「交換公文」中の「紛争」に竹島問題は含まれないと議会答弁するなど、韓国政府が日韓条約反対運動に対応するため、国内向けに日本政府とは異なる説明をすることであった⁶⁸。「交換公文」の「紛争」に竹島問題は含まれており、日韓両国には竹島問題解決の義務がある。

「2.韓日間の条約および諸協定の調印と独島問題」には続けて次のように記述がある。

(2)韓国領土である独島領有権に関する論議はさる6月22日の韓日間の条約および諸協定

⁶⁸前掲註(1)『竹島問題の起原―戦後日韓海洋紛争史―』第 10 章、および拙稿「慶尚北道独島資料研究 会の「竹島問題 100 問 100 答批判 2」―竹島問題研究会第 3 期最終報告書附録―に対する反論」 (『第 4 期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』島根県総務部総務課 2019 年 3 月)参照。

の調印を契機に完全に終結したので、1962年7月13日付で日本側が提示した独島領有権に関する日本政府の見解に対してはいかなる抗弁書も発送する必要はなく、したがってこれを黙殺するのである。

それまでの三回にわたる日本政府見解への対応とは異なり、1962年7月13日付の日本政府第4回見解に対する1965年12月17日付の韓国政府口上書には、日本政府見解に反論する見解は添付されていなかった。その理由についての説明である。1965年の「交換公文」の「紛争」に竹島問題は含まれていないと日本は認めた、よって竹島問題は存在しないのだからもはや反論の必要はない、このような論理になっている。「交換公文」の解釈がすでに誤りであるためこの説明は成り立たない。韓国政府口上書に日本政府見解への反論がなかったのは、日本政府見解を論破できなかったためと考えざるをえない69。

外務部東北アジア課起案の **1965** 年 8 月 **18** 日付「独島領有権に関する日本側主張に対する 反駁書作成」⁷⁰では次のような説明がある。

- 2. 前記日本側口述書(1962 年 7 月 13 日付日本政府見解—筆者補註—)に対して再反 駁書を作成しようと、当部(外務部—筆者補註—)は李丙燾博士、申奭鎬教授、李漢 基教授の三名を 1963 年 6 月 19 日に招致し、この間に韓日両国間で応酬された独島 領有権に関する資料を提供して反駁書作成を依頼しました。その後三名を 1964 年 3 月 14 日、1964 年 6 月 17 日にも招致して反駁書作成を督促したのです。(1964 年 3 月 14 日には調査費○○1 万学ずつ支給した)
- 3. いまだ我が方の反駁書原稿が作成されていないことに鑑み、1965 年8月に前記三名と朴観淑氏を招致して反駁書原稿を速やかに作成するよう再度要請するのはいかがかと建議します。
- 4. 反駁書原稿の速やかな作成のため研究調査費○○それぞれ次のように特殊外交交渉費のうち情報費から支給するのはいかがかと建議します。

李丙燾博士#20,000申奭鎬教授#20,000李漢基教授#——朴観淑教授#20,000委嘱経費#20,000合計#80,000

前東鎬は「独島所属に対して」(朝鮮史研究会編刊『史海』1 1948 年 12 月)の著者であり、李丙燾と李漢基は 1959 年 1 月 7 日付の韓国側第 3 回見解の作成を委嘱された経歴があった。彼らは竹島問題に関する韓国の理論的支柱であった。その彼らが、1963 年以来三回にわたる

⁶⁹日韓間の論争については、拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』7-1 2017年10月)および、拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』7-2 2018年3月)参照。

⁷⁰前掲註(10)「独島問題,1965-71」40~41コマ。

外務部の要請にもかかわらず反論を作成できなかったのである。

1964年3月14日の会合の一週間後の21日に起案された外務部長官から駐日大使宛の「独島に関する資料複写依頼」では「反駁書の作成に必要」として、島根県教育会編刊『島根県誌』(1923年6月)にある中井養三郎の「りやんこ島領土編入幷二貸下願」の関連部分の複写物の送付を求めた。この資料は韓国政府が第1回と第2回の見解で取り上げ、日本政府が主張の誤りを指摘したものであった。

また、外務部長官から民団西宮支部長宛の 1964 年 6 月 21 日付「独島に関する参考資料受付」⁷²では林子平の「三国通覧図説」送付への謝辞が述べられた。駐日韓国大使から外務部長官宛の 1965 年 8 月 24 日付「独島に関する記事抜粋送付」⁷³には、同年 8 月 24 日付『エコノミスト』(毎日新聞社)の記事「林子平の竹島地図」が添付されていた。韓国政府が関心を示したのは林子平作の「三国通覧輿地路程全図」であったが、実はこの地図は、第 1 回見解作成過程で証拠としては弱いと考えたのか見解に盛り込むことを見送られたものであった。

これらを見ると、韓国が竹島領有の新たな「根拠」を見出していたとは思われない。そもそも、日本の文献に竹島が日本領でないと書いてあると強調するだけでは韓国の竹島領有権を証明できるはずはなかった。

ただし、1965年夏の時点では韓国政府は反論作成をあきらめていなかったと思われる。1965年6月3日付「独島問題の再検討」⁷⁴という、大統領秘書室作成と推定される朴正煕大統領への報告がある。ここでは論点が三つに分けられ、それぞれ検討結果が記されているが、韓国の竹島領有の正当性への疑いは見られない。

「独島問題の再検討」では、まず「歴史的事実に関しては充分に意思表示ができているので客観的な資料は日本に決定的に不利」とある。「独島問題の再検討」の大部分は戦後の日本の占領とその処理の説明に紙数を割いているため、「歴史的事実」の意味が不明である。17世紀の米子の大谷・村川家の竹島での漁猟や同世紀末の「元禄竹島一件」をめぐる日朝間の交渉を指すのならば、当時の朝鮮政府が竹島を自国領であると「意思表示」した事実はない。次に、「1904年の独島の日本編入の有効性」については、「日本の侵略がその当時日本によって正当化されるよう措置〇〇〇に照らして問題なし」とある。1905年の竹島編入を日本の朝鮮半島侵略の一環としてその無効を主張したものと思われるが、1905年より前に朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していた事実はなかった。日本側第4回見解で強調されたように、この検討結果も誤りであった。

そして、「対日講和条約における独島の地位の問題に関しては、さらに細密な研究検討が要望される」とある。SCAPIN677によって「独島が日本の領土から除外されたことが明示されたが、ふたたび日本に帰属したということを明示した文書は存在しない」と力説したものの、サンフランシスコ平和条約に明記された朝鮮に属する島には竹島がないことに不安を感じた

__

⁷¹韓国外交史料館所蔵資料「独島問題, 1960-64」(分類番号: 743.11JA 登録番号: 4568 制作年度: 1964 生産課:東北亜州課) 192 コマ。

⁷²前掲註(71)「独島問題,1960-64」204~205 コマ。

⁷³前掲註(10)「独島問題,1965-71」43~44 コマ。「林子平の竹島地図」では「"竹島"(韓国の呼称は独島)について、明瞭に朝鮮領と記載」という説明があり、「竹島の帰属をめぐって日韓条約の批准にも微妙な影響を投げかけそうである」と結んで、読者をミスリードしていた。言うまでもなく、江戸時代に「竹島」と呼ばれていたのは現在の竹島ではなく鬱陵島である。

⁷⁴前掲註(10)「独島問題, 1965-71」20~25 コマ。なお、この報告は6月18日に写本が外務部に送られているが、この前日から日韓間で「交換公文」の作成作業が始まっていた。

のであろう。「対日平和条約における独島の地位を再検討し、必要に応じて米国の見解を確認せねばならない」 75 と建議された。サンフランシスコ平和条約において竹島を日本領に残した「米国の見解」は、1951 年 8 月 10 日と 1952 年 12 月 4 日の二度にわたって米国政府から韓国政府に伝えられた。なぜそれを 1965 年の韓国政府が認識していなかったのか、謎である。

以上でわかるように、「独島問題の再検討」の検討結果はすべて成り立たない。しかし、その問題点を指摘する声は残されていない。それまでの日本との論争で得た情報や米国の方針が、韓国政府内で共有されていたとは思われない。あるいは、共有されたとしてもそれを無視する方針が決定されていたのかもしれない。

1965年9月29日、韓国政府は元容奭無任所長官の主宰で、李丙燾、申奭鎬、朴観淑ら10名を招いて「独島に関する冊子発刊に対する懇談会」を開催した⁷⁶。懇談会では、冊子は「独島が韓国の領土であることを明らかにする」ため、歴史、国際法、地理または地政学などの諸分野から「多角的に考察論証した総合的な単行本」とするとされた。さらに「独島に関する研究書を発刊してできるだけ広く海外に宣伝するようにするという意見も」出された。

1965 年 11 月に大韓公論社から『独島』が刊行された。『独島』は懇談会の成果物と考えられるが、日本政府第4回見解への反論ではなく、主に 1960 年代の刊行物に掲載された竹島問題に関する論文・記事を再録した書籍であった。韓国政府は、国内および海外での竹島問題の広報に力点を置くことにしたのであろう。

日韓基本関係条約および諸協定の批准式の前日である 1965 年 12 月 17 日付で外務部東北アジア課が起案した「独島領有権に関する日本側政府口上書の処理」⁷⁷には次のような説明がある。

4. 本件に関連して日本政府は独島に対する領有権を不当に主張する口述書を幾度も (詳細は別添) 我が政府に送ってきています。我が政府はその度に反駁してきました。 (略―筆者―) このような文書に対する反駁文書は今まで約3年程度の間隔を置いて

⁷⁵この後に「これはポツダム宣言以来対日平和条約に至るまでの日本の領土条項を研究検討するということ」と補足されている。もしこの問題意識がその後継続したのならば、1978年4月30日付の『読売新聞・東京本社版』の記事「講和条約、緊迫の舞台裏米、「竹島領有」退ける」で報道された、1951年の米国外交文書が公開され、竹島領有を求める韓国の要求を米国が拒否し、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残された経緯が明らかになったことは、韓国政府にとって不都合な事態であったに違いない。1978年5月の韓国の竹島近海からの日本漁船排除は、米国外交文書(とりわけ1951年8月10日付「ラスク書簡」)の公開に対応して不法占拠を強化しようとしたのではないかという山﨑佳子の指摘がある。なお、竹島への接近許可範囲が12海里から3海里に縮小された1949年のSCAPIN-2046に、日本船舶の「職員は重大非常事態であって、緊急立入以前に地方当局から立入許可が得られている場合を除いては右の如何なる陸地にも上陸したり、同地域の如何なる住民とも接触してはならない」とあることについて、「独島問題の再検討」には、日本人が竹島の「3海里以内に接近しようとすれば韓国当局の許可が必要ということだ。ここで注目する点は、3海里や12海里という概念は国際法上の領海の概念だ」という説明がある。漁業問題から設定されたマッカーサーラインを強引に領土問題に結び付けようとしているが、根拠となる資料は示されていない。

⁷⁶前掲註(10)「独島問題, 1965-71」56~60 コマ。元容奭は 1964 年の日韓農相会談の時の農林部長官であった。他に李崇寧、朴庚來、黄相基らが懇談会に招かれた。

⁷⁷前掲註(10)「独島問題,1965-71」65~66 コマ。この方針は外務部長官の裁可を得た(前掲注(17)「日本側の独島問題介在企図」)。文中の「反駁文書は今まで約3年程度の間隔を置いて送付したのが慣例」とは、1956年の日本政府の第3回見解に韓国政府が1959年に反論し、それに対して日本政府が1962年に第4回見解を送付したことを指すと思われる。しかしそれ以前の見解の交換が3年の間隔を置いていたわけではない(第1回の交換は1953年、第2回は1954年)。

送付したのが慣例なので、同(1962年7月13日付日本側第4回見解に対する一筆者補註一)反駁覚書の草案の作成を国内の著名な歴史学者および国際法学者たちに依頼しています。

- 5. しかし、来る 18 日の韓日両国間の国交正常化を前にして、国交正常化後には本件に関する日本政府の不当な主張を一切封鎖するために、国交正常化以前に独島領有権に対する日本の主張に反駁して本件を完結することを確実にしようと下記のような方針で本件を処理するのはいかがと裁決されることを願います。
- (1)1965年12月17日付の駐日代表部口述書で1962年7月13日付日本外務省口述書に言及して、何度も明らかにしたように独島は我々の固有の領土であって日本政府の不法不当な主張はまったく考慮の対象にならないという内容を日本政府に伝達して本件は完結するようにする。
- (2)今後独島の領有権を主張するいかなる日本政府の外交文書も、これを一切黙殺することにする。
- (3)独島に対する我が警察の警備は引き続き万全を期する。

国家間に紛争があるかないかは、客観的に判断されるべきものであり、当事国の一方が「存在 しない」と言えば紛争がなくなるわけではない。この文書にある「本件を完結することを確実 に」する韓国政府外務部の一方的な方針は誤りである。

そして、日本政府第4回見解への反論が、韓国政府の「国内の著名な歴史学者および国際法学者たち」への要請にもかかわらず、結局作成されなかったことが重要である。1965年12月17日付口上書には日本側見解への反論はなく、「独島は大韓民国の領土の不可分の一部であって大韓民国の合法的な領域管轄権の行使下」にあると述べた⁷⁸。韓国の竹島不法占拠を既成事実として強調し、日本に認めさせようとしたのである。

なお、外務部東北アジア課は外務部邦交局(この中に条約課があった)宛の 1965 年 10 月 14 日付「独島に関する紛争」⁷⁹で、日本の国会では日韓間には竹島問題という紛争が明白に存在し、「交換公文」の内容に従って問題を解決せねばならないという論議が行われていると述べ、それに対応する国際法的な理論の研究を求めた。1965 年 12 月作成と推定される「独島問題の経緯および解決方法」にある、「交換公文」の誤った解釈を根拠に竹島問題は日韓国交正常化時に解決されたという主張は、1965 年のこの時点ではまだ形成されていなかった。

3. 「勅令 41 号」の「発見」

1977~78年以降、韓国の竹島問題研究は量的・質的に変化した。韓国政府外務部は1977年7月に『独島関係資料集(I) - 往復関係文書(1952~76)-』を、同年8月には『独島関係資料集(II)-学術論文-』を刊行した。後者に収められた26本の記事・論考は1960年代がほとんどで1970年代のものは見られず、朴大錬・朴 乗陽編『独島』(大韓公論社1965年11月ソ

⁷⁸前掲註(10)「独島問題,1965-71」68 コマ。この主張は 1959 年の韓国側第 3 回見解に端緒が見られ、1964 年 3 月 18 日・1965 年 5 月 6 日・1969 年 11 月 25 日・1970 年 11 月 24 日・1971 年 10 月 12 日・1972 年 5 月 15 日・1972 年 12 月 11 日・1973 年 5 月 7 日・1975 年 11 月 24 日・1976 年 12 月 2 日付の韓国政府口上書に同様の表現がある(『独島関係資料集(I) 一往復外交文書(1952~76)ー』276・281・285・288・292・296・298・301・304・310 頁)。

⁷⁹前掲註(10)「独島問題,1965-71」64コマ。

ウル)所収の 13 本がそのまま掲載された 80 。1970 年代の竹島問題研究の停滞をうかがわせる。 しかし、これ以後竹島問題に関する記事・論考は増加していく 81 。

質的な面で重要なのは、『独島関係資料集(II)ー学術論文ー』所収の李漢基「独島」(「法学博士学位論文「韓国の領土」中第2章 独島部分1969.8」と題目に付記されている)にあった、鬱陵島を鬱島に改称して島監を郡守にした1900年10月25日公布の大韓帝国「勅令41号」にある「石島」が「独島」にあたるとし、鬱島郡の管轄区域に竹島があったという主張82(64頁)が、韓国の竹島領有の「根拠」に加わったことである。

「独島」の語源を「石島」とする説は、1948年6月13日付『漢城日報』(漢城日報社 ソウル)の「独島はわが地 原名はトルソム (石島)」が早期の例と思われる。1953年の韓国側第1回見解でも、「独島」という名称は「石島=トクソム」に由来する(慶尚道方言で「ドク」は「石」「岩」を意味する)という説明が行われたが、「勅令41号」第二条「郡庁は台霞洞に置き区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄すること」の「石島」を「独島」とする主張はまだなかった。

1977年3月10日付『淑大新報』(淑明女子大学校新聞社 ソウル)に掲載された朴観淑(延世大教授・法学)「国際法上から見た独島領有権」と李鉉淙(国史編纂委員会編史室長)「独島領有権の史的考証」は3回にわたる韓国政府の見解をまとめたものであったが、「勅令41号」を「根拠」にしてはいなかった。

韓国政府内務部が 1979 年 3 月 5 日に外務部長官に送付した「独島領有権問題に関連した島嶼名」には、各地の「石」や「独」を含む名称の島の調査結果の一覧表が添付されていた⁸³。 おそらく、「勅令 41 号」を竹島領有の「根拠」とするための調査が行われたのであろう。

1987年12月に刊行された『地名由来集』(同書編纂員会編 建設部国立地理院刊)では、「独島」について「本来、石でできた島なので慶尚道の方言で'トクソム'[トルソム]」と言っていたのが'独島'になったのだ。漢字では'石島'と言った。」と述べ、「勅令41号」の「石島」は竹島であると説明がある(334頁)84。1980年代、「勅令41号」は韓国政府の刊行物に

^{80『}独島』所収の朴庚來「独島領有権の史・法的な研究」と『独島関係資料集(Ⅱ)-學術論文-』所収の朴庚來「独島-歴史上国際法上の研究-」(『国会報』35 1964年3月)は同一である。「独島領有権の史・法的な研究」は「1962年最高会議報掲載」と題目に付記されているが存在しない。

⁸¹たとえば、梁泰鎮『独島研究文献輯』(景仁文化社 1998年7月 ソウル)の「韓国語 論文類」(29~53頁)では、1950年代まで20本、1960年代35本、1970年代53本(うち1977~80年が38本、1980年代38本、1991年以降50本(うち1996年が37本))となっている。前掲注(1)『竹島問題の起原一戦後日韓海洋紛争史―』終章参照。なお、韓国外交安保研究院の1978年の44件の研究課題の中に「独島周辺水域の漁撈問題」と「独島領有権問題」があった(大韓民国外務部編刊『韓国外交30年』(1979年8月) 334頁)。

⁸²この主張について筆者は、李漢基『韓国の領土』(ソウル大学校出版部 1969年10月)(250頁)が初出と考えてきた(前掲註(69)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」44頁)が、1966年6月7日付『ソウル新聞』に「独島に新資料 漢陽大李宗馥教授発見 光武4年官報に明示日本の公示より5年早く」という記事があり、この記事が正しいなら「根拠」の「発見」者は李宗馥になる。

⁸³韓国外交史料館所蔵資料「独島関連資料,1979」(分類番号:743.11 登録番号:26260・13471 制作年度:1979-1979 生産課:日本担当官室)13~32コマ。

⁸⁴同書ではまた「独島」について次の説明をしている(177頁)。「我が国では無人島を'不毛島'または'テーソム'と呼んだ。しかし日本人たちは独島を'タケシマ'〔竹島〕と言って自分たちの領土だと言い張っている。わが国では"テーモリ'〔禿頭〕の"テー"のように不毛、無人を'テー'というのだから'テー'がテーナムの'テー'[竹]になって日本語の'タケ'〔竹〕に変わって、結局禿島が日本語で'タケシマ'〔竹島〕と書かれるようになった。日本人たちは我々の独島を貪欲にしつこく自分たちに属すると言っているが、自分たちが呼んでいる'竹島'という言葉自体が我が国の言葉に由来していることを知って、一日も早くそのような主張をやめねばならない。」この説明にはまったく根拠が無く、同書全体の記述の信憑性をも疑わせるものである。

「根拠」として登場したのである。

竹島の呼称が、「于山島」(韓国のいう竹島の古くからの呼称)ではなく、なぜ「石島」なのかをはじめ多くの疑問が発生し、「勅令 41 号」は竹島領有の「根拠」にはなりえない(塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について:政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討」(東海大学法学部編刊『東海法学』52 2016 年 9 月)91~92 頁)。しかし、1905 年の島根県編入前に竹島は大韓帝国の領土であったことを示すとして、この主張は現在韓国政府の採用する所となっている。「勅令 41 号」だけでは竹島に対する「国家権能の平穏かつ継続的な表示」の権原を欠くという致命的な欠陥があるにせよ、韓国にとって「勅令 41 号」は、朝鮮半島にあった政府が竹島を自国の領土としてきた証拠がないという現実を忘れさせてくれるものであった。

(5)「内政」化する日韓の「外交」

一公文書の往来状況に見る統監府「保護」下の大韓帝国永島 広紀

はじめに

朝鮮半島で生成された歴史記録類に「独島」なる単語が登場しはじめるのが大韓帝国期 (1897~1910)に入ってからであることは、これまでも様々な形で言及されてきた。また、1900年に大韓帝国政府の官報 (1900年10月25日付)で告示された「勅令41号」によって鬱島郡 (鬱陵島)の所属島嶼として明記された「石島」を「独島」に比定し、その根拠として、「石島」の朝鮮固有語的な表記としての「トル・ソム(吾付)」のトル(吾:いし〔石〕、付は「しま〔島〕」の意)が、鬱陵島近海に出漁していた全羅道人たちの方言である「トク(号)」に転訛した上で、独(朝鮮漢字音はトク〔号〕)の字にさらに転じたゆえに、「トク・ソム(号付)」とはすなわち「独島」であるという主張が韓国側ではしばしば行われていることも周知のことである。ただし、この説は牽強付会に過ぎるという見解も多く、今までのところ明確な資料的根拠を示した上での説明はなされていない。

監府 陵島函都 かす 郡十 陟 六五等 A 監すり 廳設始 를 # 管 里 郡 配 村 Ti. 下 오南 所 置 日로 光 에 武二年 年 管も引政 所 의 月是 在 と竹島 公凾 郡府 鬱陵島州 专 の魔・名称台の一角議・登經され 四 五月 示明 다 专되 古 石 71 4 江 光 洞由武 日を 屬 東州专四州故島道

ともあれ、くだんの「石島」に関しては、しば しの時間を措いて『皇城新聞』の1906年7月13 日付けの記事(「鬱島郡의配置顚末」: 左図参照) に登場している。 すなわち、韓国統監府から大韓 帝国の内務省に相当する「内部」に向け、鬱島郡 衙の設置年と、また管轄する島嶼が何処であるか に関する公文書による照会が出されたところ、韓 国「内部」は鬱島郡庁が設置された時期とともに、 「竹島石島」(左図の文字囲みは筆者による)を所 管するとの回答を行ったと報じられている。

この「竹島」「石島」が果たしていかなる島嶼を

指し示すかについての最終的な結論は出ていない。それでも、1900 年 10 月に出された「勅令 41 号」の第 2 条文中に見える「竹島石島」である可能性は高い。もちろん、だからといって石島=独島であるかどうかは、また別途の検証を行わねばならない問題であることは贅言を要しない。

なお、同じく 1906 年 7 月 13 日付けの『大韓毎日申報』雑報欄には「池田公函」(右図参照)として、統監府の通信管理局長である池田十三郎が内部に対して鬱島郡の行政区域の沿革に関する照会を行ったとする、統監府に所属する具体的な人名と組織を明示しての報道を行っている。『皇城新聞』と『大韓毎日申報』両紙は、ライバル紙ではあるものの、同じような記事を同時に出稿・掲載することも多く、まず間違いなく、7 月 13 日付けの記事におけるその取材源が同じであろうことは容易に予想されるところである。

●池田公函 統監府通信管理 問長池田十三郎氏가江原道三 局長池田十三郎氏가江原道三 を洞號斗設置何年月食昭詳錄 ですむ五内部の公函すびいい

すると、統監府の一外局たる通信管理局が、局長である池田の名義をもって韓国政府(内部)に対して、何故、かような照会を行ったのだろうかという疑念も生じよう。また、日

本政府が韓国政府の「外交権」を掌握した第二次日韓協約(1905年11月17日)の締結以降、大韓帝国政府は日本に対して対日外交上の発言、ないしは抗議を行うことが出来なくなり、独島はその犠牲となった最初の国土であるという説明が今日でもしばしば行われる。まさにその時期において、統監府「通信管理局」がかくなる照会を行った背景には果然、何が存するのか。小稿は、そうした「保護」下の大韓帝国と日本政府(統監府)との交渉の具体的な様相を検証せんとするものである。

① 統監府「通信管理局」と池田十三郎

世上には、日本政府が日露戦争の進展に伴って大韓帝国を保護国化するとともに統監府を設置し、そして初代の統監には首相経験者にして枢密顧問官の伊藤博文が就任したことを述べた書籍類はあまた存在する。しかし、その「統監府」がどのような人的規模でもって、どのような業務を行っていたかについては驚くほど研究が進んでいない。設置期間の短さもさることながら、1910年10月に開庁する朝鮮総督府の露払い的な存在としてごく軽く取り扱われるのが通例である。そして、同様のことは大韓帝国の行政機構に関しても言えることである。

ともかく、統監府や大韓帝国政府に関する基礎的な事項を確認するにたる簡便な工具書は存在しないことから、統 監府なり、あるいはその管下の通信管理局に関してもまず は一次的な資料でもって個々の事実関係を確認する作業 から始めねばならない。



池田の肖像写真(『朝鮮逓信事業沿革史』)

さて、1904年5月30日の元老会議での議決、そして翌31日の閣議決定を踏まえて同年6月11日に明治天皇の裁可を得た「対韓方針に関する決定」には「(二) 対韓施設綱領決定の件」なる項目があり、さらにその第5項には「通信機関ヲ掌握スルコト」なる一文が明記されていた。日露戦争の遂行下にあって、かくなる施策は軍事的な後方支援体制を構築するためには必要不可欠のものであった。また、すでに1904年9月の段階で鬱陵島は日本海軍の敷設によって海底ケーブルによる電信線で陸地側と繋がっており、やや時間を措いて鬱陵島⇔竹島⇔松江という電信網も構築されている。

そうした軍用施設とは別に、あらためて日韓両国政府間においては「韓国通信機関委託ニ関スル取極書」が1905年4月1日に調印され、同月28日に公示された。また、すでに1904年6月1日付けをもって鬱陵島には釜山郵便局(外国ではあるものの、在外居留民が存在する各開港地には逓信省が郵便局を設置していた)が所轄する「郵便受取所」が設置されており、郵便貯金事務と郵便物の集配を開始していた。やがて、1906年7月20日付けで電信業務が加わることとなり、改めて「鬱陵島郵便電信受取所」となっていた」。

-94-

^{1 『}統監府通信事業第一回報告』(統監府通信管理局、1906年12月) 同書20.55頁。



ところで、前出の取極書に基づき 1905 年の 5 月 18 日から 7 月 1 日にかけて韓国政府(通信院:**左写真**参照)からの事務引き継ぎが行われ、その際、逓信省の逓信書記官(東京郵便局長)であり、本省通信局外信課長を兼務していた池田十三郎が「引継委員長」に任命されていた。時あたかも日本海海戦(同年 5 月 27・28 日)での勝利により、韓国側に対する交渉が急速に進捗していった時期にあた

る。

池田十三郎は長崎県士族の 4 男として 1870 年 8 月に生まれ、第一高等中学校(独法)を経て帝国大学法科大学独法科を 1892 年 7 月に卒業後、間もなく官界に入った人物である²。引継委員長に就任時の満年齢は 34 歳ということになる。日露戦時において東京郵便局は、大本営の郵便電信局に指定されており、就中、外国郵便電信の検閲と諜報の業務を担当していたことから、池田は日露戦争下の韓国に派遣され、やがて通信機関の接収の任に当たることとなっていた³。

そして、1905年12月の統監府開庁に伴って「統監府通信官署官制」が勅令第268号として施行され、通信管理局が設置された。局長には引継委員長の池田十三郎がそのまま就任し、総務課長(事務官)には島田志良、工務課長(通信技師)には岡本桂次郎4といった引継委員を経験した官吏らへの補職発令がなされた。

なお、ここでいささか留意すべきことがある。すなわち、 統監府「通信管理局」は局長の池田をはじめとして逓信省 から派遣された官公吏で構成されており、統監府の「外局」 としては大蔵省系の「財政顧問部(のち統監府財政監査 庁)」、あるいは渋沢栄一が設立した京釜鉄道株式会社が国 有に移管された「鉄道管理局」などとともに本府からの独 立性が極めて高く、予算も別立てであった。池田の回想に 依れば、「私は本府の外局たる通信管理局長であつたが、之



通信管理局長時代の池田十三郎 (『韓半島』2年3号、1906年6月)

は豫算面から見れば、莫大のものであつてその行政上の監督は統監府でやり、豫算だけは 逓信省關係のものであつた關係上、帝國議會には、私と鶴原氏〔定吉:統監府総務長官、 筆者註〕とが、政府委員として、出席してゐたのである」という⁵。まさに通信管理局の高 い独立性を示す挿話であると言えよう。また韓国側との業務乗り入れによって韓国人の「現

² 池田の経歴に関しては『一高同窓會名簿』(1939年)、勝田一編『帝國大學出身名鑑』(校友調査会、1932年)等に依った。

³ 池田十三郎「通信行政統一の經緯」(『朝鮮統治の囘顧と批判』朝鮮新聞社、1936年6月)。同文は『逓信拾遺』(朝鮮総督府逓信局、1936年8月) にも収録されている。

⁴ 岡本の没後には伝記(『岡本桂次郎傳』1941年10月)が編まれており、同書「第六章 朝鮮官界時代」の中で通信機関引継委員となって渡韓した時期のことも触れられている。

⁵ 池田前掲「通信行政統一の經緯」、同書 48·49 頁。なお、池田は1年のうち半分は東京に出張しており、池田の不在中は技師(工務課長)の岡本桂次郎が代理を務めていた(前掲『逓信拾遺』同書 16 頁)。

業」吏員を多数抱えている部局であったことも統監府本庁との大きな相違である。

すなわち、通信管理局が管轄する各地の郵便局を管理・運営する主体は韓国側の地方官 吏である。また、そうした地方官吏を束ねる立場にあったのが、既出の「内部」である。 よって、通信管理局をはじめとする各種の外局は、それぞれに独自のカウンターパートを 有しており、官庁間の事務連絡ベースにおいては必ずしも本府を通さずして、直に談判す ることが可能であった。さらに統監府、および各地方の理事庁は外務省系、つまり旧来の 駐韓公使館・領事館のスタッフが横滑りで登用されており、統監府と言えども決して「一 枚岩」ではなかったことをまずは確認しておきたい。

それとともに、竹島問題でしばしば明確な根拠もないままに取り沙汰される「保護国下で韓国は外交権を奪われていたから、日本政府に抗議することが不可能であった」という類の常套句に関しては、実態としては真逆であり、むしろカウンターパート同士は嫌が上でも緊密なまでの連絡関係を構築していたと言わざるを得ないのである。次節以降においては、その具体例を検討していきたい。

② 韓国政府と統監府、それぞれの官僚機構

ここで、今一度、韓国政府と統監府の行政機構のあり方について簡単に整理を試みておきたい。日清戦争中に断行された「甲午改革(甲午更張)」以前、李氏朝鮮王朝においては1485年に編まれた『経国大典』にて規定される基本的な官僚機構、すなわち今日の本邦で言えば内閣および内閣官房に相当する「議政府」の下に置かれた「六曹」体制がとられていた。この六曹とは、宗主国である中華諸王朝の「六部」に擬したものであり、「吏曹(官僚人事)」・「戸曹(民籍管理・徴税)」・「礼曹(国家儀礼・外交)」・「兵曹(軍事)」・「刑曹(裁判・行刑)」・「工曹(営繕・土木)」をそれぞれ管掌していた。また、宮中に関しては「宗親府」の管轄となっており、宮屯土での徴税や王族の土地所有なども議政府とは別個に取り仕切られていた。ところが、1894年からの甲午改革によって、あらためて近代式の内閣制度が発足し、あらためて「宮内府」と「議政府」に分ける形での組織改編が進められたのであった。

まず、議政府においては、やはり清朝の近代化改革である「戊戌の変法(変法自強運動)」をモデルとした「八衙門」体制に移行し、その際、「内務」・「外務」・「学務」・「軍務」・「法務」・「農商務」・「工務」・「度支」の8セクションに再編され、さらに「部」制への移行によって「内部」・「外部」・「学部」・「軍部」・「法部」・「農商工部」・「度支部」の7部が設置された。こうした縦割りの機構制度は、基本的に日本による韓国併合期まで存続し、部分的には初期の朝鮮総督府における部内機構の編成にも踏襲されている。

なお、この段階から日本政府は邦人を各部の顧問、ないしは参与官として派遣しており、 やがて、日韓協約(第3次)の取り決めに基づき、日本国内の官吏が在官のままで大韓帝 国の官吏に任用される方式に更新されていくことになる。一方、宗親府改め宮内府は相変 わらず「アンタッチャブル」であり、特に皇室の私的財源にまつわる事項はブラックボッ クス化しており、日本政府のみならず韓国政府としても容易に手出しの出来ない存在であ り続けていた。

一方、統監府については如何なる状況であったのか。

1905 年 12 月、日韓協約(第 2 次)によって「統監府」が設置された。蛇足ながらここ

で付言すれば、「韓国統監府/韓国統監」というのは通称、もしくは俗称であり、正式な官制としては単に「統監府/統監」が正しい。そして、「統監府及理事庁」「統監府陸海軍武官」「統監府通信官署」からなる3本立ての官制によって構成されており、当初は統監・総務長官・農商工務長官・警務総長の下、秘書官・書記官・警視・技師・通訳官などが配置されていた。

また、旧来の公使館・領事館は「統監府」と各「理事庁(京城・仁川・釜山・元山・鎮南浦・木浦・馬山・群山・平壌・城津)」とに分離改編され、理事庁においては主として司法警察官(領事館警察)を配置して日本人居留民を監督・取り締まるとともに、現地の官衙との折衝にも当たっていた。

さらに、これとは別途に外局として逓信省系の「通信管理局」が置かれるとともに、こ の下に郵便局が開設され、京城・釜山・仁川・元山・群山・木浦・平壌・義州・馬山・鎮 南浦・安州・城津・大邱・永登浦・開城・新義州の各都市に置かれた。統監府通信管理局 の人員は、逓信書記官(東京郵便局長)から就任した局長の池田十三郎をはじめとして、 主に逓信省から派遣された官公吏にて構成されており、また保護国化に先立って1905年4 月1日に締結された「韓国通信機関委託ニ関スル取極書」によって大韓帝国の旧・通信院 を接収し、郵便・郵便為替・郵便貯金・電信電話を管掌するに至っていたのは既述の通り である。また、1906 年 5 月の勅令 105 号により韓国国庫金の出納保管に関する事務を開始 しており、これによって大蔵省系の「財政顧問部」の監督下にて徴収される税が金納され るに際しての収納業務も行うことになっていた。ちなみに、1906年6月1日付をもって金 泉・倭館とともに鬱陵島(いずれも釜山局の所轄)にも「郵便受取所」が設置され、同時 に郵便貯金事務と郵便物の集配事務も開始されている6。そもそも、すでに少なからぬ邦人 が居住していた鬱陵島では 1902 年頃には郵便受取所の設置が検討されており、逓信省と しても釜山郵便局長の加藤新吉を海軍の軍艦(濟遠)に便乗させて鬱陵島の視察を行わせ ていた⁷。また、受取所設置以前においては島根県・浜田から来航する小型帆船に郵便物の 移送を委託していたが、夏季はともかく、日本海が荒れる冬季には、それも滞りがちであ ったという。

ともあれ、本稿の冒頭にて述べた韓国側の新聞報道は、こうした日本の逓信省(統監府 通信管理局)の動きと時期的な連動性を持つことを予想することは容易であろう。

③ 統監府通信監理局と鬱陵島

小文でさきに取り上げたように、『大韓毎日申報』1906 年 7 月 13 日付け「池田公函」、および『皇城新聞』1906 年 7 月 13 日付け「鬱島郡配置의顚末」では統監府(通信管理局)が内部に鬱陵島の現況に関する問い合わせを文書で行ったことが報じられている。ただし、このときの往復文書の現物は今までのところ発見されていない。よって、統監府側がなにゆえにこのような照会を行ったかについては目下のところ判然としない。ただし、穿った見方をすれば、統監府が「独島=竹島」の領有をめぐって何らかの意図でもって韓国側に探りをいれていたと陰謀論的に考えること自体は可能ではある。

⁶ 『統監府通信事業第一回報告』(統監府通信管理局、1906年12月) 同書20·21頁。

⁷ 「鬱陵島の本邦人」(『韓國交通會誌』2、1903 年 2 月)、および「鬱陵島事情」(『韓國交通會誌』 5、1903 年 12 月)。

ただし、結論を前倒しにして述べるとするならば、統監府・通信管理局の照会 一件は、竹島の領有問題とは直接の関係 性は極めて薄いと筆者は考えている。そ の根拠を挙げるとすれば、以下の通りである。

韓国側の史料に「独島」なる文言が見える最初期のものとして、しばしば『皇城新聞』1906年5月9日付けの「鬱倅報告内部」(右図参照、文字囲みは筆者)に見える記事がこれまでもしばしば引用されてきた。すなわち、島根県の官民が「竹

ㅎ 神 祭外四 1 分署 西 查外餘議 田根 이 太 警 과 日照 戶師 影 稅 品 智 総 技 th Til 岩 東 幾 手 1 라 督文 R 許日各 의 의 -郎局補 來外 5 諸士人 叫 領 1 般地其巡吉事行地到 事生外查田務則故官

島」を視察した途次、1906年3月28日に鬱陵島へ立ち寄り、現地の郡守(沈興澤)を表敬した際、前年の1905年2月に竹島を島根県に編入したことを踏まえた内容の発言を行ったところ、沈興澤は江原道観察使署理・春川郡守の李明來を経由して議政府に島根官民が来島し、独島(竹島)の領有を日本人が吹聴していることに関する報告を行っている。そして議政府は5月10日付けの指令書によって独島(竹島)の日本領有は「事実無根」との回答を行っている。

ただし、この一件はこれで沙汰止みとなっており、これに時期的に続くのが既出の通信監理局に関する新聞記事であるということになる。しかしながら、すでに述べたように、鬱陵島の郵便受取所が 1906 年 7 月 20 日に郵便電信受取所へ昇格的に改編されていることから、本稿の冒頭にて引用した新聞記事も、そうした通信管理局の組織整備に関連した韓国政府への照会であると考えるのが自然であろう。だからこそ、韓国側も「東西 60 里 (\leftrightarrows 24 km)」「南北 40 里 (\leftrightarrows 16 km)」という鬱陵本島のみは数値を挙げてその地理的状況を回答したと考えると、得心がいくのである。

④「奎章閣」所蔵史料に見る統監府通信管理局と韓国政府

本節でも引き続いて統監府通信管理局と韓国政府との公文書往復、そしてそれを報じる新聞記事との相互関係についてまとめておきたい。

まず、主として用いる史料は、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院(以下、「奎章閣」)に 所蔵される大韓帝国期の公文書である。「奎章閣」とはそもそもは王宮である景福宮内に置 かれていた王朝の「史庫」の名称であり、大韓帝国期には改めて帝室の御文庫として再編 されていた。さらに、地方に散在していた史庫の史料群や各官庁の記録類とともに併合後 は朝鮮総督府(取調局→参事官室→学務局)によって一括管理され、1924年に京城帝国大 学が開学すると、その附属図書館の特殊コレクションとして同大学に移管され、1945年8 月以降は米軍政下の京城大学時代を経て国立ソウル大学校の所蔵に帰している。なお、か つては図書館の一セクションであったが、現在では独立した部局となっている。ともかく、 奎章閣には旧王朝時代以来の文書と図書が膨大な数をもって所蔵されており、その中には 相当な数にわたる大韓帝国期の文書記録も含まれている。

ただし、本稿中で繰り返し取り上げている 1906 年 7 月における通信管理局と内部との

往復文書は現在までのところ見出されていない。それでも、奎章閣には『統監府來案』(目録番号:至17849)とともに、『統監府來去案』(同:至17850)なる1906~08年頃における韓国政府と統監府とのやり取りに関する公文書を編綴したファイルが残されている。ただし、これらの文書は基本的に統監府の「総務長官」と韓国の「内閣」との往復書類の綴りであり、残念ながら外局である通信監理局に関連する書類はあまり含まれていない。

ともあれ、1906 年における文書の往復中には、「独島」に関する記事があってしかるべきであるが、少なくとも統監府本庁と韓国の議政府(内閣)との間で領土問題として鬱陵島なり竹島(独島)が取り沙汰された形跡はない。

その一方、1905 年 12 月下旬にハワイ島での韓国人同士の殺人事件が発生した際にあっては、現地の司法当局は首謀者に死刑判決を出したものの、在ホノルル帝国領事館は現地の法律顧問を通じて減刑嘆願書をハワイ州知事に提出している。そして、結果的に被疑者5名中2人の減刑に成功しており、これに対しては韓国政府からも謝意が届けられていた。この一件はまさしく上記の『統監府來案』・『統監府來去案』に綴じ込まれている文書にてその内容を知ることが出来るのである。つまり、日本政府は韓国を保護国にした以上、「邦人保護」の肩代わりを国際法上の義務として負っているのであり、現在の韓国で取り沙汰される「外交権の喪失」とは、実は対外的な邦人保護業務とその履行義務が移管されたことを意味したことを含むのである。

またこれらとは別個の文書であるが、『照會 警務顧問丸山重俊 總務局長鶴原定吉 與法部大臣李夏榮間往復一括』(同: 奎 26135) なる史料は、1906 年における統監府と「法部」との直接のやりとりを記録した簿冊であり、こうした統監府と個別の韓国側官庁との間でも文書の往復があったことをまずは知ることが出来る史料である。

この中には「統通総乙第五六八号ノニ」【史料1】(後掲)と「統通総乙第七三三号」【史料2】(同)として、それぞれ明治39(1906)年2月15日及び22日付けで通信管理局長である池田十三郎から法部大臣に宛てた抗議の公文が綴じ込まれている。なんとなれば、江原道平昌郡の郷長(臨時郵逓所主事を兼ねる)が平理院(裁判所)に逮捕拘引されたことに対する説明要求であり、また逮捕に先立つ事前通告を求めるものであった。通信管理局が管轄する各地方の郵便局は、末端に行けば行くほど韓国側の地方官吏に実際の業務を委託せざるを得ない状況である以上、通信管理局として逓信吏員の逮捕は業務に大きな支障をきたすものであった。

【史料1】に拠れば、すでに 1905 年 8 月 11 日付け (この段階ではいまだ「引継委員」)の 文書にて、法部との間には「通信事務に従事せる」 韓国人を逮捕・拘禁する際には事前に 委員会に対して通報を行うことが合意されていたとされる。また、郷長の進退に関して、 通信管理局と内部との協議が行われていることも明記されている。 禹弼奎の拘引事由の詳細は、史料 1 ・ 2 の文面のみでは判然としないものの、「義賊事件に関し」とされており、また 1906 年 3 月 10 日付けの『皇城新聞』記事 (「纔捉旋放」)、および同 11 日付けの『大韓毎日申報』記事 (「放還連縲」) に「元容八」なる江原道で活動していた「義魁(すなわち抗日義兵将)」の逮捕事件と禹弼奎の連累が示されていることから、義兵活動への関与を 疑われての拘束か、あるいは誤認逮捕であった模様であり、池田の法部への抗議がなされてからまもなく放免されたとされる。

なお、「臨時郵逓所」は「全國各道の各府郡に設置せられ地方各府郡の卿‹‹長(我國の元

庄屋の如きものにして民選に係る一種の公吏なり)之れが郵逓主事を兼任し其所務を掌理 す毎月經費二十元の支給を受け當該府郡に屬する郵便物の集配事務を掌る韓國内に於ける 臨時郵逓所の數は總計三百二十八を以て數ふ」というものであったとされる⁸。

なお、この時の照会文書の内容が原文にほぼ忠実に朝鮮文に訳出され、新聞の紙面(『皇城新聞』1906年2月17日付「通信管理通牒」・同2月27日付「信局照覆」、および『大韓毎日申報』1906年2月17日付「池田函質」・同3月1日付「内訓平院」)に掲載されているのである。特に『皇城新聞』の記事は、ほぼ忠実に公文書の内容を訳出していることが分かる。なるほど、これは傍証に過ぎないとは言え、新聞各社の中でもとりわけ政府寄りの『皇城新聞』は、記事の執筆に際して実際の公文書を閲覧して内容を入手している可能性が極めて高い。とすれば、本稿の冒頭に掲げた鬱陵島に関する『皇城新聞』の記事も、原本の所在は未詳ながらも、元の文書におけるその内容をかなりの程度でもって盛り込み、あるいは公文書の原文を忠実に訳しているものと考えられる。

⑤ 日韓の「皇室外交」

先に述べたように、韓国の宮廷内は行政府にとっても不可触であったがゆえに、逆に必ずしも通常の外交ルートに乗らない形での「外交」も可能であった。すなわち、日韓における皇室間の儀典上の交歓がそれである。

例えば、以下は 1904~1906 年における大韓皇帝(高宗)の外交活動を『徳壽宮李太王實紀』(1943 年)の記事に拠って抜粋したものである。日本政府、とりわけ宮内省は韓国併合直後より旧大韓皇室の記録作成に熱心であり、特に天皇同様に「実録」を編製するのを習わしとするに至っていた。なお、こうした実録編纂は、やがて宮内省の傘下に置かれた「李王職」(旧韓国の宮内府を改変し、京城に在住する王公族の家政管理を行った)の管掌事項となり、高宗、ならびに純宗の実録はそれぞれ 1935 年に完成していた。ただし、この実録は伝統に忠実であったゆえにすべて漢文体で書かれており、李王職としてはそのダイジェスト版とも言うべき日本語文による「実紀」を別途に編纂していた。歴史記録としては2次的な編纂物ではあり、本来であれば『承政院日記』や『日省録』をはじめとする1次的な原資料にあたって確認すべきであるが、今回の報告書においてはそのインデックスとしての簡便性からさしあたって『徳壽宮李太王實紀』を利用し、必要に応じて別資料をもって確認することにしたい。

1904年02月09日 日本公使(林権助)・イタリア公使を接見 (23日:日韓議定書)

03月10日 日本公使・アメリカ公使を接見

15日 日本特派大使迎接委員を任命

16日 日本公使を接見

18日 日本国特派大使(伊藤博文)を接見、国書奉呈

20 日 同上

25 日 同上

_

⁸ 池田十三郎「韓國通信事務引繼顚末概要」(『韓半島』2年3号、1906年6月)同誌187頁。

26日 特派日本報聘大使(李址鎔)を任命9

07月13日 特派慰問使を日本軍に派遣 (22日:第一次日韓協約)

09月19日 日本外務大臣(小村寿太郎)・宮内大臣(田中光顕)に李花章を 特賜

27日 日本への視察員を任命

10月14日 目賀田種太郎を度支部顧問に招聘

1905年01月18日 日本駐箚軍司令官(長谷川好道)に李花章を賜う

02月03日 丸山重俊を警務顧問に招聘

07日 清国前公使・新任公使を接見、宮内府顧問・加藤増雄を接見

08日 日本公使を接見

15 日 同上

16 日 同上

22 日 日本公使・日本駐箚軍司令官を接見

03月02日 アメリカ公使を接見、日本公使を接見

04日 日本国侍従武官長(岡沢精)・東宮陪従武官長(村本雅美)を接 見

13 日 各国公使・領事、日本軍司令官を接見

15 日 日本公使・ドイツ公使を接見

16日 義陽君(李載覚)を日本への特派大使に任命10

23日 ドイツ皇太子の祝賀のため、駐独全権公使を特命大使に任命

(04月01日:通信機関委託に関する取極)

04月11日 中枢院賛議(李載崑)を大阪博覧会観覧委員長に任命

05月13日 日本公使・日本軍司令官、アメリカ代理公使を接見

22 日 日本特派大使(博恭王)を接見

23 日 博恭王に金尺大綬を特賜

25 日 京釜鉄道開通式、博恭王臨席

26日 日本軍司令官を接見

06月15日 日本公使を接見

26日 アメリカ公使を接見

07月14日 日本国視察事務員を召見

08月25日 万寿聖節、各国公使・領事を接見

09月11日 日本国視察事務員を召見

19日 日本公使を接見

20日 ドイツ公使を接見

^{9『}明治天皇紀』によれば、法部大臣 (兼・陸軍副将)の李址鎔は、随員を従えて1904年4月22日に来日し、宮城に参内、明治天皇に謁見し、高宗からの親書を奉呈している(『明治天皇紀』第10、吉川弘文館、1974年7月、同書712~714頁)。

¹⁰ 李載覚は 1905 年 4 月 6 日に皇居に参内し、高宗の親書を奉呈するとともに、日本海海戦の勝利と遼東半島攻略を寿ぐ上奏を行い、明治天皇はこれに勅語をもって報いた。さらに皇后による宸餐が催され、皇族・枢密院議長・侍従長・宮内大臣・外務大臣・侍従武官長等が陪席した(前掲『明治天皇紀』第 11、同書 113・114 頁)。

11月10日 日本特派大使(伊藤博文)・日本公使を接見、国書奉呈

15日 日本特派大使・日本公使を接見、協約草案の提出

17日 第二次日韓協約

12月18日 完順君(李載完)を特命日本国報聘大使に任命11

1906年02月01日 統監府開庁、臨時統監代理(長谷川好道)開庁式を挙行

02日 退任する日本公使、新任の統監府職員を接見

09日 回還大使(李載完)を召見

03月01日 日本軍司令官を接見

09日 統監(伊藤博文)を接見 (3月2日に到着)

04月15日 義王(李堈)に日本国観兵式参列を命じる12

06月13日 日本軍司令官を接見

28日 統監を接見

09月13日 万寿聖節、各国領事を接見

11月19日 統監を接見

21日 イタリア艦長を接見

23日 内部大臣(李址鎔)を特使として日本に派遣13

12月29日 李址鎔復命につき引見

以上を閲するに、やはり日本公使(林権助)や伊藤博文をはじめとする日本人との接見回数の多さが目を惹くところである。また、米・独・伊などの欧米外交団との謁見も少なくない。仮に竹島/独島の領有が韓国の廟堂内で問題化していたのであれば、さまざまなチャンネルを駆使して抗議することが可能であったはずであるが、少なくとも皇帝たる高宗にそのような素振を確認することは出来ないのである。実際、1907年に高宗は日本の「侵略」を世界に訴えるべくハーグに密使を派遣しているのであるから…。

おわりに

重複を厭わず、本稿にて明らかになったことを最後に整理することによって筆を擱くことにしたい。

『皇城新聞』1906年7月13日付け記事に見られる「石島」の解釈をめぐっては、今なお日韓間では決着していない。しかしながら、当該の新聞記事は近代における韓国側の「独島」認識形成の鍵を握る重要な論点の存在を示唆する貴重な資料である。特に統監府が設置されてから約半年を経て、その外局である「通信管理局」から発出された文書であり、

¹¹ 李載完は 1906 年 1 月 23 日、東京に到着し、同 27 日に統監・伊藤博文とともに参内、高宗の親書を奉呈した。なお当初、報聘大使には第二次日韓協約締結を推進した「乙巳五賊」の一人として自宅を放火された李址鎔が予定されていたが、林権助公使は李址鎔の身辺警護を保証すること引き換えに来日を断念させたという(前掲『明治天皇紀』第 11、同書 473・474 頁)。

¹² 1906 年 4 月 28 日、宮城に参内し、伊藤博文も侍立の上で謁見に立ち会っている(前掲『明治天皇紀』第 11、同書 536・537 頁)。

^{13 1906}年12月11日、伊藤博文の先導によって天皇に謁見し、皇帝の親書を奉呈した。また、伊藤の更迭説が喧しい時節、高宗が伊藤の離任を望んでいないとのメッセージを伝えたという(前掲『明治天皇紀』第11、同書642·643頁)。

それに対する韓国政府の回答を報じた記事内容の真偽は、現在までのところ原本が発見されるに至っておらず、依然として未詳である。ただし、当時の通信管理局が行っていた業務のあり方、あるいは新聞紙上での記事化の具体例を検討することによって、かなりの程度で信憑性が高いものと推測されるのである。

ただし、『皇城新聞』1906年5月9日付けの記事に見える島根県一行と鬱島郡守とのやり取りと無関係であるかどうかは、依然として検討の余地は残っている。さらなる史料の蒐集を期したい。

なお、保護国化に伴って外交権が「簒奪」されたことにより、日本側の独島(竹島)の 領有に関して抗議が出来なかったという韓国側のこれまでの主張は、史料的な根拠を欠いた、相当に苦しい弁明であることが明かである。すなわち、官庁間の連絡、文書の往復は 相当に密であり、また鬱陵島の管轄区域など「内政」に属する事項が日本側と何らかのトラブルを招いたのであれば、それらは公文書に記録されてしかるべきである。実際に通信管理局と韓国の法部とのやり取りを見れば、むしろ日本側が韓国人官吏の「保護」に回っている事例も存在しており、統監府も一枚岩ではなく、また韓国政府内にもセクショナリズムや官庁間の軋轢が存在していたのである。場合によっては、韓国の内部と統監府通信監理局が官吏の出処進退をめぐっての利害を一致させ、法部(平理院)と対峙する場面すらあった。本稿では詳しく取り上げるには至らなかったが、既出の『統監府來案』・『統監府來去案』には通信管理局が土地建物の譲渡を韓国側に要求したところ、韓国政府は宮内府マター、すなわち「宮中」の財産や利権は政府としても不可侵であることを未引渡の理由にして譲渡を拒んでいる文書も散見される。

1907 年以降、統監府は本格的に「帝室財産整理」を推し進めていくことになる。これによって初めて大韓帝国における「府中」と「宮中」の別がまずは財源的に明確化していくことになった。とすれば、従来の「統監府 VS 韓国政府」なる検証の視角では全く不十分であることは再言を俟たない。ひいては鬱陵島や竹島(独島)の問題を大韓帝国史の文脈から繙く際には、そうした韓国内の内政・行政のみならず、大韓皇室(宮内府)の財政と利権の構造をも見極めていく必要があるのである。

つまり、大韓帝国における「外交権の喪失」とは、日本政府、あるいは第3国への連絡手段が途絶することを意味するものではない。なんとなれば、各国の外交スタッフ(公使館)は撤退したものの、領事業務(領事館)はそのまま残るのである。上述したように、保護国下にあっても日本のみならず、各国の使節等に対して皇帝(高宗)が頻繁に謁見を行っていることが確認され、むしろそれは当時としては当然すぎることでもあった。

また、日本側、とりわけ明治天皇は韓国の皇室に対しては格別の配慮を行っていたことが知られている。とすると、「皇室間の外交」という面を考慮すれば、保護国化によって日韓における連絡のパイプはむしろ強化されたとさえ言えよう。まさに外交が「内政」化していたと言いうるのである。

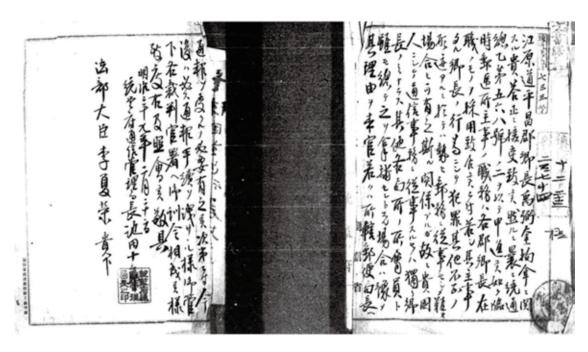
【史料1】



拘 追捕! 01: П IL 理 器 这日 昨 示 明さら 年 0] 事 of 務의 牒 月 何等 局 地 F 所 II. 檻 理 院 0 에 n लो Oil 拘

【参考】『皇城新聞』1906年2月17日付

【史料2】



所 行山 難 き境遇 心 屬 로 遇 拘 法 히 p] 獨 0 어 라 有 0] 國 에 它 H 0 人 0= 呈 히 라 如 되 [II] 0 0

【参考】『皇城新聞』1906年2月27日付

【史料1】翻刻 ※適宜に読点を補っている

統通總乙第五六八号ノ二

江原道平昌郡郷長禹弼奎ハ、義賊事件ニ関シ目下平理院ニ拘囚セラレ格別審問ヲ受クルコトナク檻窓ニ起臥致居候由ノ處、御存知之通リ各郡ノ郷長ハ臨時郵逓所主事ニ採用被居、日々郵務ニ従事セシメ居リ候モノニ付、徒ラニ久シキニ亘リテ拘囚シ置カルヽニ於テハ、事業上差支少ナカラサルノミナラス、郷長ノ進退ニ就テハ、本月十一日別添寫ノ通リ、内部大臣ノ回答モ之有、又通信事務ニ従事セル貴国人拿捕ノ場合、本官へ豫報方ニ関シテハ、昨年八月十一日貴大臣ノ回答アルニ拘ハラス、當方へ無断ニテ當局所属員ヲ拘拿シ、加之、今日ニ至ル迄何等本官へ御通報無之ハ如何ナル理由ニ因ルヤ、郷長拘囚ノ理由、及、之ニ對スル措置共、併セテ委細御回答ニ預リ度、右得貴意候 敬具

明治三十九年二月十五日 統監府通信管理局長 池田十三郎〔公印〕

法部大臣李夏榮 貴下

【史料2】翻刻 ※同上

統通總乙第七三三号

江原道平昌郡郷長禹弼奎拘拿ニ關スル貴答正ニ接受致候、然ルニ曩ニ統通乙第五六八號 ノニヲ以テ申進候如ク、臨時郵逓所主事ノ職務ハ各郡郷長在職ノモノヲ採用致居候ニ付、 若シ其主事タル郷長ノ行為ニシテ犯罪其他不正ノ形跡アルニ於テハ、勢ヒ郵務ニ従事セシ メ難キ場合モ可有之、斯ル関係アルカ故ニ貴国人ニシテ通信事務ニ従事スルモノハ、獨リ 郷長ノミナラス其他各局所ノ所属員ト雖モ、總テ之ヲ拿捕セントスル場合ハ、豫メ其理由 ヲ本官、若クハ所轄郵便局長へ通報ヲ受クルノ必要有之候次第ニ付、今後ハ必ス通報手續 ヲ洩サヽル様、御管下各裁判官署へ御訓令相成候様被度、右及照會候 敬具

明治三十九年二月二十二日 統監府通信管理局長 池田十三郎〔公印〕

法部大臣李夏榮 貴下

(6) 地理的近接性に基づく領域権原取得の可能性

中野 徹也

はじめに

韓国は、竹島=獨島に対して、次のような立場をとっている。

「獨島は歴史的にも、地理的にも、国際法的にも明白な大韓民国固有の領土です。獨島をめ ぐる領有権紛争は存在せず、獨島は外交交渉及び司法的解決の対象になり得ません。」」

そして、「地理的に」、「明白な大韓民国固有の領土」なのは、次のような理由によるとされる。

「獨島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました。獨島から最も近い韓国の鬱陵島 (獨島から87.4km)では、天気の良い日には肉眼で獨島を眺めることができます。こうした 地理的な特性から、獨島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきました。こうした事実 は、韓国の古文献でも確認できます。例えば、朝鮮王朝初期に官撰された『世宗実録』「地理 志」(1454 年)には、「于山(獨島)・武陵(鬱陵島)…二つの島は互いにそれほど離れてお らず、天気の良い日には眺めることができる」と記されています。特に、鬱陵島の周辺には 多くの付属島嶼がありますが、天気の良い日に肉眼で見ることができるのは獨島だけです。²」

このように、韓国は、「獨島から最も近い韓国の鬱陵島」から「天気の良い日には肉眼で獨島を 眺めることができ」るという「地理的な特性から」、獨島は地理的かつ歴史的に鬱陵島の一部と して認識されてきた、と主張している3。

こうした自国領域からの「近接性」により、周辺領域の権原を取得するという説は、これま でにもいくつか主張されてきた。特に、先駆して植民地を獲得した欧米列強は、「僅かな実績を もって広大な地域に対する領土権を主張して、後来の諸国を排除」するため、種々の「地理的 理論」を唱えた⁴。たとえば、大陸の沿岸に近接する島が領海外にあっても、当然その沿岸を領 有する国に属するという狭義の近接性 (proximity) の理論、先占により権原を取得した地域の 隣接部分についても権原を取得するという隣接性(contiguity)の理論⁵、さらに、ある島に対 する領域権原を有する国は、その島の従属物とみなされる小島に対する領域権原も取得すると いう従属物の理論 (dependency) ⁶などである。いずれも、自国領域からの「近さ」を領域権原

¹ 韓国外交部『韓国の美しい島、獨島』4頁、available at http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp 2 同上、5-6頁。

³ 周知のように、「于山」が今日の竹島であるかは議論のあるところであるが、紙幅の関係上、本稿では 触れることができないことをお断りしておく。

⁴ 太寿堂鼎「国際先占原則の成立と展開」『領土帰属の国際法』(1998年) 56 頁。

⁶ 小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法(第2版)』(2010年、有斐閣) 245-246頁(柳原正治執 筆担当)。「国家領域との地理的近接性 (proximity) または自然的延長をなす従属関係など、隣接性 (contiguity) の事実をもって無主地に対する有効な領域権原の取得をみとめる、という主張」と説明さ れることもある。山本草二『国際法〔新版〕』(1994年、有斐閣) 288頁。See also. Sir Robert Jennings & Sir Arthur Watts, Oppenheim's International Law, Vol. 1: Peace Part 2 to 4, 9th ed., 1996, p.

の根拠とする理論であり、本稿は、これらを総称して「近接性」の理論という。

かかる理論は、「関係地域の特別事情に応じて柔軟に実効的先占の要件を緩和しようと」するだけでなく、「実効性と占有意思にかかわりなく『従物は主物(国家領域)に従う』ものとして、自然的事実に基づく領域権原の原始取得を公認すべきだ、という7」説とされる。

それでは、国際法上、このような理論にもとづき領域権原が確立する可能性は認められているのだろうか。紙幅の関係上、以下、主な国際裁判例に照らして検証してみることにしよう。なお、文末に、各事件において係争対象となった地域を示す地図で入手できたものを添付した。あわせて参照されたい。

① 国際裁判例

a. パルマス島事件(1928年)】

パルマス島は、ミンダナオ島の Cape San Augustin から南東に約50 マイル (約80 キロメートル、約43 カイリ)、北緯5度35分、東経126度36分に位置する。この島の帰属をめぐって、アメリカとオランダとの間で紛争が生じた。1925年、両当事国は、この紛争を常設仲裁裁判所に付託し、単独仲裁人で構成される仲裁廷が設置された 8 。

本件で、アメリカは、隣接性の原則により、地理的にフィリピン群島の一部であるパルマス島は、フィリピンに対する主権を有する国すなわちアメリカに帰属する、と主張した⁹。

これに対し、単独仲裁人は、次のように述べた。

「国家の領域が(直近の大陸または一定規模の島を含む)一体の地盤(the terra firma)¹⁰ を形成しているということだけで、領水の外側にある島嶼が、その国家に帰属するという趣旨の実定国際法規則の存在を立証することはできない。このような国際法規則を確立するに足る先例が多数あるわけではなく、正確に関連する先例もない。また、原則だと主張されているが、同一国の政府でさえ、時と場合に応じて、その妥当性について矛盾する見解を主張するほど、それ自体、不明確で争いのあるところである。

当事国間の合意により、または、必ずしも法に基づかない決定により、他方の国ではなく一方の国に島嶼を割り当てるかどうかという問題のとき、隣接性の原則をこの島嶼に関して適用することが不適切でなくなる可能性はある。しかし、特定の国に主権が存在するとの推定を法により(ipso jure)設定する規則として、この原則を適用すれば、領域主権および他の国をある地域から排除する権利とそこで国の活動を表明する義務との必然的な関係について言われてきたことと矛盾することになろう。この隣接性の原則は、領域主権の問題を決定する法的手段としても認められない。総じて正確性に欠けており、適用すれば、恣意的な結果になるからである。特に、単一の大陸にはそれほど近くないが、大きな群島の一部を形成し、そのさまざまの部分の間の厳密な境界が必ずしも明らかでない島の場合には、そうなるだろう11。

690.

⁷ 山本『前掲書』(注6)。

⁸ Island of Palmas Case (Netherlands/United States of America), Award of 4 April 1928, RIAA, Vol. II (1949), pp. 831-832.

⁹ *Ibid.*, p. 837.

¹⁰ 山本『前掲書』(注6) 290 頁。

単独仲裁人は、隣接性の原則について、このような評価を下しながらも、領域主権の行使には、時間的な間隙、中断および空間的な途切れ (gaps, intermittence in time and discontinuity in space) が必ずあり、特に、一部無人または一部が制圧されていない植民地領域の場合、この現象が顕著になる可能性があるという。したがって、ある国が、このような領域の部分に関して、主権の表明を証明できないからといって、直ちに、その部分に対して当該国の主権が存在しないことも証明されたと解釈することはできない。特定の事情に応じて、個々の事例を評価しなければならない。

もっとも、単独仲裁人によれば、たとえ領域の隣接性が、国境が自然に形成されるのと同時に発生していたとしても、連続性よりも主権の表明行為を重視しているように思われる国際仲裁裁判例が存在する。島嶼郡の場合、ある郡が、一定の事情の下で、法的に一団(a unit)とみなされることはありうるのであって、また、主たる部分の運命が残りの部分に作用する可能性もある。しかし、このような場所について、当初から、占有行為を領域のすべての部分に及ぼすことはほぼ不可能である。それゆえ、かかる占有行為と、領域全体を通して行われているとの印象を与えなければならない継続的かつ長期にわたる表明としての主権の表明とは区別されなければならない。

パルマス島は、やや隔絶した島なので、明確に境界が画定され、他の領域と区別できる(individualised)ところである。さらに、常に居住者がおり、住民が占有していた島であって、長期にわたり、行政行為を欠くことが不可能だったところでもある。両当事国が断言しているように、パルマス島と近隣地域との間には、ボートおよび現住民の船による通信がある。このような場合に公的な行政行為を示すことができなければ、現実に主権が表明されていたとは想定しがたくなる。たとえ、もっぱら原住民が居住していた小島のような狭い範囲内に、主権が限定されていたとみなされるとしても、そうである¹²。したがって、アメリカは、隣接性という権原を、領域主権の基盤と理解しているが、本件では国際法上の根拠を何ら有さない、との結論にいたっている¹³。

こうして、本判決は、原則として隣接性は権原にならないとしているが¹⁴、隣接性にもとづき領域権原の存否を決定しても「不適切ではなく」、「恣意的な結果」をもたらさない場合を例示している。すなわち、

- 当事国間の合意がある場合
- ・ 法に基づかない決定(たとえば「衡平及び善」に基づく決定¹⁵)を行う場合
- ・ 一団 (a unit) とみなされる島嶼群の一部を構成し、明確に境界が画定されておらず、 他の領域と区別できる島の場合

いずれの場合も、本件にはあてはまらなかったので、アメリカの主張はしりぞけられたのである。

 $^{^{11}}$ Island of Palmas Case, supra note. 8, pp. 854-855.

¹² *Ibid.*

¹³ *Ibid.*, p. 869.

¹⁴ 太寿堂「極地帰属の実行と法理」『前掲書』(注6) 108 頁。

¹⁵ たとえば、国際司法裁判所(以下、ICJ) 規程38条2項は、「この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基いて裁判をする権限を害するものではない」と規定しており、ICJが法に基づかない裁判をする余地を残している。

b. マンキエ及びエクレオ事件(1953年)

マンキエとエクレオは、イギリス領チャンネル諸島に含まれるジャージー島とフランス本土との間にある小島群である。それぞれが、居住できる 2・3 の小島とそれよりも小さい多くの小島、さらに無数の岩礁から構成されている。エクレオは、ジャージー島の北東にあって、同島にもっとも近い岩礁から 3.9 海里、フランス本土の沿岸からは 6.6 海里のところにある。マンキエは、ジャージー島の南にあり、前述の岩礁から 9.8 海里、フランス本土から 16.2 海里のところにある。マンキエは、フランス領ショセイ諸島から 8 海里のところにある¹⁶。

本件で、イギリスは、両島は「ジャージー諸島の従属物 (dependencies)」なので、イギリスの主権が及んでいたと主張した。イギリスは、「この条約で用いられる『イギリスの諸島(British Islands)』および「イギリス (United Kingdom)」とは、ジャージー、ガーンジー、オルダニー、サークおよびマンの諸島ならびにそれらの従属物を含むものとする。」と規定する条約をいくつか援用し、この主張を正当化しようとした。

ICJ は、条約の文言から、チャンネル諸島の従属物が存在することはわかるという。しかし、条約の締約国が、その「従属物」の中に、マンキエとエクレオが含まれる、あるいは反対に含まれないと意図していたことを立証するに足る証拠を、なんら提示していないとして、イギリスの主張をしりぞけた「「。

また、フランスも、マンキエがショセイ諸島の従属物であると主張していた。1022年に、ノルマンディー公が、ショセイ諸島をモンサンミッシェルの修道院に寄進した。1179年のローマ教皇の大勅書によれば、この修道院が、「当該島の全部をその付属物とともに(totam insulam de cause cum pertinenliis suis)」所有していた。

しかし、ICJは、このような一般的な文言から、マンキエの地位について、いかなる推論も 導きだすことはできないとして、フランスの主張をしりぞけている¹⁸。

ところで、フランスは、マンキエの照明と浮標の管理を単独で担ってきたこと、首相などがマンキエを訪問したこと、および自国民が家を建てたことなどを指摘して、マンキエが自国に帰属することを証明しようとした。ICJは、これらを、「主権者として行動する意思(the intention of that Government to act as sovereign)の表明」および「国家権力の表明(a manifestation of State authority)」とみなさなかった。その根拠の一つとして、イギリス政府からの公文で、マンキエが「チャンネル諸島の従属物」と記載されていたにもかかわらず、フランスがこの箇所について何の留保も付さなかったことを挙げていた「9。つまり、フランスは、自国領でないことを認識したうえで、上記のように行動したと考えられるので、「主権者として行動する意思」や「国家権力」の表明ではないと判断されたのである。

本件については、次の点に留意しておこう。

- ・ 史資料や条約にもとづき「従属物」であることを立証するには、その旨が明記されて いるものを提示しなければならない。
- ・ 相手国が「従属物」であるとの見解を表明している場合、それに反論しなければ、当該 領域に対する行為が権原を確立するに足るものとみなされなくなる。

¹⁶ The Minquiers and Ecrechos case, Judgment of November 17th, 1953: I.C. J. Reports 1953, p. 53.

¹⁷ *Ibid.*, p. 60.

¹⁸ *Ibid.*, p. 70.

¹⁹ *Ibid.*, pp. 70-71.

c. 西サハラ事件(1975年)

西サハラは、19世紀末以来スペインの植民地だった地域である。モロッコは、西サハラに対する領有権を主張したが、スペインは人民の自決権を尊重するとして、交渉に応じなかった。 1974年、国連総会は、ICJ に対して、西サハラの法的地位などの問題について勧告的意見を与えるよう要請した。

モロッコは、スペインの植民地だったときに西サハラと「法的結びつき(les liens juridiques)」があり、それは記憶を超える領域の占有とされる根拠にもとづき、主権と結びつくものだったと主張した。モロッコによれば、この記憶を超える占有は、一度きりの占有行為(un acte isolé d'occupation)にもとづくものではない。 史籍(ouvrages historiques)によれば、どの国からも争われることなく、7世紀以来途切れることなく公然と行使されてきた主権にもとづくものである。また、モロッコは、アフリカ北西部に存在した唯一の独立国家であり、西サハラとモロッコとの地理的隣接性などを考慮すれば、常設国際司法裁判所(以下、PCIJ)が、東部グリーンランド事件で適用した原則にもとづき、文献資料は、「権力が継続して行使されてきたこと(un exercice continu d'autorité)」にもとづく権原の主張を成立させるに足るものであると主張する 20 。

ICJ は、モロッコの主張の大部分は史籍に依拠しているが、多くは、遠い昔の、不規則で束 の間のものにすぎなかった出来事であることから、現在問題となっている領域を占有していた 証拠となる文献資料というには、やや心もとない、という²¹。そのうえで、「権力が継続して行 使されてきたこと」にもとづく権原については、次のように述べた。この権原を確立させるに は、PCIJが述べたように、「主権者として行動する意図および意思と、かかる権力を何らかの 方法で実際に行使しているまたは表明していること²²」が必要である。確かに、PCIJ は、モロ ッコが依拠した東部グリーンランド事件で、人口が希薄または定住者のいないところに対して は、主権の主張が競合していなければ、「必ずしも、現実に主権を表明する行為が多数あること を求められるわけではない23」ことを認めた。しかし、西サハラの人口はやや希薄であるが、 社会的および政治的に組織された種族が常に移動し、これらの種族が武器を持って対峙するこ とも少なからずあった地域だった。したがって、東部グリーンランド事件とは前提が異なり、 西サハラに関して、明確にかつ現実に権力を表明していたことを明らかにするに足る証拠が少 ないことは、モロッコの主張を受け入れがたくする要因となる。この難点は、地理的一体性ま たは隣接性に訴えても治癒されるものではない。裁判所が入手した情報では、西サハラとモロ ッコとの地理的一体性は、かなり疑わしく、それもまた隣接性の概念を適用しがたくする要因 である。たとえ、西サハラとモロッコとの地理的隣接性が、本件で考慮されうるとしても、西 サハラに関して、「記憶を超える占有」を行ってきたにもかかわらず、明確に権力を行使してい たことを示す証拠が不足しているという矛盾が露呈するだけだろう24。

²⁰ Sahara occidental, avis consultative; C.1.J. Recueil 1975, pp. 42-43, pars. 90-91.

²¹ *Ibid.*, par. 91.

²² Legal Status of Eastern Greenland, P.C.I.J., series A./B. No 53, p. 46.

²³ Ibid.

 $^{^{24}}$ Sahara occidental, supra note. 20, p. 43, par. 92. もっとも、裁判所は、マンキエ及びエクレオ事件を引用し、「法的結びつき」の有無について、決定的に重要なのは、過去の出来事から間接的に導かれるものではなく、スペイン統治時代およびその直前の時期に、西サハラに対して権力を実効的に行使していたことと直接関係する証拠である、としている。ibid., par. 93.

本件については、次の点を指摘しておこう。

- 地理的一体性を証明できなければ継続性も考慮されない。
- ・ 社会的および政治的に組織された種族が存在する地域については、地理的に隣接していれば、権力が継続的に行使されてきたことを示すに足る証拠も相応に存在するはずだという推定が働く。

d. 陸・島及び海洋境界紛争事件(1992年)

本件は、エルサルバドルとホンジュラスが、境界線の画定と島嶼および海域の法的地位の決定を求めて、ICJ に付託した事案である 25 。両当事国の要請により、ICJ は特別裁判部を設置した 26 。争点は多岐にわたるが、本稿との関係では、メアングエラ(Meanguera)島とメアングリエタ(Meanguerita)島の帰属に関して、裁判部が示した判断が重要である。

メアングエラ島は、有人島であるが、メアングエリタ島は無人島である。両当事国は、これらが「1つの島」(a single insular unity)を構成していると考え、別々に扱うよう主張しなかった。裁判部は、メアングエリタ島が小さいこと、大きい島に隣接していること、無人であることから、メアングエラ島の「従属物」とみなすことができる、とした。これは、マンキエ及びエクレオ事件で、マンキエが「チャンネル諸島の従属物²⁷」であると主張されたのと同じ意味であるとされる²⁸。

裁判部によれば、1854年以来、両当事国はこれらの島嶼の「法的状況」をめぐって、論争を繰り広げてきた。しかし、19世紀後半から、エルサルバドルの存在感が強化される一方で、ホンジュラスはそれに異議や抗議を申し立てなかった²⁹。エルサルバドルが呼んだ証人によると、1916年から、エルサルバドルがメアングエラ島に対して国家権力を行使していたことは確かであり、ホンジュラスの代理人もこれを争わなかった³⁰。

1991年、ホンジュラスは、メアングエラ島でエルサルバドルが行っている活動について、はじめて抗議した³¹。裁判部は、この抗議について、すでにメアングエラ島に対するエルサルバドルによる主権行為が長期間行われており、ホンジュラスがそれを黙認していたとの推定に影響を及ぼすには遅きに失するものだった、という。ホンジュラスの行動は、effectivités³²に対する「了解、承認、黙認その他の形態の黙示の同意」に当たるものであって、ホンジュラスが提出した大量の資料の中にも、メアングエラ島にホンジュラスの存在感があったことを示すに足る証拠はなかった³³。

裁判部は、1900年に引かれた海洋境界画定線も検討したうえで³⁴、エルサルバドルが 1854年 以降、メアングエラ島を実効的に占有し、支配してきたことに加えて、ホンジュラスがそれを

²⁷ The Minquiers and Ecrechos case, supra note.16, p. 71.

²⁵ Case concerning Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras: Nicaragua intervening), Judgment, I.C.J. Reports 1992, p. 357, para. 2.

²⁶ *Ibid.*, p. 359, paras. 7-8.

²⁸ Case concerning Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras: Nicaragua intervening), supra note. 25, p. 570, para. 356.

²⁹ *Ibid.*, pp. 570-572, paras. 357-359.

³⁰ *Ibid.*, pp. 574-575, para. 361.

³¹ *Ibid.*, pp. 575-576, para. 362.

³² effectivitésとは、植民地統治時代の行政当局の行動をさす。ibid., p. 398, para. 61.

³³ *Ibid.*, p. 577, para. 364.

³⁴ *Ibid.*, pp. 577-579, paras. 365-366.

黙認していたことから、エルサルバドルが同島に対する主権者とみなされうるとの結論にいたった。そして、「付属物 (appendage)」であるメアングエリタ島の法的地位に関しては、特に証拠がなければ、メアングエラ島と同一であるとした³⁵。

本件では、次の点が注目に値する。

- ・ 両当事国は2つの島を「1つの島」とみなし、一体のものとして取り扱うよう求めていた。
- ・ 大きい島に「隣接」している「小さい」島は大きな島の「従属物」、「付属物」とみなされうる。
- ・ これらの条件がみたされる場合、反対の証拠が示されない限り、大きい島とその従属物、 付属物たる小さい島の法的地位は同一となる。したがって、大きい島の法的地位を決定す れば足り、小さい島の法的地位を別途審査したうえで決定する必要はない。

e. エリトリア/イエメン仲裁裁定(第1段階、1998年)

1995年、紅海にある無人島の帰属をめぐって、エリトリアとイエメンとの間に紛争が発生した。翌年、両国は、本件紛争の仲裁裁判への付託に合意し、第1段階として「国際法の原則、規則及び実行、特に歴史的権原により」、紅海にある諸島に対する領域主権が決定されることになった36。

両当事国は、島嶼に対する「国家機能の継続的かつ平穏な表明」による領域主権の確立を立証するために、膨大な資料や証拠を提示した³⁷。しかし、これらの資料や証拠の提示を受けた仲裁廷は、当事国をとりまく環境が、常に変化し続け、波乱万丈な運命をたどったことを認識するにいたったが、それ以上のことは必ずしも明らかにならなかった。また、イギリスが撤退する1967年まで、両当事国は、係争島嶼に対する主権への野心を積極的かつ公然と示す、あるいは政府としての活動を表明する機会をあまり持たなかった。イギリスが「島嶼」の法的地位は不確定であるとの立場を常に慎重に維持してきたからである³⁸。

このような理由により、両当事国が依拠した活動は多数あるが、不確かなものだった。そこで、仲裁廷は、かかる不確実性を払拭するのに役立ちうる要素が他にないか検討した。その結果、地理的状況、すなわち、島嶼および岩の大多数が、2つの相対する海岸の間の比較的狭い海に広がり、群島を形成しているという要素に着目するにいたった。このような地理的状況から、一方の沿岸の沖にある島嶼は、他方の沿岸国が、明らかにすぐれた権原を立証できない限り、その沿岸の従物(appurtenance)として帰属すると推定される。係争島嶼を含む地域がオスマン帝国の支配下に置かれていたときでさえ、紅海の両側の沿岸にあった当局は、それぞれ独自の管轄権を行使していたことからも、これは魅力的な要素である、という。

この関連で、イエメンは、諸島の自然の一体性の原則(a principle of natural unity of the islands)なるものの重要性を強調していた。イエメンはまた、ハニッシュ諸島(the Hanish group of islands)に関して、「自然のまたは地球物理学的一体性の原則(the principle of natural or geophysical unity)」なるものにより、係争島嶼がすべて自国領であると主張していた。

-

³⁵ *Ibid.*, p. 579, paras. 367-368.

³⁶ Award of the Arbitral Tribunal in the first stage of the proceedings between Eritrea and Yemen (Territorial Sovereignty and Scope of the Dispute), Decision of 9 October 1998, Reports of International Arbitral Awards, Volume, XXII, p. 216, para. 7.

³⁷ *Ibid.*, pp. 312-313, paras. 451, 456.

³⁸ *Ibid.*, p. 313, para. 456.

仲裁廷は、このような概念が存在することは間違いないが、それは絶対的な原則ではないという。学説は、推定または蓋然性の観点から、「自然の一体性(natural unity)」について語り、さらにそれと近接性、隣接性または継続性(continuity)とを連結させている。しかし、このような概念は、国際法上よく知られているものの、それ自体は権原を創設するものではなく、すでに権原が確立されている区域に「近接する」または「隣接する」「自然の一体性」をなす部分にもかかる権原が及んでいる可能性または推定を創設するものである。「一体性(unity)」は決して権原の源にならず、他の方法で確立された権原の範囲と領域(the extent and scope)についての推定をもたらしうるにすぎない³9。

本件では、諸島を構成する島に対する政府の表明がもたらす法的効果を、別の島または複数の島にも及ぼすために、これらの考えを適用することができる。また、沿岸国で確立された支配が、沿岸沖の自然に「近接する」またはその「従物」である島嶼に、どこまで継続するとみなされるべきであるかという問題を想定することも適用できる。これは、ポルティコ・ドクトリン(portico doctrine)と呼ばれ、本土に引きつけられる範囲内にある(fell within the attraction of the mainland)沖合の地物に対して、沿岸国の主権を帰属させる手段として認められている。

こうして、仲裁廷によれば、「自然のかつ物理的一体性の原則」(the principle of natural and physical unity)は、諸刃の剣となる。適用されれば、一方の沿岸と「一体化」しているとみなされるのか、それとも他方の沿岸と「一体化」しているとみなされるのかという問題が生じるからである 40 。

仲裁廷は、このように整理したうえで、まずモハバカ諸島の地位についての検討に移っている。モハバカ諸島には、4つの小島がある。そのうち3つは、エリトリア本土の沿岸から12カイリ以内のところにある。あとの1つは、エリトリア本土の沿岸から12カイリの外側1カイリ未満、最も近いヘイコック島すなわちサウス・ウェスト・ヘイコックから約5カイリのところにある。

エリトリアは、次のように主張した。旧支配国であるイタリアは、現地支配者とさまざまの協定を締結し、ダナキル沿岸に対する権原を確保するにいたった。その際、イタリアは、モハバカ諸島に対する権原も取得した。第2次世界大戦後、イタリアからエチオピアそしてエリトリアへと移転された領域の中に、モハバカ諸島は含まれている。このことを確認するため、1947年の平和条約2条は、「沿岸沖の」島嶼に言及している。

これに対し、イエメンは、現地支配者を通じてエチオピアが管轄権を確保した唯一の島嶼は Assab Bay だったと主張する。かつて紅海の両岸はオスマントルコの支配下にあったからである、第1次世界大戦の終結後、「歴史的権原」がイエメンに戻った。モハバカ諸島はヘイコックおよびズカールーハニッシュ・グループと一体のものと把握するのが適切である。

仲裁廷は、以下のような理由で、イエメンの主張をしりぞけ、モハバカ諸島は、エリトリアの領域主権に服すると認定した。イエメンが「歴史的権原」を保持していたことを立証するに足る証拠はない⁴¹。モハバカ諸島(ハイ島を除く)は、エリトリアの沿岸から 12 海里の範囲内にある。歴史がどうであれ、明確な権原をイエメンが立証しなければ、12 海里の範囲内にあるという理由で、モハバカ諸島は、エリトリアの領域とみなされなければならない。イエメンは、

³⁹ *Ibid.*, pp. 313-315, paras. 457-462, 464.

⁴⁰ *Ibid.*, p. 315, paras. 463-464.

⁴¹ *Ibid.*, p. 317, para. 471.

これに匹敵する説得力のある別の権原を立証していない。ハイ島は、エリトリアの沿岸から 12 海里をわずかに超えたところにあるが、「一体論 (the unity theory)」が妥当しうるとすれば、ここである。モハバカ諸島は、常に一つの群島として、運命共同体とみなされてきた。ハイ島もまた、アフリカの沿岸に従属する(appurtenant)ことは確かだからである⁴²。

仲裁廷は、次にヘイコック諸島の地位を検討している。19世紀末、アフリカの紅海沿岸と沖合の島嶼は、オスマン帝国の主権の下、エジプトの管轄および統治下に置かれていた。この管轄および統治は、モハバカ諸島およびヘイコック諸島に及んでいた。当時、領海は3海里だったが、安全保障上および便宜上、沿岸沖にある島嶼は、直近の沿岸当局の管轄下にあるとの感覚(a feeling)があった。この「ポルティコ・ドクトリン」によれば、明らかにこれに反する権原を保有する国がなければ、沿岸沖にある島嶼は、沿岸国に帰属するとみなされる⁴³。

1930 年、イタリアは、エリトリア側沿岸の「直近 (immediate vicinity)」であるとして、ヘイコック諸島の一部であるサウス・ウェスト・ヘイコックの領有権を主張した。これに対し、イギリスは、「イタリア領エリトリアの樹立により、エリトリアの沿岸沖にある島嶼はエリトリアの付属物 (appendage) とみなされる、との主張に抵抗し難くなった」との見解を公式に表明した。

仲裁廷によれば、エリトリア沿岸との近接性という地理的な論拠には、説得力があり、その他のより優れた権原が確立されうる場合を除き、沿岸沖の島嶼は沿岸国に帰属するという一般的見解と一致している。本件で、イエメンは、このような権原を立証できなかった。それゆえ、ヘイコック諸島も、エリトリアの領域主権に服する⁴⁴。

仲裁廷は、サウス・ウェスト・ロックスもエリトリアの領域主権に服するとした。サウス・ウェスト・ロックスは、歴史的に、アフリカ側沿岸からの管轄権が及ぶ最東端とみなされたてきた。また、イタリアは、1890 年代初頭に、これに対する管轄権を主張していただけでなく、1914 年に、イギリスがサウス・ウェスト・ロックスを「アラビア本土の独立の首長」の主権下に置くことを提案したときも、同様の主張をしていた。仲裁廷によれば、このような経緯に照らせば、サウス・ウェスト・ロックスは、アフリカ側の沿岸から管理されていたモハバカおよびへイコックと同様に扱うのが妥当となる45。

本件については、以下の点を確認しておこう。

- ・ 係争対象の島嶼が群島を形成し、紛争当事国間の相対する沿岸の間にあり、かつ沿岸の幅が狭い場合、一方当事国の沿岸沖にある島嶼は、他方の沿岸国が明らかに勝る権原を立証できない限り、沿岸の従物(appurtenance)として前者に帰属すると推定される。この場合、領域権原の確立にあたって、沿岸との近接性が説得力のある論拠となる。
- ・ 「自然の一体性」は権原にならない。すでに権原が確立されている区域に「近接」 または「隣接」し、「自然の一体性」をなす部分にもかかる権原が及んでいる可能性ま たは推定を示唆するものである。
- ・ 領海 12 海里の範囲内にある島嶼は、他の国が別の権原の存在を立証できなければ、 その領海を生み出す沿岸を領有している国に帰属する。

⁴⁴ *Ibid.*, pp. 319-320, paras. 479-480, 482.

⁴² *Ibid.*, pp. 318, 320, paras. 475, 482.

⁴³ *Ibid.*, p. 318, para. 477.

 $^{^{45}}$ Ibid , p. 320, paras. 483-484.

・ 領海 12 海里を超えたところにある島嶼は、12 海里の範囲内にある島嶼と「運命共 同体」として「一体」のものとみなされてきたことが、史資料から明らかになる場合、 その領海を生み出す沿岸に従属し、当該沿岸国に帰属する。

f. リギタン島及びシパダン島に対する主権事件(2002年)

リギタン島とシパダン島は、ボルネオ島の北東沿岸沖のセレベス海にある。両島の距離は、約15.5海里である。

リギタン島は、極小の島であって、常時海面上にあるが、ほとんど砂であり、無人島である。 ボルネオ島のセンポルナ・ペニンシュラ(the Semporna Peninsula)にあるマレーシア領タン ジュン・トゥトップ(Tan.jun Tutop)から約21海里のところにある。

シパダン島も小さな島である。タンジュン・トゥトップから約15海里、インドネシア領セバティック島の東岸から42海里のところにある。1980年代になって、スキューバダイビングのリゾート地として開発されたが、それまで恒常的に居住するものはいなかった⁴⁶。

インドネシアとマレーシアは、それぞれこれらの島に対する主権を主張したことから紛争が発生した。しかし、外交交渉では解決にいたらず、両国は、本件紛争を ICJ に付託することにした⁴⁷。

[「臣従契約 (contracts of vassalage)」の解釈]

本稿の主題と関係するものとして、まずオランダ東インド政府と 3つの王国のスルタンとの間で締結された「臣従契約(contracts of vassalage)」の解釈をめぐる問題がある。この契約は、「1892年の『インド官報』(Indisch Staatsblad) 114 号に記載された境界線以南にあるタラカン島(Tarakan)、ナノエカン島(Nanoekan)およびセビティック島の一部は、ブルンガン(Boeloengan)に属する。ならびに、これらの島に属する小島も、境界線以南にある限り、ブルンガンに属する。」と規定していた 48 。

インドネシアの見解によれば、この規定は、1891年にイギリスとオランダとの間で締結された条約の目的にそって、設定されていた領域配分線を延長するものだった。リギタン島とシパダン島は、延長された領域配分線以南にあるので、ブルンガンに属していたとされる。

これに対し、マレーシアは、上記の契約で言及された小島は、明示的に指定された3つの島、すなわち、タラカン、ナノエカンおよびセビティックに「属する」小島であり、これらの島から50マイルも離れたところまで領域配分線が延長されたと見るのは非現実的である、と主張する。

ICJは、これらの3つの島の周辺にある多くの小島は3つの島に「属している」と言えるが、3つの島から40海里以上離れているリギタン島とシパダン島には当てはまらないとして、インドネシアの主張をしりぞけた49。

〔1878 年議定書の解釈〕

⁴⁶ Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesial Malaysia), Judgment, I. C. J. Reports 2002, p. 634, para. 14..

⁴⁷ *Ibid.*, p. 630, para. 2.

 $^{^{48}}$ $\mathit{Ibid}.\,,\,$ p. 638, para. 18.

⁴⁹ *Ibid.*, pp. 656-657, paras. 62-64.

本件では、島の「従属物」と規定していた2つの条約の解釈をめぐる問題も提起された。まず、1878年に、スールーのスルタンがスペインと締結した議定書(以下、1978年議定書)の1条は、「スールー群島とそれらの従属物に対するスペインの主権」を承認すると宣言していた。マレーシアによれば、この議定書は、「スールー群島とそれらの従属物」に対するスペインの主権を宣言したものである。また、1885年に、スペイン、ドイツおよびイギリスとの間に締結された議定書(以下、1885年議定書)でも、スールー群島全域に対するスペインの主権が承認されていることから、マレーシアは、「スールー群島とそれらの従属物」に対するスペインの主権は明確に確立されていた、と主張する。

これに対して、インドネシアは、両島がスペインの所有下にあったことを立証するに足る証拠はない、という。スルタンとスペインとの間に締結された協定のどこにも、両島を明記する規定はなかったからである。さらにインドネシアは、1885 年議定書が、「ドイツ政府とイギリス政府は、実効的に占有された場所ならびにまだ占有されていないスールー群島の場所に対するスペインの主権を承認する」と規定していたことに着目する。インドネシアによれば、これは、同じ諸国が締結した1877年議定書の精神を反映している。同議定書は、スペインに対し、スールー群島の占有をさらに広げる場合、すでに占有している領域について合意された制度を、これらの新しい領域に拡大する権限を得る前に、ドイツおよびイギリスに通告する義務を設定していた。1885年議定書の4条も、この規定と同じことを定めている。しかしスペインは、1885年議定書の締結後、リギタン島とシバダン島を実際に占有したことはなかったので、かかる通告を他の締約国に行える立場になかった50。

ICJ は、リギタン島とシパダン島が、本来は、地理的にスールー郡島に属さないことを、当事国は争っていないことを指摘する。そして、「スールー郡島およびその従属物」と記されている文書で、スールーのスルタンの領域の範囲は、かなり曖昧に定義されている、という。それゆえ、これらの文書からは、スールー島からかなり離れているリギタン島とシパダン島が、スルタン国の従属物の一部であるか否かという問いに対する回答を導き出すことはできない。さらに、スルタン国が、これらの島嶼に対して、現実に権力を行使していたことを明らかにする証拠もない、と断言する。

このように整理したうえで、両島嶼に対する権原がスールーのスルタンからスペインに移転したとする主張については、次のように述べる。スペインが、両島嶼または近隣の島嶼に関心を示したことはなく、その権力をこれらの島嶼に拡大しなかったことについて、当事国間に争いはない。また、1885年議定書の4条にしたがって、スペインがこれらの島嶼の占有を通告したことを示す証拠もない。したがって、スペインが、1878年議定書1条にいう「従属物」に両島嶼が含まれるとみなしていた、またはドイツとイギリスが1885年議定書でそれらに対するスペインの主権を承認していたとするに足る証拠はない51。

[1900 年条約の解釈]

1900年に、スペインとアメリカが締結した条約(以下、1900年条約)は、アメリカに「フィリピン郡島に属する一切の島嶼、特にカガヤン・スールー島(Cagayan Sulu)、シブツ島(Sibutu)とこれらの従属物」を割譲すると規定していた。

⁵⁰ *Ibid.*, pp. 670-671, paras. 100-101.

⁵¹ *Ibid.*, pp. 674-676, paras. 109-114.

マレーシアは、この条約により、スールー群島全域とそれらの従属物に対するアメリカの主権が確立されたと主張した。その根拠として、1903年に、アメリカ水路部より出版された地図 (以下、1903年地図)が、リギタン島とシパダン島をアメリカ領と表示していることを挙げる。この地図は、アメリカが 1900年条約にもとづき割譲された付属島嶼に対する主権を公式に主張したものであり、しかもインドネシアの前身であるオランダは、それに対し何も反応しなかった52。

他方、インドネシアは、1900年条約は、フィリピン群島に属する島嶼のうち、「特に、カガヤン・スールー島、シブツ島およびそれらの従属物」が、スペインからアメリカに割譲される領域の中に含まれることを規定していたのだから、リギタン島とシパダン島を、フィリピン群島の一部とみなすことはできず、また北の方に離れているカガヤン・スールー島とシブツ島の従属物と見ることもできないという。インドネシアによれば、マレーシアが援用する1903年地図は、その後の経過を見れば、アメリカの主権の公式に主張するものではなく、内部文書にとどまるものだった。したがって、オランダがそれに対応しなかったことから、いかなる法的効果も生じない53。

ICJ は、1900 年条約が、カガヤン・スールー島、シブツ島とこれらの従属物をのぞき、スペインがアメリカに割譲した島嶼を明記していないことに着目する。そしてその後、アメリカ国務長官が国務副長官に宛てた書簡で、シパダン島が「スールーの領地(the dominions)内にあると承認されてきたかどうかを決定できなかった」と明言していたことなどから、アメリカは1900 年条約によりどの島に対する権原を取得したか確信を持てなかったことがわかる、という54。それゆえ、リギタン島とシパダン島が、この条約にいう「従属物」とみなされていたかどうかはわからないので、マレーシアの主張は認められないとした。

本件では、次の点が注目に値する。

- ・ 島の周辺にある小島は、その島に「属している」とみなされるが、40 海里以上離れている小島はそのようにはみなされない。
- ・ 特に明記する文書などの証拠がなければ、主たる島に「属している」とみなされない小 島を前者の「従属物」とみなすことはできない。

g. カリブ海における海洋画定事件(2007年)

1999 年、ニカラグアは、カリブ海に増する海域の境界画定に関するホンジュラスとの紛争を、 ICJ に付託した⁵⁵。

ニカラグアは、15 度線の北にあるカリブ海の係争地域における島嶼および岩礁(ボベル (Bobel Cay)、サバンナ (Savanna Cay)、ポート・ロイヤル (Port Royal Cay) およびサウス (South Cay) を含む) ⁵⁶に対する主権を主張した。ニカラグアによれば、これらはホンジュラス領よりも、ニカラグア領であるエディバーグ (Edinburgh Cay) に地理的に近接している (geographical proximity) ので、隣接性 (adjacency) の原則にもとづき、これらに対する原

_

⁵² *Ibid.*, p. 671, para. 102.

 $^{^{53}}$ *Ibid.*, pp. 672-673, para. 104.

⁵⁴ *Ibid.*, p. 676, paras. 116-117.

⁵⁵ Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras), Judgment, I.C.J. Reports 2007, p. 663.

⁵⁶ ICJ は、これらは高潮時においても水面上にあるので、国連海洋法条約 121 条が適用される「島」であると認定した。*ibid.*, p. 702, para. 137.

始権原を保有しているとされる57。

これに対して、ICJ は、ニカラグアとホンジュラスが独立時にスペインと締結した条約に「隣 接する(adjacency)島嶼」という文言があるが、これはニカラグア本土に「隣接する島嶼」を 指しており、したがってニカラグア領である島嶼に「近い」という主張は受け入れられない、 とした。そのうえで、ICJは、隣接性に依拠して判断を下すものではないが、いずれにしろ、 係争島嶼は、ニカラグア本土の沿岸よりもホンジュラス本土の沿岸に近い、として、隣接性に もとづくニカラグアの主張をしりぞけた58。

本件では、隣接性だけで権原の存否を判断しないとの立場が明確に示されている。

h. ペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテー、中岩、南岩棚に対する主権事件(2008年) ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーは、長さ137メートル、幅60メートルの島で、シン ガポール海峡の東側の入り口、南シナ海に通じる地点にある。シンガポールの東方24海里、マレ ーシアのジョホール州の南方7.7海里、インドネシアのビンタン島の北方6海里の位置にある50。 中岩および南岩棚は、ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーのもっとも近くにある海洋地 物である。中岩は、ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーの南方0.6カイリに位置する2層の 小さな岩で構成され、常に海面上にある。南岩棚は、ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテー の南南西2.2カイリにあり、干潮時のみ海面上にある低潮高地である60。マレーシアの本土から は、それぞれ8.0海里、7.9海里離れている⁶¹。

1979年、マレーシアが「マレーシアの領水および大陸棚の境界」という表題の付いた地図を 出版した。その地図は、ペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーを、マレーシアの領水内に 表示していたので、シンガポールが抗議し、地図の修正を求めたことから紛争が発生した。そ の後、中岩と南岩棚の問題も提起されたが、2国間交渉に進展がなく、ICJによる解決を求めて、 本件紛争を付託した62。

さて、シンガポールは、中岩と南岩棚はペトラ・ブランカ/プラウ・バツーの従属物であっ て、後者を所有する者が前者も所有するとし、特に次の2点をその論拠として主張した。第1 に、中岩と南岩棚は、地理学的かつ形態学的に、単一の海洋地形群を形成する。第2に、マレ ーシアが、何らかの主権行為を通じて、マレーシアが単独でこれらを占有したことは一度もな く、ペトラ・ブランカ/プラウ・バツーが生み出すシンガポールの領水内に位置するので、両 島はシンガポールに帰属する⁶³。これらの主張を裏づける根拠として、上述のパルマス島事件⁶⁴ と陸・島及び海洋境界紛争事件65を引用している。

⁵⁹ Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment, I.C.J. Reports 2008, p. 22, para. 16.

 $^{^{57}}$ $\mathit{Ibid}.$, p. 687, para. 75, p. 706, para. 150.

⁵⁸ *Ibid.*, p. 709, para. 164.

⁶⁰ *Ibid.*, para. 18.

⁶¹ *Ibid.*, p. 96, para. 278.

⁶² *Ibid.*, p. 27, paras. 30-31.

⁶³ *Ibid.*, pp. 96-97, para. 279.

⁶⁴ *Ibid*, p. 97, para. 280. 「島嶼群(groups of islands)に関して、一定の状況下で、群(a group) が法的に一体(in law a unit)とみなされ、主たる部文と残りの部分が運命を共にすることもありう る。」との一節を引用していた。 Island of Palmas Case, supra note. 8, p. 855.

⁶⁵ Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), supra note. 59, p. 97, para. 281. 「メアングエリタに関しては、裁判部は、

ICJ は、マレーシアの前身であるジョホールのスルタンの行動などから、ペトラ・ブランカ /ブラウ・バツーに対する主権は、マレーシアからシンガポールに移転したと認定した。しか し、権原を移転させるにいたった事情は、中岩と南岩棚にはあてはまらず、シンガポールは別 段のことを立証しなかったので、中岩に対する権原は、ジョホールのスルタンからマレーシア に承継され、引き続きマレーシアが保持しているとした66。他方、南岩棚は低潮高地のため、 領水の一部として扱われると述べるにとどめ、帰属先を明言しなかった。領海の範囲が重複し ているものの、その画定は付託事項に含まれていなかった。それゆえ、南岩棚がどの国の領水 内に含まれることになるのかを明らかにすることができなかったからである67。

本件では、もともと権原を保持していた島嶼の一部が他国に移転し、残りの島嶼が他国の領 海内に入ることになっても、前者と後者は「運命を共にしない」と判断されたことが注目に値 する。もっとも、この一節は、権原の創設および確立ではなく、権原の移転との関係で述べら れたものであることに留意する必要がある。

2) 考察

国際裁判例の検討から、以下のことが明らかになった。

紛争当事国は、隣接性や従属物など、さまざまの呼称で自国領域からの「近接性」にもとづ き領域権原が確立すると主張してきた。これに対し、国際裁判所は、当事国間の合意がある場 合や「衡平及び善」など国際法に基づかない決定を行うことが認められている場合には、「近接 性」により領域権原の存否を決定する可能性を認めてきた。パルマス島事件は、このことをも っとも明確に示唆しているが、マンキエ及びエクレオ事件も同旨と考えられる。すなわち、同 事件では、「従属物」であることを立証するには、その旨を明記する史資料や条約がなければな らず、また、紛争当事国の一方が「従属物」であるとの見解を示した場合に、他方が反論しな かったときには、「従属物」 に対する行為が領域権原を確立するに足るものとみなされなくなる との判断が示されているからである。さらに、陸・島及び海洋境界紛争事件では、紛争当事国 が 2 つの島を「1 つの島」として扱うことを求めていたがゆえに、大きい島に「隣接」してい る「小さい」島を大きな島の「従属物」とみなし、大きい島の法的地位のみを決定すれば足り るとの立場を採ることができたと考えられる68。

ところで、近接の範囲、つまりどの程度近接しておれば近接性が考慮されるのかという点に ついては、かねてよりその不明確さが指摘されていた⁶⁹。しかし、国際裁判例の蓄積により、 ある程度の傾向は明らかになっている。たとえば、エリトリア/イエメン仲裁裁定で、領海

この点に関する証拠がない場合、その島の法的地位がメアングエラのそれと同一でなかった可能性がある とはみなさない。」との一節である。Case concerning the Land, Island and Maritime Frontier Dispute, supra note. 25, p. 579, para. 367.

 $^{^{66}}$ Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), supra note 59, p. 99, paras. 289-290.

⁶⁷ *Ibid.*, pp. 99-101, paras. 291-299.

⁶⁸ 加えて、本件については、「ウティ・ポシデティスが適用されているために、権原はスペインから承継 取得されているとの法的前提が存在」しており、「実効的支配の有無および近接性に基づく推定の問題は、 権原の存否のレベルではなく、独立時の行政区画線を特定するというウティ・ポシデティスの解釈・適用 のレベルで取り扱われたにとどまる」との評価もなされている。深町朋子「領土帰属判断における関連要 素の考慮|『国際問題』624号(2013年9月)39頁。

⁶⁹ 太寿堂「前掲論文」(注4)70頁注25。

12 海里の範囲内にある島嶼は、原則として、その領海を生み出す沿岸を領有している国に帰属するとされたように、領海内にある島などは、「領土の附合(accession)または従物として、これと一体化された領域権原が認められる」。こうした取扱いの根底には、「隣接性の観念がはたらいている」といえる⁷⁰。また、領海 12 海里を超えたところにある島嶼であっても、1 海里未満の距離にあり、かつ 12 海里の範囲内にある島嶼と「運命共同体」として「一体」のものとみなされてきたならば、考慮される可能性がある。他方で、リギタン島及びシパダン島に対する主権事件では、約 40 海里離れている小島は、主たる島に「属する」とは考えられないとされた。これらの裁判例で示された距離基準が、一応の目安となるだろう。

カリブ海における海洋画定事件のように、隣接性を考慮しないとの立場が示されることもあり、領域権原の確立にあたり、近接性が考慮されうるのは、以上のようなきわめて限られた条件がみたされる場合だけである。さらに、陸・島及び海洋境界紛争事件やエリトリア/イエメン仲裁裁定が指摘するように、近接性が考慮されるのは、当事国が反対の証拠や権原を証明できないときに限られる。ペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテー事件で示唆されたように、領海内にある島嶼であってもそうである。近接性自体は権原にならず、権原の推定をもたらすにすぎない。しかも、それは反駁可能な推定なのである⁷¹。

おわりに

日本の外務省は、「国際法上、ある島が自国の領土に距離的に近いことは、その島の領有権に 関係があるのですか?」という質問に対して、次のように回答している。

「韓国側は,鬱陵島と竹島とが地理的に近いことを理由に『竹島は地理的に鬱陵島の一部』であると主張していますが、国際法上、地理的に距離が近いことのみを理由に領有権が認められることはありません。このことは、国際判例においても示されています。例えば古くは1920年代に米国とオランダが争ったパルマス島事件において、『領域主権の根拠とされる近接性に基づく権原は,国際法上,根拠がない(no foundation)』と判示されました。また最近では,2007年のホンジュラスとニカラグアが争ったカリブ海における領土・海洋紛争事件の判決において、国際司法裁判所(ICJ)は,紛争当事国が主張した地理的近接性を領有権の根拠として認めませんでした。加えて、2002年のインドネシアとマレーシアが争ったリギタン島・シパダン島事件では、帰属の決まっている島から40カイリ離れている両島を付属島嶼だとする主張を退けました。 72 」

本稿で見てきたように、おおむね妥当な見解であるが、若干補足しておこう。竹島は韓国の領海 12 海里内にないだけでなく、最も近い韓国領である鬱陵島からも約 47 海里離れている。したがって、リギタン島及びシパダン島に対する主権事件で、40 海里離れている島について示された判断にそくして考えると、「鬱陵島の一部」とは到底みなしえない⁷³。また、日韓が鬱陵島

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/takeshima/pagelw_000022.html

⁷⁰ 山本『前掲書』(注6) 290 頁。

⁷¹ 松井芳郎「尖閣諸島について考える―国際法の観点から・2」法律時報85巻2号72頁。

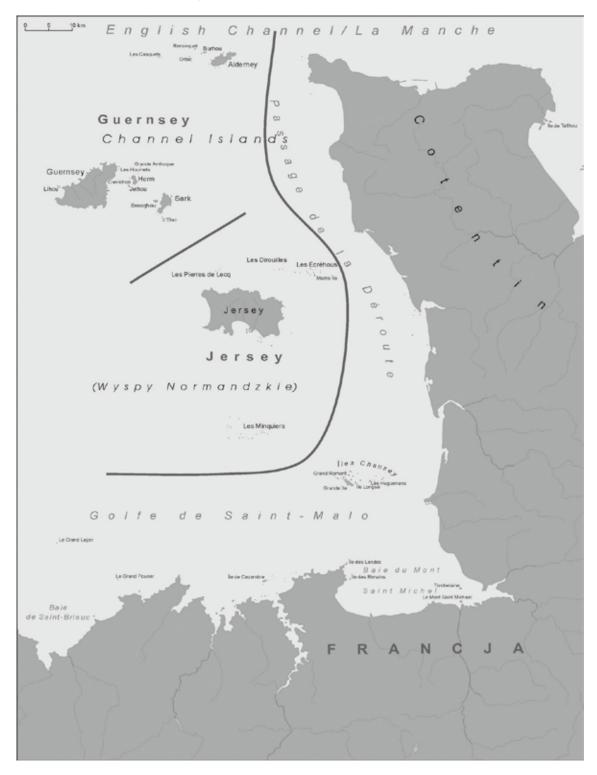
⁷² 外務省「竹島問題に関する Q & A」

⁷³ Raul (Pete) Pedrozo, "Sovereignty Claims over the Liancourt Rocks (Dokdo/Takeshima)," 28 Chinese (Taiwan) Y.B. Int'l L. & Aff. 78; 塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について」 東海法学第52号 (2016) 79頁。

と竹島を「一体」のものとして扱うことに合意した事実もない。

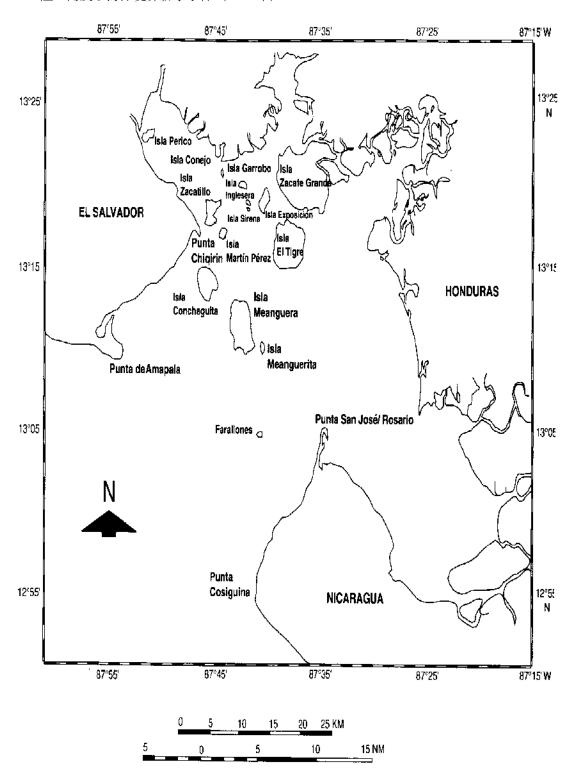
上述したように、いくつかの条件をみたせば、国際法上、地理的近接性により、領域権原が確立する可能性はある。しかし、竹島の場合は、いずれの条件にもあてはまらない。したがって、「天気の良い日に」肉眼で眺めることができるという「地理的な特性」があるとしても、そのことだけで領域権原が確立する可能性は皆無なのである。

【地図】b. マンキエ及びエクレオ事件



出典: https://ja.wikipedia.org/wiki/ イ ギ リ ス の 王 室 属 領 #/media/File:Wyspy_Normandzkie.png

d. 陸・島及び海洋境界紛争事件 (1992年)

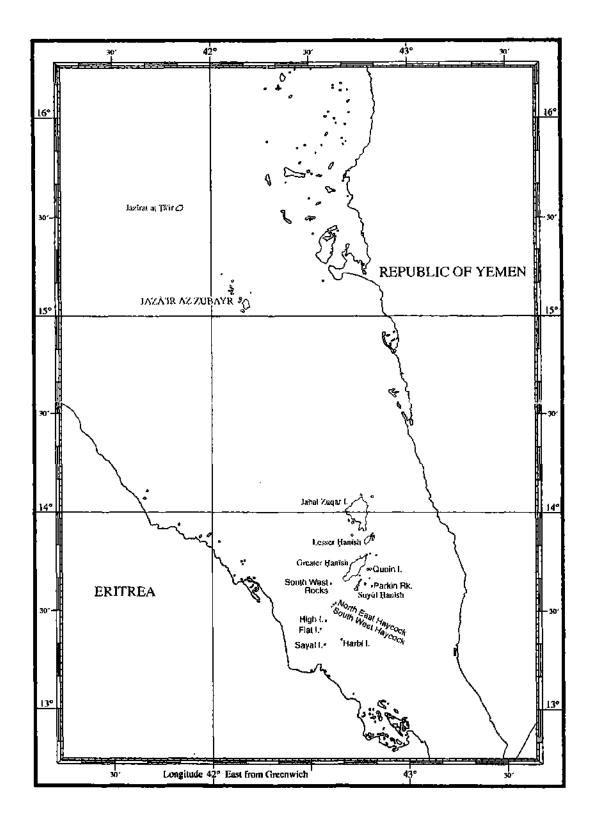


出典: Case concerning Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras: Nicaragua intervening), Judgment, I.C.J. Reports 1992, p. 587.

e. エリトリア/イエメン仲裁裁定 (第1段階1998年)

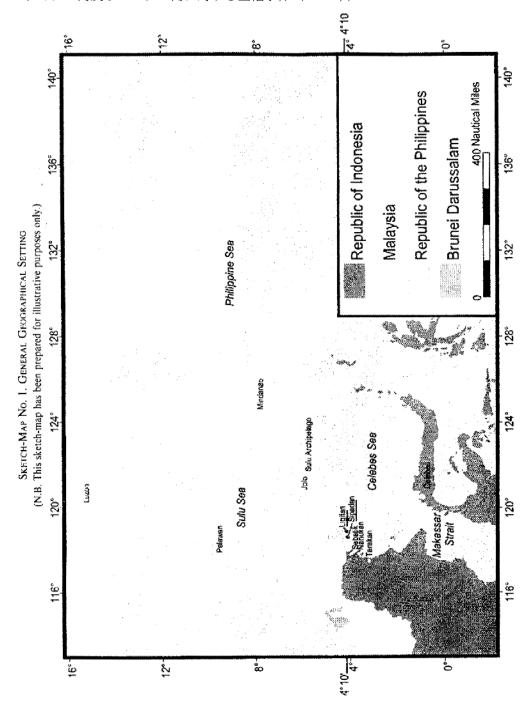


出典:https://sovereignlimits.com/boundaries/eritrea-yemen

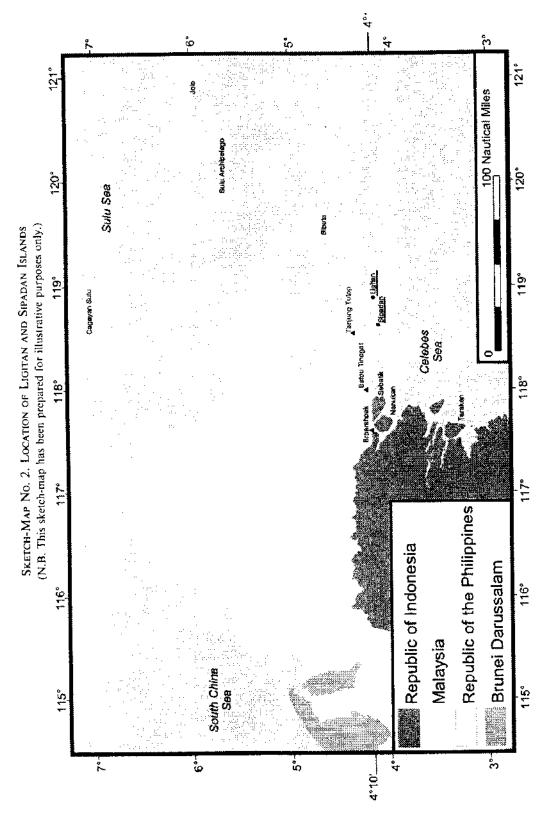


出典: Award of the Arbitral Tribunal in the first stage of the proceedings between Eritrea and Yemen (Territorial Sovereignty and Scope of the Dispute), Decision of 9 October 1998, Reports of International Arbitral Awards, Volume, XXII, p. 332.

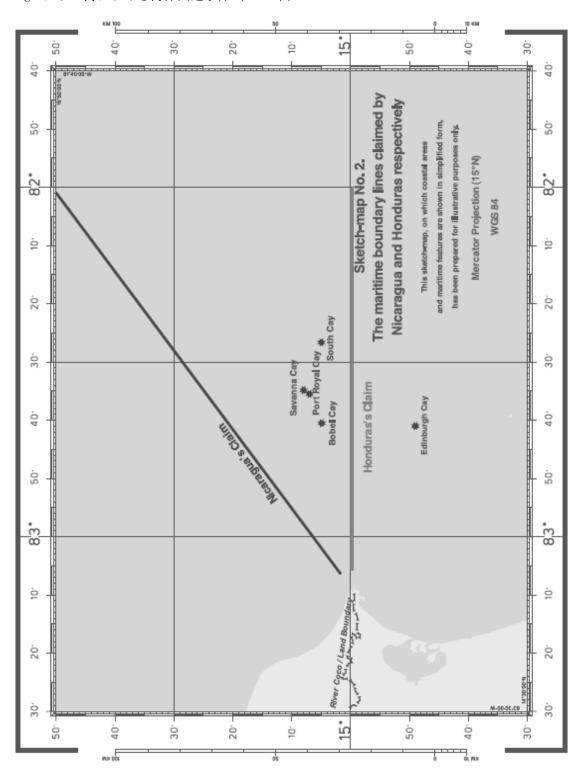
f. リギタン島及びシパダン島に対する主権事件 (2002年)



出典: Case concerning Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (IndonesialMalaysia), Judgment, I. C. J. Reports 2002, p. 635.

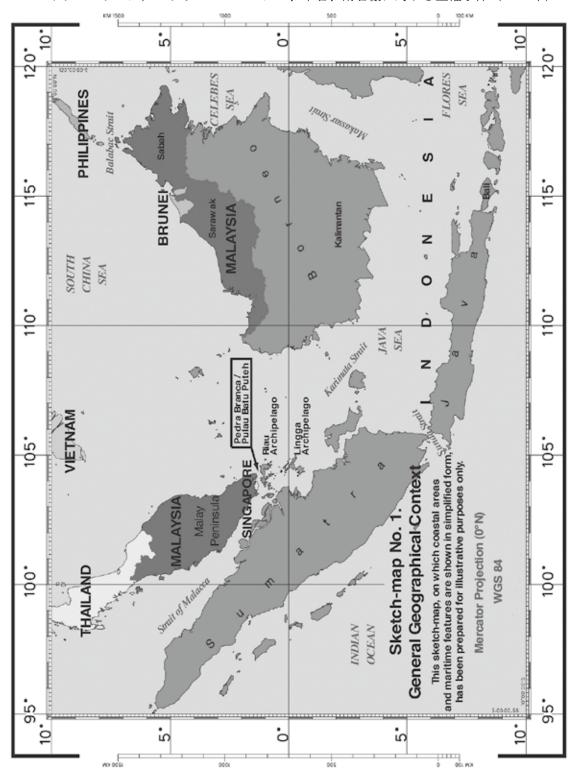


出典: Case concerning Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (IndonesialMalaysia), Judgment, I. C. J. Reports 2002, p. 636.

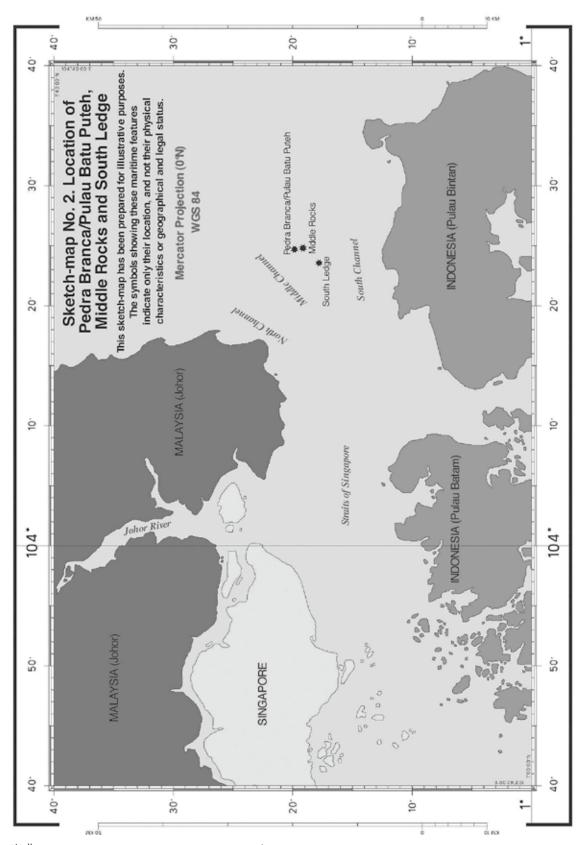


出典: Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras), Judgment, I.C.J. Reports 2007, p. 686.

h. ペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテー、中岩、南岩棚に対する主権事件(2008年)



出典: Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment, I.C.J. Reports 2008, p. 23.



出典: Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment, I.C.J. Reports 2008, p. 24.

(7)松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」

松澤幹治

はじめに

明治11年(1878)8月、「松島開拓願」を出した長崎県士族・下村輪八郎(1832~1892)は、2008年にノーベル化学賞を受賞した故下村脩(おさむ)氏の曽祖父の兄にあたる人物である。

明治11年4月、ウラジオストックに商用で行くため長崎港で船待ちしていた下村輪八郎は、ウラジオ領事・瀬脇寿人に出会って松島開拓を勧められ、英国船で松島を実見、ウラジオ着後、明治11年8月、斉藤七郎兵衛と連名で「松島開拓願」(北沢正誠『竹島考証』第20号)を出した。翌12年、長崎から弟・義著らと3人で「松島」(鬱陵島)に上陸、朝鮮人と出会い、記録を残すとともに、「大日本松島」と書いた標柱も建てた。当時の長崎の新聞『西海新聞』に連載された「松島日記」は今回初めて紹介される資料である。

下村輪八郎については、長崎県雲仙市の下村脩氏の実家に資料が残り、漢文で事績を記した掛軸がある。また没地の埼玉県深谷市の墓地にも、同文の碑文がある。佐賀・鍋島藩領の小村の庄屋の嗣子として生まれた輪八郎は、剣術修行のため江戸に出て、免許皆伝を得て帰国。藩主・鍋島閑叟に認められて百姓身分から武士に取り立てられ、藩の剣術指南役となった。さらに閑叟の命により国事に奔走。明治維新後は、地域の殖産興業につとめた。明治11年、ウラジオストックで貿易商となり、12年に松島を調査、松島開拓のための組織を長崎につくった。その後朝鮮に渡るも、明治15年に帰国。晩年は渋沢栄一の「日本煉瓦製造」(埼玉県深谷市)に招かれ、その地で没した。享年61歳。墓地も深谷市にある。

今回紹介する『西海新聞』「松島日記」には、明治12年6月11日、12日に「松島」に上陸し、木材や海産資源の調査をし、島の東北部分に「大日本松島」と書いた標柱も建てたことが記されている。朝鮮人が渡来しており、彼らが木を切り倒しているのを「盗伐」と表現している。「松島」という名前の島が日本領と信じての開拓願いであった。

ウラジオストック領事(貿易事務官)の瀬脇寿人は、自らも「松島開拓願」を出しているが、 松島のほかに、朝鮮の近くに竹島という島が別にあると認識しており、日本に近い松島という名 前の島は日本領だという認識を持っていた。

江戸時代の鬱陵島をめぐる日朝交渉(「元禄竹島一件」)の結果、当時の竹島(現在の鬱陵島)は朝鮮領と確定されたが、このときに両国の間では、松島(現在の竹島・独島)については全く議題にのぼらず、朝鮮領とはされなかった。瀬脇寿人はこの交渉結果をもとに、「松島」という名前の島は日本領だと考えていたと思われる。

瀬脇寿人が「松島」を日本領だと考えた背景には、いわゆる「島名の混乱」がある。当時の地図には、誤って存在しない島「アルゴノート」があらわれ、朝鮮に近いほうに「竹島」、日本に近いほうに「松島」という二つの鬱陵島が描かれた地図があった。瀬脇寿人が見た「松島」は実

はダジュレー島であり鬱陵島だったのであるが、瀬脇寿人らには江戸時代の「元禄竹島一件」の結果、朝鮮には渡されず、日本に残った島「松島」だと考えられていたのである。このような理解が明治はじめまで継続されていたことが注意される。「元禄竹島一件」が「竹島・松島両島の渡海禁令」と認識されていたとすると、瀬脇寿人が松島開拓を考えるはずがない。

今回発見された資料によれば、下村輪八郎らは松島調査後ウラジオストックに着いてから、現地の寺見機一・松本秀三両事務官にあい、松島開拓を改めて奨励される。この明治12年7月段階で、ウラジオストックの外務省の官員も松島を開拓可能な島と見ていた。いわゆる「太政官指令」との関連で気になる資料である。

明治10年(1877)3月、前年の島根県からの地籍編纂の伺いを受けた内務省は、「竹島外一島」は日本とは関係がないという結論を出し、太政官もこれを追認して島根県に通告した。 太政官指令で「竹島外一島」(竹島と松島)が日本領土外となったのならば、「松島」の開拓は出来ない。

ところが、明治11年4月に(すなわち太政官指令から約1年後に)、瀬脇寿人は長崎港で下村輪八郎に出会い、「松島」の開拓を勧めている。瀬脇寿人は太政官指令については何も知らなかったのではないか。また翌明治12年7月の段階でも、ウラジオストックの外務省出先の官員も「松島」は開拓可能な島と見ていた。彼等も太政官指令については何も知らなかったと考えられる。太政官指令は、地籍編纂の伺いの返事として内務省から島根県に伝えられただけで、外務省には伝えられていなかったのではないか。すなわち外交関係の基礎となる決定とは考えられていなかったのではないか。

結局は、明治13年9月、軍艦「天城」の調査により、「松島」は鬱陵島と確定して、日本による開拓は不可能となる。しかし、それまでは「松島」は鬱陵島であることは確認できず、島名の混乱が続いていたのではないかと思われる。

今回の調査では、下村輪八郎の弟・下村義著の資料も見つかった。松島渡航の同行者であり、下村脩氏の曽祖父である。下村家の近くに下村義著の碑が建っている。下村家は代々続く庄屋の家であった。兄の輪八郎が江戸に剣術修行に出てしまったため、義著は末子ながら15歳で下村家を継いで村の名主(庄屋)となった。明治初期、学校校舎の提供、殖産興業にもつとめており、兄とともに地域の発展に貢献した。今回発見された義著の碑文には「公共心に富む人」とある。自らは困難に堪えても、産業を開発し世のためになろう、とする志があった。日本領と信じた「松島」開拓についても、兄弟ともにそのような思いがあったのではないか。

本稿では、明治12年の松島(実は鬱陵島)の実態を示す「松島日記」とその開拓の方針を示した「締約主義」を紹介し、明治12年段階で「松島」「竹島」がどのように認識されていたか、下村輪八郎がどのような経緯で「松島開拓願」を出したのか、また、開拓を目指した下村兄弟がどのような人物であったのかを明らかにする。さらに、今回発見された資料から、江戸時代の「元禄竹島一件」の位置づけ、明治初期の外務省官員の「松島」認識、明治10年の太政官指令の持つ意味についても考えたい。そして最後に、竹島問題の基本的問題である、そもそも竹島(独島)は果たして鬱陵島の属島なのか、という問題についても考えてみたい。

1 『西海新聞』「松島日記」「締約主義」

『西海新聞』は長崎で明治9年から15年まで発刊されていた日刊紙である。 東京大学明治新聞雑誌文庫によれば、明治6年『長崎新聞』として創刊され、いったん廃刊のあ と再興。明治9年に『西海新聞』と改名した。明治15年『鎮西日報』と改めた。明治12年に は隔日刊であった。1

「松島日記」は明治12年9月24日687号から10月10日694号まで5回にわたって掲載された。続いて10月15日に開拓の基本方針を述べた「締約主義」が掲載された。原資料は、国立国会図書館所蔵のものである。(長崎歴史文化博物館にも所蔵がある。)書下し文とし、濁点・句読点を補い、段落を分けた。太字は筆者の強調、*は筆者の注である。影印を末尾にのせる。翻刻は内田てるこ氏の助けを借りた。

なお、1の冒頭部分は資料が付箋のようなもので隠れて一部読めないところがある。

.

松島日記1

西海新聞 明治十二年九月二十四日 水曜日 第六百八拾七号(2面)

(雑報)

○隠岐島より七八十里、玄海洋中の沖津島より三四十里を隔てたる日本海中にある松島といふ島を開拓せんと、本県士族其他数名の有志、□□□□集ひ、長崎区 西古川町 三ツ井屋を仮の事務所と定め、該舎を松竹舎と呼び、書面を以て県庁へ出願せしに、庁にて御令ありし由にて、発起人一同大ひに喜こび、直ちに内務省へ出願に及はんと、舎中より下村輪八郎・小幡信義の両名を抽撰し、去る十九日発港の汽船、東京丸にて上京せりと聞く。又た該舎の締約主義と題する一篇ハ、頗る起業の精神とも云ふ可き者なれば、後号を待ちて搭載す可し。今此の雑報に記す者ハ、該舎中、本県士族・下村輪八郎、同義著、山口県士族・吉田孝治の三氏が実地に着きて記せる日誌なりと云ふ。

昨明治十一年四月、下村輪八郎 魯領浦潮州港(ウラジオストック港)へ商用として渡航す可く、長崎港へ来りて便を候するの間、該地領事・瀬脇寿人君へ始て面謁を請ひ、談松島開拓の事に及ひて、君の勧励を蒙れり。

○同十五日、久利伊留号(クリール号)より同君赴任。

○六月四日、輸八郎ハ英船□□胡牟号へ乗艦、仝六時、浦潮州港へ向け抜錨。前に瀬脇君より聞けること有り、航海針路に必松島を経過すること有る可しと。仍て、対州を過るや昼夜方位に心を注ぎたり。

¹ 東京大学明治新聞雑誌文庫 http://www.meitan.j.u-tokyo.ac.jp/detail/849

○同六日午後第一時、子の正位に当り、謂ハゆる松島の南面より左に廻りて、距離纔に五六町 許にして、大に巨木繁茂の観を目撃す。仍て倍々該島開拓の念慮熟生す。

○同九日、浦潮洲港へ着す。

○同十日、事務官・瀬脇君へ面謁して松島の概況を陳述せしに、此地在留人 下総佐倉の商・齋藤七郎兵衛、豫て煉化石を製造するを以て業となせり。松島開拓の件ハ同人と協議し充分尽力致す可く旨、同君より陳られたり。之れに仍り、実地経撿の儀、両人議決の上、在港帆廻船を貳百弗にて相雇ひて、別紙を事務官へ出す。

開拓願

私儀、一昨九年十二年(月カ)中、松島開拓事故二付、不願恐建言仕候処、書面御取置二相成、其后再願仕置候末、本年六月中、長崎県管下ヨリ、左ノ**下村輪八郎**儀、当港へ航海ノ砌、右松島へ近接スル纔(わずか)ニ数丁ヲ距テ、現ニ目撃仕候処、巨木繁茂シ、且漁猟ノ益モ可有之ト見受候ニ付、当港ヨリ帆廻船相雇、実地景況 為探偵、渡海可仕ト決約仕候間、該地取調ノ上、御許可相成候様、奉懇願候。願之通、御申両(付カ)相成候ハゝ、乍恐皇国ノ属領タル事モ相顕レ、且ハ御国益ニ砕心致候廉モ相立可申ト、冥加至極、仕合ニ奉存候也。

長崎県 第九大区 四小区 肥前国高来郡 西村 四百五十八番地

下村輪八郎

千葉県 第十大区 六小区 下総国 印旛郡 佐倉 田町 四拾四番地

齋藤七郎兵衛

明治十一年八月十五日 貿易事務官

瀬脇壽人殿

(以下次号)

*この「開拓願」は北沢正誠『竹島考証』第20号である。外務省のものとは若干の文言の違いがある。

*この文の「私」は斉藤七郎兵衛である。『竹島考証』第13号を出したことさす。

.

松島日記2

明治十二年九月二十六日 金曜日 第六百八拾八号 (3面1段~3段)

(雑報)

○松島日記前号の続き

一、

該島実検の為、不日出航の心得、然るに開拓使御用艦、仝月廿日頃入港の電報有り。仍て、開 拓使へ依頼致す可くと存じ、帆廻船雇の儀、見合わせたり。

其の中輪八郎老母大病の急報有り。就て百事を抛ち、仝廿一日 日耳曼(ゲルマン)号へ乗艦。

全廿四日着崎、直に帰村。患者没して、喪祭修福の事を終へ、已に寒冷に赴くを以て、来春を 待ち、開拓の着手相較る可く、就ては、郷里僻地なるに依り、便宜の為、長崎港へ転居す。

然るに、客冬、瀬脇君死去の訃音を伝聞し、大に落胆すと雖とも、一旦齋藤氏と前約の有るを 以て、同人へ急報を以て照会に及びしに、四月初旬に出崎す可き旨を返報したり。

爾来、日々指を屈して来着を待ち、荏苒四月を空過し、苦心措くこと無し。

偶、友人**山口県平民・吉田孝治**来りて、下村兄弟を訪ひ語るに該島の事件を以てし、三名団欒 して議を同くす。

五月十一日、輪八郎宅に於て、に開拓の意見を議す。

吉田氏云ふ、是国家の美事なり、片時も擱く可らずとて、有志を募るに、自ら目途有り、共に 着手す可しとて、則、実地検査の事を較計す。

同十三日、齋藤氏へ此の決議を電報すること再度、長崎 西濱町・小林藤平へ汽船雇の儀を依頼 す。同氏頗尽力すと雖とも、其便を得ず。

依て漁船にて相航可しとて、長崎近村 神の浦 其他、手を別ちて探得する際、長崎大浦なる末 光村次ちふ者へ出会す。仝人曰く、対州に航する芸州の縄船ちふ漁舟に依頼せバ、事成る可 し。賃金凡百五拾円にて承諾す可し、と申し伸へたり。

下村兄弟、郷里西村に至り、貮百四拾円の金調をなして帰崎す。

其后、孝治・義著両名、末光村次に面会し、雇船の談判、相結バず。

故に再議して、対州に行く可き敷、将 石見・隠岐地へ渡りて、該島に航す可き敷を議論、一決 せず。殆困却を極む。

故に又、六月六日、**亜船・久利伊留号(クリール号)**へ下村兄弟及通辨・甲能清平を以て船主 ヒートルヒヨースへ応接し、松島経検に付、彼地へ三日間滞舶の儀を談判す。船主曰く、浦潮 着港は日限を期せるを以て、僅に一日を許諾す。賃金百五拾弗、外に運賃食費三人分、四拾五 弗、合金百九拾五弗に決し、来る九日出艦を決約し帰宿す。

六月八日、不足の金策調ハざるを以て、長崎 船津町・中村惠三郎へ金百円調達の儀を依頼す。 同九日、中村氏来りて金四拾八円を携帯せり。金員合せて貮百八拾八円、之れを洋銀に換ふる に、貮百四拾五弗なり。

同日、午后五時、乗艦の期約に付、金円ハ素より不足すと雖、外に為す可き策も無く、止む事 を得ず、三名共に乗艦したり。 (以下次号)

.

松島日記3

西海新聞 明治十二年十月一日 水曜日 第六百九拾号 (3面 2段目真ん中~3段目) (雑報)

○**松島日誌**前々号ノ続 (*ここでは「**松島日誌**」となっている)

同(6月)十日、午前第四時、長崎港抜錨。

同十一日、午前第十一時、始メテ松島ノ全形ヲ髣髴ノ間ニ望ム(距離凡四十里)。

午后第四時、着島。

艦長、我カ為ニ日章旗ヲ掲ゲ、一発ノ砲声ヲ轟セリ。

島中ノ景況ヲ望ムニ、朝鮮ノ漁民漂着セシ者ト見エ、巌岫ノ側辺凹処ニ、枝葉等ヲ掩ヒテ僅カ ニ雨露ヲ凌グノ仮廬ト為ス。

章旗ヲ看、砲声ヲ聞キ、山中へ隠匿スル者有リ、又穴中ニ俯伏スルアリ。

短艇ヲ下シ、水夫長・英人**トミシン**ナル者ト、一同上陸セムトスル際、渠等三四人、海辺ニ佇 ミ、手ヲ東北ニ挙ゲテ、「ボーイ々々」ト呼ハリタリ。

是レ我輩ガ揚陸ヲ拒ムナラムト察シ、強ヒテ船ヲ陸地ニ寄セントス。

風波甚強ク、剰へ海岸ハ岩石数多ニシテ、意ノ如ク進マズ。

依テ東北ノ方へ船ヲ廻スニ、小湾ノ有ルアリ。之レヨリ上陸ヲ為シタリ。

是二於テ察スルニ、前二漁民ノ呼ハリタルハ此ノ小湾ヲ指示シタルナルベシ。

茲ニ島中ノ事実ヲ尋問セントスルニ、渠等皆恐怖ノ体ニテ、避ケ去タリ。

僅ニ止マル者三四人、言語通ゼズ、文字无シ。只怪ミテ我カー行ヲ傍視シテ恠訝スルノミ。近 傍ニ、鮑殼ヲ堆積スル有リ。又水鳥ノ羽ノ許多(あまた)捨テタルアリ。

(水[鳥]ハ鳥鷖(カモ、カモメ)ノ類ト見ユ)。

茲二、二三艘ノ船ヲ修繕スルアリ。(船形ハ朝鮮船ト見工、長五間位、横壹間半許ニシテ、木釘 ヲ以テ作ル。其製作スル器具ハ鋸鑿斧ノ類、我国ノ船ニ比スレハ大ニ拙劣ナリ)

夫レヨリ山中ニ入ルヿ(こと)凡三四町、巌石凸凹、数脈ニ岐シ、渓間ニーノ河水アリ。其幅 壹間余ニシテ、清水ノ流ルトコ有リ。

樹木森々トシテ青空ヲ見ズ。

其木名左ノ如シ

ーシヲゼ 一花櫚 一黄栢 一槻 一唐松 一樫 一タブ 一椿 一楓 一桑

右ノ外、見慣レサル雑木各種有リト雖トモ、木片ノ散落ヲ拾ヒ取リ、或ハ僵木ノ端末ヲ剥ギ取 リ、長崎唐木師・福井一郎及名田伝吉ヲシテ鑑定セシム (以下次号)

.

松島日記4

西海新聞 明治十二年十月六日 月曜日 第六百九拾二号 (3面 2段目真ん中~3段目真ん中) (雑報)

○松島日記前々号ノ続 (*「松島日記」にもどる)

日已ニ没シ、帰鑑セントスルニ及ビ、彼ノ山中ニ隠匿セシ漁民等、出テゝ目送ルカ如キ体ヲ為シ、海岸ニ並立セリ。

帰艦スレバ、艦長、直ニ船ヲ浦潮港へ向ケントス。

茲ニ於テ、水夫長トミシンヲ以テ明朝迄ノ碇泊ヲ依頼ス。談判数刻ニシテ漸ク艦長許諾ス。

此夜、**島ノ北位へ碇泊**。明日午前第四時、又上陸ノ儀ヲ約ス。

帰艦ノ際、山腹ニ当リ烟ノ起ツ有リ。是渠等カ盗伐スルナラント想像シタリ。

同(6月)十二日晴。午前第四時、西北隅ヨリ上陸ス。

此ノ方面モ亦、朝鮮ノ漁民仮居スル有リ。山岳ノ頂ニ煙ノ起ルヲ看ル。

是レ伐木スルニハアラデ、何カ一種ノ工業スル者ナラン。

猶進ンデ山中ヲ巡視スルニ、老樹天ヲ掩ヒ、地平面ニシテ土最モ肥エタリ。(赭黒キ土地ニシ テ、殖物ニハ尤上地ト考ヘラル)

此處二、渠等二三人、居ヲ同シクシテ共ニ食スル有リ。

是レ粟粥ニシテー種ノ食物ヲ盛レリ。其品質不分明ナレバ、輪八郎就キテ尋ヌルニ、渠等掴 (つか)ンデ与フ。之レヲ熟視スレバ、汐煎ノ鮑ナリ。三名之レヲ食フ。味至テ美ナリ。其ノ 傍ラ、莚(むしろ)貮枚ニ、薬餌様ノ者ヲ干タル有リ。其種類極テ多シ。是レ必葯剤ナラント 察シ、其内一種ヲ掴去シテ帰ル。是レ朝鮮ノ人形人参ナリト云フ。

長崎区 医・池原延安及岡田耕菴ノ鑑定ニ据ル。

又舎密家・笹山藤吾ノ鑑定ニ仍レバ、広東人参トモ云フ。

又、鮑魚の干タル有リテ、渠等干鮑一串ヲ贈ル。吾輩報スルニ麺包 (パン) ヲ以テス。 渠等相集リ、大ニ喜ヒテ之レヲ喰フ。

夫ヨリ到ル處、新旧木材根株、無数ナリ。

是レ、数年前ヨリ今時ニ至ル迄、**盗伐**セシモノト見工、山頂ヲ望メハ奇樹喬木等数種有リト雖ドモ、汽船ノ出発ヲ告ケ、且広濶ノ山中、樹木稠密ニシテ方位ヲ失シ帰期ヲ誤ランヿヲ懼レ、 跋渉貪ルヿヲ得ズ。遺憾ナカラ帰艦セントス。

其ノ際、水夫等、数多ノ鮑ヲ拾ヒ取ル。海鼠烏賊等モ、浅澱ナル水涯ニ見ユル有リ。 之レヲ以テ推スニ、海産極メテ夥多ナラン。

唯、島中ニー大好湾无キヿヲ憾ム。

然レドモ、東北ノ方位ニ当リテ、小島ノ碁布スルアリ。

此處、人力ヲ尽サバ、風波ヲ防ギ、繋船下錨ノ埠頭トモナラン。

后日ノ目標トシテ、**島ノ東北へ二本ノ標柱ヲ建テ、大日本松島ト記シ、下へ姓名、裏ニ年号月 日ヲ書載**シ、去リテ乗艦ス。

第八時四十分、松島ヲ抜錨ス。

発艦ノ際、**蜉鯨等ヲ数頭見ル有リ。**之レヲ以テ想像スレバ、莫大ノ漁猟アルコモ亦知ル可キノミ。

* [魚偏に孚] 解(ふ) 「小型のいるか」 https://kanji.jitenon.jp/kanjin/6965.html 諸橋轍次『大漢和辞典』第12巻748p(46165)には「いるか」とある。

一島ノ幅員ヲ概測スルニ、周囲凡八九里乃至十里余ナル可シ。 其略図、左ノ如シ。(図ハ略ス)(以下次号)

.

松島日記5

西海新聞 明治十二年十月十日 金曜日 第六百九拾四号 (3面のおわり~4面)

(雑報)

○松島日誌 第六百九十一号ノ続 (*ここでは「松島日誌」とする)

全(6月)十四日、午前第一時、浦潮洲港へ着シ、仝六時上陸ノ際、艦主ヒートルヒョース輪 八郎ニ向ヒ手ヲ握リテ曰ク、公等此ノ地ニ来ル、帰港ノ便宜ヲ得スンバ困惑ナラン。該艦、不 日樺太ニ向テ解纜ス。即搭シ去ルベシ。彼ノ地ハ貴国船ノ往復アリ。必帰路ハ便ヲ得可シ。尤 モ運賃食料等ハ償スルニ及バズ、等申シ述ベタリ。

輪八郎、答へテ曰ク、樺太ハ遠隔ノ地ニシテ、東京ニハ便ナレドモ、長崎ニ帰ルハ不便ナリ。 依テ彼レガ厚意ヲ謝シテ別ル。

全十五日、三名共二事務官へ出頭シ、松島実検云々ノ儀ヲ詳細ニ陳述シタリ。

寺見・松本ノ両君、大二我輩ノ起業ヲ勧励セラレ、該島開拓ノ儀ハ国家ノ美事、有志ノ責任ナリ。日記等モ有ラバ差シ出ス可シトノ儀ニ付、

翌十六日、草案ノ儘、事務官へ出ス。

全十八日、**吉田孝治**事務官へ出頭シ、松島一件二付、**前長崎県令北島君**ヨリ、**故領事瀬脇君へ ノ往復書数通**ヲ見テ、**是迄該島着手ノ定見**等ヲ知ルヿヲ得タリ。

全廿四日、輪八郎事務官へ出頭シ、寺見・松本ノ両君ヨリ銀五十弗ヲ借用ス。 別ニ松本君ヨリ銀十五弗ヲ借用ス。

七月十二日、三名共二事務官へ出テ、**寺見君**へ面謁ス。全君曰ク、今般松島開拓ニ付テハ、東京外務省へ罷出テ、**榎本公**へ謁見ヲ乞ヒ、委細陳述致ス可シ。其序ニ拙者無事ノ様子モ伝語等頼ムトテ、添書一封、相渡サレ、其ノ表面ニ「榎本公閣下、浦潮港ヨリ**寺見機一**」、

裏面ニハ(下村・吉田)へ托スト有リタリ。

全十三日、発艦ノ際、寺見・松本ノ両君、船中二来リ臨マレ曰ク、

当節ノ一件ハ、天下ノ美事ナリ。此上一層勉励シテ成功ヲ遂グ可シ。軽忽ニスルヿ勿ント懇篤 ノ誠ヲ以テ、贐(はなむけ)トセリ

仝日(7月13日)浦潮港発艦。

仝十四日、函館着。

仝十七日迄 滞港。

仝十八日、陀羅胡牟号にて発艦。

艦中、食料朝飯ニ水ノ如キ粥ヲ啜リ、毎日午后四時ニタ食ヲ与フ。実ニ空腹ニ堪ヘザルト雖ドモ、食費手当金ノ不足スル所ヨリ然ラシムルコナレバ、甚シキ軽蔑ヲ受ケタリ。然レトモ国家ノ為メ、刻苦シテ、他日、大ニ為スコ有ランコヲ楽ミテ耐忍セリ。

仝(7月) 廿四日、午前第十時、長崎港へ着シタリ。 (畢)

.

締約主義

西海新聞 明治十二年十月十五日 水曜日 第六百九拾六号 (1面)

編者曰ク、左ノ一編ハ松島開拓ノ事業ニ付、**松竹舎**中ニテ編成シタル**締約主義**ト題スル者ナリ。今マ之レヲ茲ニ掲録シ、天下ノ同感者ニ示サントス。

締約主義

謹ミテ古典ヲ徴スルニ、造化天神ノ特ニ大小名貴神ニ命シ約シテ兄弟ト為シ、天下ヲ経営シ國 土ヲ修理セシム。之レヲ締盟ノ原始ト為シ、之レヲ開拓ノ根基ト為ス。

今茲ニ吾儕数名カ奮発興起シテ締約ノ義ヲ講シ、熟慮熱心シテ開拓ノ事ヲ起サムトシ、一社ヲ 結合シ、該業ヲ創設スル所由ヲ細説セムトス。

夫レ我カ神州ノ形勝ヲ観察スルニ、東南ハ大平洋ニ臨ミ、自ラ表面ノ勢アリテ、港湾相連リ、崎岬相望ミ、人煙ノ稠密、物産ノ繁殖、故ニ内外ノ貿易彼我ノ交通アリ。其西北ハ、自ラ背面ノ体有リテ、其寒疎荒涼ニ属セル、後門ニハ**鄂羅**(ロシア)ノー大敵国ヲ延キ、己ニ北海ニ向テ其ノ騎鷲蚕食ノ状ヲ呈セリ。即チ、西海・山陰・北陸・北海ノ諸道ト僅ニ一帯水ノ日本海ヲ隔ツル対岸ナリ。朝鮮ヨリシテ魯領タル満州・山靻ニ連リ、泥哥来・東察加ニ及ヘル地ハ、古ニ謂ハユル韓地ヨリ任那・渤海・肅愼・靺鞨ニ至ル者ニテ、悉ク朝貢ヲ納レテ懐柔ノ体ヲ執リシモ、中世ニハ、高麗・蒙古ノ寇ト為リ、女眞・刀伊ノ賊ト為リ、数々邊陲ヲ犯シテ膺懲ノ典ヲ挙ケタリ。自カラ是レ交和セスンバ、必攻戦ス可キハ其地形ニ就キテ其情態ヲ成セリ。苟モ國家ノ為ニ憂ヲ体スル当局者ニシテハ、此ノ際ニ於テ、信誼ヲ重クシテ、情好ヲ厚クシ、有無ヲ広通シテ、貿易ヲ盛昌ニシ、益以テ親睦ノ隣交ヲ修ム可キ道ニ就クハ、智者ヲ待チテ而ル后ニ知サルナリ。却テ説ク、我カ東海ナル小笠原洲ノ如キハ、維新前後、國家多事ノ際、放棄シテ顧ミルニ遑アラサリシニ、父母ノニ島ハ既ニ英米国人ニ据ラレタリ。頃年、政府頗ル談判ニ苦ミシモ、領還スルヿヲ得テ、今現ニ内務ノ管スル所ト為リ、漸次ニ佃漁殖産ノ業ヲ起シ、東洋ノ要津ヲ占メ得タリ。

又聞ク、北海ノ小笠原洲トモ称道スへキ、世ニ謂ユル**松島竹島**チフ者、山陰ノ遠瀛ニ当ル日本海中ニ崛起セリト。林子平ノ三國通覧等ニモ其ノ概略ヲ挙ケ、其ノ要衝ヲ説ク。素ヨリ**吾カ属島タルヿ赫著タル者**ナリ。然リ而シテ、先キニハ高田金兵衛・豊田又蔵ノ件、后ニハ加賀ノ五兵衛、石見ノ八右エ門ノ事、人口ニモ籍々タル所ニシテ、渠等カ奸闌密商ヨリ、外蕃関渉ノ恐有ルヲ以テ、幕府政治上ニ於テモ該島ヲ度外視シテ問ハサルニ至レリ。

明治ノ初年、隠岐参事**藤四郎**君、職ヲ辞シ、該島着手ノ為福岡ノ士族数十名ヲ募リ、筑前若松 港ヨリ船ヲ発シテ実地ヲ験視シ、尚再発シテ事ニ従ハムトシ、全君病ミ且死スルニ会ヒ、其行 終ニ果サスト。然ルニ前行ニ跟隨セシー人ノ該島ト我カ辺海トノ方位距離ヲ説クヲ聞クニ、隠 岐島ヨリ西ニシテ凡七八十里、玄海洋中ナル沖津島(筑前大島ヨリ西北四十八里)ヨリ凡三四 十里ナル可シト云へリ。現ニ内外地図ニモ載セテ昭々タルヲ、或ハ**ー島両名**有リトシ、或ハニ **島各称**有リトシ其ノ実地上ニ於テ未タ其ノ詳細ヲ探知スルヿヲ得サリキ。 是二於テカ、在浦潮洲港故領事・瀬脇壽人君、慨然、深ク感スル所有リテ、古今二考拠シ、彼 我二徴証シ、我レニ隷属セル島嶼ニシテ殊ニ要地タルヲ以テ、一日片時モ空閑ニ経過シ漠然ニ 付ス可カラズト政府ニ稟請シ、有志ヲ慫慂シ、該島開拓ノ業ヲ創セントシ、且該島ハ浦潮洲港 ヨリ長崎及ヒ支那へ向ケ往復スル船舶ノ航海鍼路ニ当レルヲ以テ、自ラ管係スル所ロ有リト シ、故長崎県令・北島秀朝君へモ照会スルコト数回、公モ亦大ニ感ヲ同クシ、其ノ事ヲ助ケム トシ、公頓ニ逝キ、君尋キテ去リ、事緒ニ就クニ至ラス。

茲二我同盟、**下村輪八郎**、嘗テ浦潮洲港ニ在リテ、居留人**齋藤七郎兵衛**ト共ニ瀬脇君ヨリ懇到 剴切ナル勧励ヲ蒙リ、必ス以テ断然実地ニ就カムヿヲ證シ、願書ヲ進呈セリ。爾来、該島開拓 ニ熱心スルヿ既ニ久シ。

今年六月、輪八郎、及弟義著、吉田孝治三名、故領事瀬脇君ニ対シテ、其前□ヲ践ミ、其ノ素 志ヲ達シテ、國恩ニ報答スル萬一ヲ期シ、決然米艦ニ搭シ去リテ松島(洋人製図 謂ユル)ニ 至ル。偶朝鮮ノ漁民漂着シ、其林材ヲ伐リテ舟艇ヲ修理シ、其海産ヲ採リテ饑餓ヲ療シ、或ハ 干鮑ヲ製シ、或ハ人参ヲ干スノ情況ヲ実見ス。(其概要ハ松竹日誌ニ載ス)

又航シ去リテ浦潮洲港へ達シ、在留事務官 **寺見機一・松本秀三**両君ニ謁シ、実際ノ形況ヲ具申ス。両君、此ノ挙ハ實ニ國家ノ美事ナリトテ大ニ奨励シ、**榎本武揚君**ニ向ケテ添書ヲ裁セラレ、且解纜ノ際、艦中ニ臨マレ事軽忽ニス可カラサルノ言ヲ以テ贐(はなむけ)ス。

是ニ至リテ、益々以テ感激シ、帰リテ之レヲ同志ニ謀ル。吾カ儕、素ヨリ該島ノ事件ニ於テ空シク杞憂ヲ抱クヿ、此ニ数年、憤慨措クヿ能ハス。

同盟相共ニ商議シ、標的ヲ定メテ意見ヲ陳へ、予算ヲ建テゝ概要ヲ掲ケ、本県長次官諸公閣下ニ具状シテ、特別ナル指令ヲ奉戴シ、一行ハ上京シテ政府ノ稟准ヲ請ヒ、一行ハ再航シテ該島内地ヲ実撿シテ官庁ノ保護ヲ得、来春ヲ期シテ、大ニ該島ニ手ヲ下シ、其ノ最先ニハ、恰好ノ地ヲトシテ一大埠頭ヲ築造シ、内外船舶ノ繋泊ス可キ港門ヲ構成シ、彼ノ漂着セル漁民ヲ駆リテ山海ノ嬴利ヲ起シ、此懲囚ヲ役シテ農エノ事業ヲ執ラシメ、士庶有志者ヲシテ就産ノ道ヲ得、殖民ノ地ヲ占メ、運輸・廻漕・物産ヲ繁殖セシメ、外蕃必須ノ不足ヲ豊給シ、善隣ノ道ヲ講シテ、浦潮貿易ノ漸ク開クルニ便シ、本邦需用ノ有余ヲ融通シ、富国ノ業ヲ起シテ、長崎商エノ振ハザルヲ回サムトス。

抑、吾カ儕ノ此ノ一大事業ヲ創スルヤ、唯二國ニ効スルノ公益ヲ計較シテ、身ニ奉スルノ私利ヲ商権スル者ニ非サルヲ以テ、其常ニ在リテハ骨肉同胞ノ情誼ヲ拡充シ、其年紀ヲ以テ尊長卑幼ノ座ヲ分チテ、相互ニ親睦協和シ、自愛自養ノ天性ニ原キ、兼愛兼養ノ人情ニ及ホシ、是ノ併行ヲ以テ、彼独立ヲ期シ、其事ニ就キテハ盟ノ新旧ヲ酌シテ負担シ、オノ長短ヲ斟リテ任用シ、経ニ謂ハユルカヲ戮(あわ)セ、心ヲ壱ニシテ、天下ヲ経営スルノ志、尚ヲ主眼トシ、忠愛自ラ許セル臣民ノ権義ヲ践行ス可キ基業トス。

然レバ則チ、締盟ノ主義、開拓ノ本業、之レヲ天地ニ□シ、之レヲ神明ニ誓ヒテ、疑貳スルヿ 无ク、論定セル規則ニ照シ、議決セル章程ニ拠リ、此ノ数名ヲ発起主任トシ、他ノ各位ヲ同盟 社員トシ、其ノ名ヲ異ニスルモ其実ヲ同クシ、会員共ニ社中一切ノ利弊得喪ノ責ニ当リテハ、 自ラ辞ス可カラサル者有ラム。且、該島ノ称謂松竹ト喚ヒ做スヲ以テ、単ニ之レヲ社号トシ、 松ハ氷雪ヲ侵シテ以テ清幹貞固ノ操ヲ持チ、竹ハ風霜ヲ凌キテ以テ虚心勁直ノ節ヲ守ル、自ラ 是レ我カ同胞社会ノ精神ト為ス可キ者ト、是レヲ揮攉シ彼レニ拮据シ、堅忍久耐シテ、千苦萬 辛挫折セサルヲ以テ、誓約連署ス。其ノ局面ニ当リテ、唱導率先スル者(社長兼議長、副社長 兼副議長、発起人兼幹事、分任者兼副幹事等)其ノ任重クシテ責モ亦大ナリ。勉メサル可ケムヤ、警メサル可ケムヤ。

松竹社ヲ共立スルニ要ス可キ者三有リ。日本篇〔主意書〕、日規則書、日章程書、実ニ是レ 我カ同胞会員ノ憲法ナレバナリ。

紀元貳千五百三十九年(*明治12年=1879年)

編者再識、右ハ該社ノ依頼ニ応メ掲載セリ。看者諒諸。

.

2 下村輪八郎と弟下村義著の生涯

(1) 下村輪八郎

ここでは、下村輪八郎と弟の下村義著についてその生涯をたどる。まず下村輪八郎であるが、下村家に残る掛軸(写真1)および深谷市の墓地の碑文(写真2)によると、下村輪八郎の事績は以下の通りである(下村輪八郎肖像 写真3)。

解読には深谷市の郷土史家、荻野勝正・増田泰之氏の解読と論文を参照した。

.

李蹊居士は、俗称下村輪八郎、肥前国佐賀領伊古村の里正・下村六左衛門の家嗣なり。

少(おさな)くして剣道に志す。嘉永六年五月、家には告げずして江戸に趣(おもむ)き、旗下(=旗本)伊庭軍兵衛(いばぐんべえ)の門に入り教えを受く。業成り、諸国を歴遊し、文久三年帰国す。時に藩侯・[鍋島]閑叟(なべしまかんそう)、励精して武を修む。君(=下村輪八郎)を民籍より擢(ぬ)き、以て士班に列し、師範役に補す。当時、幕府の政綱弛廃し、尊攘の徒は四(四方)に起こる。君また君命を受け国事に奔走す。事は『尊攘紀事』に詳らかなりと云う。王政維新、藩籍奉還の後、専ら心を効して殖産に務め、採漆・養蚕・抄紙の業を起こし、士族の子弟をして焉(これ)を習わしむ。

明治十一年、魯領(ロシア領)の浦塩斯徳(ウラジオストック)に航し、貿易に従事す。

また松嶋、一名無人島に航し、開墾し、木材を輸出することを計画す。

同十五年、朝鮮の変に会し、素思を果たさずして帰朝す。

同廿一年、日本煉瓦製造会社の聘する所と為る。

君は天資剛毅、その壮時に磨礪する所の義気は老に及んでもなお鬱勃として、人をして敬畏の念を転起せしむ。実に当世得難きの士なり。

惜しいかな、明治廿五年五月十三日、病を以て上敷免の寓居に歿す。享年六十有一。

.

ほかの資料も補いながら、下村輪八郎の生涯をたどってみよう。

下村輪八郎(戒名・李蹊居士)は、肥前佐賀領 伊古村(現長崎県雲仙市)の里正(名主)下村 六左衛門の家嗣として、天保3年(1832)に生まれた。(碑文の没年より逆算)

嘉永六年(1853)五月、輪八郎22歳(没年から逆算、かぞえ年、以下同じ)、剣術修行の ため江戸に出た。家には告げずに、とあるので、家嗣としての責任を感じつつも、青雲の思いが あったのであろう。

剣術師匠の旗本・伊庭軍兵衛の道場は、江戸の下谷・御徒町にあった。心形刀流(しんぎょうとうりゅう)九代目 伊庭軍兵衛秀俊である。当時、江戸での心形刀流の評判は高く、門弟は千人にも及んだと言われる。この年は6月にペリーが浦賀に来航した年であった。このとき、伊庭軍兵衛のもとでは後述のように渋沢栄一のいとこの尾高長七郎(渋沢の師である尾高惇忠の弟)が修行しており、後に渋沢栄一の日本煉瓦製造に招聘されるきっかけになったと思われる。

修行の甲斐あって、安政7年(1860)の仲春、輪八郎29歳、免許皆伝となった。免状が下村家に残っている(写真4)。 剣号は「常脩子」という。あたかも桜田門外の変(井伊大老暗殺)のころであった。その後、「業成り、諸国を歴遊す」とある。日本各地をまわって見聞や人脈を広めたのであろう。

文久三年(1863)三月、肥前に帰国した。32歳である。

時に佐賀藩の藩侯 鍋島閑叟(なべしまかんそう)は、武を奨励し、下村輪八郎を民籍より抜擢 して、武士に取り立て、藩の剣道師範役に任命した。輪八郎の出身は伊古村の名主であったが、 ここに百姓の身分から武士となったのである。

「神代(こうじろ)鍋島家日記」の文久三年(1863)9月29日条に下村輪八郎の名前が出てくる。剣法に熟達し武士道を押し立て心がけも良いので、鍋島藩の侍に取り立て、切米五石を拝領することになった。そこで、下村輪八郎がそのお礼の品を贈ったという内容である。百姓身分から武士になったことが確認できる。文書に亥九月とあり、侍に取り立てられたのが帰国と同じ文久三年(1863)亥年であることがわかる。この時までは「佐七」と名乗っていたようである。(章末に原文、写真5)

時は幕末である。当時、幕府の政綱は弛緩し、尊攘の徒が四方に起こった。下村輪八郎も佐賀藩 主・鍋島閑叟の命令を受けて国事に奔走した。(残念ながら『尊攘紀事』に具体的記述はない。)

明治維新後、版籍奉還の後は、専ら「殖産」に心を尽くした。具体的には、「採漆・養蚕・抄紙」をあげている。そして士族の子弟をしてこれを習わしめた。維新後、士族がどのように生計を立てるかは重要課題だったので、地域の特産品を開発しようとしたのであろう。

後述の弟・下村義著の碑文にも「罐詰・化学染・水面埋築・炭坑事業」とあり、兄弟が力をあわせて殖産興業につとめた様子がうかがえる。

明治11年(1878)、ロシア領ウラジオストックに航し、貿易に従事した。輪八郎47歳。翌12年6月には弟・下村義著、山口県の吉田孝治とともにアメリカ船でウラジオに向かい、途中6月11日・12日に実際に松島(鬱陵島)に上陸して調査した。同年、長崎に「松竹社」という松島開拓のための組織を作った。48歳である。「開墾」と「木材輸出」を目的としていた。

ここで史料は島名について、「松嶋一名無人島に航し、開墾し、木材を輸出することを計画す」 としている。この碑文は明治25年の下村輪八郎の没後に書かれたものであるから、「松嶋一名 無人島」はこの時の認識を示したものである。(島名については後述)

その後は朝鮮に渡ったらしい。

「同(明治)十五年、朝鮮の変に会し、素思を果たさずして帰朝す。」

とあるから、明治十五年(1882年)、壬午軍乱のために朝鮮から帰国したと思われる。輪八郎 51歳。「帰朝」とあるので、それまで朝鮮にいたのであろうが何をしていたかは記録がない。

続いて明治21年(1888)、輪八郎57歳の時に、埼玉県深谷市の日本煉瓦製造会社の招聘する所となった。日本煉瓦製造会社は、渋沢栄一が前年の明治20年(1887)10月25日に埼玉県深谷市上敷免(じょうしきめん)に設立した煉瓦工場で、ここで焼成された煉瓦は、東京駅をはじめとする建築物に使用され、日本の近代化に大きな役割を果たした。2 今度新しく発行される1万円札は、渋沢栄一の肖像を表面に、裏面にはこの東京駅の画像が使用されることになっている。

前述のように、渋沢栄一のいとこであり親しい友である尾高長七郎(渋沢の師・尾高惇忠の弟)が、下村輪八郎がかつて江戸で修行した剣術道場、伊庭軍兵衛のもとで修行していた。 ³ 輪八郎と尾高長七郎は同門であったので、そうした縁がもとになってこの招聘となったのではないかと思われる。

輪八郎は渋沢栄一ともすでに知り合っていた可能性がある。ノーベル化学賞受賞者の下村脩氏は、2014年、深谷市の下村輪八郎の墓参に訪れた際、小島進深谷市長との対談で、父親から聞いた話として次のように述べている。(「広報ふかや」2014年1月号)

「輪八郎は江戸へ出て、御徒町の伊庭道場というところで修行をしていて、そこで尾高長七郎 さんや渋沢栄一さんと一緒だったそうです。栄一さんはある意味、弟弟子だったと父が話していました。(略)栄一さんが輪八郎のことを「輪さん」と呼んでいたとも聞いたことがあります。」

こうして下村輪八郎は明治21年4月6日、日本煉瓦製造会社に「月給10円」で採用された。

2 渋沢栄一と埼玉の近代 -創業期の日本煉瓦製造株式会社-

平成23年6月 埼玉県立文書館 「開催にあたって」

http://www.monjo.spec.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=574

- 3 土屋喬雄『渋沢栄一』(1989)吉川弘文館 人物叢書31p
- 4 井上 かおり 「評議録」にみる創業期の日本煉瓦製造株式会社

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10196510_po_index.html%40action%3Dcommon_download_main%26upload_id%3D519.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

「文書館紀要(=埼玉県立文書館紀要)」17 38p~57p

47p (10コマ) 114号に「下村輪八郎採用の件」 明治21年理事会評議録 N0201 「月給10円 明治21年4月6日」 とある。 そして4年後の、明治25年(1892)5月13日、輪八郎は病のため埼玉県深谷市上敷免の寓居で61歳で死亡した。日本煉瓦製造の明治25年『理事評議録』によると、死亡時は「製品出納掛長」だったようである。創業以来、勤続満4か年間、精勤したので、祭祀料として特別に五拾円を給与する、とある。(死亡翌日の5月14日付 第388号)5

下村輪八郎のお墓は、上敷免・泉光寺の日本煉瓦製造会社の共同墓地の一角にある。 この墓の碑文について、深谷市の郷土史家である荻野勝正氏が「下村輪八郎の碑文を解説する」 という題で紹介されている。 6 長崎の下村家の掛軸と全く同じ文面であるが、「上敷免」という 埼玉の地名が何の説明もなく使われていることからみて、長崎ではなく深谷で撰されたもので はないかと考えられるが、決定的な証拠はなく、今後の研究を待ちたい。

.

掛軸 (写真1) および墓地碑文 (写真2) の原資料

李蹊居士、俗称下村輪八郎。肥前佐賀領 伊古村 里正 下村六左衛門之家嗣也。 少而志剣道。嘉永六年五月、不告家 趣江戸、入 旗下伊庭軍兵衛之門、受教。 業成、 歷遊諸国。文久三年三月、帰国。時 藩侯閑叟、励精修武。擢君民籍 以列士班、捕 師範役。当時、幕府 政綱弛緩、尊攘之徒 四起。君亦受君命、奔走国事。事詳于『尊攘 紀事』云。王政維新、版籍奉還之後、専効心於殖産。起 採漆・養蚕・抄紙乃業。使士族子弟習 焉。明治十一年、航 魯領浦塩斯徳 従事貿易。又**航 松嶋一名無人島計画開墾 輸出木** 材。同十五年、会朝鮮之変、不果素志而帰朝。同廿一年、為 日本煉瓦製造会社 所聘。君 天資 剛毅、其壮時 所磨礪之義気 及老尚鬱勃 使人 転起 敬畏之念。実当世難得之士也。惜乎 明治廿五年五月十三日、以病没、上敷免之寓居。享年六十有一。

.

なお、荻野氏は、上掲注の論文で輪八郎がウラジオストックに行った年を「明治16年」と翻刻 されているが、諸資料からみて「明治11年」であろう。

筆者も碑文を実見したが、摩耗が激しく、これを解読・翻刻された荻野勝正・増田泰之両氏に敬意を表する。

^{5 『}日本煉瓦製造株式会社関連文書集』 埼玉県文書館

 $^{^6}$ 荻野勝正「下村輪八郎の碑文を解説する」深谷市郷土文化会年報『故園』 1~8~5(平成 2~6~5年 3~1~3~1日) 7~p

写真1

下**村輪八郎事績の掛軸**(下村家所蔵)



写真 2 埼玉県深谷市の下村輪八郎墓碑



写真3

下村輪八郎肖像



写真4

免許皆伝の免状

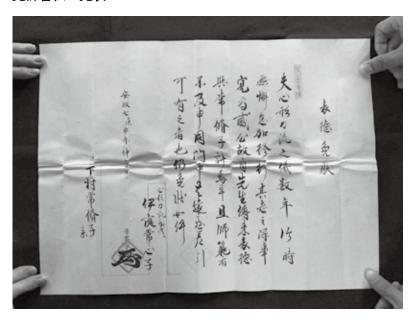
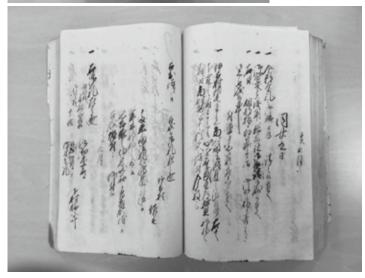


写真 5

文久三年の日記(神代鍋島家日記)第70(長崎歴史文化博物館所蔵)





(写真5下)「神代鍋島家日記」文久三(1863)年9月29日釈文

4つめの「一つ書」

一 伊古村佐七と申者、当時釼法熟達之趣相聞、右者下輩之者と申而も、心懸厚武士道押立、神妙之者ニ付、当時柄ニ而者猶更之儀ニ付、今般被召出、侍ニ被召成候。 御礼左之通。 伊古村

佐七

多年、釼法執心熟達之趣、被 聞召、神妙之至、被 思召、依之切米五石被為拝領、侍二被 召成、組付被 仰付候 亥九月

一 右御礼、左之通

旦那様へ 白麻弐拾帖 御かた様へ " 十帖 御切米五石ニ而 侍ニ被召成 組付ニ被仰付候御礼 下村輪八郎

(以下次頁)

- 一 右 与 (くみ=組) 之儀、英一郎組二被仰付候事
- 一 右之御礼、首尾好相遂候上、旦那様 御かた様へ、御内々、御樽肴 献上申上候事。

(2) 弟 下村義著について

今回の調査では、下村輪八郎の弟・下村義著の資料も見つかった。下村脩氏の曽祖父であり、松島渡航の同行者である。兄の輪八郎が江戸に剣術修行に出てしまったため、末子ながら15歳で下村家を継いで村の名主となった。明治初期、学校校舎の提供、殖産興業にもつとめており、地域の発展に貢献した。明治12年には、兄とともに松島およびウラジオストックにも行き、ともに開拓のための「松竹社」を組織した。

下村家の近くに碑文が建っている。

雲仙市・下村邸近くにある石碑 (A) (写真 6)

(下村義著碑) 原文

距今凡弐百七拾年前 家祖六左衛門 従鹿島来住伊古村。綿々 歷九代 又號六左衛門。有二男一女、兄輪八郎出江戸於伊庭道 場練武術 姉富女嫁尾形家。君即以末子承家為十代主 勤名主 役。初称丹作 後改義著。明治十八年三月二十日没 行年四十六 歳。熟按 君生涯過半 献身公役。当辺陋之地 文化未洽之時 自割 住家充小学校舎 或示殖産興業法 如罐詰 如化学染 如水面埋 築 如炭坑事業。其功績不遑枚举。或欲 遠航朝鮮海計松島竹島 開拓。君能以小村里正之身 近動伊古村教育揺籃 遠搏萬里大 鵬之翼 其志既非池中之物。嗚呼非富一大公共心 何能至此哉。 茲年 伊古中相謀 為傳君事績不朽 建碑以表頌徳之意。

大正六年十月

.

現代語訳

今からおよそ270年前、家祖六左衛門は、鹿島より来り、伊古村に住んだ。

綿々九代を歴て、又六左衛門と名乗った。この人に二男一女があった。

兄輪八郎は江戸に出て、伊庭道場で武術を習った。

姉の富女は尾形家に嫁した。

そこで、君(下村義著)は末子であったが家を継ぎ、十代当主となって名主役を勤めた。 初めは丹作と称し、後に義著と改めた。

明治18年3月20日没。行年46歳。

かんがみれば、下村義著君は、生涯の過半を公役に献身した。

この辺陋之地(都から遠く離れた地)にあって、文化がまだ開けない時に、自ら住家を割いて小学校の校舎にあてた。

また殖産興業の法を示した、それは、罐詰、化学染、水面埋築、炭坑事業の如きである。その功績は、枚挙にいとまがない。

あるいは朝鮮海に遠航することを欲し、松島竹島の開拓を計画した。

下村義著君は、小村の村長の身を以て、近くは故郷・伊古村の教育の揺籃を動かし、遠くは萬里 大鵬の翼をはばたかせた。その志はもはや池中のものではない。

ああ、一大公共心に富んでいなかったなら、どうしてこのようなことが出来たであろうか。

この年、伊古村の中で相談し、下村義著君の事績の不朽を伝えるため、碑を建てて、以て頌徳の意を表わす。

大正6年10月

.

この碑文の草稿と見られるものが2種類、下村家に残っている(B、Cとする。後掲)。 これらをもとに義著についても生涯をたどることができる。

下村義著は、没年(明治18年1885 46歳)より逆算すると、天保11年(1840) 生まれで、輪八郎より8才年下である。ふたりの間に女子「富」があった。

家嗣の輪八郎が江戸に剣術修行に出てしまったため、義著が家をついだ。

草稿 C によると、義著が家を継いだのは、安政元年(1854)とある。「15歳」とあって、 推定生年と一致する。輪八郎が江戸に出た翌年である。

義著の碑文は大正6年(1917)に建てられたもので、それによれば下村家はその約270年前、すなわち1647年ごろ、3代将軍・家光(1651没)の晩年の頃に、家祖の六左衛門が鹿島から伊古村(現・長崎県雲仙市)に来住し、以後9代を経た。すなわち下村家は、綿々9代続く名家であった。下村脩氏の資料にも代々庄屋の家とある。(Wikipedia下村脩)

義著は末子ながら15歳で下村家を継いで十代当主となり、名主役をつとめ、地域の教育振興 や殖産興業に努めた。

草稿 C によれば、明治 5年 (1872)、すなわち33歳の時に、「丹作」から「義著」と改名し、あわせてこの年には、屋敷を伊古小学校に提供している。明治 5年8月には学制が発布されており、碑文では「伊古村の学校の揺籃」としている。

また草稿Cによれば、このあとも地域の重要な役職についていたようである。

[□□年、或為 神代四ケ村副戸長、或被命 三十一大区副戸長、及九大区副戸長]とある。

神代村(こうじろむら)は、長崎県の島原半島にあった村で、南高来郡に属した。現在の雲仙市国見町の西部、神代(こうじろ)地区にあたる。佐賀藩神代領の鍋島氏の陣屋跡があり、重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

同じ草稿 C によれば、「明治七年三月に至り、家事之都合のより辞職」とあって、いったんはこうした職から辞したが (35歳)、「明治十七年九月、被□命 伊福村・古部村・伊古村 三ケ村 戸長、及学務委員」とあって、ふたたび明治 17年 (45歳)、3か村の戸長と学務委員を務めている。

この間に、明治12年(40歳)には兄とともに松島とウラジオストックに行き、「松竹社」を作った。明治15年(43歳)には兄の輪八郎が朝鮮から帰ってきており、力をあわせて地域の発展をはかったのではないか。殖産興業の例として、碑文には、「罐詰」「化学染」「水面埋築」「炭坑事業」が挙げられている。兄とともに公共の発展に尽力した姿がうかがえる。

しかし明治18年(1885)3月20日、46歳で死去した。早世というべきであろう。兄輪八郎が埼玉県にある渋沢栄一の日本煉瓦製造に勤めるのは、弟が死んで3年目の明治21年

である。

下村義著について、碑文は「公共心」に富んだ人として評価しており、私利私欲を離れて、世の中のために尽くした人ととらえている。「欲遠航朝鮮海 計**松島竹島**開拓」も、こうした志のなかで生まれた事業であろう。「松島日記」の最後に、艱難辛苦を忍んでも公共のために尽くそうという心意気が述べられている。

なお、ここでは「松島竹島」という名称が使われている。(後述 島名について 参照)

- A 或欲 遠航朝鮮海 計松島竹島開拓。
- B 或欲 遠航朝鮮海 以松島竹島為日本属島。
- C或至遠航朝鮮海□松島竹島付日本属土之木標。

とあって、「松島竹島」は日本の属島・属土という理解が大正6年の建碑段階でも続いていたことを示すのではないか。Cには「木標」を建てたことも記されている。ただし碑文では属島・属地という言葉は削られている。島名については後に検討する。

以下資料 (碑文と草稿)

雲仙市・下村邸近くにある石碑(A)(下村義著碑)(写真6) 距今凡弐百七拾年前 家祖六左衛門 従鹿島来住伊古村。綿々 歴九代 又號六左衛門。有二男一女、兄輪八郎出江戸於伊庭道 場練武術 姉富女嫁尾形家。君即以末子承家為十代主 勤名主 役。初称丹作 後改義著。明治十八年三月二十日没 行年四十六 歳。熟按 君生涯過半 献身公役。当辺陋之地 文化未洽之時 自割 住家充小学校舎、 或示殖産興業法 如罐詰 如化学染 如水面埋 築 如炭坑事業。其功績不遑枚挙。或欲 遠航朝鮮海計松島竹島 開拓。君能以小村里正之身 近動伊古村教育揺籃 遠搏萬里大 鵬之翼 其志既非池中之物。嗚呼非富一大公共心 何能至此哉。 茲年 伊古中相謀 為傳君事績不朽 建碑以表頌徳之意。

大正六年十月

(酒井礼次郎 高木繁幸 両氏の解読を参考にさせていただいた)

草稿B Cについて

内容からみて、C(草稿①) $\rightarrow B$ (草稿②) $\rightarrow A$ (碑文)の順に作られたと思われる。ただし「今から 270年前」という同じ表現を使っており、いずれも碑の建てられた大正 6年とほぼ同時期に作られた下書きと見られる。ミセケチをそのまま残した。BC の破損部分は碑文 A で補った。

B 下村義著君碑 (草稿②) (写真 7)

- (距) 今凡二百七拾年前 家祖六左工門従鹿島来住
- (伊) 古村 綿々経九代 又号六左工門 有二男一女 兄

輪八郎出江戸開道場教武術 姉富女嫁尾形家 君

□雖末子、為下村続家為十代主時年十五歳也勤庄屋役 時年十五歳也

(初) 称丹作 後改義著維新後為副戸長戸長為学 務委員 明治十八年三月廿日没 行年四十六歳 熟 (按) 君生涯過半献身公役 当辺陋之地 文化未洽之時 □割座敷仮設小学校 或示殖産興業法 如罐詰 如化 学染 如新田埋築 如炭坑事業 如口口口伊古村口其 効績不遑枚挙或交渉伊福西郷定村境 **或欲遠航朝 鮮海以松島竹島為日本属島** 君能以小村里正之 身 近動伊古村教育之揺籃 遠打萬里大鵬之翼 其 (志) 既非池中之物 嗚呼非富一大公共心 何能至此 哉 茲年有志各中相謀為不忘君公共事績 茲立石碑以 表頌徳之意 君之没後 長男律司 年甫十三 雖継家 不幸短命而没 □弟已彦亦夭折 長女**起志**被養横田家 次女**都起** □見役 明治廿九年 入古部村松本兵助翁男 小 □郎為養子 婚都起女 家運益向昌栄噫是雖因兼後 継者奮闘 又以君陰徳陽報之賜欤 **C 下村義著翁碑** (草稿①)(写真 8) 距今凡二百七拾年前、家祖六左工門従鹿島来住 (伊) 古村綿々経九代又号六左工門有二男一女兄 輪八郎 出江戸開道場後教往武州深谷之在 姉富女 □**剣道師範常侍子翁**則末子也時安政元年十五 □歳甫嗣下村家為十代主勤庄屋役○ 初、称丹作、至明 **治五年改其名義著**此年割屋敷為伊古小学校 則翁教育心之□□ [□□年或為**神代四ケ村副戸長**或被命**三十一大区副戸長**及九大区副戸 長] 至明治七年三月 依家事之都合辞職 明治十七年九月被 □命伊福村古部村伊古村**三ケ村戸長**及学務委員 明治十八 年三月二十日没 行年四十六歳 熟案 翁被生涯過半献身公役其間乃依校舎寄附受□木 杯依為宣城尖上献金□□賞状寧一端事平 □□□□□ (遠) 陬之地人未明世之大勢□□□□□之時 或示殖産興業之 法 如罐詰 如化学染 如新田埋築 如炭坑事業、如皈蓮田 伊古村 □有其功績不遑枚挙 或判定伊福西郷村等之境界

或至遠航朝鮮海口松島竹島付日本属土之木標 **翁**能以此一小村里正

中之物 嗚呼非富一大公共心 何能至此哉 茲年有志相謀為不忘翁公共

近動伊古村教育之揺籃 遠打萬里大鵬之翼 其志既非池

事績 茲立石碑以表頌徳之意(以下略)

写真 6

下村家近くの下村義著の碑(A)

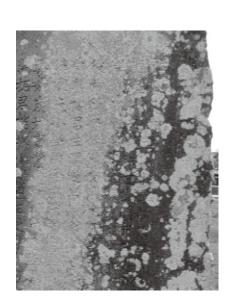




写真7

碑文の草稿 B (草稿②) (右側にある○は碑文の字数計算の目印か)

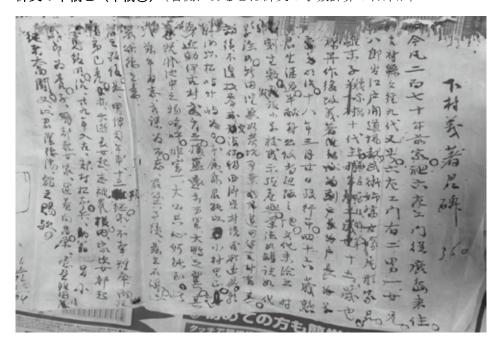
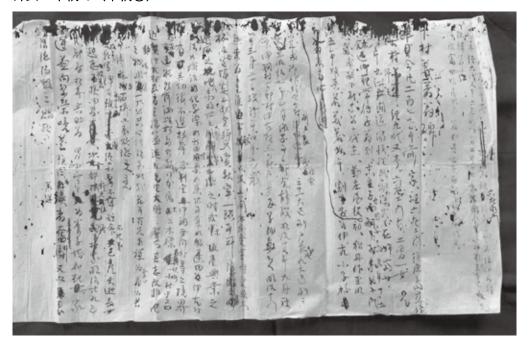


写真8

碑文の草稿 C (草稿①)



以上、下村輪八郎・下村義著については山﨑佳子・内田てるこ両氏の現地調査による。

3「松島日記」による、下村輪八郎たちの行動(時系列)

明治11年(1878)

4月 下村輪八郎ウラジオストックに商用で渡航すべく長崎港に滞在中、瀬脇寿人にあい、松島 開拓を勧励される。

4月15日 瀬脇寿人 「久利伊留号」(クリール号) でウラジオストックへ赴任

6月4日 下村輪八郎 イギリス船でウラジオストックに向かう

6月6日 午後1時 松島を南面より見る。巨木繁茂、松島開拓の念慮熟成。

6月9日 ウラジオストック着

6月10日 事務官・瀬脇寿人に面会 佐倉の商人・斉藤七郎兵衛を紹介される。

8月15日 下村輪八郎・斉藤七郎兵衛連名で「松島開拓願」を瀬脇寿人に出す。(『竹島考証』

20号) (以上松島日記1)

開拓使の御用艦8月20日ごろ入港の電報。雇った帆船を見合わせる。

8月21日 下村輪八郎の老母大病の電報 長崎に向かう。

8月24日 長崎着 帰村。 母没し葬儀を終え、寒冷に向かうため来春着手をはかる。 長崎港に転居。

冬 瀬脇寿人 死亡の報。斉藤と相談し、来年4月長崎発を約束。

下村兄弟に山口県平民・吉田孝治が加わる。

(*『西海新聞』の冒頭の紹介では「士族」になっているが、「平民」が正しいか)

明治12年(1789)

5月11日 下村兄弟・吉田孝治の3人、松島開拓を議す。

用船についてあれこれ算段。

(対馬に航する安芸の縄船に依頼すれば松島に行けるという話があったが、結局まとまらず。)

6月6日 アメリカ船「久利伊留号」(クリール号) にかけあい、9日出航を約束

*瀬脇の乗った船と同じか

6月9日 午後5時 乗艦

*結局、斉藤七郎兵衛は不参加。下村兄弟と吉田孝治の3人が行く。(以上松島日記2)

6月10日 午前4時 長崎港出発

6月11日 午前11時 松島を見る(距離40里)

午後4時 着島。日章旗をかかげ、砲声1発。

島の様子を見る。朝鮮人の仮居あり。

ボートをおろし、水夫長・トミシンとともに上陸をはかる。朝鮮人 $3\sim4$ 人東北方向を指す。 風波のため上陸できず、東北に船をまわすと小湾あり。**上陸。**

島中について尋ねるが、逃げる。3~4人とどまるが、言語通ぜず、文字なし。ただ傍観。 鮑(アワビ) 殻が堆積。水鳥の羽あまた捨ててある。(カモ・カモメの類) 舟を修繕している。

山中に3~4町入る 河あり (清水流れる)。樹木森々。

木の種類を調べる。長崎に帰ってから同定。 (以上松島日記3)

日没。帰鑑。朝鮮人たち、見送るがごとき様子。

艦長はすぐにウラジオストックに向かおうとするが、水夫長を通し明朝までの停泊を依頼、許可。 島の北位に停泊。帰鑑の際、山腹に煙を見る。朝鮮人が「盗伐」すると想像。

6月12日 午前4時 西北隅より上陸。

ここにも朝鮮「漁民」仮居。 山頂に煙。伐木ではなく「一種の工業」と推定。

山中に進む。老樹天を覆い、地は平で肥沃。

朝鮮人2~3人、粟粥を食す。輪八郎がそれは何かと尋ねると、与えたので良く見ると汐煎の鮑 (アワビ)。下村ら3人、これを食うと美味。

莚(むしろ)に薬餌様のものを干す。うち1種は朝鮮人参か。(長崎での鑑定)

干し鮑をもらう。お返しにパンをあげると、集まって喜んでこれを食う。

いたるところに新旧の木材根株、無数。数年前より今に到るまで「盗伐」したものとみる。山頂 まで奇樹喬木数種。

汽船出発を告げ、帰鑑せんとする。その際、水夫等、あまたの鮑を拾い取る。ナマコ・イカなど も浅い海中に見える。海産物の多いことをうかがわせる。

ただし、良い湾がない。東北の方位に小島があり、船をつけられる港になるだろう。

後日の目標に、「島の東北へ二本の標柱を建て、「大日本松島」と記し、下へ姓名、裏に年号月日 を書載」。*日本領土の認識を確認。近藤重蔵の「大日本恵土呂府(エトロフ)」を想起させる。

発艦ノ際、解鯨等ヲ数頭見ル有リ

* [魚偏に孚] 解(ふ)はイルカ。小型のイルカ https://kanji.jitenon.jp/kanjin/6965.html 諸橋轍次『大漢和辞典』第12巻748p(46165)には「いるか」とある。寺島良安『和漢三才図絵』「海豚魚いるか」の項に「[魚偏に孚] [魚偏に市] 解鯖(ふはい)」とある⁷。

イルカやクジラ等の大小の鯨類の群れが数頭泳いでいるのを見たのだろう。当時、鬱陵島付近には捕鯨船が出没していた。1849年に竹島を「発見」したフランス船リアンクール号も捕鯨船だった。下村輪八郎らも鯨資源にも注目したことであろう。

午前8時40分、松島から出発。

島の大きさを概則して、周囲8~9里から10里あまりと見る。略図を書いたようであるが、残念ながら新聞記事では省略されている。(以上松島日記4)

6月14日 午前1時ウラジオストック着。6時上陸。

船長、帰路に樺太まで送ると申し出るが、樺太からの便は東京には便利だが長崎行には不便だと して謝絶。

6月15日 3名でウラジオストック事務官に出頭。松島について報告。

寺見・松本、松島開拓は国家の美事として勧励。

 $^{^7}$ 『イルカ (海豚)』 (ものと人間の文化史 155) 田辺悟著 法政大学出版局 2011 年 3 2 p に翻刻 平凡社東洋文庫 『和漢三才図会』第 7 巻 2 1 2 p

6月16日 松島日記(草案)を事務官へ出す。

6月18日 吉田孝治、事務官に出頭。前長崎県令・北島秀朝と故瀬脇寿人との往復書簡数通を 見て、該島着手の定見を知る。

6月24日 下村輪八郎、事務官へ出頭、寺見・松本から資金を借りる。

7月12日 3名、事務官に出て、**寺見機一**8に面会。

松島開拓について、東京・外務省の**榎本武揚**。に謁見を乞い、委細を陳述するよう言われる。 その際、寺見の無事を伝えることと手紙を託される。

7月13日 ウラジオストック発。寺見・松本が見送り。松島開拓を奨励。

7月14日 函館着 17日まで滞在

7月18日 函館出発。艦中、資金不足の為、空腹に悩むも、大事のためとして耐忍。

7月24日 長崎港着(以上、松島日記5)

.

このあと、長崎で「松竹社」結成(長崎区西古川町)

開拓の基本趣意書「締約主義」を書く。 長崎県庁から、何らかの「御令」

9月19日 下村輪八郎・小幡信義 汽船「東京丸」で上京。内務省に出願に及ばんとす。

(以上 新聞掲載の前書き)

9月24日~10月10日 5回にわたり『西海新聞』に「松島日記」連載

10月15日 「締約主義」掲載

8 **寺見機一 (てらみ きいち)** は、明治11年 (1878) 7月~9月の榎本武揚のシベリア横断旅行の同行者。7月26日ペテルブルグ出発、9月29日にウラジオストック到着。

「公使には3人の同行者がいた。公使館通訳・市川文吉、銅板技術を学んでいた大岡金太郎、留学生の寺見機一。」(榎本隆充「榎本武揚の流星刀製作と「流星刀記事」/シベリア横断旅行と「シベリア日記」」) 地学雑誌 Journal of Geography 112(3) 453-457 2003 455 p

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jgeography1889/112/3/112_3_453/_pdf

寺見機一は、3代目のウラジオストック貿易事務官である。(初代・瀬脇寿人、2代目・松平太郎) (原輝之『ウラジオストック物語』1998三省堂 160p)

明治15年4月28日に、ウラジオストック貿易事務官となった。

(3.) 貿易事務官寺見機一赴任ノ件. 明治十五年

国立公文書館 アジア歴史資料センター

 $\frac{https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B16080263800?IS_KIND=detail\&IS_ST}{YLE=default\&IS_TAG_S1=InD\&IS_KEY_S1=\%E5\%AF\%BA\%E8\%A6\%8B\%E6\%A9\%9}{F\%E4\%B8\%80\&}$

9 榎本武揚(えのもと たけあき)は、このとき外務省 条約改正取調御用掛。9月10日 外務省二等出仕 11月6日 外務大輔 (『近世の万能人 榎本武揚』 325p)

4考察

4-1「松島」は日本領土という認識

(1) 瀬脇寿人の認識

下村輪八郎らの松島開拓の計画は、明治11年(1878)4月、長崎でウラジオストック領事の瀬脇寿人に会って開拓を奨励されたことから始まる。松島は日本領土であり開拓可能、という認識であった。

ウラジオストック領事(貿易事務官)の瀬脇寿人は、自らも「松島開拓願」を出しているが、 松島のほかに、朝鮮の近くに「竹島」という島が別にあると認識しており、日本に近い「松島」 という名前の島は日本領だという認識を持っていた。

江戸時代の鬱陵島をめぐる日朝交渉(「元禄竹島一件」)の結果、当時の「竹島」(現在の鬱陵島)は朝鮮領と確定されたが、このときに両国の間では、「松島」(現在の竹島・独島)については全く議題にのぼらず、朝鮮領とはされなかった。瀬脇寿人はこの交渉結果をもとに、「松島」という名前の島は日本領だと考えていたと思われる。

瀬脇寿人自身は明治8年(1875)4月に長崎からウラジオストック行の航路での途中で「松島」を実見した。このときのことを瀬脇は記録に残している。¹⁰

瀬脇寿人『鳥刺細窊斯杜屈 (ウラジオストック) 見聞雑誌』 明治8年4月19日条

19日 晴 今日も昨日の如く風波なく・・・渺茫たる大洋、天と接するのみ。

午後五時過、又甲板に登り回望すれば、左辺に当て稍大なる一島ありける故、此島の名は何島と申にや、何れの国の領地に属するやと尋ねければ、士官答えて、此島の名は松島と称して日本の属島なりと云るゆえ、甚だ恠(あやし)み居し処へ、仏人も偶来りければ、又尋ねしに、其人も日本の属島と答へけり。されば我属島なりけりと始めて信じぬ。此島に人家ありやと問へば、人家はあらじと云へり。余双眼鏡を出して照し見たれども、薄暮なれば模糊として見へず。11

瀬脇の乗ったロシア船(露国運送船「ヤポネツ」。4月16日条等 65p)の士官は、見えている島は「松島」で日本の属島だと言い、同乗の乗客と思われるフランス人も、日本の属島だ

10 瀬脇寿人『鳥刺細窊斯杜屈(ウラジオストック)見聞雑誌』

明治8年(1875)4月7日~6月14日

翻刻 加藤九祚(かとう きゅうぞう)「浦潮物語(一) 瀬脇寿人とそのウラジボストク紀行」(季刊『ユーラシア』4号 昭和47年3月)55p~109p 原文のカタカナをひらがなで翻刻している。 原史料

外務省七等出仕瀬脇寿人外一名商況視察トシテ露国領「ポシェット」へ派出一件 自明治八年/分割2 https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B16080698700?IS_KEY_S1=%E7%80%AC%E8%84%87%E5%AF%BF%E4%BA%BA&IS_KIND=detail&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&

「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B16080698700、外務省七等出仕瀬脇寿人外一名商況視察トシテ露国領「ポシェット」へ派出一件(6-1-6-3) (外務省外交史料館)」

明治8年 4月19日 4月28日 5月19日 6月9日条 本報告書の石橋智紀論文を参照

11 明治8年 4月19日条 加藤九祚翻刻本 67p 下線は筆者。以下同じ。

という認識であった。この時、船上から観察を試みたがよく見えなかったこともあって、瀬脇は まだこの「松島」が日本領であることには半信半疑であったと思われる。

しかし、瀬脇寿人はウラジオストックに着いてから見た地図上に「竹島」という別の島があることを知り、またウラジオストック在住のアメリカ商人コーペルと出会って「松島」が日本領だという認識を深める。コーペルは、松島は日本領なので自分に開拓させてほしいと要請してきた。

同書 明治8年4月28日条

過日長崎より来路の海上に、松島と称する一島あり。日の属島と聞たれども、怪しければ、ウラジワストークへ来着して地図を繙き之を見れば、我が雲州の北に当る竹島の隣島なり。 亜人コーペルと云る者、今現にウラジワストークに来住して、武藤が寓居の隣家に臣店を開き居住せり。 余等が本地に参着せしを聞き、今回日本より当地に領事官の参りし由、請ふ足下より領事に願ふて、我には彼の松島を五年の間貸し給ふべく周旋せられよ、運上は出さんと武藤へ頼みしゆへ、武藤彼の島より金銀の類にても産するやと尋ねければ、笑て答えず。彼は又曰く、若貸給はざれば茲に一策あり、我嘗て彼の島の周囲を回り、港なども見定め置しに、無人島なれば竊に行て居住せんと、戯語を交へ云し由なり。12

ここに出てくる「武藤」は、このあと明治9年7月に「松島開拓願」を出した武藤平学¹³のことである。瀬脇寿人とはすでにウラジオストックで出会っており、コーペルは武藤の隣家に住むアメリカ商人であった。コーペルは武藤を通じて、日本領の松島を開拓したいので、日本の貿易事務官である瀬脇に、自分に5年間貸与してほしいと要請してきたのである。

こうして「松島」という資源の豊かな島は日本領だと考えた瀬脇寿人は、もう一つの島「竹島」 について、ウラジオストック在住の朝鮮人知識人・金麟昇に確認している。金麟昇は筆談による 対話で「竹島」についての瀬脇の問いに、次のように答えた。

同書 明治8年5月19日条

竹嶋距朝鮮幾里程、又距日本幾許。と書たれば、金生(金麟昇のこと)、

竹嶋係在江原道三陟府、而此嶋地方周廻、為千里也、土沃物多、然既係国之禁島、故民不居生、或慮生敵三 陟営将及月松万戸春秋摘奸耳、幾里程未詳矣。¹⁴

金麟昇は江原道三陟府にある「竹嶋」という名前の物産豊かな島のことを知っており、禁島であるゆえに住民はいないと認識していた。また三陟営将と月松万戸が見回っていることも知っていた。まぎれもなく鬱陵島のことである。「地方周廻、為千里也」は鬱陵島としては大きすぎるが、金麟昇にも詳しい情報はわからなかったのであろう。しかし、これにより、瀬脇寿人は、「竹

¹² 同上 明治8年4月28日条 翻刻76p

^{13 「}陸奥ノ士族」とあることから、これまで「青森県人」とされてきたが、同書4月28日条に「白川」 (白河) 出身とあり、福島県人である(本報告書石橋論文参照)。外務省明治10年5月改正職員録12 p にも「ウラジワストック在勤 書記二等見習 武藤平学 福島県平民」とある。 「青森県人」とするのは 田保橋潔「鬱陵島その発見と領有」『青丘学叢』第3号25 p、田村清三郎『島根県竹島の新研究』33 p 14 同上 明治8年5月19日条 翻刻97 p

島」(鬱陵島)とは別に「松島」があり、それは日本領だと確信したと思われる。

瀬脇はまた、ウラジオストックから長崎への帰り道にも「松島」を見ている。 同書 明治8年6月9日条

午前第十時頃より、南方に当て一箇の小島顕はれ出たり。船将に問たれば、是こそ<u>日本の松島なり</u>と云けるゆえ、遥に十二、三里を隔て、双眼鏡を以て照し見に、南北に長く東西に短き稍大なる一島なり。漸く近づき之を見れば、巍々巌たる一山脈、南北に貫き、西面と北面には数百の渓谷相連り、大なる松樹繁茂し、又雑木もあり。山腹に瀑布と覚しき二条の白練の如き物、遥に遠海より見ゆ。其幅二十間ばかり、其高さ四十間もあらんと思はる。船頭の云へるには、此島は凡そ三里四方あり、港も両三所見ゆれども、大船を繋ぐべき港なしと云へり。余船中より眺望するに、鉱山家の所謂、原山あり次山あり、必ず金属を生ずべし。此島より朝鮮地まで三十四、五里、対馬まで八十里の由なり。15

帰路に乗った船は露国の商船「クリエル」であり(107p 6月6日条)、その船長も「日本の松島」と答えた。行きにはよく見えなかった島が、はっきりとその姿を見せたのである。往路・ 復路とも同じコースをたどって同じ島を見たものと思われる。

こうして瀬脇寿人は、長崎~ウラジオストック航路の途中にある「松島」という島が日本領で あると確信し、開拓を思い立ったのである。

実際には、この「松島」も鬱陵島なのであるが、瀬脇がこう考えた背景には、当時のいわゆる 「島名の混乱」の問題がある。

19世紀初頭の地図上には、イギリス船の誤った測定によりアルゴノート島(実際には存在しない鬱陵島のニセモノの島)があらわれ、フランスの測量によるダジュレー島(本物の鬱陵島)と2島が描かれる地図があった。これをシーボルトが日本を紹介した大著『日本』(1840)で、長久保赤水の地図によって、日本側の認識である日本海上の竹島(鬱陵島)と松島(現在の竹島)にあてはめ、アルゴノート島を「竹島」とし、ダジュレー島(鬱陵島)を「松島」とする地図を作った。これが西洋に広まり、また日本にも流入したため、当時は2つの鬱陵島が地図上に描かれ、竹島と松島が実際にどの島を指すのか、混乱していた時代だったのである。

すなわち瀬脇寿人は、地図上にある「竹島」は金麟昇も知っている竹島=朝鮮の鬱陵島であり、 長崎~ウラジオストック航路の途中にある自分が見た「松島」は、鬱陵島とは別の資源豊かな島 であり、日本領で開拓可能だと考えたと思われる。瀬脇寿人は「松島」について古今の文献にあ たったと記されており16、江戸時代の「元禄竹島一件」の結果もよく知っていたと思われる。

もし「元禄竹島一件」の結果が、「竹島・松島両島への渡海禁令」17と認識されていたとすれば、 瀬脇寿人が「松島」 開拓を発想するはずがない。このような理解が明治はじめまで継続されてい たことが注意される。

16 『西海新聞』「締約主義」本報告書142p

17 池内敏『竹島 もう一つの日韓関係史』(2016)中公新書 81p

¹⁵ 同上 明治8年6月9日条 翻刻108p

『竹島考証』にみる「松島開拓願」

こうして、瀬脇寿人の影響下に、武藤平学、児玉貞易、斉藤七郎兵衛、下村輪八郎の松島開拓 願いが相次いで出された。

「松島」という名前の開拓願いはすべて瀬脇寿人の影響下にあったと思われる。

明治14年8月作成の北沢正誠『竹島考証』には、瀬脇寿人らが相次いで出した松島開拓願が記録されている。¹⁸ 下村輪八郎が斉藤七郎兵衛とともに出した「松島開拓願」はこの一連の「松島開拓願」の最後のものであった。

明治13年8月の軍艦「天城」の調査により、松島が鬱陵島であることが日本政府にも認識されることになるのだが、それまでは「島名の混乱」は続いていた。日本人が松島(鬱陵島)に実際に行くことになった背景にはこうした事情がある。

18 北沢正誠『竹島考証』

第8号 (武藤平学) 明治9年7月 東京 外務省へ

第9号 第10号(児玉貞易) 明治9年7月13日

第13号(斉藤七郎兵衛) 明治9年12月29日

第14号(瀬脇寿人) 明治10年4月25日 平信第一 寺島 鮫島あて

第14号付 浦潮港日記抄 明治9年12月18日 (13号の斉藤より前)

第14号付 浦潮港日記抄 明治10年3月22日

第15号(瀬脇寿人) 明治10年平信第二 5月

第16号(武藤平学) 明治10年5月6日 彼自身ふたつめ 露港 浦潮港 在留

第17号(瀬脇寿人)明治10年6月25日 公信第三号 寺島 鮫島あて

第18号(瀬脇寿人)明治10年7月2日

第20号 明治11年8月15日**下村輪八郎(長崎) 斉藤七郎兵衛(佐倉)**連名 瀬脇寿人あて

『竹島考証』の諸版

国立公文書館と外務省外交史料館に所蔵されている。サイトでの公表や刊行されているものは以下の通り ○エムティ出版 1996年4月15日発行

国立公文書館内閣文庫所蔵 「外務省記録」下記アジア歴史資料センターのものとは別資料

○国立公文書館 アジア歴史資料センター (白黒) エムティ出版のものとは別資料

https://www.digital.archives.go.jp/das/image/F000000000000013391

○田中邦貴サイト(上記「国立公文書館アジア歴史資料センター」と同資料)カラー 翻刻あり http://www.tanaka-kunitaka.net/takeshima/5possetion/2a343tan1649-1881/ http://www.tanaka-kunitaka.net/takeshima/5possetion/2a343tan1649-1881/02.jpg

○韓国ダダメディア版 チョン・ヨンミ訳 2006年5月15日刊

東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団 (→のちの「東北アジア歴史財団」)

『独島資料集Ⅱ』 影印と韓国語訳 **外交史料館**所蔵本(上記2つのテキストとは別の写本) 最後に引用書の一覧がない。→原本ではない? 戸田敬義の竹島之図2葉が添えられている

(2) 太政官指令との関係

さて、ここで注目されるのは、いわゆる「太政官指令」との関係である。

明治10年(1877)3月、前年の島根県からの地籍編纂の伺いを受けた内務省は、「竹島外一島」は日本とは関係がないという結論を出し、太政官もこれを追認して内務省から島根県に通告した。韓国側はこれをもって、鬱陵島と「独島」が韓国領であることを日本政府が認めたとしているが、はたしてそうであろうか。

島根県側が提出した地図に描かれている竹島と松島は、確かに現在の鬱陵島と竹島(独島)と考えられるが、これを受け取った内務省・および太政官ではどう認識していたか。当時はいわゆる「島名の混乱」の時期であり、二つの鬱陵島が描かれた「竹島」と「松島」を載せる地図があり、このため、竹島と松島が実際にどの島を指すのか、混乱していた時期だったのである。太政官指令に出てくる「松島」(内務省と太政官が判断した「松島」)が現在の竹島(独島)であるとは言い切れないのではないか。

ここで、今回発見された資料から、新しい視点を提起したい。それは、**瀬脇寿人は太政官指令を知らないのではないか、**ということである。

瀬脇寿人が下村輪八郎に出会って松島開拓を奨励したのは明治11年4月である。すなわち 太政官指令から1年後である。

太政官指令で「竹島外一島」(竹島と松島)が日本領土外となったのならば、この段階で「松島」の開拓を奨励することは考えられない。ウラジオストックの貿易事務官(外務省官員)たる瀬脇寿人は、太政官指令によって「松島」が開拓できなくなったという認識を全く持っていなかった。瀬脇寿人は太政官指令について何も知らなかったのではないか。

また、今回の「松島日記」に出てくる明治12年7月段階でのウラジオストックの外交官の認識も注目される。下村輪八郎らはウラジオストックに到着後、明治12年7月にウラジオ駐在の外務省官員2人(在留事務官・寺見機一・松本秀三両君)に面会するが、この段階で彼らも「日本領・松島」を開拓すべきと考えている。ここにも太政官指令の影響はまったく見られない。

また、外務省の公式文書たる上掲明治14年8月作成の北沢正誠『竹島考証』には、太政官指令のことが全く出てこない。

『竹島考証』には、竹島と松島がどの島であるかを考証した渡辺洪基「松島之議」も引用されているが、「松島之議」の原本にも太政官指令のことは出てこない。

太政官指令は内務省から島根県に伝えられただけで、外務省には伝わっていなかったのではないか。すなわち外交関係の基礎となる文書とは考えられていなかったのではないか。

(3) 田辺太一の「附け札」について

ここでもうひとつ考えておかなければならないのは、「松島開拓願」につけられた田辺太一の「附け札」の問題である。

『竹島考証』によれば、明治10年4月と6月に瀬脇寿人から出された「松島開拓願」に対して、外務省公信局長の田辺太一は「松島は朝鮮の鬱陵島なので開拓できない」という趣旨の「附け札」をつけた。(エムティ出版『竹島考証』210p、241p)これは、一体いつつけられたものか? 附け札は、願いが出てからそれほど時間をおかずに付けるものであろう。瀬脇寿人はこの附け札の内容を明治11年4月に下村輪八郎に出会って松島開拓を奨励した時に知らなかったのであろうか。しかもこの時は、瀬脇は日本からウラジオストックに帰る旅程にあり、外務省の指令は受け取れたはずである。田辺太一の判断はこれよりも遅れるものであろうか。それとも瀬脇寿人自身にもっと強い判断基準があって下村輪八郎に開拓を勧めたのであろうか?

明治11年4月に下村輪八郎に出会い、長崎からウラジオストックに帰った瀬脇寿人は、そのままウラジオストックに滞在し、同年の秋、11月26日にウラジオストックを発って日本に向かったが、同29日、函館への帰港直前の船内で死亡した¹⁹ (本報告書の石橋論文参照)。瀬脇寿人は、彼の開拓しようとした松島が鬱陵島であることを知らずに亡くなった可能性もある。

その後、明治12年7月、下村輪八郎らはウラジオストックの寺見・松本両事務官から松島開拓を激励されている。この時点でも、「松島は朝鮮の鬱陵島なので開拓はできない」、という考え方はまったくない。田辺太一の附け札の趣旨は、外務省の出先であるウラジオストックの事務官にも伝わっていなかったのだろうか。

天城艦の調査で松島が鬱陵島と確定したのは明治13年9月のことであった。それまでは田 辺太一の意見も一つの見解として、日本政府内でも議論が続いていたのではないか。

今回発見の資料から考えられる重要なことは、以下のとおりである。

- ① 江戸時代の「元禄竹島一件」のあとも「松島」という名の島は日本領として残ったという認識が明治まで続いていた。すなわち「元禄竹島一件」の結果は、「竹島・松島両島への渡海禁令」とは認識されていなかったのではないか。
- ② 「太政官指令」は外務省には伝わっておらず、外交関係の基礎となる重要な文献とは考えられていなかったのではないか。
- ③ 田辺太一の「附け札」にある「松島は朝鮮の鬱陵島なので日本は開拓できない」という認識 については、天城艦の調査で松島が鬱陵島と確定した明治13年9月までは議論が続いてい たのではないか。

¹⁹ 岩崎克己「手塚律蔵と瀬脇寿人」『温知会講演速記録』58 (昭和13年) 55~56 p

4-2 明治12年の松島(鬱陵島)の実態と島に来ていた朝鮮人

下村輪八郎らは明治12年6月、実際に「松島」(鬱陵島)に上陸して調査した。

鬱陵島の調査は、これまで明治15年(1882)の朝鮮の李奎遠のものが知られているが(後述)、下村らの調査はこれに3年先立つものである。

ここでは明治12年の松島(鬱陵島)の実熊と島に来ていた朝鮮人について述べる。

(1) 下村輪八郎らの上陸は3回

下村輪八郎一行は、松島に3回上陸したものと思われる。

- 1回目 6月11日、夕方に南方(?)から上陸。
- 2回目 翌12日、早朝4時。西北隅より上陸。
- 3回目 松島を去る前に東北部に標柱を建てる。この時も上陸していることになる。

最初の上陸地点は、前年の明治11年のイギリス船と同じ航路だとすると、南側からアプローチしたことになる。最初に島内の朝鮮人と出会って東北方向の小湾に誘導されたとすると、上陸地点は、沙洞(サドン)もしくは道洞(トドン)付近であろうか。

この時は「短艇ヲ下シ」とあるので、ボートで上陸した。

この夜は「島の北位」に停泊した。

2回目の上陸 翌12日早朝4時。西北隅より上陸。

この時の上陸には「短艇」の記述はない。台霞(テハ)付近であろうか。

前日に出会った漁民から情報を得た形跡もないので、アメリカ船の関係者が上陸地点の情報を持っていた可能性がある。島に大きな港湾がないこと、しかし、東北部分に小島が碁布しており 埠頭となる可能性があること、等は実際に見ているのであろうか。船の関係者からの情報である 可能性もある。

2日目は早朝4時に上陸。午前8時40分に抜錨しており、4時間40分滞在したことになる。

出発前、東北部に標柱を建てた。 この時も上陸していることになる。

3年後に鬱陵島を訪れた李奎遠(1882年・明治15年5月)の行程を考えると、陸路で西北隅から東北部に行くことは出来なかったと考えられる。島に4時間40分滞在した間に、標柱をたてるために再度上陸したのであろう。よって3回上陸していることになる。

(2) 朝鮮人との出会い 「朝鮮ノ漁民漂着セシ者」について

下村輪八郎たちと、島で出会った朝鮮人たちの間で、特に敵対意識はない。朝鮮人たちは、はじめは恐れて隠れていたが、1日目の日没のときに海岸に並んで「目送ルカ如キ体」(見送るがごとき様子)をしている。もちろん言葉は通じないし、「文字なし」と書いているので、彼らは漢字も読めなくて筆談も出来なかったと思われるが、喧嘩をしている様子はない。お互い、様子見というところだったのだろうか。「目送ルカ如キ体」とは、単に見知らぬ者が立ち去ってほっとしていただけかもしれない。

ただ、2回目の上陸の時は、彼らから鮑の粟粥と干し鮑をもらっている。

「此處ニ、渠等二三人、居ヲ同シクシテ共ニ食スル有リ。是レ粟粥ニシテ一種ノ食物ヲ盛レ リ。其品質不分明ナレバ、輪八郎就キテ尋ヌルニ、渠等掴(つか)ンデ与フ。之レヲ熟視スレ バ、汐煎ノ鮑ナリ。三名之レヲ食フ。味至テ美ナリ。」

「又、鮑魚の干タル有リテ、渠等干鮑一串ヲ贈ル。吾輩報スルニ麺包 (パン) ヲ以テス。 渠等相集リ、大ニ喜ヒテ之レヲ喰フ。」(松島日記4 6月12日)

お礼にあげたパンはアメリカ船にあったものか。珍しがられたのかもしれない。食べ物を分け合っているのは、それなりに友好的雰囲気があったものと思われる。

後に明治16年の日本人総引き揚げの時には、日本人に名残りを惜しむ朝鮮人の記述もあり (後述)、他国の領土に行って資源を盗んだ、というのは一方的な指摘ではないか。

.

それでは、島にいた朝鮮人は、どういう人たちだったのであろうか。

下村輪八郎らは島で出会った人を「**朝鮮ノ漁民**漂着セシ者」(松島日記3 初日、到着時)、「**朝 鮮ノ漁民**仮居スル有リ」(日記4 二日目の朝、上陸時)と表現している。

「漁民」とあるが、漁労の様子は描写されていない。

3年後の1882年(明治15年)5月の李奎遠の検察のとき、島には140人の朝鮮人がいたという。 彼らについて、宋炳基は以下のように記述している。

「全羅道から来た115名は、造船・ワカメとり(採藿)・採魚に従事していた。彼らは春に鬱陵島にやってきて、木を切って船を作った後、ワカメをとり、魚を捕まえて、全羅道に帰っていたのだった。江原道から来た14名は造船のために来たと見られ、慶尚道から来た10名中の8名と京畿道から来た1名は薬草を掘っており、慶尚道から来た残り2名は烟竹(「たばこ竹」、きせる用の竹か)を切っていた。」²⁰

海産資源については、「ワカメをとり(採藿)、魚を捕まえて(採魚)」とある。陸上では、薬草を「掘る」とあり、烟竹を「切る」とある。いずれも島に自生しているものの利用であり、豊富な資源を採集して活用するに止まり、組織的な農耕・漁労は行われていなかったのではないか。3年後の状況から考えて、下村輪八郎が出会った人たちも、「漁民」と表現されているが、漁業をなりわいとする者ではなく、海産資源を利用している者たち、程度の意味ではないか。

鬱陵島の海産資源が豊富で容易に採集できたことは、下村輪八郎の調査時に同時に上陸した アメリカ船の水夫たちが、帰艦にあたって数多くの鮑を「拾い取って」おり、ナマコやイカ等も 「浅澱ナル水涯ニ見ユル有リ」とある(日記4 二日目 早朝の上陸の帰り)ことからもわかる。

また、島の朝鮮人は「鮑の粟粥」を食べていたが、この粟も鬱陵島で栽培していたものではなくて、持参したものではないかと思われる。

「漂着」とあるが、遭難者なのか、意図的に来島した者たちなのかは不明である。 そもそも、鬱陵島開拓が決定されたのは、この李奎遠の調査が契機となった1882年(高宗

_

²⁰ 宋炳基『鬱陵島と独島』檀国大学校出版部1999 (韓国語) 73p

19年 明治15年)8月のことであり、開拓令によって合法的移住が始まるのは翌年1883 年4月からである。

(「鬱陵島開拓令」『独島事典』韓国海洋水産開発院2011 245p 許英蘭執筆)

下村輪八郎らが鬱陵島に行った明治12年(1879)6月には、法的にはまだ「空島」政策 (すなわち島にいる人間は強制的に連れ戻す「刷還政策」)が維持されており、島にいた朝鮮人 たちも、いわば非合法的にやってきた者たちであった。

(3) 島の産物・産業について

下村輪八郎たちが注目した島の資源と産業について述べる。(日記3、4)

1日目

A **鮑**殼が堆積。**水鳥**(カモ・カモメ)の羽があまた捨ててある。

鬱陵島のアワビは、江戸時代の大谷・村川のころからの名産であった。

水鳥については皇城新聞にも出る「霍鳥」ではないか。21

禹用鼎「鬱島記」(1900) に出てくる「鶴鳥」と同じ鳥か。容易に捕まえることができ、飢饉のときにこの鳥を食した、とある。 22

B 船の修繕を見る。船の形、木釘を使うこと、道具に注目。

李奎遠の記録にも、全羅道の人たちによる造船が出てくる。(前掲、宋炳基論文) 朝鮮人が鬱陵島の木を切って**造船**する姿は、古くラ・ペルーズの報告にも見られる。

(1787年5月27日の航海。「ダジュレー島」発見の時)

「この海岸に純中国式の造船場を発見した。・・・大工たちはおそらく 6 0 海里はなれた朝鮮から、夏期この島に食料品持参で渡来し、船を建造し、これを大陸で売却するのであろう。」²³

この「造船」は、鬱陵島の木を切って鬱陵島で船をつくるもので、この人たちに、木の生えない竹島(独島)に行く動機はない。

http://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/2008/05/1899923.html

22 禹用鼎「鬱島記」 若或値災年 則幸有**鶴鳥**與茗夷草 可免飢餓。此是上天好生之德 若有意 而生此物 於此土耶。**鶴鳥則鷹喙 而鳧足毛皜而鳩 大晝則翱翔乎海面 啄食魚種 暮則歸於山間而穴處 人欲捕得用火 山中 則向明來集 因以捕獲全不費力 味如鳧肉。**而尤佳茗夷 則一莖兩葉 莖如蒜穗 而葉如玉簪 其花如葱穗 之種 而味亦如之。盖以此禽此草 經年喫過 亦無飢荒之色 甚異事也。

(慎鏞廈『独島領有権資料の探求』第3巻 独島研究保存協会 2000) 76p

²³ 『ラペルーズ世界周航記 日本近海編』 小林忠雄編訳 1988白水社 58p

^{21 1899} 年 9 月 23 日 皇城新聞「鬱陵島 事況」

C 樹木に注目。「樹木森々トシテ青空ヲ見ズ。」

鬱陵島は森林資源が豊富であり、下村輪八郎一行も標本をとって後に同定につとめている。 見つけた樹木は、「シヲゼ 花櫚 黄栢 **槻** 唐松 樫 タブ 椿 楓 桑」とある。 早くも「槻(つき) =ケヤキ」に注目している。

2日目

D 伐木以外に何か「工業」をする。 これが何かは不明である。

E 土壌を観察 **肥沃**と見る。実際には、鬱陵島開拓当時には飢餓状態が報告されており、農業は大豆などが中心であった。

F 鮑の栗粥 栗は栽培でなく持ち込んだものか。 朝鮮人たちが農耕をする様子は、李奎遠の報告にも、下村輪八郎の報告にも見えない。

G 朝鮮人参

鬱陵島に朝鮮人参があったことは李奎遠の記録にも出る。

- H 海産物が豊富 水夫たちが帰り際に、アワビをとり、ナマコ・イカが見えた。
- I **鯨** 「発艦ノ際、**艀鯨**等ヲ数頭見ル有リ。之レヲ以テ想像スレバ、莫大ノ漁猟アルコモ亦知 ル可キノミ。」 *野*

「
解」(ふ)はテキスト解読に示したようにイルカである。下村輪八郎たちは、イルカやクジラ等の群れが泳いでいるのを見て、鯨資源が豊富だと考えたのであろう。

当時、鬱陵島付近には西洋の捕鯨船が出没していた。「リアンクール島」を発見したフランス船リアンクール号も捕鯨船だった。西洋の船は、鬱陵島のみならず、竹島(独島)付近を航行していた可能性がある。

しかし、朝鮮における近代的捕鯨の開始は1894年からで、ロシア主導によるものである。24 鬱陵島に来ていた朝鮮人が竹島(独島)付近で捕鯨をした、という記録はない。

国際捕鯨委員会 / 科学小委員会の変遷と日本との関係 (V)

北太平洋鯨類資源の管理問題 (その1) 大隅清治(日本鯨類研究所・顧問)

北太平洋における各国の近代捕鯨の歴史

https://www.icrwhale.org/pdf/geiken467.pdf

4 p 韓国

朴九秉『韓半島沿海捕鯨史 増補版』図書出版民族文化 1995 を引用

^{24 『}鯨研通信』 第 467 号 2015 年 9 月

(4) 安芸(広島県)の縄船について

「松島日記」によれば、下村らが松島への船便を探している時に、安芸(広島県)の縄船が対 馬に出漁しているので、これに頼めば松島(鬱陵島)に行けるのではないかと考えていたことが わかる。当時の日本漁民の朝鮮出漁の資料としても注目される。

下村輪八郎たちは、長崎から松島へ行く雇の汽船を探して尽力したが見つからず、それでは漁船で行こうとしていると、長崎・大浦の末光村次という者が、「対州に航する芸州の縄船ちふ漁舟に依頼せバ事成る可し。賃金凡百五拾円にて承諾す可し」と言ったというのである。

(「松島日記2」「5月13日」の項目)

明治12年5月の時点で、すでに芸州(広島県)から対馬まで「縄船」が出漁しており、その船ならばさらに松島(鬱陵島)に行ってくれるかもしれない、と長崎・大浦の人が考えていたことになる。

この「縄船」とは「延縄漁船」と思われる。吉田敬市『朝鮮水産開発史』に以下の記述がある。

「明治十一年三月、広島縣坂村の中東丈右衛門等四人がタイ・フカ釣目的で釜山浦に渡り、通譯を雇い仁川まで達した。又、同年八月山口県吉母浦の新田助九郎等三名は、巨済島・釜山附近でタイ延縄を試みているが、此等がその嚆矢のようである。當時、新田等は沿岸の地先で短時間の間に満船したという。ここに於て出漁熱を昂め、同年十一月には出漁船を二十五隻に増加し斯業開発の基礎を固めた。」²⁵

1876 (明治9) 年の日朝修好条規締結後、西日本の漁民の間では「朝鮮通漁」の動きが高まっていた。このような動きの中で、下村たちも前年 (明治11年) に朝鮮に初出漁して成果を収めていた広島県の延縄漁船に同乗しての松島 (鬱陵島) 渡航を計画したものと思われる。

(この項は藤井賢二氏のご教示による)

.

(5) 島名について「松島」「松島竹島」「松竹社」

今回見つかった資料で注目されるのは、開拓すべき島の名を「松島」ではなく**「松島竹島」**、 開拓のための組織を**「松竹社」**としていることである。

明治政府に出された「松島開拓願」は、すべて**「松島」**であった。瀬脇寿人は「竹島」とは別に「松島」があって、それは日本領で開拓可能と考えていたからである。上述のように「松島」の開拓願いは、すべて瀬脇寿人の影響下にあった。

西海新聞も「松島」をとる。連載記事の冒頭に、「隠岐島より七八十里、玄海洋中の沖津島より三四十里を隔てたる日本海中にある松島といふ島を開拓せんと」とある。 西海新聞は輪八郎らの記録を、「松島日記」あるいは「松島日誌」とした。

²⁵ 吉田敬市『朝鮮水産開発史』朝水会 1954年 下関 196頁「タイ漁業」の項目

ところが、輪八郎らの「締約主義」には「松島竹島」と出てくる。

「又聞ク、北海ノ小笠原洲トモ称道スヘキ、世ニ謂ユル**松島竹島**チフ者、山陰ノ遠瀛ニ当ル日本 海中ニ崛起セリト。」

また、「締約主義」の以下の文章が注目される。

「今年六月、輪八郎、及弟義著、吉田孝治三名、(略)、決然米艦ニ搭シ去リテ**松島(洋人製図謂ユル)**ニ至ル。偶朝鮮ノ漁民漂着シ、其林材ヲ伐リテ舟艇ヲ修理シ、其海産ヲ採リテ饑餓ヲ療シ、或ハ干鮑ヲ製シ、或ハ人参ヲ干スノ情況ヲ実見ス。(其概要ハ**松竹日誌**ニ載ス)」

ここには「**松竹日誌**」とあり、下村輪八郎たちが書いた日誌の原文の題名は、新聞連載の「松島日記」「松島日誌」ではなく、「**松竹日誌**」であったことがうかがえる。

また、開拓のための組織名も「**松竹社」**という。命名の由来として「締約主義」は、松と竹の両方の徳を述べている。

「該島ノ称謂松竹ト喚ヒ做スヲ以テ、単ニ之レヲ社号トシ、松ハ氷雪ヲ侵シテ以テ清幹貞固ノ操ヲ持チ、竹ハ風霜ヲ凌キテ以テ虚心勁直ノ節ヲ守ル、自ラ是レ我カ同胞社会ノ精神ト為ス可キ者」

下村輪八郎たちは、「松島」ではなく、「松島竹島」(あるいは「松竹」)と呼んでいたのではないか。

前掲資料に出てくる、「**松島 (洋人製図 謂ユル)」**というのは、西洋の地図に「松島」と出ている島、ということであろう。西海新聞の連載で「松島」としたのは新聞社の意向で、下村輪八郎たちもそれを尊重したのではないか。

これを裏付けるように、弟・義著の史料には、すべて「松島竹島」と出てくる。

A 或欲 遠航朝鮮海 計**松島竹島**開拓 (碑文)

B 或欲 遠航朝鮮海 以松島竹島為日本属島(草稿②)

C 或至 遠航朝鮮海 □**松島竹島**付日本属土之木標(草稿①)

草稿だけでなく、実際に碑文としても使われていることから、碑文の建った大正6年段階でも 「松島竹島」という名称が地元では残っていたことがわかる。

下村輪八郎たちのグループの中では、島名は「**松島**」ではなく、「**松島竹島**」(あるいは「**松竹**」) だったのではないか。

なお、「締約主義」は、**一島両名と二島各称**の両説をのせる。

「明治ノ初年、隠岐参事**藤四郎**君、職ヲ辞シ、該島着手ノ為福岡ノ士族数十名ヲ募リ、筑前若 松港ヨリ船ヲ発シテ実地ヲ験視シ、尚再発シテ事ニ従ハムトシ、全君病ミ且死スルニ会ヒ、其 行終ニ果サスト。然ルニ前行ニ跟隨セシ一人ノ該島ト我カ辺海トノ方位距離ヲ説クヲ聞クニ、 隠岐島ヨリ西ニシテ凡七八十里、玄海洋中ナル沖津島(筑前大島ヨリ西北四十八里)ヨリ凡三四十里ナル可シト云へリ。現ニ内外地図ニモ載セテ昭々タルヲ、**或ハー島両名有リトシ、或ハニ島各称有リトシ**其ノ実地上ニ於テ未タ其ノ詳細ヲ探知スルヿヲ得サリキ。」

一方、輪八郎の掛軸・碑文(没後なので明治25年の直後)は「**松嶋一名無人島」**とする。 「明治十一年、航魯領浦塩斯徳 従事貿易。又航 **松嶋一名無人島** 計画開墾 輸出木材」

この文章が長崎で作られたのか、深谷で作られたのかは未詳であるが、明治25年の段階で、「松嶋一名無人島」という言い方がされていたのが注目される。

おわりに

(1) 開拓の志

「開拓」を願い出た人たちには、「未開の地を開拓して世の中の役にたてたい」、という志があったのではないか。「侵略して他人の宝を盗む」という史観で一色に染めてしまうのには違和感がある。下村義著の碑文には公共心に富む人とあり、松島日記の最後には自分たち自身の身を犠牲にしてでも開拓の実を遂げたいという志がある。

「開拓」ということで言えば、輪八郎を百姓身分から武士に取り立てくれ、全国に国事奔走に 赴かせた藩主の鍋島直正(閑叟)が、明治新政府では、蝦夷開拓総督から初代の開拓使長官をつ とめたことも、あるいは輪八郎たちの志の形成に影響を与えているかもしれない。

ここでは「締約主義」によりながら、下村輪八郎たちの「松島開拓」への思いにふれてみたい。 あくまでも、長崎~ウラジオストック航路途中にある「松島」(実は鬱陵島)は日本領土と考え ての開拓計画であった。

「締約主義」は、冒頭、大小名貴神=オオクニヌシ(大国主)とスクナヒコナ(少彦名)の兄弟による「国開き」(開拓)の神話をあげて、その盟約(誓い)を述べる。

まず日本をとりまく地政学的状況から説き始め、ロシアは一大敵国と位置付けた上で、日本海側の対岸地域について、親しく交わらないと攻めあう関係になるので、信義と情好を重んじて貿易を盛んにし、親睦の隣交を結ぶべきだとしている。

次に、南方の小笠原島について、維新前後の国家多事の間に英米人が住むようになったが、談判の結果、日本領土と確定し、産業が発達しつつあり、東洋の要港となっている、とする。

ここで、山陰沖の日本海にある「松島竹島」に注目し、「北海の小笠原洲」と位置付ける。この島はもとより日本の属島であることは間違いないとした上で、江戸幕府は、密貿易や外国の干渉を防ぐために、これを「度外視」してきた、と批判する。

(もちろんこれは江戸時代に「竹島」と呼ばれていた鬱陵島のことである。)

以下「締約主義」は、この島の開拓をめぐっての歴史的経緯を振り返る。

まず明治初年、藤四郎は、福岡の士族を募り、筑前若松港から船を出して開拓しようとしたが、 病のため死亡して実行に到らなかった。この島は内外の地図にのっているが、「一島両名」の一 つの島なのか、「二島各称」がある二つの島なのかもわからず、具体的な詳細についてはいまだ に不明であった。

このとき、ウラジオストック領事の瀬脇寿人は、古今の日本や外国の資料を調べた結果、日本 領の島であり重要な位置にあるので開拓しようと志し、長崎県令の北島秀朝にも照会して、共に 事業に当たろうとした。ところが、この二人は相次いで死亡してしまい、開拓事業が緒に着くこ とはなかった。

下村輪八郎は、瀬脇寿人の勧奨により、斉藤七郎兵衛とともに松島開拓願書を出し、開拓の実 行を期していた。そして、明治12年6月、弟の義著、吉田孝治とともに3人でアメリカ船で松 島に上陸、島の状況を実見して記録した。

3人は、ウラジオストック着後、在留事務官の寺見機一・松本秀三にも奨励され、外務省の榎本武揚への手紙を託された。

そこで、下村輪八郎らは、来春(明治13年)を期して開拓に着手し、まず埠頭を作り、港を開いて、林業と漁業を盛んにし、農業・工業を起こして、士族や庶民の生業の場として発展させたいという。さらに、次第に開けてきたウラジオストック貿易を盛んにし、外国に必要な資源を供給し、善隣の道を講じて、日本の必要なものも輸入する。あわせて、長崎の振興回復も計画している。このために「松竹社」を結成して開拓の実際に当たろう、というのである。

.

長崎・ウラジオストック航路は日本海の対岸貿易の重要な拠点であり、長崎は大陸への門戸であった。中国上海とのルートも含めて、その貿易振興をはかることは、長崎港の発展に欠かせないものであった。「松島」は、その長崎・ウラジオストック航路の船から見えるところにある。資源豊かなこの島もあわせて開拓して、世の役に立てようとしたのではないか。

もちろん、この「松島」は鬱陵島であり、下村輪八郎たちは誤解していたのであるが。

下村輪八郎たちの「締約主義」は、実際のロシア(ウラジオストック)体験、そして「松島」 (鬱陵島)実見の直後に書かれた。新興のウラジオストク港の可能性を見、地政学的位置を考え、 貿易の実態を研究して、長崎はどういう役割を果たせるかを考えたのではないか。

長崎からは上海にも繋がるルートがあり、瀬脇寿人らは鬱陵島の木材を上海で売ろうとした。 ²⁶ 長崎港が結節点となっている。すでに長崎・ウラジオストック航路があり、長崎・上海航路 があった。

江戸時代、海外への唯一の門戸であった長崎が、明治に入って衰亡のきざしが見えた。そこで 下村輪八郎たちは長崎港の振興を考えたのではないか。

ウラジオストックの外務省の出先が「松島」の開拓を奨励しようとしたのも、途中にあるこの 島が重要だと考えたからではないか。「松島開拓願」が相次いで出た背景に、長崎、という視点 から考えられることがあるのではないか。

結局は、明治13年9月、戦艦「天城」の調査で松島は鬱陵島と知れて、日本人による開拓は 出来なくなる。こうして明治16年10月、鬱陵島からの日本人総引き上げとなるが、この時、 鬱陵島の朝鮮人島民が日本人との別れに名残りを惜しんだという記録がある。

日本人引き上げのため政府が用達した共同運輸会社汽船「越後丸」で鬱陵島へ渡った政府の責任者である内務省書記官・桧垣直枝の「蔚陵島出張復命書」である。

 26 『竹島考証』第 17 号 エムティ出版 237 p、武藤平学「松島開島之建白」『竹島考証』第 16 号 同 234 p

「(明治十六年十月)十四日になって、鬱陵島のアリクサ(引用者注 阿陸沙=沙洞サド ン)に帰り、集まっていた日本人を乗船させた。総人数は二五五名であった。この島で居住す る朝鮮人はおおよそ六○名で、日本人の恩恵を受けて生計をたてている者が多く、日本人の帰 国を聞くや嘆き悲しみ、まるで兄弟親友の別れのように荷物の運搬をし、送って来た。日本人 も彼等に感謝の気持ちで米等を手渡していた。島長・全錫奎は日本人の伐木した木材を恣伐視 せず、随意に本国へ搭載して帰国することを許可した。日本側も暴風雨などの緊急時に利用す るようにと自米四斗二升、俵二十五包を手渡した。」27

日本側の記述であるので、日本人に贔屓目があるとは言えるであろう。当時鬱陵島にいた朝鮮 人の数が60名とあるのは、開拓令を受けて明治16年(1883年)4月と7月に最初に公式 に居住した人たちと思われる。

「日本人の恩恵を受けて生計をたてている者が多く」とあるのは、日本船による食糧や日用品 の移入のことを意味していると思われる。電気もなく、食料も乏しい開拓生活のなかで、ともに 開拓事業を進めた日本人と朝鮮人の姿がかいま見えるのではないか。

「日本人の帰国を聞くや、嘆き悲しみ、まるで兄弟親友の別れのように荷物の運搬をし送って 来た」というのは、韓国人の情の深さを考えると、実際にそういうことがあったものと思われる。

「島長・全錫奎は日本人の伐木した木材を盗伐視せず、随意に本国へ搭載して帰国することを 許可した」とあるが、その判断の背景には、島で日本人が果たしていた役割を評価していたので はないか。

鬱陵島の開発に当たって、日本人の果たした役割を全否定しても良いものであろうか。

もちろん、江戸幕府も明治政府も鬱陵島は朝鮮領と認めており、勝手に島に入り込んで伐木す るのは違法である。下村輪八郎たちは「開拓の志」のみで実際に鬱陵島の開発に当ることはなか ったが、鬱陵島に渡る日本人たちは上記の明治16年の総引き揚げ後にも続いた。

上述の明治16年に鬱陵島にいた日本人たちは、日本での裁判で無罪放免となるが、この時に 木材は朝鮮国の官吏から恵与されたものとしており28、当時の朝鮮側の統治にも、日本人の入島 を許す条件があったのではないか。

その後の展開と鬱陵島で日本人が果たした役割も含めて、実際に鬱陵島で何が起こっていた のかを、史料から明らかにしていくことが重要である。

²⁷ 外交史料館所蔵「朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航之日本人引戻処分一件」 杉原隆「明治十六年鬱陵島を退去させられた石見の人達」『郷土石見』92号 2013年4月刊 28p 内務省書記官・桧垣直枝の「蔚陵島出張復命書」 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/webtakeshima/takeshima04/index.data/20150202105156963_0001.pdf

²⁸ 日本外交文書 第16巻 一三三 附記1 339p

(2) 独島は鬱陵島の属島か?

最後に、現在の竹島問題に関連して、述べてみたい。 果たして歴史的に竹島(独島)は鬱陵島の属島なのか、という問題である。

下村輪八郎たちの資料には、竹島(独島)への言及が全くないことが逆に注目される。長崎~ウラジオストック航路から見える島としての松島(鬱陵島)への関心なので当然とも言えるが、鬱陵島を開拓しようという人間にとって、竹島(独島)は注目に値する島ではなかったのではないか。池内敏教授がしきりに強調するように、竹島(独島)はそれのみでは生業として成立する経済的価値を持たない島であった。²⁹

安龍福事件直後の1694年に鬱陵島を訪れた張漢相の航海日記などを見ると、前近代の朝鮮半島から鬱陵島までの航海は、遭難による生命の危険をともなう非常に危険な航路であった。 30 ようやく鬱陵島にたどりついたあと、それからさらに先の竹島(独島)まで、さらなる危険を冒して、経済的価値のない島の開発を目指す動機はないのではないか。

日本側から鬱陵島を目指せば、竹島(独島)は途中で出会う島である。ところが朝鮮側から鬱陵島を目指せば、資源の豊かな鬱陵島にまず行き着くわけで、いわば鬱陵島がゴールである。そこから、さらにリスクを冒して、はるか先の竹島(独島)まで行こうとする者はいなかったのではないか。

鬱陵島と竹島(独島)の距離は約88㎞である(外務省HP)。³¹ 江戸時代の『隠州視聴合紀』によれば「一日程」かかる。³² 竹島(独島)には水も食料もないので、鬱陵島にいる人間は最低往復2日分の水と食料を用意しないと竹島(独島)での作業は出来ない。そうまでして、経済的メリットのない岩の開発を志す朝鮮の漁民が、果たしてあったのだろうか。

歴史的に振り返ってみると、1694年、鬱陵島に行った張漢相は、遠くにぼんやりと見える 島を目撃しただけで、竹島(独島)には実際には行かなかった(上掲『蔚陵島事蹟』)。これは朝 鮮王朝の官人(役人)が初めて竹島(独島)を認識した記録であって、その前にも後にも、竹島 (独島)について記録したものはない。

29 池内敏『竹島 もう一つの日韓関係史』(2016)中公新書 108p池内敏『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会(2012) 62p

30 張漢相『蔚陵島事蹟』

31 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/ 「所在地図」

32 戍亥間行二日一夜 有松島、又一日程有竹島。この「松島」は現竹島 (独島)、「竹島」は鬱陵島である。

その後、鬱陵島を実際に訪れた朝鮮王朝の歴代の官人=掃討使たちも、竹島(独島)に行った ものは誰もおらず、竹島(独島)についての報告はなく、報告書の鬱陵島の範囲に独島を含めた 者も誰もいない。これらは、いずれも予算的にも日程的にも十分に余裕があったであろう朝鮮王 朝の公的な調査であるが、独島について報告する者は一人もいなかった。

鬱陵島に実際に行った官人等の記録をまとめた柳美林論文の最後の一覧表を見ると、著者の 意図とは裏腹に、鬱陵島に実際に行った官人たちが、鬱陵島の範囲に独島を含めていないことは 明白である。³³

10p 表1 鬱陵島の距離関係に関する文献上の記録

記録者(出典)	東西	南北	まわり(周囲)	
通説(三国史記	! !、疆界考ほか)		100里(*「方百里」のことか)	
金昌胤	60~70里	70~80里	120里	
張漢相	60里	70里	150~60里	
韓昌国	50~60里	70~80里		
朴世堂			100余里	
金正浩	70余里	50余里	200里	
李奎遠			140~150里	
皇城新聞	60里	40里	200里	
崔南善	1 Okm	9.5km	120里	
行政地図	11.426 km(28里)	10.73 km(26里)	56 km-56.5 km	
			(約 180~183里)	

いずれも、東西・南北ともに数十里の範囲におさまり、100里を超えるものはない。

当時の朝鮮の1里は420.2メートルなので100里は約42kmとなる。約88km (すなわち約200里) 離れた竹島 (独島) を「鬱陵島」の東西・南北の距離の範囲に含めた記録はひとつもない。 34

韓国海洋水産開発院:『海洋水産動向』1256号 2008年4月3日

http://dokdocenter.org/dokdo_news/wys2/file_attach/2008/05/01/1209605713-64.pdf

34 金昌胤 正祖10年(1786)捜討使、張漢相(粛宗代)1694年(上掲)、韓昌国 正祖18年(1794)捜討使。 *なぜか張漢相が最初ではなく2番目に来ている。朴世堂も粛宗代の人。

金正浩は『大東輿地図』で有名な地理学者で、柳美林は『大東地志』を注記。

李奎遠は1882年(高宗19年 明治15年)後述。

皇城新聞とあるのは、『鬱島郡の配置顛末』記事(1906年7月13日)のことで、この論文の主題である。この数字を柳美林は「鬱陵島」のことだと強弁するが、実は「鬱島郡」のことである。

崔南善は1953年ソウル新聞連載「鬱陵島と独島」。

最後の「行政地図」とあるのは現在の鬱陵島の行政地図(実際の距離)である。

³³ 柳美林「「石島」は「独島」だ 日本の「石島=独島」説否認に対する反駁」

そして1882年(高宗19年 明治15年)、高宗から鬱陵島の検察(調査)を命じられた李奎遠も、独島を確認していないし、さらに彼は于山島は鬱陵島の別名であるとした。35

「晴明之日 登高遠眺。則千里可窮 而更無一拳石一撮土。則于山之称鬱陵 即如耽羅之称済州。」 訳「晴れた日に高所に登って遠くを見た。千里をも見通せると思われたが、石も土も何も見えなかっ た。すなわち、于山を鬱陵と称するのは、まさに耽羅を済州と称するが如きものである。」

「耽羅」が済州島の別名であるのと同じように、「于山」とは鬱陵島の別名であるというのである。 ここに、鬱陵島とは別に「于山島」という別の島があるという朝鮮王朝の積年の誤謬は、高宗が 直接に派遣した李奎遠によって否定され、正されたのである。

さらに、1900年に日本の赤塚正助らとともに鬱陵島を調査した禹用鼎も、竹島(独島)に行こうとはしなかった。禹用鼎の報告である「鬱島記」には、竹島(独島)のことは何も書かれていない。36

この調査を直接のきっかけとして、1900年、勅令41号が定められた。それまで「鬱陵島」と呼ばれていた地域が、そのまま「鬱島郡」に昇格したのである。郡への昇格時の内部大臣・李乾夏の「請議書」が残されているが、この「鬱陵島」の範囲は「縦八十里 横五十里」であって (該島地方〇) 縦可八十里2横爲五十里라)、この範囲には、竹島(独島) は含まれていない。37

鬱陵島를鬱島로改稱하고島監을郡守로改正에關한請議書

右는 該島가 東溟에 特立하야 大陸이 遠隔하온바 開國五百四年에 島監을 設置하야 島民을 保護하고 事務를管掌게 할외 該島監 裵季周의 報牒과 本部視察官 禹用鼎과 東萊稅務司의 視察錄을 參互節査하온즉 該島地方이 蹤可八十里오 横爲五十里라

訳「鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守と改正することに関する請議書右は、該島(鬱陵島)は東溟に特立して大陸から遠隔であるが、開国五百四年に島監を設置して島民を保護し事務を管掌させてきたが、該島監・裵季周の報牒および本部視察官・禹用鼎と東萊稅務司の視察錄を參互節査すると、該島地方は蹤が八十里ほどであり、横は五十里という。」

慎鏞廈は、最後の「該島地方」を「該地方」と翻刻するが、原史料を見ると「該島地方」である。

以下に日本語解説あり

http://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/2010/02/1900-oct-22-petition-by.html 原史料

https://farm3.static.flickr.com/2687/4352027425_1c807e2563_o.jpg

³⁵ 李惠恩・李ヒョングン『晩隠李奎遠の鬱陵島観察日記』韓国海洋水産開発院2006 196p

 $^{^{36}}$ 禹用鼎「鬱島記」慎鏞廈『独島領有権資料の探求』第 3 巻 6 9 p \sim 7 9 p 独島研究保存協会 2 0 0 0

³⁷ 慎鏞廈 『独島の民族領土史研究』(知識産業社) 1996年(韓国語) 192p

[「]鬱陵島를鬱島로改稱하고島監을郡守로改正에關한請議書」

開国五百四年は1895年(明治28年)。「開国」は李朝の建国をいう。「本部」は「内部」。「東萊税務司」はラポルテである。島監・裵季周の報告と、上掲1900年の内部(内務部)視察官の禹用鼎および同行した釜山の税務司であるラポルテの報告を総合して検討すると、該島地方すなわち「鬱陵島」は、縦が80里ほどであり、横が50里だというのである。上述の歴代の官人たちと同様、この範囲には独島は含まれない。

この「鬱陵島」がそのまま「鬱島郡」に昇格したのであって、「請議書」には新たに何かを加えるという文言はない。よって「鬱島郡」内の「石島」が結局どの島であるにせよ、昇格した「鬱島郡」には竹島(独島)は含まれていない。

竹島(独島)が鬱陵島の属島であったことは歴史上一度もなかったのである。

こうして1905年(明治38年)2月22日の竹島の島根県への編入となる。独島が鬱陵島の属島であるならば、日本への編入は領土を侵奪したことになるが、実際にはそうではなかった。

戦後、サンフランシスコ平和条約の草案作成過程でも、竹島(独島)はいちども鬱陵島の属島とされたことはなかった。終始、別個の独立した島として議論されてきた。38 どちらに所属させるかの変遷はあったが、結局、署名された条約では日本が放棄する領土には竹島は含まれず、日本領土に残った。 韓国側はサンフランシスコ平和条約には独島の名前がないので何も決定されなかった、というが、これは詭弁である。サンフランシスコ平和条約の領土条項に独島の名前がないということは、すなわち日本が放棄する領土には竹島(独島)は含まれないわけで、日本領土として残ったのである。

このように韓国側の鬱陵島開発の歴史をたどると、独島が鬱陵島の属島であり韓国領だという韓国側の主張には歴史的根拠がないことがわかる。韓国側は歴史的根拠のない主張をまず取り下げて、歴史事実を直視することから始めるべきである。

最後に、毎年2月22日に行われる島根県の「竹島の日」の式典で繰り返して言われていることであるが、韓国は重要な隣国であり、竹島問題は平和的手段によって解決されるべきである。 その基盤となるのは史料に基づく歴史的事実である。双方の国民が、史料にもとづいて冷静な議論をすることが大切である。拒絶や糾弾や侮蔑的言辞ではなく、お互いがリスペクトを持って対話と議論を深める事、特に次代の子供たちの教育を担う教員たちが、そうした議論を交していくことが重要だと思う。(終)

-

³⁸ 塚本孝「平和条約と竹島(再論)」『レファレンス』平成6年3月号(1994)31-56頁

影印

「締約主義」 「松島日記」1~5、 (国立国会図書館所蔵)

松島日記1 『西海新聞』明治12年9月24日 水曜日 687号(2面)

1段目終わりから2行目「隠岐島より~」~3段目11行目

陽 B

號 七 拾 八 百 六 游 日 水

ナり死で角政府ノ現行條例ナ以ア空米相場ノ際害ラ遊

大キニ御世話ノ一語テ以ア答フルノ外ナカラントスル 七日ト要家セント欲スルノ意ナル乎我商買等ハ将サエ 七堂鳥馬駒ハ普ノ條例チ遊率スルユエ君等を之チ遊奉 要能スルトハ之テ今般我長輪潜三新設スルノ商員三向 率レタレト要望スルハ其意果ソ何クニ在ルャ像レ所習 易キノ勢に死ル可カラザルチ以ラ更二政府ノ係例ヶ遊 易二非ザルハナレト云に後二八空米相場,弊害ノ生レ ズヤ前ニハ政府ノ條例チ遊率スルノ相場會所ハ現島智

月 九 年 明 14 冶

を隔てたる日本海中よある松島といい島を別れせんと

廻船相展買地最況為探偵按海可仕上決約住候間該

ケレムルニ足レリトスルノ見解ハ愚二非サレバ則ナ偽 ト明 育スルを決レテ不當二非ザルヘレト信え (未完)

賀の鬼蟾精一。島原の本多親基の两名ハ既は卒業の上、 ○付て官職を以て常縣より下線板羊線に八學したる佐

開かんと欲し場所見定めのため名が村を遊廻せしる小 城郡の市川村よて二千餘勝を牧すべき恰好の場所を見いました。 先日節縣せられしが其後兩名中合せ常縣下る牧羊場を

網術

を単務官へ出す 住候處門面御取置。相成其后再頭住置候來本年六月 右松島へ近後スル騰ニ敷丁ラ距す現二日堅仕候處巨 中長的縣督下ョり左ノ下科輸八郎儀督禮へ航海ノ砌 私儀一作九年十二年中發為閉拓事故二付不順恐建音 木繁茂レ且流瀬ノ益中可有之ト見受候ニ付當階ニリ

○脱岐島より七八十里立海洋中の沖縄島より三四十里

拓の命感熱生す○同九つ 町許みして大み巨木繁華 の三氏が實地に着きて記 合中より下村輪八町小幡 常り謂いゆる松島の南西 夜方位る心を注きたり よ必松島を経過すると有 洲路」向け拔錨廟に河取 〇六月四日輪八郎八英四 君の物願を蒙れり〇同十 網脇部人君へ始て面調を 昨明治十一年四月下村輪 該倉中本縣士族下村輪八 あれば後号を待ちて登載 約主義と題する一篇八旗 日務路の涿船東京九よて 起人一同人ひに喜れば角 て渡航す可く長崎港へ來 お以て縣庭へ出郷せしと 三ラ井屋を假の事務所と

心なりと云ふ

四浦朗洲港へ商用とし

単と前ぶる堂々たる商民社會る於てをやと四角張て論なる。 於てさへ此等の思智有るべからを況して繁華の市街る

機兩人談決の上在榜帆廻船を貳百崩みて相雇びて朋 致了可く管団君より陳られたり之れに仍り理地經檢の 以て業となせり松島附拓の件い同人と協議し充分尽力 官樹脇引へ面謁して松島の概況を陳述せしみ此地在留 人下總佐倉の商濫藤七郎兵循環で煉化石を製造するを 階へ着す〇同十日事務 自撃すのて悟々該島崩

に廻りて距離館に五六 午后第一時子の正位に とのて對州を過るや貴 国けると有り航海針路

生号、乘艦全大時浦湖

の伊留号より同君赴任 高開拓の事に及びて は候するの間該地領事

此い近來解しからぬ示談を聞くとの哉我々が町内よて 金し玉いれたしと云い入れけるとそ甲基ハ之れる答 新と中りし處貨殿ハ新八の事のを格別と金若干回を出 の主人かる甲町の某る面曾し此度我等が町るてい踊り 町内益す繁榮すると至るべし然ろよ貴殿の町内とてい あら那の町は限るとて次館と新八する者多くかり随て なく他町に住居ふ人までも皆な此由を聞慕ひ家を持つ 年間も之を容赦せば只其人な迷惑を掛けぬばらりても るかも傍からないしく知るべきようもなしそれゆき とも掛けぬようよと町内互よ中合せて居る位かり何故 とかれば新参者ハーケ年も経て見いば其身代の何程か ハ新参省よい却て容赦を加い最初一年い成丈一錢たり

りと聞く又た該合の線 門名を抽機し去る十九 時常やありし由るてい を松竹合と呼び書面 省へ出郷に及ばんと 有 い長崎區四古川 Hij

本新士族其他級名の看店

セザル「知ル可キナリ去レバコソ前替未が果フザルニ レト欲スル乎然レル氏ト雖に其心二於アハ自カラ安と 以サ喋々スルカ我レ難レラ数カント飲スル乎天ヲ数カ ガ如何二大阪ナマリノ智辨テ以テ空米相場二非ガル所

台山口縣土族吉田孝治 此の難報に記す者 精神とも云ふ可当者 **感覚すて交明筋化の今日すてい彼の獄中の囚徒社會する。**

智易事務官 奇 人

んて親参者を

成候ハー乍恐皇國ノ魔領メル事で相題レ耳ハ御闘祭 地取關了上而許可相成侵換來無職院願之通御申所相 二碎心致候康 日相立可申卜冥加至極任合二零存候也 年八月十五日 高來鄰西村四百五拾八番地 千葉縣第十大區六小區下總國 印料郡佐倉田町四拾四億地 長崎縣第九大區四小區經前國 (以下次号) 七耶兵衛 即

明治十

住か」りけるが益る或る中の町より乙の町内へ近來新

の近まるよ付き踊り番の町々よてい最早夫々の用意を だる程でも有りませんが項日長崎市中と追々諏訪例祭

たよ物家を設けし者ありければ乙町の宿老其が該和家

事を設計す

本懐あきよ過くるい無しとて自ら會友をらんとを望み 内老交債助い続死したもば只妹と兩人まて辛らく老母 其他の事故とて数年前より家出せしま」今よららに其 →一度出して機分が批送の恩義を公釈と謝するを得ば 庭今度此會の設け有る応間の自分半日の雇賃を一ヶ月 かり此岩吉い一昨年迄い(皿)山中の救助を仰きたる程をよ人物といふい友平岩吉。終局ミュ。秋月ミヨの三名 なる人物といるい友平岩吉の秋尾ミキの秋月ミョの一 行會、金剛を施入する慈善者の数多き中と最を奇特 を養い居る不幸者。ヨハ六十七歳の老体よて夫と兄弟 極質かりしが當時日屋稼さるて漸やく其日を送りし 男女四人の兄弟ありしも男子の兄弟ハ何れも不行状 キ、三三の爾婦人い何れん其日稼ぎの身あるがミキ

萬事一山中の厄介とあり添くハ存正れど如何とも之に 雇いれ其日を許らを獨身かるが自分い此まて戸掛其外 たれば有れども無きが如く頼みよも成り難く日々人よ 正微志を受面らる」と聞きしましらよわき光波の力と 報いんすべかく思ふ折れ今度此會(金額の多少を問い 部氏も三人の篤志よほど~一城し入り涙を非て其施金 くや否やい定の難けれど納くまてい善行の志を呈した 其上い積金の利子なて萬事支拂ふとあり)満るまで続 て四ヶ年の期(該台の施入金種市期限ハ四ヶ年と定め 一人の男子心酸年前相綴で死亡し女子い皆遠方は嫁し 〇百海縣令丞よい本日披錨の激船よて郷上京さるよ山 しと何れも再三人を以て該合へ申込みたるるそ為起の 郎船貫効丸ハ五馬對州へ俗せ朝鮮之向て今月田港子 ふ者へ出自了全人日く對州と航でる蘇州の總船ちふ流 浦其他手を別ちて探得する際長崎大浦かる末光村次ら しと申し伸へたり下村兄弟郷里西村之至り既有四拾回 舟に体験せい事成る可し賃金凡百五拾間よて承諾す可 も其便を得ず**体て**漁船よて相航可しとて長崎近村神の 町小林藤平へ瀬船底の麓を体験で同氏頗尽力でと雖と 同十三日弼豫氏へ此の決議を軍報すると再度長崎西濱 の金調をなして暗崎で共后寺治義岩南名本光村次よ面 主日く浦湖着港の日限を創せるを尽て催ま一日を言語 村兄弟及通辞甲作清子を以て船主ヒートルヒョースへ 飲料石見に岐地へ殴りて該兵へ航子可言無き議論一次 合し雇船の談判相結ハで放よ再議して對別は行く可き 問調達の儀を依頼で同九日中村氏來りて金四拾八回む 足の金策調いさるを以て長崎健津町中村忠三市へ会首 拾五崩は果し來る九日田經と決めし河宿ず六月八日不 應接し松島經檢よ付役地へ三日間滯崩の僕を談判す船 せて発園却を極む故主又六月六日亞語外利伊僧号へ下 携帯だり金員合せて最百八拾八国之れを許銀る模なる 不賃金百五拾那外主班賃会費三人分四拾五開合金百九

を受領せらせし由

)払島日記前号の領き

該島實檢の爲不日出帆の心得然とよ開拓使御用艦全 丁三名共、乘艦したり 八素より不足すと雖外よ為了可己策心無く止む事を得 (すお気は美生所記式非合創物が技前職の種名

四日着崎直に歸村患者沒して喪祭修福の事と終く己よ 月廿日頃入港の電報有りのて開拓使へ依頼致す可くと い語ると該島の事件を以てし三名閣様して竈を同くす と無し偶友人山口縣平民吉田幸治来りて下村兄弟を訪 一、且密ル氏と前約の有るを以て同人へ急報を以て照會 てい郷里僻地なるる依り便宜の為長崎港へ轉居了然る 寒冷に赴くを以て來春を待ち開柘の着手相較る可く就 急報有り就て百事を抛ち全廿一日日耳曼号へ乘艦全廿 存し帆廻船展の僕見合せたり其の中輸八郎老母大病の 夢るよ自ら目途有り共く着手で可しとて則質地接査の 氏云ふ是國家の美事あり片時も関く可らずとて有志を 日々指を居して來者を待ち在蒋四月を空過し苦心措く よ客冬潮脇君死去の計音を得聞し大き落膽丁と雖とも 五月十一日輸八郎宅み於て大人開拓の意見を譲ず吉田 よ及いしよ四月初旬に出崎

下可き旨を

退報したり

雨楽 開拓健官局叉の共作の便船を以て改統すへし其日限で額社よ通知する 第三十年、自耕者の該社中へ加いり其株金と該社よ納付するの何時も 屋と定め要事は係る諸件と軍で之と該職は放て約束に修めて之之と致 第三十一條 自称者北海道及著船已被所以南三日止宿中其耕地也其家 及以其他の方向と協議し萬般丁軍よ指示風旋すへし さるの問題の義務とすださとも該社の企員の印ち株主の金員あるで以 約定と設け決して株主と成て來心の人として目下頻塞困却於至らし 第三十二條。自研者が担よ就で取らよ収穫す~自穀物をし放よ相當の 典すへし然ととも欧具炊具其作用の動件と該社よ於て関係せさる者と とさる必ず社員之と非動よ迎へ社屋よ誘い用三日間の止宿せしか耕地 第三十三條 別る約束と修め一時代更する者とす 該社の株分の一様自国と一枚る製すべし此株分の管質機

手代ではく者とは文管語官語る土類して官員の監督と数がありと表げ 第三十四條。株主中旬し不自命者多くして自命者少さときる別る處が 第三十五條。統計營業に事務と衛作と事要とを燃和共或は收置或法院 歌集すると核社は指在しる所とは第二十九年と照開すへし 方法と設け十五年間自存者一様の概利と一様の利益と奥へ以て耕失と て一時金融の道を聞くてし と成す四て世界合ま至てか之まで該社へ協議して相當の納東と住所以 且職門と外にして財務総理思務数日第と他より候借するともるへし 第三十六年。核社は隣員と社長副社長幹事副幹事一等より数等を分で 感すへし其他頭物で呼ら水利で跳し便道を開く警費得失利害で推究と 梁政の植木政の資産政の工作よ恋ある禁主と其協議で得て便宜請求よ 提其人と言さるとされ様主の条膜ス国で敗機すると得へし て分科として若手ずると有るへし を保たすと難る此中答片神で凝ら送志操と周さ之百方以功快気で中 関う之と技様はっとあるべ出日の萬一當初れ目的へ問語去年了の損失 第三十九條 學様すへし光晴~の景況と報告すると国館新聞と以て廣告すべ去 第三十八條 も當初三年間と改進人より公選すへし光滅三年間中と雖る数起人の と重以るス當てと林王一同れ協議。国で年限市る技で解社以ると無合

該社の登業の論十五年間と起むと雖る林主一周の協議

林主型省の規則と蘇月報告の順序俱る者大抵無行條例

正問刑長を誤挙すると銀行統例は撰奉法よ準據す然を

(以下次號)

央自由たらへしと雖も自然者よ至てしたと資却するとさく維持代資本

松島日記3 『西海新聞』明治12年10月1日 水曜日 690号(3面)

2段目真ん中~3段目12行目

示談い出來ぬるのでしやうら
を表表しています。

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の相手取出して、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の相手取出して、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の間、

「記述」を表表して、一人の相手取出して、

「記述」を表表して、

「記述」を表述して、

「記述」を表述して、

「記述」を表述して、

「記述」を表述

「記述」を表述して、

「記述」を表述。

「記述」を表述して、

「記述」を表述

「記述」を表述して、

「記述」を述述して、

「記述」を述述して、

「記述」を述述して、

「記述」を述述して、

「記述」を述述して、

「記述」を述述して、

「記述」を述述して、

○殿下童岐國石田郡武生水村百八十四番地居住平民山 望が太郎ハ幼稚より近所の豪家自良貞平方へ手智に罷 早幼少の時に死去し今て只老媼一人と兩人住み居?し 早幼少の時に死去し今て只老媼一人と兩人住み居?し 早幼少の時に死去し今て只老媼一人と兩人住み居?し 中に同氏け印料を流みとで強け置きし金と無いのに預 で管で作で同氏は印を流みとで強け置きし金と無いのに預 でできまましずるとで強け置きし金と無いのに預 でできまましずるとで強け置きし金と無いのに預 でできままとすが入用まずから此証書を抵置に ででして下されと相談し金若十を借りて即刻に立ち して貸して下されと相談し金若十を借りて即刻に立ち

無ければ何の預り金があらうと答べしゆる倉治で友五郎よと云々は話をふしたとと一位一件を語らいけるに呼よて云々は話をふしたとと一位一件を語らいけるに呼んの人計りなれば其証者で他人へハ央して御渡し不被内の人計りなれば其証者で他人へハ央して御渡し不被内の人計りなれば其証者で他人へハ央して御渡し不被内の人計りなれば其証者で他人へハ央して御渡し不被内の人計りなれば其証者で他人へハ央して御渡し不被内の人計りなれば其証者で他人へハ央して御渡し不被下様にとちのと置話がし日で去月十日頃はとにて十三日に到りて友五郎が房太郎方へ行き証書の一件を詰問に及ると表れば房太郎ではまま間でと誤ると表が暑へ訴で出てされば十五日に呼出さま捕続の上十六日に平戸警察署へ護送に相成でるでと問地なの上十六日に平戸警察署へ護送に相成でるでと同地なの上十六日に平戸警察署へ護送に相成でるでと同地などは、

同十日午前第四時長輪港拔錨○松島日誌前々號/續

四處ニ技薬等ラ琉ヒテ催カニ雨露ラ凌グノ假庭ト為ス 同十一日午前第十一時始メテ松島ノ全形チ影頻ノ間 方へ船チ廻スニ小灣ノ有ルアリ之レヨリ上陸ラ為レタ **望** 4 (距離凡四十里 午后第四時若島 **サ指示レタルナルベレ兹ニ島中ノ事實ラ雰問セントス** り是二於テ察スルニ前二漁民ノ呼ハリタルハ此ノ小湾 羽へ海岸へ岩石数多ニシテ意ノ如ク遊マス依テ東北ノ 學ケテポーイ々なト呼ハリメリ是レ我輩カ楊陸ラ拒ム 伏スルアリ短艇ラ下シ水夫長英人トミシンナル者トー 章旗ラ看砲路ラ間中山中へ隠匿スル者有り又穴中ニ俯 景況ラ望ムニ朝鮮ノ漁民漂着セシ者ト見工嚴岫ノ側題 艦長我为爲二日章旗ラ楊ケ一發ノ砲軽ラ轟セり島中ノ ルニ集等皆恐怖ノ休ニテ強ケ去ダリ催ニ止マル者三四 ナラムト線を頭にテ船チ陸地に管セントス風波甚强ク 同上陸セムトスル際渠等三四人海邊ニ行ミ手ラ東北ニ 訝スルノミ近傍ニ鮑殼チ堆積ス=有リ叉水鳥ノ捌ノ酢人管語通セス文字先シ只怪ミヲ我カー行ヲ傍視シテ悔

多捨フタルフリ(水鳥ハ鳧鷲ノ類ト見ユ)茲ニニ三艘ノ多捨フタルフリ(水鳥ハ鳧鷲ノ類ト見エ長五間位権童船チ修繕スルアリ (船形ハ朝鮮船ト見エ長五間位権童船チ修繕スルアリ (船形ハ朝鮮船ト見エ長五間位権童船チ修繕スルアリ (船形ハ朝鮮船ト見エ長五間位権童船チ修繕スルアリ (水鳥ハ鳧鷲ノ類ト見エ)弦ニニ三艘ノタ治フタルフリ(水鳥ハ鳧鷲ノ類ト見ユ)弦ニニ三艘ノ

右ノ外見慣レサル雑木各種有リト雖モ木片ノ散落チ拾タブ 一椿 一楓 一桑ーシラゼ 一花櫚 一黄柏 一槻 一唐松 一樫 一

○北海道開進會社設立申合條件追加節目ノ續キ及名田傳吉チレテ鑑定セレム (以下次號)ヒ取り或、優木ノ端末ヲ剝キ取り長崎唐木師福井一郎

代耕者雇入規則草稿

スル者トス 耕地ハ恰の自分所有ノ如ニシテ収穫ヲ以テ諸費ヲ自辨耕地ハ恰の自分所有ノ如ニシテ収穫ヲ以テ諸費ヲ自辨クル成規ヲ履行シ十五年間耕地ニ住居シ其年限中ハ設第二條 第一類代耕者ハ申合條件第廿條第廿壹條ニ掲

解放プルチ得ル者トス 斯に其勤惰す私を其情ナル者へ約定期限中ト雌モ之テガニ應が等給ナ分ナ日給サ定以寢食へ會所ニ於テ之チ第三條 第二類代耕者へ数月又へ一年二年ナ約を其勢

第五條 第一類者1旅費ハ自辨メルベシ家屋扌貸附ス初ヨリ第二類者ヲ募ルヿ無シー類代耕者稀少ナル際ニ當テ臨時雇使スル者トス故ニ第四條 第二類者ハ設社株主中不自耕者多ク而レテ第

行ナラサル者ハ数名台宿セシムル者トス者ハ―戶ヲ貸與シ單身又ハ貳三名=至ルト雖モ男女―第六條 第一類者=貸附スル家屋ハ男女―行移住スル第六條 第一類者=貸附スル家屋ハ男女―行移住スルニ第一年第二年ハ其宿料ヲ収メス第三年=リ―ケ年

名がある者方へ行きお云々の話をあせしに名治してれるがあれて友五郎も少し疑念有りて真平比親戚目民出しが跡にて友五郎も少し疑念有りて真平比親戚目民

よで預り金有りやと問いしちば真平で固より預

いりし金

と疑いを起し負平方へ行きて黄殿で彼は山邊居太郎

『西海新聞』明治12年10月6日 月曜日 松島日記4 692号(3面)

2段目真ん中~3段目真ん中

び襲庭の木戸口崩げて二度三度覗きてて叉を木戸布閉 錦と釜敷金さへも相様に出して可なり間なりに世を彼 れけり委に明治九年頃衆町の裏家を借りて三人二して 離れに遠慮し夏座敷獨了酒吞み與し居る所に人目を恐 移り住み此所住吉と足を駐め裏屋住居は氣軽し近降に ちぶる繁昌の土州病故か美女の情ける深き深江の浦結 手隣りに此項引移でて洗針を家業とするおよしといっ 出て「宜い所えお主きん思はせ振りいも動の名の選 きぬ手かでと勝次邱態と狼狽し体をかし様先こ読んで され御いしこの所を飛んだ御船广マア御覧くりと微笑 1日明けて頂と入了來り勝次郎の方をおろりと見て はなった。 見村中尾皿山は者を召由)およして稍と思索を極め れ何者なるぞ是れぞ一箇代女武者戀比曲者手取りの! めがけててかたさし親き何ら心に思案して顕露ふて是 も憚あらを今日て商賣も休みかればと酒肴を買い揃っ 3山本勝次町と呼ぶ男あり元とて東彼れび三浦村より て話らんとする本心に思いらりとてよくも知られどよ 契りて干蔵迄鶴の巻と言交す色情も亦た盛んに行います。 きょうない かま ないかん ちねば看客欠けを恐びて号を追い独きを読みて其際 を知り玉へ「從是本文」此所(名に食い頭の浦軒を井 物ありけり(是のおよしる元とて東彼作郷上波佐郷 妙 木* [:.]

遠しがり「お由さん何ぜ様側よばらり安座し 台湾 女氣の其場る至れば心憶し後い何とも云へば 其れてい何うやら隔てが有って真實の咄しし住態いの つ」只管な顔は紅葉を散らしけるが補して顔を押し縁 ららお前の女房と思い切って言かけしが厚顔 る心動揺て其身も共る肢枕此先ハ今み群定と小第二節 るよち由、默然て身を任るするななる故時次即も今見 しァム大層酔つて苦悶ないと其儘其所な打臥でを好機 いと言ふとサ「ソレハ勝さん言はだとん私しが胸 家、同様是れるら互ひは真實となり世話まるかりた 「チャあさん食質の味しという「何との味り同志い や思いけん勝次郎いも由の育中を撫て振りて試る 居るのだ える口際 しくても 遠

○松島日記前々號ノ約

夫長トミュンテ以テ明朝迄,碇泊テ依頼ス談制數刻ニ艦スレハ艦長直ニ船テ油湖港へ向ケントフ兹ニ於テ水漁民等出テム目送ルカ如キ休テ爲ュ海岸ニ龍立セリ歸 時又上陸ノ策ラ約ス シラ漸々艦長許諾ス此夜島ノ北位へ碇泊明日午前第四 日己二後を結艦セントスルニ及に彼 山山 中二陽暦セレ

一十二日晴午前第四時西北隅コリ上陸ノ此 歸掘ノ際山腹三當り烟ノ起ツ有り是集等力流伐スル ナラント想像シダリ

ナレバ輪八郎就キテ蓉ヌルニ決笑捌ンド與フ之レチ熟 最早肥エタリ(諸黒キ土地ニレモ殖物ニハ尤上地ト考進ンデ山中チ巡視スルニ老樹八チ庵に地中面ニレテ土地・レイホスルニハアリデ何カー種ノ工業スル者ナラン猶し伐木スルニハアリデ何カー種ノ工業スル者ナラン猶 レ伐水スルニハアラデ何カ一種!工業スル者ナラン 有り是レ栗南ニシテー種ノ食物ヲ盛レリ其品質不分明 ヘラル)此處:崇等二三人居チ同レクシテ共:食スル スレバ汐煎ノ鮑ナリ三名之レラ食フ味至テ族ナリ其 是 傍ラ莚貳板ニ顔倒様、者サ干 摑去シテ島ル

男も副見拾かくばナガット一杯サアくしる酒か香

る串談人味な音葉の発目の門瓶左標迄ゆつ

L

やらいか の悪る

12

い故今方獨りで酒寝たが松手あければ目らら走野暮な

葉と甘へて一杯御頂載ら申しまつせうと恰も間 そうる手を延べて受けて頂く盃も一つ二つと重かれば

いる近番る様側の端なく契る言葉

くい説 クが

次部ハ

汗

よしてもお臭れ幸い今日ハ家族等も皆な出機つて

淋流

是レ朝 長崎區醫池原廷安及岡田耕巷,鑑定三据 鮮ノ人形人参ナリト云フ

スルアリ此處人力チ盡サハ風波ヲ防キ繋船下錨ノ埠頭先キコヲ憾ム然レドモ東北ノ方位=富=テ小島ノ暮布 又鮑魚ノ干タル有リテ集等干鮑 サ以ア推ス三海産極メテ彩多ナラン唯島中二一大好震 拾と取り海鼠鳥賊等を懲殿ナル水涯に見コル有り之レ 得ス遺憾ナカラ篩艦セントス其、際水夫等数多ノ鮑ラ 種有りト雖用深船、出發ラ告ヶ且廣濶、山中樹水獨審 至ル迄流伐センセノト見工山頂ラ望メハ奇樹喬木等數 建テ大日本松馬ト記シ下へ姓名裏二年号月日ラ書載 トモナラン后日ノ目標トレテ島ノ東北へ二本ノ標柱 ニシテ方位ラ失シ節期ヲ誤ランコラ懼レ跋涉食ルコチ り到ル處新舊木材根株無数ナリ是レ数年前ヨリ今時ニ =麵包ラ以テス與等相集リ大三喜ヒテ之レチ喰フ夫ョ 去りテ張熊ス第八時四十分松島ヲ拔錯ス 笹山縣吾ノ鑑定ニリレス廣東人参トャ云フ 中サル ル吾輩報スル

可シ其略圖左ノ如シ

以下次號)

島ノ幅員ヲ概測スルニ周園凡八九里乃至十里餘

以莫大、漁獵アルコモ亦知ル可キノミ

節艦,際經縣等,數時見,有,之レ,以,想像スレ

〇北海道附進會社設立申合條件追加 闭機械組助耕規則草稿 節目前就

フルノ法及と驅取フルノ術ナ知れ者テ以テ之二充ツル 弟 ラ該社=展収シ之ラシテ耕作人ノカラ助ケシムル 阿洋風ノ機械ハ多々牛馬ノカニ類ル故ニ牛馬チ音響 條 機械組ト、西洋風農業機械ラ能ク使用 スル

於了平常二十名ヨリ三十名トス土質,沃硬肥瘦云因 第三條 其人員公 幅員百町歩以上チ統理スルー 授スル者トス

立シ官應二題請シテ拜借セル卒業生徒等ヲ以テ之テ教

如于者且多少、管錢、以下第二類代耕タル者ョリ成

二投シ農事實地ノ研究

二條

機械組八北年ノ開生奮ラ白ラ腹航シ身子該社

二志シ其給料チ要セザル生徒様

-182-

『西海新聞』明治12年10月10日 松島日記5 金曜日 694号

3段目終わりから4行目~(4面)1段目終わり (3面)

> 人の家振怪しと見て一寸關吏に心付けしのふるとしに でした其半額をは褒美として甚三郎に與べられけせば 望めの金園を賜はてしらば押し頂き夢らと計で喜とび 甚三郎と御褒美を頂載する事ハ夢にも知ら正只だ支那 うと想像られまず其賞状で左の如し て立歸でしといふ女房さん小さそはや御機嫌でしたら

平民 下 木 甚 三 耶長崎區西彼杵郡戸町村六十八番地

付右茶棉下ヶ代價ノ牛領金四拾壹圓七厘賞與候事 入船積スルラ見認メ速:税關へ告知候技殊勝ノ儀ニ 其方儀去此六月九日清商張仁昌号輸出番茶へ上茶混 關

手を頸ふ掛けて近く引着す顔と顔暫しい見とれて居た されて最と耐くさ)お客の膝み打乗りて黄の如き柔ら 即の金友大けありて发が此方の持い世振知らざる振できる。 これ 會に似合いぬ素振客い心に訝しく思へど流石い浦部情等 静らみ進み來名人目に憚る事あれば阿原を膝より抱き ツトルろら参ッナヤ香ハノと言ふ時運し勝手より足音 い藝数のお〇と一度心達ふたこともない浦島の初の出 よナウ~~と吸い付く粋な受況ハ一度も見たまとふか りしが可愛イ少年ザヤと紅の花を炊く唇にてお客の顔 ○夢物語第二回 色質的女の手管とい知りながら浦島さんと苗字を知 典うないとて態と馴染の風拵らへ阿強や日ハ大唇酔 (知音でんない小生を知音の様ふ言い做す 能ザヤと思たら浦島さんアータハ人 0

秘情う茶を汲み事れば元の如く他をどめて立去りらり 様ろう隠してんねしや知つトリ升ョと是より種々の苦様 が我れい新聞屋でハナケレド新聞屋なら何んの**咄**しか 0) せぬよ 見られし残念い連心何回当いて心にふや尽されいしま 升が浦部を新聞社員と見違へるるより和し迄其同類に 情を述べ立て自分の耻を惹き出す時しい第三回よ譲り ノ玉露さんと松風さんと云ふ雨人の大夫衆を連れて個 ふぎゃに何時らアータハ新聞屋れ浦部さんと一緒よア の事やら分らねぞ新聞屋と藝者ハ猫と大の仇敵の様だ お客い藝者に向い先き其方が聞て吳れと言いれたい何 あると云へば藝者ハ大な怒りて新聞屋チャナカトハ堂 盆に茶と茶菓子載せて特出す小娘い定めし藝者の三 母の所持せ、手織の遠黄絲單物同古帶三筋塩種ヨ込み

級を経びり裸體の傷床下は押造り **曲者の手を提らべきか続い今この間末度ウント一盤比**をき とそしらぬ難して徐ろくし管笥 他の名残りと其の信息の徳京でおる斯で形太郎の非道 喉元を心常てンツト押さえしると何係名の身の茂ら日喉を く最と物度の秋風の引は染みくしと歌られぬ儘と枕を い却つて真身の異見を喰らふ程るて今い殆んと備計虚 じを再度後祖母のトモに根談しるると背んせきる而己 るより又々戶尻の男本を以て嚴しく閉込み今い快よし なん起立ち猶尽し衣物学と掛けある古る手ばを以て首 まる息を信はしか時分が善しと左の手を差し伸し握の 突る除け手で伸して老者の声の疲らる正体も無く腹節の 然を静する四隣の好火も細々を減んとして又た明かる き果て野し打ち案んしなるが夜もいや次第る時移り間 (從祖母殺の領亞)俗も勝太郎ハ笙筍を買り拂てんよ る小間を何い出し兼 しが全躰の隠くれき 上野氏の巧妙い實は称でると除りあれば各位親ら往れの 今般本古川町るて開業する由とて各位の望みる膳し寫 到りて漸く其術を得て之を清川氏る授けられたり像て の共立知名所らり然るる未だ顕微鏡寫真の術を學の得 妙心得且其門的甚だ多くして本那各地は散在するい世 ○當港中島上野彦馬ハ本邦寫真師の魁よして其他と巧言ないまして其他と巧言 イが出立と日本指して出行さし後の明ハ次号よ又た

むむ早附木で磨りて提灯を點し有合いの金圓及い從祖れはい目を張りて夜の明るを待つるるがき秋の夜の白 み置かれし譯もあれい何分買受け難さ旨を申立しも強 なるふ同人の答える趣い同町人の家具等を買受てい相 て知音なる同町木戸與市方は赴む忠貴却の相談は及い いての相談と断りも言い兼けん去い買い取らんなれど 済まぬばかりでもなく兼て其元の伯母并よ親類より 内給二錢八厘を兩人の車夫よ相渡し残金及び衣類い脊 大引き除け即て示談、整ひ代價總計貳圓七十鐘受取りだ。 ないない 造っし置れよとの事る任世同所迄車と載せ持運い衣類 も自宅店先よてハ輝ある所あれい福屋町佐藤香古方へ 煎らし即て薄る就き一睡せんと為せしか思ふ儘る眠ら

○校島日誌第六百九十一號ノ籍

新するとい既は前号は心登録せしが右清川氏の字

人る随いて勉強せてる同人心又共る研究せられ本年る より本古川町海川磁次郎深く此顕微寫真佛る就心し同

るものなく同人も学てより其物を行いざりしが数年前

怒を含める顔色い成あつて猛ららを剛なれとく深を現

し實に情然とする斗りなり此時種を押し開けて紫根

ん平りい居りまつせんをい町の藝の泉み斗り耽けてと

なと紛らせい藝妓ハヘイアータの様に足の遠いお客さ

「烟草スポー一條處を見て此頭、御座敷が急しいら

此ノ地ニ來ル歸航,便宜ヶ得スンバ困惑ナラン該艦不 主ヒートルヒロース輸八郎ニ向ヒチチ握リテロク公等 全十四日午前第一時浦湖洲港へ着シ全六時上陸ノ際艦

THE

H 往復有り必歸路へ便サ得可レ光を運賃食料等へ質スル 彼レカ厚意ナ謝レテ別 地ニシア東京ニハ便ナレル長崎 及バス等印シ述へタり輸八耶答へテロタ權太八遠隔 二向ラ解 行ス郎塔 シ去しく V 二品ルハ不便ナリ 彼 ノ地ハ貴國 船ノ 依

物

本

店

大 坂

演

K

MJ

μŲ

7

Ħ

松

尾

丈

右

衞

FS

謹

W.

全廿四日輪八郎事務官へ出頭レ寺見松本ノ雨君ヨり銀 書數通ラ見テ是遊該島着手ノ定見等ラ知ルコチ得タリ 記等も有ラバ差シ出ス可シトノ儀ニ付型十六日草案ノ 勵セラレ該島開拓ノ儀へ國家ノ寒中有志ノ責任ナリ日 詳細二陳述レタリ寺見松本ノ雨君大二我輩ノ起菜ラ物 七月十二日三名共二甲務官へ出テ寺見君へ面闘ス全社 五十弟ラ借用ス別ニ又松本君ヨリ銀十五部ラ借用ス 儘事務官へ出ス全十八日吉田孝治事務官へ出頭を松為 全十五日三名共二事務官へ出頭を松島質檢云々、儀す 調見テ乞と委細陳述致ス可と其序二批者無事ノ様子 件二付前長崎縣令北島君ヨリ故領與潤點君へノ往復

有リタリ 閣下浦湖港ヨリ寺見機一裏面ニハ(下村吉田)へ托スト モ傳語等類ムトテ添書一封相渡サレ其ノ表面ニ想本公 日夕今般松島開拓二付テハ東京外務省へ罷出テ機本公

▶富節ノ一件へ天下ノ美事ナリ此上一層勉勵シテ成功 全十三日發艦ノ / 遂が可レ軽忽ニスルフ勿レト懇篤ノ誠ヲ以ヲ膖トセ 際寺見松本ノ 雨者船中二來り臨マレ E 御察之諸君陸續御來車改下度此设御披露印上候應多時計提勒及管等二相用候議二寫取可申候係

全十四日函館着 **仝日浦湖港發照**

全十七日运滯港

伊万里山麻縣客運貨定價表運 貨 丸 和月十

每月十日、廿日、卅日

Ŀ

S.

47

绿

問紙飯店に最も意識が表した。

新

钵

長崎引

他起 ij 1000 111

11

湖鉄網此段廣告候心

寫其師上野意馬門人

野彦馬門人 - 清 河 震 次 三長崎縣長崎區本古川町宮眞師

次郎

ルト雌 粥ラ啜り毎日午后四時ニタ食ラ與フ寶ニ空腹ニ堪へず 全十八日陀羅胡牟号ニテ發艦々中食料朝飯ニ水ノ如 バ甚レキ軽蔑ラ受テタリ然レ 在食質手當金ノ不足スル所四り然ラシムルフナ ※國家ノ爲メ廈苦シ テ 博多 二國 士子又皇 多度津 五旬七十又皇 大坂 六国十五级

他日大二為スコ有ランコチ樂ミテ耐恐

全廿四日午前第十時長崎港へ着シタ

畢

大坂新

報賣捌

所

二間五十銭 一題七十五銭 五圆廿五钱 四圆廿五钱

一上等 全庸 全席 节

伊萬里海結問屋中

右の外御料理上中下御好次第風味宜敷下直よ調一種上等全 御好大第 一種上等全 知好大第

(但酒

二木、山

取

進仕候問販々敷御來車被下度此段伏で奉給候

馬町六十一番地

4

八聞〇ィゥコ拾番五拾五製〇同五六香門拾覧○販番十五間〇同胞後推茸三十五間〇同覧馬二十 他子油二圓四十幾〇石炭油二圓六拾錢〇掃絲松 四〇生繼載拾二圓五十錢〇同古拾三圓五十錢〇)石炭カラッ二十五盟五十幾〇同今福二拾一間 | 國六十銭〇同京谷二国〇四京路二十帝国〇同 5天草七間〇同島原六間市銭〇三ッ石正布監告 ·印拾價〇同玉島八圓六十錢〇本日發拾版廿錢 AO同小豆五圆O跑前米八圆六十錢O白岀十三 ピン上五拾五面)同多久二十五園五拾銭〇磨綿上或拾二圓〇ァ 後來八趾七十銭〇日倒八盟〇同大五三四五 題上四十圓〇同松一寸板七五六枚物七十五頭 同下松八圓五十錢〇黑砂粽大島七圓二十錠○

腐 告

广阔義助編輯 しのいさみ 〇さけのふつかゑひ 〇つつらのほせたちくらみ 〇此外 種々ノ悪症へ元疾留飲

應河小總松 本內野野 左 古壯 右 聯助助遊街

衛子修授サレタリ佐ラ今般開業仕前書ノ御皇ニ 氏ニ就キ佐學客年先生余が赤路テ察シ悪シ妻協 日本芸少夕揃り上野先生其妨チ掘エルナリテ 顕微総写真ノ横三付テハ吾様テ執心セシモ其術

銀潰地食可成高價二申受稅間獨拂之器到御來議擊店於ヶ仓縣公債証書其他各公債証書其他各公債証書並二替金 在御區之御方~賣却可致此段廣告之今銀治屋町二土織附新建築地所共澄乡所所有罷 本石灰町五百七十八番此 大浦四番地 テレジッ商社 ti

佐 贺 吳 服 町 熊本米逢町一丁目 村本米逢町一丁目 大坂北久太郎町三丁目 長 翰 東 濱 町 仝仝仝仝九 支支支支支 店店店店合

三井物產

會社

支

二年九月十五日 小田卯八八長崎區今銀次屋町三十四番地平民 Œ

本日太陰曆 八月廿五日 昨九日時 寒 職 計 * 抄法無之限小引續专差出可申候事中受候事且前金ノ期月相切以候供御買止 市外及ビ遠國巡送ノ分ハ此外ニ御定ノ郷 本 一銭〇一ヶ月前金式拾三銭五厘〇三ヶ 〇本社商間 印刷長来編輯 根 長主 [2] 以上 U 00 ~ 正午七十三 2

東アランコ伏ラ語ラ 長 崎 袋 町 角 ボアランコ伏ラ語ラ 世界では、 一角 では、 一角 では、 一角 では、 一角 では、 一般では、 一 高级 谷町 膀角 次 副

ン四ヶ街空三殿告ス○ちはみち○かつけをべてうきやまの○かくぶよう○むれい○み○よし空記り奉書う正り深り受験ノ部賢三奉謝候然三遠昭三到テハ此其熟アルチ未熟知セサル入王空記り奉書う正り次のは「後間飲行報ノ大奇惠ナル丁書と諸君ノ知り給っ處ニシテ日三倍愛ヲ蒙古・ウルユス)ノ効能、疾留飲行戦ノ大奇惠ナル丁書と諸君ノ知り給っ處ニシテ日三倍愛ヲ蒙

小包十五粒入 全或證 中包三十二粒入 大包六十五粒入 **戴百三十粒入** 全十錢 價廿級

全五錢

-184

『西海新聞』明治12年10月15日 水曜日 締約主義 696号

1段目終わりから6行目(編者曰ク)~(2面) (1面) 2段目4行目

12

號一六 拾 九 百。 六 第 日 曜 水

明 + 月 治 日 Ŧi. + 年

府知事縣令ニ開申スベン 舍中ニテ編成シタル締約主義ト題スル者ナリ 今マ之レラ兹ニ掲録シ天下ノ同感者ニホサン 編者日々左ノ一編ハ松島開拓ノ事業ニ付松竹 經ベレ〇第二十三條

官

達

箇年ヲ以テ學齡トス〇第十四條 凡兒童學龄間 別フリ地方税若クハ町村ノ公費ラ以テ設置セル テハ教員巡回ノ方法チ設ケテ見童チ教授セシム ラ受クル途ノアルモノハ就學上做スペシ〇第上 〇第十七條 學校三八ラスト雖也別二普通教育 年間ハ毎年授業スルコト必四箇月以上メルベレ 得ベルト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇 又土地ノ便宜三因リラハ此學期ヲ縮ビルコトラ ルモノハ其事由ラ學務委員ニ陳述スペレ〇第一 等ノ責任タルヘレ(但事故アリテ就學セシメサ 五條 學龄兒童尹就學セシムルハ父母及後見人 少ラトモ十六箇月ハ普通教育ラ受クベシ〇第七 レ〇第十三條 凡兒童六年ョリ十四年三至ルハ 屬い兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事サ掌ルス レ〇第十二條 學務委員へ府知事縣令ノ監督= ○太政官第四十號別册ノ續 モノラ公立學校トシー人若クハ數人ノ私費ラ以 ルコトラ得ベン〇第十九條 公立小學校二於テハ八箇年ヲ以テ學期ト 學校尹設置スルノ資力ニモシキ地方三於 學務委員八其町村人民,撰 學校二公立私立ノ 聖タル

海 新

事縣令ノ認可ヲ經ベシ○第二十一條 テ設置セルモノチ私立學校トス〇第二十條 立學校ラ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ府知 設置或八殿止スルモノハ府知事縣令三開申ス 必立學校ノ教則ハ文部卿ノ 私立學校ソ教則ハ 以下次號 私立學校

薬テ起、東洋,要津ラ占メ得タリ又聞ク北海ノ 頃年政府頗ル談判二苦ョシモ領還スルファ得テ 此ノ際ニ於テ信誼ラ重クシテ情好ラ厚クシ有無 犯シテ膺懲ノ典サ率ケタリ目カラ是レ変和セス 今現二内務ノ管スル所ト為リ漸次二個漁殖産ノ 維新前後國家多事ノ際放棄ノ顧ミルニ邊アラサ 修山可中道一就クハ智者ラ待チテ而ル后二知サ サ廣通シテ賀易チ盛昌ニシ無以テ親睦,隣交チ 小笠原洲トモ稱道スヘキ世ニ謂ユル松島竹島ナ リシニ父母ノ二島ハ既ニ英米國人三据ラレタリ ルナー却テ説ク我カ東海ナル小笠原洲ノ如キハ セリ荷田國家、為三慶チ體スル當局者ニシテハ ンバ必攻戰ス可キハ其地形二就キテ其情態チ成

朝貢ラ納レア懷柔一禮ヲ執リショ中世ニハ高麗 祖=連,泥哥來來祭加二及八山地八占二謂八二 己二北海三向テ其ノ騎然蠶食ノ状ラ呈セリ即ケ 蒙古ノ窓ト為リ女真刀伊ノ賊ト為り数々邊座ラ 西海山陰北陸北海人諸道ト僅三一帶水ノ日本海 我ノ交通アリ其西北ハ自ラ背面ノ體有リテ其寒 相望:人煙,稠密物產,繁殖故三內外,智易彼 約ノ義チ講シ熟慮熱心シチ開拓ノ事チ起 ラ隔ツル對岸ナリ朝鮮ヨリシテ魯領タル滿州山 **跋荒京ニ屬セル後門ニハ鄂羅ノー大敵國ヲ延キ** 平洋=臨 1自ラ表面ノ勢アリテ港灣相連り崎岬 トス夫レ我カ神州ノ形勝ヲ觀察スルニ東南ハ大 4韓地ヨリ任那渤海蕭慎靺鞨ニ至ル者ニテ悉ク と一社チ結合シ該業チ創設スル所由チ細説をふ 理セシム之レナ締盟ノ原始ト為レ之レチ開拓 命と約シラ兄弟ト為シ天下ヲ經營シ國土 シテ締 サムト

ア斷然實地二就カムコチ證。願書チ進呈セリ 耶賞ァ浦潮洲路ニ在リテ居留人齋藤七三兵衛トテ去リ事緒ニシシニヨ・ ナ 同グレ其ノ事チ助ケムトレ公明 三逝キ君素キ 北島秀朝君へモ照會スルコト數回公を亦大三蔵 脇壽人日熊然深夕蔵スル所有リテ古今三考據シ ルフラ得サリキ是二於アカ在浦湖洲港故領事潤 リトン其、實地上に於テ未タ其、詳細テ探知ス タタルサ或ハー島兩名有リトン或ハ二鳥各稱有 ノ該島ト我力邊海トノ方位距離尹就クラ間クニ □其行終二果サスト然ル二前行二眼腺等シー人,再發レテ事二從ハムトシ全君病三且死スルニ會 募り筑前若松港ヨり船ラ發シテ實地ラ驗視シ尚 來該島開拓=熱心スルフ既二人レ今年大月輸八 及に支那へ向ヶ往復スル船船ノ航海鐵路三當山 拓ノ業ラ創セントシ且該島ハ浦潮洲港ヨリ長崎 地タルヲ以テ一日片時モ空閉ニ經過シ漠然ニ付 彼我二徴証シ我レニ緑属セル島嶼ニシテ殊ニ要 里ナル可シト云へり現二内外地園ニモ載セテ昭 ルチ以テ自ラ管係スル所口有リトン故長崎縣令 マ明カラズト政府上察請シ有志ラ能通シ該島開 海島(筑前大島ョリ西北四十八里)ヨリ凡三四十 隱岐島ョリ西ニシテ凡七八十里立海洋中ナル沖 君織チ餅シ該島着手ノ為福岡ノ土族數十名チチ間ハサルニ至レー明治ノ初年隱岐参事藤四

恐有ルチ以テ幕府政治上、井於テモ該島チ度 ハ加賀,五兵衞石見ノ八右工門ノ事人口= #籍リ而シテ先キニハ高田金兵衞豐田又郷ノ件后ニ ラ説ク素ヨー吾カ属島タル丁赫著タル者ナリ然 タル所ニシァ渠等カ奸闌密商ヨり外蕃關防ノ

子平ノ三國通號等ニモ其ノ概畧ヲ舉ケ其ノ要衝

フ者山陰ノ遠瀛ニ當ル日本海中ニ崛起セリト林

圖

萬一ヲ期シ央然米艦二搭ン去リテ松島(洋人製

シ或ハ干鮑ヲ製シ或ハ人参ラ干スノ情况ラ實見

伐リテ船無テ修理シ其海産ラ探リテ饒餓ラ療 調コル)二至ル偶朝鮮ノ漁民漂着・其林材 其前、チ酸…其ノ素志ラ達レテ國恩二報答スル 郎及弟義著吉田孝治三名故領事瀬脇君ニ對シテ

爾

謹ミテ古典チ徴スルニ造化天神ノ特ニ大小名貴

州港へ達シ在留事務官寺見機一松本秀三兩君二 調、實際ノ形况サ具申ス両君此ノ舉八實、國家 ス(其概要ハ松竹日誌二載ス)又航シ去リテ浦 美南ナリトテ大二機勵シ複本武楊君二向ケラ

マレ事輕忽

-185

テ遊心勁直ノ節チ守ル自う是レ我カ同胞社會ノ精神トラ侵レテ以テ清的真個ノ操手持千竹/風霜子後キテ以謂松竹ト頭を做ステ以下單二之レョ社号トを松へ冰雪 サ勘りテ任用シ經二謂ハユルカラ数セ心ラ電ニシテ天 在リテハ骨肉山胞ノ情道ラ廣元シ其年紀ラ以ラ尊長車 激シ歸りテ之レナ同志二謀ル吾カ偕素ヨリ 費二當リテハ自ラ際スリカラサル者有ラム且該島ノ科 名き發起主任トン他ノ各位ラ同盟社員トレ其ノ名ラ銀 「无り論定セル規則二照り議决セル章程二振り此ノ数ノ水兼之レチ天地二員シ之レチ神明二哲にテ疑貳スル 權義ヲ踐行ス可キ基葉トス然レバ則ナ締盟ノ主義開 下ラ經營スルノ志尚ラ主眼トレ忠受自ラ許セル臣民ノ 期シ其事二就キテハ盟ノ新舊チ酌シテ員遣シオノ長短 中兼受兼後ノ人情二及ホシ是ノ併行す以テ彼 幼八座尹分十三相互二親睦協和少自受白養八天性二原 蕃必須ノ不足,豐給シ善隣ノ道ョ講シテ浦潮賀易ノ漸 指令ラ奉戴シー行い上京シテ政府 1概要ヲ楊ケ本縣長次官諸公閣一二具状シテ特別ナル ニスルモ其實テロクシ會は共二社中一切以和與得喪 シテ長崎商上ノ振ハザルラ回サムトス柳吾カ傍ノ此ノ 夕開クルコ便を水邦器用ノ有齢ラ融通・富國ノ業す起 シア大二該島ニテラ下シ其ノ最先ニハ恰好ノ地ラトン ノ道サ得殖民ノ地ナムノ運輸經濟物産テ繁殖セシン外 大事業ナ創アルヤ唯二國二効スルノ公益ラ計較シラ ス円 ス可申者上是レラ揮搖と彼レエ拮据与堅恐人而レテ 於了空とり杞憂大抱ク「此二數年奮職措之「能人ス 大埠頭ラ築造シ内外船的,緊泊ス可中港門ラ構成 奉スルノ私利ラ南指スル者二非サルテ以テ其常二 事分任羽兼國幹事等)其,任重クレデ賣モ亦大 シテ農上ノ母菜ラ就ラシノ土照有志者ラシラ就産 ノ漂着され漁民チェリテ山海ノ贏利ヲ起レ此懲囚 シテ該島内地ラ寶檢シテ官廳、保護テ得來春ラ期 サルリケムヤ 先スル者、社長兼職長副社長兼副職長粉起 折セサルサ以下将約連署ス其ノ局面二當り 議シ標的ヲ定メテ意見ヲ陳へ豫算ヲ 音チ以テ購ス是ニ 替メサルリケム 禀准尹請と一行ハ 至 ホヨリ該島ノ事件上リテ益々以テ感 獨立ラ 建テ 柘 1

松竹社 ナレバナリ 日規則書日章程書實コ是レ我カ同胞會員ノ憲法 ナ共立スルニ 紀元貳千五百三十九年 要ス可キ 者三有リ 日本篇〔主意

編者再識右ハ該社ノ依赖ニ應ノ掲載セリ 看者諒路

報

配の拾遺い左の如し ◎前號な載せ餘したる去十日長崎商法會議所議事傍聽

るを躓そべし故に七月より九月迄れ間い金融活凝なり 母自分ふかるても若し有限責任の創立なれば必らを 設立の願主八富地人あるや否やを問ければ曾頭答ふ成 名なり、投し本議を開くる臨み一番より今度米商會 投票せい「當候者ハー茶青小七番熊本十九番木村の三 サバ河豚販賣方の義に付一乾肉として公賣するを許し 銀集會の商ふ於るて十九番(木村祭太郎氏)の務案ある **迄い轉出九千餘圓にして轉入八千餘圓なれば先づ平均** ならだして其信額に應する丈好物品が當路へ入り來れ 差ありとす併し此三十萬圓い空しく他に濫出したる者 圓あれば轉出高比轉入高列超過でろと質に三十萬圓け ふ至る迄を轉出島が四十萬餘圓 引して轉八名十一萬餘 書は轉出人は員数を調ぶろふ七月一日より九月三十日 りしを想ふべし即いら十八銀行ふて取扱いたる公債證 ち六月以前いぬるくして下半期七月以后い頗る活潑な を及ばずべろけを報告し又本年當着け金融八上半期即 新聞る見ゆ一就てい将來必定我國生系の貿易上に影響 始んを辨別ず可らざる由云と(委いしくい既る東京諸 糸と異なるとなく至精の顕微鏡を以て觀るる非されば んのを結附せし者なるが其功用色澤ともる事心真の生 し麻糸を以て本質とし之れる絹糸層を煮て溶解したる 府は於て類似生糸の製法を發明せし者あり其製法い蓋 ら(三業理事員何れる未だ確定せざる故)目下佛國里昂 本議を開くの顔は會頭松田氏い假りふ理事員の席は即 やと各員に問ひたるよ異論なきみより即ち上申委員を 以て密質の弊な防ぐの対案)其筋へ上中の義異論なき な得たるが如し云~ 化旨 報道し舉~本席に即は先日 しと謂ふべきなり而して富十月一日より昨九日に至る し其の何ん人たろを問いむして可なれどん若し無限責 社

るる状際了して既み大坂商法會議所等みい其政正案は

下我政府马於てい外國弘向了條約改正社談判を促かる れため聊か演べ置旨を演説せり右事て又各員A向ひ

條約改正系代利害を論究し議次の上、早惠其筋、建言 したし各員け意見い如何なるやと問ひたろい各員皆之

れに同意せり乃ち雄讀々案取調べ委員十名を投票せし

ふ壹科青木休七郎、二番本田寶、五番永見傳二郎、七

同退散せり時ふ午后八時三十分かりし右よ付

四番小林剛三其選に中りたで是に

岩田清秋、卅三

岩田清秋、卅三番山下右一郎、卅八番松田源熊本昇平、十一番細川雄二郎、廿五番贈永順系

一十五番於田源五郎、四十

於る鏡を鳴らして一

昨十五

て可ならんや因て今斯長胸商法會議所品於了心至急了

力を添て以て集等が邪勢を壓口するけ義務を尽さだし 勢なれば我國人を名えれい又安で安山慷慨し我政府よ 專ら自國にみけ私利を課て此版正案で抱まれと

そるけ 所(外國人社結社なり) み其利害を下間せしみ外國人 利害な下間相成り又英國公使い橫濱神戸等は商法會議 惟せしり体り念のため其筋へ何いたろう有限責任みし きれ時ならを故み自分れ意見を要言すれば米高倉所 病源を診ちて、き順序にて未だ劇藥れ可否を論定をべ ハ僅かに其第一回のとなれば是れよりして徐々衰微 今日に至了商法會議所設立は風志を買いを得たる小今 り然るに関水種」れ世被ふ逐いれて時日を遷延し漸く あらば即ち徐々ふ設立すると遅しとせばと思ひ替へた 后ら若し果して劇襲かる米商會社を設立すべきと確衡 う商法自議所を設立して衰微の病源を無と診察し然ろ るあり因て長崎市街乃夏勢を挽回する乃第一着手八先 べしとの答なるにを退て熟考するふ紳士に論し實に允 設立方を内原せし事も有りしが其節紳士い尚ほ早かる め自ら三十八番の席み即ら自分ハ米商會社設立の義い 可舉名の後曾頭ハ七番を呼で假り了會頭の席み即らし 都合十名みて半八當地人半八福岡縣人なりと又本議既 なり而して其題人八富潜人大浦ケイ福門縣人佐野某等 任なれい其人の管籍了はて利害の分名」者な 元來大品好を所了て既品先年東京品於て或名神士品其 て資本金い三萬圓とし外み三萬圓の保證を置くされと ちんと思

3. 「竹島問題に関する学習」推進検討部会の報告

(1)島根県における「竹島に関する学習」の推進状況

島根県教育庁教育指導課 大坂 慎也、原 邦夫

1. はじめに

平成29年3月に小学校及び中学校学習指導要領が、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂され、初めて学習指導要領に竹島が「我が国の固有の領土である」という文言が記載された。これにより、今後、島根県のみならず日本全国で「竹島に関する学習」が展開され、充実したものになっていくことが期待される。

島根県では、平成17年の「竹島の日を定める条例」をひとつの契機として、「竹島に関する学習」が各学校において実践されてきた。とくに平成21年からは、県内のすべての学校において、指導内容及び指導方法に関して創意工夫が重ねられ、児童生徒の実態等をふまえながら「竹島に関する学習」が行われてきている。

今後は、「主体的・対話的で深い学び」の視点から「竹島に関する学習」を考え、竹島問題を 自分のこととしてとらえ、竹島問題の解決のために自分にできることを考え、友達と協働しなが ら自らの考えを深めていく学習が求められている。

2.「竹島に関する学習」のおもな取組(例)

- ・小学校第1学年~第3学年の学級活動や道徳において、竹島の日前後で「メチのいた島」の 読み聞かせを行う。
- ・小学校第5学年社会科において、日本の国土を学ぶ際に、「竹島学習副教材 DVD」を使いな がら竹島の位置や歴史等を知るとともに、竹島問題の解決のために自分にできることを考 える。
- ・小学校第6学年社会科において、日本と関係の深い国として韓国を取り上げ、竹島の歴史的 背景を再確認したり、韓国の文化を調べたりしながら、韓国との真の友好関係を築くための 方法を考える。
- ・中学校社会科歴史的分野において、国際法上正当な根拠に基づき竹島を領土に編入した経緯 について学ぶ。
- ・中学校社会科公民的分野において、「竹島~日本の領土であることを学ぶ~」リーフレット を活用しながら、竹島問題の平和的な解決の手段を考える。
- ・高等学校の地理歴史科及び公民科の地理、現代社会、政治経済の各科目において、主に「領土問題」の単元で竹島をとりあげ、領土問題の歴史的経緯と現状を考察する。
- ・高等学校のホームルーム活動において、「領土に関する教育ハンドブック」「竹島学習リーフレット」等を参考に作成したプリントを使用し学習を行う。

3. 県教育委員会が作成した竹島に関する資料

- ○「竹島学習副教材 DVD」(平成 21 年度)
- ○「竹島~日本の領土であることを学ぶ~」(平成24年度)
- ○「ふるさと読本 もっと知りたい しまねの歴史」(平成24年度)
- ○「領土に関する教育ハンドブック」(平成26年度)

(2)学習指導要領の改訂と「竹島問題に関する学習」の取り扱いについて

「竹島問題に関する学習」推進検討部会長 佐々木 茂

1. はじめに

島根県では 2005 年(平成 17) 3月 25 日に島根県議会で「竹島の日を定める条例」¹が公布・施行され、それ以前から県内の学校教育では身近な問題として扱われてきた「竹島学習」が、特に 2009 年以降は県内のすべての小・中・高・特別支援学校において「竹島に関する学習」が行われてきている。

このような状況下で、第2期島根県竹島問題研究会(2009年10月~2012年3月)はプロジェクトチーム「高校における竹島学習」のあり方検討会を設置し、2012年6月に「高等学校・特別支援学校高等部における『竹島学習』のあり方について」をまとめた。その中で5本の学習指導案が例示²され、県内の関係学校に印刷し配布された。また、島根県教育委員会は、それまでの県内の「竹島に関する学習」の成果と課題をふまえ、2015年(平成27)3月に、概論編・事例編・資料編(DVD)の3部から構成された『領土に関する教育ハンドブック』を発刊し、島根県の「領土教育」の集大成とした。

一方で、文部科学省(以下、文科省と省略)は、2009年(平成21)年に告示された『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』で「領土問題」について示し、2014年(平成26)1月には、中・高等学校の『学習指導要領解説』の社会編と地理歴史編を一部改訂し、新たに「竹島」が明記されることになった。

2. 今次の学習指導要領の改訂について

文科省は、2017 年(平成 29) 3月 31 日に小・中の『学習指導要領』、2018 年 3月 31 日に高等学校の『学習指導要領』それぞれの改訂告示が公示された。また、特別支援学校についても、小学部・中学部と高等部それぞれの改訂告示が公示されている。

今次の改訂は、戦後の教育史を画するものであり、中でも「竹島問題」を含む「領土教育」の充実が『学習指導要領』自体に示されたという点で大きな意義をもつものとなっている。

この次期学習指導要領は、小学校・特別支援学校小学部が2020年(令和2)4月から、中学校・同中学部が翌2021年4月からそれぞれ全面実施され、高等学校・同高等部は2022年4月入学の1年生から年次進行で実施され2024年(令和6)4月に完全実施となる。

この次期学習指導要領では、①育成を目指す資質・能力の明確化、②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、③各学校における「カリキュラム・マネジメント」の推進の3点が全体の改訂のポイントとしてまとめられている。

¹ この条例の施行で、「竹島問題についての国民世論の啓発を図る」こと、「県は竹島の日の趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努める」ことが実施された。

² ホームルーム活動 (高等学校)、ホームルーム活動 (特別支援学校高等部)、高等学校 地理歴 史科の世界史(A・B)、同地理(A・B)、公民科の現代社会または政治・経済の5本

また、高等学校・特別支援学校高等部では、「領土教育」を担う教科である地理歴史科と公民科の2教科が大幅に改訂され、地理歴史科に「歴史総合」・「地理総合」(各2単位)が必履修科目として新設され、その発展科目として「日本史探究」「世界史探究」「地理探究」(各3単位)が設置され、全面的に改訂された。また、公民科では「現代社会」が廃止され、「公共」(2単位)が必履修科目として新設された。

3. 指導要領の改訂と第4期島根県竹島問題研究会の設置

大きく改訂された学習指導要領の全面実施が近づく現状にあって、新たに設置された第4期島根県竹島問題研究会(2017年(平成29)6月~2020年(令和2)3月。以下、「研究会」と省略)では、研究会の設置に併せて、今次の学習指導要領の改訂とそれに伴う「領土教育」の充実を受けて、島根県が推進してきた「竹島に関する学習」の継承・発展と充実に資するため、新たに研究会のプロジェクトチームとして「竹島問題に関する学習」推進検討部会(以下、「検討部会」と省略)を設け、各学校種の学習指導案を提案することとした。

また、次期学習指導要領での「領土教育」の充実に対して、関係の学会等の諸団体や関連の雑誌・書籍等で取り上げられることは極めて希³であり、学校現場での実施についてはさまざまな困難が予想され、その点で「領土教育」の実践に危機感さえ覚える。公的機関等による『解説書』や『ガイドブック』等の作成が急務であり、大いに期待される。

この検討部会の委員を以下に示す。

「竹島問題に関する学習」推進検討部会委員一覧

(2018年(平成30)2月発足時))

委員構成:小2名、中2名、高3名、特2名、統括(佐々木)

事務局: 県教委教育指導課指導主事…義務教育1名、高校教育1名 県総務部総務課竹島対策室…南山室長、小川主幹

氏 名	所属・職名	備考
伊藤由実子	島根県立松江南高等学校 教諭	委員
大野 稔	島根県立松江ろう学校 教諭	
片山 峻	松江市立第四中学校 教諭	
小林 大樹	島根県立島根中央高等学校 教諭	
佐々木 茂	松徳学院高等学校 教諭	部会長/委員
佐々木隆文	島根県立出雲養護学校 教諭	
曽田 和彦	大田市立第二中学校 教頭	委員
富山 隆志	松江市立雑賀小学校 教諭	
山田 忠幸	島根県立松江北高等学校 教諭	-
吉田 貴弘	海士町立福井小学校 校長	委員

※部会委員は原則として「異動」があっても交代しない

※備考欄の「委員」は研究会の委員であり、検討部会委員を兼務

³ 「全国地理教育学会」島根例会(全国大会)は極めて珍しい例で、2018年8月18日に島根大学を会場に、「竹島問題」を中心にした「領土教育」をテーマとして開催された。また、教育関係の雑誌・書籍等については、管見する限り書籍では数冊のみで、大いに不十分な現状である。

なお、小学校を担当する富山隆志委員(松江市立雑賀小学校教諭)が急逝されたため、部会の継続性も勘案して急遽、2018年3月末まで島根県教委で指導主事としてこの部会事務局も務めていた植田道主幹教諭(松江市立出雲郷小学校)の快諾を得て、小学校担当委員として補充することができた。

また、部会の実施状況は、

第1回部会 2018年(平成30)2月27日(火)

第2回部会 2018年(平成30)8月9日(木)

第3回部会 2018年(令和元)7月25日(木)

第4回部会 2019年(令和元)10月8日(火)

第5回部会 2019年(令和元)12月19日(木)

の計5回で、会場は毎回、島根県竹島資料室(松江市殿町)の研修室を使用した。

4. 学習指導案の事例について

今回、島根県教育委員会編『領土に関する教育ハンドブック』(2015 年(平成 27)3月刊)の事例編と資料編(DVD)の成果と、今次の学習指導要領の改訂にしたがって、以下の学習指導案を作成した。ただし、①~④の学習指導案の中には、新しい学習指導要領に基づく教科書や指導書等が必ずしも十分に揃っていない現状での作業による作成であることに、是非とも配意いただきたい。

①小学校 社会科・5年生、6年生の2事例

吉田 貴弘(島根県教育委員会隠岐教育事務所所長)

植田 道(松江市立出雲郷小学校主幹教諭)

②中学校 社会科・地理的分野、歴史的分野、公民的分野の3事例

曽田 和彦(大田市立志学中学校校長)

片山 峻(松江市立第四中学校教諭)

③高等学校 地理歴史科・歴史総合、地理総合。公民科・公共の3事例

伊藤由実子(島根県教育センター指導主事)

山田 忠幸(島根県立松江北高等学校教諭)

小林 大樹(島根県立島根中央高等学校教諭)

④特別支援学校 社会科・ホームルーム活動 基礎編、応用編の2事例

大野 稔(島根県立松江ろう学校教諭)

佐々木隆文(島根県立宍道高等学校教諭)

なお、この学習指導案作成については、島根県竹島問題研究顧問の塚本孝(元東海大学 法学部教授)と、同じく島根県竹島問題研究顧問で検討部会を統括した佐々木茂(NHK 文化センター(米子)講師)が監修に当たった。また、学習指導案の形式については統一せ ず、各部会委員それぞれの校種等々を尊重し、原則として提出されたものをそのまま掲載 している。

5. 「領土教育」実施に当たって配慮すべきことについて

今回の検討部会で協議されたこと等を、以下の①~⑦にまとめ、「領土教育」を実施する際の参考にしていただければ幸いである。

- ①改訂された学習指導要領に示されている該当教科・科目の「目標」(「何ができるようになるか」を明確化)を確実に把握し、「生きる力」を育成するための「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理された「学力」の3観点を、「領土学習」にも位置づける
- ②同じく改訂された学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から「領土学習」の授業改善に取り組み、「領土教育」の工夫に努める
- ③小・中・高一貫の「領土教育」のあり方について意識的に配慮し、近隣の異なる学校種等との連携を図ったり、3分野や科目あるいは学年等で工夫して、重複を可能な限り避ける
- ④地域や学校、あるいは学級の現況を把握し、「領土教育」の充実に資する
- ⑤「領土教育」に関係する専門用語を正確に捉え、使用するように配慮する
 - 例) 「実効支配」を「現在、実際に統治、支配している」という意味で使用すると誤解が生じる。島根県や島根県竹島問題研究会では、「竹島の現状」を韓国による「実力支配」や「不法占拠」と表現している。また、国際法で一般的に使用している「実効支配」に該当しないと考え、県内の学校教育でも使用しないように指導している⁴
- ⑥「竹島問題」は日韓両国をめぐる領土問題であり、韓国によって日本の主権が侵害されていることが問題である。「経済的価値のある、なし」や「水産資源や、海底資源の可能性」に焦点を絞りこんだり、強調して提示して議論することは避けたい⑦島根県での2009年以降の「竹島に関する学習」の経験から、児童・生徒が「嫌韓意識」や「反韓意識」を抱くなど感情論に陥らないよう注意喚起が指摘されている

6. おわりに

学校教育において、年間授業時数が限られている中で、「領土問題」以外にも「環境問題」や「消費者教育」など児童・生徒が学び考えなければならない多くの課題が山積している。こうした現実のなか、限られた少ない時間数で効果的に成果を上げることが「領土教育」にも求められているといえよう。

今後さらに、教員相互の情報交換と共同作業による「領土教育」の充実が期待される。 今回の学習指導案の事例の提案が、「領土教育」に日々取り組もうとする方々に何らかの 示唆を示すものになると信じて筆を置くこととする。

最後に、検討部会委員の皆さんに対し、多忙な通常業務に加えての検討部会業務への真 撃な取り組みに心から深謝し、また研究会委員の皆さんの示唆に富む助言に感謝して、す べての関係の皆さんに衷心よりお礼申し上げる。

※「竹島問題」に関する資・史料、学校教育などさまざまな問い合わせは、島根県総務部総務課竹島対策室または島根県竹島資料室までご連絡ください。

⁴ 島根県および島根県竹島問題研究会の理解については、第3期竹島問題研究会編『竹島問題 100 問 100 答』(ワック。2014年3月刊)P. 132~133 を参照されたい。

(3) 小・中・高・特別支援学校における「竹島問題に関する学習」 の学習指導案

小学校 社会科における「竹島学習」について

令和2年度から小学校、3年度から中学校で完全実施となる新しい小学校学習指導要領において、「竹島がわが国固有の領土であること」が初めて明記された。今後、竹島を「正式に」学校教育で取り扱うことになる。

この度の改訂は、中央教育審議会答申(平成28年12月21日)を踏まえて行われたものである。まず押さえるべきは、新学習指導要領は、変化する社会の中で学校が社会と連携・協働する「社会に開かれた教育課程」であるということである。学校の教育が学校の中だけで完結するのではなく、学校教育の目指すところを社会と共有し、ともによりよい社会を作っていくということを目指している。また、答申では、学習指導要領が「学びの地図」として、「子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる」こと、「教育関係者間が共有したり家庭や地域、社会の関係者が幅広く活用したりできる」といった役割を果たすことが期待されている、としている。

新たな教育課程は、各学校段階と各教科等が相互に連携し、全体としての学校教育の在り方を示していることにも特色がある。そのため、各学校段階、各教科等の具体的な内容についても、学校教育全体の中での姿を念頭に置く必要がある。答申の「社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針及び具体的な改善事項」では、小学校社会科の内容が地理歴史科、公民科を含む社会科全体の中でどのような位置づけなのか、中学校社会科とどのようにつながるのかといったことを意識すべきであると指摘している。そのことを踏まえ、小・中学校社会科の内容を、⑦地理的環境と人々の生活、②歴史と人々の生活、⑤現代社会の仕組みや働きと人々の生活という3つの枠組みに位置付けている。

今般、小学校社会科第5学年「世界の中の国土」、第6学年「日本とつながりの深い国々」の 授業を構想した。

「世界の中の国土」では、世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解する。我が国の国土の特色を考える際、我が国の領土をめぐる問題について知り、竹島をはじめとする国境離島の大切さについて考えさせたい。

「日本とつながりの深い国々」では、我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子などについて地図帳や地球儀、その他の資料で調べまとめることで日本の文化や習慣との違いを理解し、その生活の様子は多様であることや、スポーツや文化などを通して他国と交流し、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解する。我が国とつながりの深い国について考える際、自他の状況について正しく理解し、平和的・友好的な関係を築くためにはどのようなことが必要かといったことについて考えさせたい。

作成にあたっては、竹島に関する必要な知識や考えるべき内容を踏まえつつ、単元の学習課題を追究していく中に、竹島に関する学習がどのように位置づけられるかを意識した。また、小学校での学習が竹島に関する最初の学習となるとともに、中学校社会科地理的分野、公民的分野へつながっていくことを意識しながら展開していきたいと考える。

小学校 第5学年「社会科」の事例

1 単元名 世界の中の国土(竹島に関する学習)

2 単元の目標

・世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解する。

【知識・技能】

・世界の大陸と主な海洋、主な国の位置、海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成などに 着目して、我が国の国土の様子を捉え、その特色を考え、表現する。

【思考・判断・表現】

3 本時の学習1(6/7時間)

- (1) 目標
 - ・竹島の概要を知るとともに、絵本「メチのいた島」を読むことを通して領土問題について考える。【思考・判断・表現】
- (2) 展 開

学習活動 〇教師の支援・指導上の配慮

- 1 地図帳を活用し、日本は4つの大きな島とたくさんの 島々があること、大きな海洋面積を有していることを 知る。
 - ・島の数6800以上
 - ·国土面積約38万km²(世界61位)
 - ·海洋面積約447万km²(世界6位)
- 2 日本の国境にある島をいくつか取り上げ、中には領土 問題をかかえている島があることを知る。
 - ・ 与那国島 (台湾に接する)
 - ・対馬(韓国に接する)
 - ・南鳥島 (日本の東の端)
 - ・沖ノ鳥島(日本の南の端)
 - ・北方領土 (ロシアとの領有問題)
 - ・竹島(韓国との領土問題)

- ○地図帳を見ながら日本の国土、 領海、排他的経済水域はどこま でかを確認する。また、島の数 や国土面積、ランキングなどを クイズ形式にすることで、児童 の関心を高めたい。
- ○地図帳で場所を確認しながら、 「国境」を意識できるようにす る。また、北方領土については ロシアに不法占拠された状態 が続いており、返還に向けて話 し合いが行われていることを 確認する。
- ○竹島を身近に感じることができるように、学校の所在地等との関わりを持たせるような説明を行う。

国境にある島のうち、竹島について考えよう

- 3 竹島についてのクイズを通して、竹島への理解を深め る。
 - ①竹島の形と大きさについて知る。
 - ・主に男島(西島)・女島(東島)の2つの島がある。
 - ・男島と女島を合わせるとおよそ益田市沖に浮かぶ高島の半分ほどになる。
 - 校庭の○倍ほどの広さである。

垒

②竹島の位置について地図帳で確認する。

北緯37度14分、東経131度52分で経度は島根 県西部の益田市とほぼ同じ。→益田市からまっすぐ北 上すれば竹島に至る。

- ③竹島は韓国に不法に占拠されていることを確認する。
- ④竹島でとれた海産物について知る。
 - ・ニホンアシカ、サザエ、アワビ、ワカメなど
- 4 絵本『メチのいた島』の話を聞き、感想を交流する。 話を聞いてどんな感想をもちましたか。
- 5 小さな島でも、領土を失うとどのようなことが起こるのか話し合う。
- もし、領土を失うとどんなことが起こるでしょう。
 - ・自由に漁業ができなくなる。
 - ・漁師に危険が及ぶかもしれない。
- ・自分の住んでいるところも支配されるかもしれない。
- ☆次時は、竹島の返還への取り組みについて学習すること を告げる。

- ○④の答えは、絵本を読むと分か るようにして、児童の関心を高 めたい。
- ○絵本の感想を交流し、竹島周辺 の海が豊かな漁場であったこ と、漁業基地としての竹島の重 要性について考えることが出 来るようにする。
- ○グループでの意見交流の時間 を設定し、考えを深めることが 出来るようにする。

【評価】ワークシート・発言

3 本時の学習2(7/7)

- (1) 本時の目標
 - ・領土問題解決に向けて、自分の考えを持つことができる。【思考・判断・表現】
- (2)展開

学習活動

- 1 竹島がなぜ韓国に不法に占拠されているか、歴史を確認する。
 - ・江戸時代から竹島周辺で漁が行われていた記録があること。
 - ・1905年2月22日に竹島を日本の領土とし、隠岐島司の所管となったこと。
 - ・終戦後、サンフランシスコ平和条約発効直前に韓国は

- ○教師の支援・指導上の配慮
- ○前時の振り返りとして、地図帳で竹島の位置を確認する。
- ○歴史的に見ても、国際法にてら しても、「竹島は日本の領土で ある」が大韓民国が不法に占拠 していることをおさえる。
- ○大韓民国へは占拠に抗議する

「李承晩ライン」を一方的に設定して竹島をライン 内に取り込み、1954年ころから武装要員を常駐 させて現在にいたること。 だけでなく、国際司法裁判所への付託を提案していることも説明する。

竹島問題の解決に向けて、できることを考えよう

- 2 竹島の返還に向けて、さまざまな取り組みがなされていることを知る。
 - ・ 啓発用の看板の設置 (県内各地にある)
 - 竹島の日(2月22日)
 - ・竹島資料室(何か国語もある)
 - ・竹島・北方領土問題を考える中学生作文コンクール
 - 絵本『メチのいた島』
- 3 絵本の作者杉原さんの思いについて考える。

杉原さんはなぜこのような絵本を作ったのでしょう。

- ・竹島が日本の領土であることを伝えたいから。
- ・豊かな漁場である竹島を返してほしいから。
- もう一度竹島へ行きたいから。
- 4 中学生の作文の一部を聞いた後、領土問題解決に向けて自分なりの考えをもつ。

- ○島根県内各地にある看板を紹介することで、児童の関心を高める。
- ○様々な取り組みを紹介することで、竹島の返還に向けてたく さんの人が努力していること を理解できるようにする。
- ○グループでの意見交流の時間 を設定し、考えを深めることが 出来るようにする。
- ○中学生の作文の一部を紹介することで、領土問題の解決に向けて未来志向の考え方をもつことが出来るようにする。

どのようにして領土の問題を解決していくとよいと思いますか。 また、あなたには何ができそうですか。

(問題を解決するために)

- 「返して欲しい」と言い続ける。
- ・日本の他の地域の人にこの問題について知ってもらう
- ・国際司法裁判所で決めてもらう。
- ・相手の国と交渉する。
- ・日韓どちらとも親しい国に頼んで間に入ってもらう。 (自分ができること)
 - ・学習したことを家の人に伝える。
 - ・竹島や北方領土の問題に関心を持つ。
 - ・竹島について正しく理解する。
 - ・中学生になったら作文コンクールに応募する。
 - ・外国の人と交流し、違いを認め尊重するとともに、 自分の意見をきちんと主張できるようになる。

【評価】ワークシート・発言

- ○児童の意見を尊重しつつも、日本の立場は「平和的解決」であることを確認する。
- ○意見が出にくい場合は、グループで意見交流の時間を設ける。

単元名:世界の中の国土

る国土の構成などに着目して、地図帳や地球儀、各種の 表現することを通して、世界の中における我が国の国土 地図帳や地球儀、 海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成など $\overline{ ilde{L}}$ $\overline{ ilde{1}}$ $\overline{ ilde{L}}$ 我が国の国土の様子を捉え、その特色を考え、 主な国の位置、 世界の大陸と主な海洋、 資料で調べ、まとめ、ま

・北方領土、竹島には領土問題、尖閣諸島には領 土をめぐる問題がある。 地理的・政治的・経済的に関わりの深い国も多く ある。 ・各国には国旗があり、尊重しなければならない。 ・日本はユーラシア大陸の東側、太平洋の西にあ ・世界には190あまりの国があり、そのうち日本と ・周囲を海に囲まれており、4つの大きな島と多く ・世界地図、地球儀の見方(距離、方位、経緯線 ・日本の四端は、択捉島、南鳥島、沖ノ鳥島、与 ・まわりには、中国、韓国、ロシア、北朝鮮、モン どこにあり、どのように広がっていると言えるだろうか。 ・地球は6大陸、3大洋で区分されている。 ・広い海があるね。・世界地図と地球儀では地球の見え方が違うね。 ・日本の国土はどのよう に広がっているのかな。 ・国土(領土)は大切なものである。 日本はどこにあるのかな。・世界にはどんな国があるのかな。 ゴルといった国がある。 地図にかいてある線はどんな意味があるのかな。 那国島である。 の島がある。 ・日本の国土のまわりはどんな様子かな。 大きな陸のかたまりがあるね。 四端地図、択捉島・ 竹島・尖閣諸島の写 真 主な国旗 世界地図、地球儀 世界地図、 領域地図 (資料) (資料) (資料) (資料) 領土の範囲などを大まかに理解する。 単元の学習課題:世界から見た日本の国土は、 ・世界にはどのような国 があるのかな。 (3時間扱い(1+2時間)) 問い:日本の国土はどのような様子で、どこにあると言えるか。 問い:日本の国土はどのように広がっているのか。 問い:世界はどのように広がっているのか。 問い:世界にはどのような国があるのか。 (資料)地球儀 の位置、国土の構成、 ・地球はどんな姿をして (資料)世界地図 いるのかな。 田瀬

まとめとする。 単元の学習のまとめ:(我が国の国土の様子に関わる個別の具体的知識を表に整理し、

小学校 第6学年「社会科」の事例

1 単元名 日本とつながりの深い国々(竹島に関する学習)

2 単元の目標

- ・我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子などについて地図帳や地球儀、その他の資料で調べまとめることで日本の文化や習慣との違いを理解し、その生活の様子は多様であることや、スポーツや文化などを通して他国と交流し、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解する。【知識・技能】
- ・我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子に着目して、調べたい 事柄を見いだし、日本の文化や習慣の違いについて考え表現し、学習したことを基に世界の 人々と共に生きていくために大切なことを多角的に考えたり選択・判断したりして、表現し ている。【思考・判断・表現】
- ・我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子について主体的に調べたい事柄を追究するとともに、学習したことを基に世界の人々と共に生きていくために大切なことを多角的に考えようとする。【主体的に学習に取り組む態度】

3 本時の学習1(7/8時間)

(1)目標

- ・竹島問題についての歴史的事実や現状、日本と韓国の教育の違いなどについて、5年生で学習した内容や資料を基にまとめ、理解する。【知識・技能】
- ・まとめた内容を基にして、竹島問題を平和的に解決し、韓国の人々と共に生きていくために大切なことを考える。【思考・判断・表現】

(2)展開

学習活動 ○教師の支援・指導上の配慮 ○ 5年生で学習したワークシート 1 竹島問題について、5年生で学んだ内容を確認す を基に伝え合い、これまで学習 ・北緯37度14分、東経131度52分に位置す した内容を確認する。 る。 ・日本人は、江戸時代から竹島で漁をしていた。 ・明治時代に日本は竹島を正式に島根県に編入した。 ・第二次世界大戦後、サンフランシスコ平和条約発 効直前に韓国は「李承晩ライン」を設定し、竹島 をライン内に取り込んだ。 ・竹島は現在韓国に不法占拠されている。 ・日本はこれまで大韓民国に3度、国際司法裁判所 で竹島の領有権を明らかにしようと提案したが、 大韓民国が拒否している。 竹島問題について詳しく知りたいことを選んで、資料をもとに調べてみよう

- 2 竹島問題の理解を深めるために、調べる内容の項目 を例示し、資料をもとに調べ学習を行う。
 - ●調べる内容(例)
 - 竹島問題の歴史を詳しく調べよう。
 - ・韓国の人々が学んでいる竹島の学習を詳しく調べ よう。
 - ・竹島の今の様子を詳しく調べよう。
 - ・韓国が竹島を自国の領土だとする理由を詳しく調 べよう。
- L・国際司法裁判所について詳しく調べよう。

- ○学習の流れを確認する。
 - ①調べたい内容を選ぶ
 - ②選んだ内容の資料を取り、ワー クシートに調べ学習を行う。
 - ③同じ項目ごとにグループを作 り、調べた内容と自分の考えを 伝え合う。
- ○資料を書き写すことが重要では なく、大切だと思うことを選んで まとめること、調べた内容を基 に、竹島問題に対する自分の考え を持つことが重要であることを 確認する。

調べた内容と自分の考えを伝え合おう

- 3 調べた内容と自分の考えをグループ内で発表する。
 - ●自分の考え
 - 【歴史】韓国と比べて日本は早くから江戸時代から 竹島で漁などをしているから、やっぱり日 本の領土だと思う。
 - 【教育】韓国は竹島のことを独島(ドクト)と呼び 小学校前から韓国の領土だと教育されてい るから日本の領土だと主張しても簡単に受 け入れられないのだと思う。
 - 【現状】韓国は一方的に竹島に警備隊員などを置い て占拠を続けていることはおかしいと思 う。どちらの国の領土であるのか話し合い などではっきりさせなければならない。
 - 【理由】韓国が竹島だと言っている「于山島」は、韓 考えを深めることができるよう 国の昔の本の挿絵で朝鮮半島と鬱陵島の間 に画いてある。竹島は鬱陵島のはるか南東 にあるので「于山島」は竹島ではないと思う。

【国際司法裁判所】

日本は3度韓国に国際司法裁判所で竹島の 領土問題をはっきりさせようと働きかけて いるのに、それに応じないことが納得でき ない。

☆次時は、違うグループの発表を聞きながら、どうす れば竹島問題を平和的に解決できるのかを考える ことを告げる。

- 発表の手順を説明する。
 - ①司会者、発表順を決める。
 - ②調べた内容は、発表した人に追 加する内容があれば、その内容 だけ発表する。
 - ③自分の考えは全員が発表する。
 - ④すべての発表が終了後、お互い の考えについて疑問に思った ことや良い点などを話し合う。
- 自分の調べた内容と比べながら 聞くこと、自分の調べた内容に 付け加えたいことはメモするこ とを確認する。
- 意見交流の時間を大切にする。

【評価】ワークシート、発言

3 本時の学習2(8/8)

- (1) 本時の目標
 - ・学習したことを基に竹島問題を平和的に解決するために大切なことを多角的に考えたり判断したりして、表現している。 【思考・判断・表現】
 - ・竹島問題を平和的に解決するために多角的に考えようとする。【主体的に学習に取り組む 態度】

(2)展開

学習活動

1 他のグループの発表を聞いて竹島問題について の理解を深める。

他のグループの調べた内容を聞いて、竹島問題 の理解を深めよう。

○教師の支援・指導上の配慮

- ○多角的に竹島問題を理解するために、前時に調べた内容をグループごとにワールドカフェ方式で以下の手順で伝える。
 - ①グループ内で3回の発表者を決める。
 - ②他のグループの発表を聞き、意 見交換を行う。(5分)

竹島問題を平和的に解決し、大韓民国と友好関係を築くために大切なことを考えよう。

- 2 これまで学習したことを基に、竹島問題を平和的 に解決し、大韓民国と友好関係を築くために何が 大切なのか考える。
 - ・日本は正しい歴史的事実を世界に向けて主張する ことが大切だ。
 - ・あきらめないでこれからも粘り強く韓国と話し合いを続けないといけない。
 - ・日本の教科書にも竹島問題のことをもっと載せて 小学校から続けてしっかりと勉強しないといけ ない。
 - ・自分も含めて日本の人は竹島問題についてもっと 関心を持つべきだ。
 - ・日本と韓国は、国同士の関係が悪くなっているけ ど、お互いのことをもっと知り合うことで関係を 良くしていくべきだ。
 - ・日本と韓国の小学生同士でも、お互いの文化のことや竹島問題について話し合ってみることも大切だ。

竹島問題の学習を振り返り、今の自分の考えを ワークシートにまとめよう。

- ○多角的に竹島問題について考える ことができるよう、それぞれのグ ループが調べた内容を整理して黒 板に掲示する。
- ○韓国に対して否定的な意見や感情 に終始することがないようにする ために、「平和的な解決」「友好関 係」がキーワードであることを確 認しておく。
- ○「竹島を分けて領有すればよい」 「竹島をなくしてしまえばよい」 「竹島を韓国のものだと認める代 わりに漁ができるように取り決め ればよい」等の意見が出た場合は、 それによって生じる課題があるこ とを児童に考えさせたり、補助発 間をおこなったりして竹島問題の より深い理解へ導きたい。
- ○意見が出にくい場合は、必要に応 じてペア学習等を導入する。

【評価】ワークシート、発言

単元名:日本とつながりの深い国々

グローバル化する世界の日本の役割について、外国の人々の生活の様子などに着且して、地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめ、日本の文化や習慣との違いを捉え、国際交流の果たす役割<u>を考え、表現することを通して、我が国と経済や文化などの面でつながりの</u>深い国の人々の生活は多様であることや、スポーツや文化などを通して他国と交流し、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解できるようにするとともに、学習したことを基に世界の人々と共に生きていくために大切なことなどを<u>多角的に考えたり、選択・判断したりしよう</u>とする。 四種

世界地図 (資料)

各種資料

(資料)

日本と関係の深い国がたくさんあるね。

・スーパーの牛肉はアメリカやオーストラリアから輸入されたものが売ら れていたよ。・洋服や靴はアジアの国で生産されたものがあったよ。

・サッカーなどのスポーツでも外国と交流しているね。

どのような生活をしていて、その生活には日本とどのようなちが : 日本とつながりの深い国の人々は、 いがあるのだろうか。 単元の学習課題

日本とつながりの深い国 はどの国かな。

日本とつながりの深い国を 調べてみたいな。

日本の文化や習慣との違い は何かな。

世界の人々と共に生きていく ために大切なことは何かな。

(成品) ・アメリカ合衆国、オーストラリア(1 ・大韓民国、中華人民共和国(近隣国) ・ 大韓民国、 いっぱい・ ブラジル、 (通)

ディシ (スポーシ)

各種資料

世界地図、 (資料)

問い:日本とつながりの深い国はどの国か。

各種資料 世界地図、 (資料)

Û

アラビア等の国の内1つを選択して調べ学習を行う。 調べ学習の観点例(衣食住の特色、学校の様子や子ど ・アメリカ合衆国、中華人民共和国、大韓民国、サウジ

もたちの生活、文化やスポーツ、産業)

各種資料 世界地図、 (資料)

日本とつながりの深い国における日本の

三 公 三

文化や習慣との違いは何か。

(2時間)

日本とつながりの深い国の生活はどの

問い:

(2時間)

うな様子か。

Û

合う。

7

世界地図、竹島リー

(資料)

世界の人々と共に生きていくために大切

(3時間扱い (1+2時間)

とは何か。

١J な

: い 記

レット、外務省旧

・調べ、まとめた内容を基に、世界の人々と共生してい くために大切な内容について話し合う。

・調べ学習の観点を基に日本との違いをまとめ、発表

発表し合い、竹島問題を平和的に解決し、大韓民国と 友好関係を築くために大切なことを話し合う。 ・大韓民国との領土問題である竹島問題について調べ、

J ıJ 6 世界の人々と共に生きていくために自分が取り組むことができ (学習した内容を基にして、世 :考え記述し、まとめとする。 ₩ まため 単元の学習の

-202

中学校 社会科における「竹島学習」について

新しい学習指導要領は、子供たちが「何ができるようになるか」を念頭に、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力として、「生きて働く『知識・技能』の習得」、「未知の状況にも対応できる『思考力、判断力、表現力等』の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」の3つの柱に整理している。

また、これからの教育課程の理念として、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る という目的を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」が示された。

平成29年3月に公示された、中学校の新しい学習指導要領には、竹島が「固有の領土」として明記された。地理的分野、歴史的分野、公民的分野のそれぞれの内容の取り扱いで、以下のように記述されている。

地理的分野 内容の取り扱い(3)

- ・竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り 上げるようにすること。
- ・尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。 歴史的分野 内容の取り扱い (4)
- ・北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

公民的分野 内容の取り扱い(5)

・我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

掲載する学習指導案は、学習指導要領の記述をうけ、「地理、歴史、公民」の3分野における学習を想定して作成したものである。作成にあたり留意したことは、授業改善の視点として示された「主体的・対話的で深い学び」に留意した、単元構成からの授業づくりである。

また、用語や認識については、以下のように捉え、用いている。「固有の領土」とは、過去に一度も日本以外の国の領土であったことのない領土を指している。「国家主権」とは、領土 (領海、領空を含む。)をもち、対外的に独立を守る権利(主権)をもつ国家が、他国からの 干渉を受けずに意思決定を行う権利を指している。

領土問題は、国家の主権が侵害されている重大な問題であるが、同時に人権の問題という側面をもつと捉えている。人権が国民と国家(政府)との関係において、国民の国家に対してもつ権利という観点から、領土問題という国家間の紛争を、人権問題に直接結びつけることは難しい。しかし、住民が故郷から追放されたり、土地・建物・生産設備などの財産を失ったりしたことや、漁業権者が漁業を行えないという問題は、国民の基本的人権が侵害されている状態であるといえる。基本的人権の保障が国境を越えた人類共通の課題であるとの理解にたつことで、授業者は領土問題が人権を侵害するものであるとの認識をもって、授業づくりに取り組むことができる。

生徒が領土問題を自らの課題として受けとめ、平和的な解決に向け、時には関係国との対話

にも粘り強く取り組む等、関係国との真の友好関係の構築に資する力を付けることは、中学校 社会科学習の究極の目標である、公民としての資質・能力の基礎の育成に密接に関わるもので ある。

また、小学校の学習指導要領においても、「固有の領土」という言葉が出ていること、高等 学校、特別支援学校においても我が国の領土等国土に関する指導の充実が図られていることか ら、今後、小・中・高・特別支援学校が連携した、領土に関する教育を充実させることができ るものと期待している。

中学校 社会科「歴史的分野」の事例

1 学習課題

近世・近代の歴史の中で竹島がどのような経緯をたどってきたのかを理解し、竹島問題を解決しようとする意欲を高めよう。

2 学習指導要領との関連等

- ○中学校学習指導要領〔社会〕 〔歴史的分野〕
 - 2 (2) 内容 C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界
- ○中学校学習指導要領解説社会編 [各分野の目標及び内容] 2 (2) 内容 C (1)

「近代の日本と世界」において、身に付ける知識としてあげられた、「明治維新と近代国家の形成」について、(内容の取扱い)では、「富国強兵・殖産興業政策」の下に新政府が行った、領土の画定などを取り扱うこととされており、その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れることが求められている。北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)が一貫して我が国の領土として国境設定がなされたことについても触れるとともに、竹島、尖閣諸島については、我が国が国際法上正当な根拠に基づき正式に領土に編入した経緯にも触れ、これらの領土についての我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにすることが求められている。

その際、のちに「鎖国」と呼ばれた江戸幕府の政策の下にあっても、現在の北方領土を含む蝦夷地を実効的に支配していたことや、江戸幕府の許可を得て鬱陵島へ渡り、途中の竹島においても日本人が経済活動を行っていたこと、尖閣諸島に他の国の支配が及んだ痕跡がないこと等を踏まえ、北方領土や竹島、尖閣諸島がかつて一度も外国の領土になったことのない、我が国の固有の領土であることが明確に伝わるよう配慮する必要がある。

また、領土に関する問題の関係国の主張についても必要に応じて紹介しながら、我が国の主張が正当であることについて触れていく必要がある。

3 単元名

明治維新と近代国家の形成

4 単元指導計画と評価計画

時	学習主題・主な学習活動	評価の観点		
間		知・技	思・判・表	態度
1	開国とその影響 ・開国の影響と幕府政治の推移について多面的に 判断し、表現する。		0	
2	新政府の成立 ・近代国家の基礎を整えた、明治政府の諸改革に ついて理解する。	0		0
3	富国強兵と文明開化 ・新政府の政策や、欧米文化の流入により、人々 の生活が大きく変化したことに気付く。		0	

4	明治政府の外交 ・近代的な国際関係の下で進められた、日本の外 交や琉球や蝦夷地への政策について理解する。	0	
5 本 印 ①	領土の画定 ・ロシアとの国境設定や竹島、尖閣諸島編入の経 緯について理解する。	0	
6 本 時 ②	竹島の領土編入までの歴史的経緯 ・韓国の中学生に竹島が日本の領土であることを 説明する。	0	0

5 本時の学習①(5/6時間)

①ねらい

・北方領土、竹島、尖閣諸島のそれぞれに対する明治政府の対応が、歴史的な経緯を踏まえ、 国際法上正当に行われたことを理解している。【知識・技能】

②展開	
学習の流れ(○)と予想される生徒の反応等(・)	教師の支援(・) と評価(☆)
○本時の目標を確認し、学習の見通しをもつ。	・ミニホワイトボード等を活用し
明治政府が行った領土の画定について理解しよう。	て本時の目標や学習の流れを明 示する。
 ○「1月14日」「2月7日」「2月22日」は日本の領土である島々に関連した日であることを確認する。 ・1月14日は尖閣諸島開拓の日 2010(平成22)年12月石垣市が制定 ・2月7日は北方領土の日 1981(昭和56)年閣議了解により国が決定 ・2月22日は竹島の日 2005(平成17)年島根県が制定 	
○「領土の画定に関する資料」資料①から読み取れる内容を確認する。	・「領土の画定に関する資料」を配付する。
・幕末以降、ロシアとの国境線が北方領土の北にひかれている。・北方領土の日は「日魯通好条約(日露和親条約)」が結ばれた日。	・北方領土が一貫して我が国の領土 として国境が設定されていること を確認する。
○「領土の画定に関する資料」資料②から読み取れる内容を確認する。 ・日の丸が掲揚されている。 ・明治時代、尖閣諸島において、日本が経済活動を行っている。	・尖閣諸島が1895 (明治28) 年1月 14日の閣議決定により沖縄県に 編入されたことを確認する。 (尖閣諸島開拓の日) ・島根県告示は明治政府の閣議決

- ○「領土の画定に関する資料」資料③から読み取れる内容を確認する。
 - ・緯度・経度、隠岐島からの距離が記入されている。
 - ・「竹島」という島の名称が記入されている。
 - ・「島根県告示第40号」により、竹島が隠岐の管轄となった。
 - ・竹島の日は、「島根県告示第40号」が告示された日。
- ○本時の学習内容の振り返りを発表する。
 - ・領土に関する問題について、日本の立場が正しいこと がわかった。
 - ・領土に関する問題の関係国の主張を聞いてみたいと思った。

定に基づいて告示されたことを 補足する。

・尖閣諸島と竹島の編入に際し、 編入以前から日本人による経済 活動が行われていたこと、他国 による実効支配が行われていな かったことについて明治政府が 確認していたことを補足する。 ☆領土に関する問題に対する日本の 正当性について述べている。

【知識・技能】

③本時の評価

	1		
本時の評価	十分満足できると判断	概ね満足できると判断	支援を必要とする生徒
の観点	される生徒の具体例	される生徒の具体例	への指導の手立て
	北方領土、竹島、尖	北方領土、竹島、尖	各資料で確認した内
	閣諸島に対する明治政	閣諸島に対する明治政	容に着目させる。
	府の対応が正当であっ	府の対応が正当であっ	
	たことを、歴史的経緯	たことを、歴史的経緯	
知識・技能	や国際法に照らして理	や国際法に照らして理	
	解するとともに、現在	解している。	
	の領土に関する問題と		
	結び付けて理解してい		
	る。		

6 本時の学習②(6/6時間)

①ねらい

- ・資料から、竹島が歴史的に我が国の固有の領土であることを読み取ることができる。 【知識・技能】
- ・韓国の中学生に竹島の歴史について説明することを通して、竹島問題解決の意欲を高める ことができる。 【主体的に学習に取り組む態度】

②展開

学習の流れ(○)と予想される生徒の反応等(・)	教師の支援(・) と評価(☆)	
○本時の目標を確認し、学習の見通しをもつ。	・ミニホワイトボード等を活用し	
韓国の中学生に、竹島が歴史的に日本の領土である ことを説明しよう。	て本時の目標や学習の流れを明 示する。	

- ○前時に学習した、竹島が我が国に編入された経緯につい ・前時の学習内容が想起できるよ て確認する。
 - ・1905 (明治38) 年1月の閣議決定及び2月22日の島根 県告示により、竹島が隠岐の管轄となった。
 - ・編入に際し、それまでどこの国も竹島を占有していな いことや、日本人があしか漁業を行っていることを確 認した。
- ○韓国の中学生から、平成29年6月に島根県内の56の中学 校に手紙が、平成30年11月に島根県内の中学校に葉書が 送られてきたこととその内容について確認する。
 - ・独島(竹島の韓国名)は512年に韓国領となった。
 - ・1877年の太政官指令により、明治政府は、独島(竹島 の韓国名)を韓国の領土と認めた。
 - ・独島(竹島の韓国名)は過去に、日本が韓国に侵略し たとき、日本によって最初に奪い取られた土地である。
- ○グループで韓国の中学生に、竹島編入までの歴史の日本 側の主張を説明するためのポイントをあげる。
 - ・17世紀半ばには、江戸幕府の許可を得て鬱陵島にわた りあわび漁などをしていた米子の商人が、途中の竹島 でも活動をしていた。
 - ・19世紀前半に浜田藩の八右衛門が、竹島に渡る名目で 鬱陵島に渡り、処罰された。
 - ・編入まで韓国の人が竹島で主体的に活動した記録は示 されていない。
- ○韓国側の主張の誤りと、韓国で行われている教育の現状 について確認する。
 - ・韓国側は竹島が鬱陵島の付属島嶼である、あるいは于 山国の一部であるという前提で、鬱陵島にあった于山 国が新羅に帰服したことをもって竹島が新羅時代から 韓国領であったとしている。しかし、于山国の帰服を 記す本(『三国史記』)には、于山国の別名が鬱陵島 と書いてあるだけで、竹島のことは何も書かれていな V10
 - ・太政官が「竹島(当時の鬱陵島)外一島」を日本と関 係ないと決定したとの史料はあるが、「外一島」につ いては現在の竹島ではないとの研究もある。いずれに しても、明治政府が韓国に対して竹島を韓国領と認め

う、掲示物等を作成しておく。

- 「領土に関する教育ハンドブッ ク」、「もっと知りたいしまねの 歴史『19近世以降の竹島、鬱陵 島』」、「竹島学習リーフレット (表紙) 」、「竹島問題100問 100答」島根県HP「Web竹島 問題研究所」、内閣官房 領土・ 主権対策企画調整室HP等から、 生徒の理解を深めるのに有効な 竹島の歴史に関する情報を入手 し、生徒に提示できるよう準備し ておく。
- ・グループでの活動に利用するワ ークシートやミニホワイトボー ド等を配付する。
- ☆資料から竹島編入までの歴史を 読み取っている。

【知識・技能】

たことはない。

- ・1905 (明治38) 年の竹島編入時に、竹島は韓国の領土 ではなかった。竹島が歴史的に韓国領であったことは なく、韓国が竹島を実効的に支配していた根拠も示さ れていない。したがって「奪った」という主張は成り 立たない。
- ・韓国では小・中学校で、年間10時間程度竹島の授業が 行われており、ソウルには「独島体験館」がある。竹 島には年間20万人以上の観光客が訪れるといわれてい る。
- ○振り返り用紙に感想等を記入し、発表する。
 - ・歴史的事実に照らして、竹島が日本の領土であること ☆竹島問題について学びを深め、 が理解できた。
 - ・日韓で主張の違いがあるが、韓国の人に事実を伝えた
 - ・竹島問題に関心をもち、学び続けていきたい。
- ○今後の歴史的分野の学習や公民的分野の学習においても 竹島について学ぶ機会があることを知る。

・振り返り用紙を配付する。 解決に向けた意欲を述べている

【主体的に学習に取り組む態度】

③本時の評価

O I T FI IM			
本時の評価	十分満足できると判断	概ね満足できると判断	支援を必要とする生徒
の観点	される生徒の具体例	される生徒の具体例	への指導の手立て
	史料から竹島におけ	史料から竹島におけ	史料の該当箇所に
	る我が国の経済活動	る我が国の経済活動	着目させる。
	や竹島への認識を読	や竹島への認識を読	
知識・技能	み取り、韓国側の主張	み取り、竹島が我が国	
7月100 1又形	と比較しながら、竹島	の固有の領土である	
	が我が国の固有の領	ことを理解している。	
	土であることを理解		
	している。		
	歴史的事実に照らし、	歴史的事実に照らし、	竹島が韓国によって
	竹島が我が国の固有	竹島が我が国の固有	不法に占拠されてい
主体的に学習	の領土であることを	の領土であることを	る事実を確認し、課題
に取り組む態	理解し、学び続けよう	理解し、学び続けよう	意識を高める。
度	とするとともに、周囲	としている。	
	に伝えようとしてい		
	る。		

領土の画定に関する資料

資料①









1905 (明治38) 年

1875 (明治8) 年

1855年2月7日

1951 (昭和 26) 年

「サンフランシスコ平和条約」

「ポーツマス条約」

「樺太・千島交換条約」 「日魯通好条約(日露和親条約)」

日本は樺太に対して有する権 原をロシアに譲り、ロシアか ら千島列島 (クリル諸島)を

日露戦争の結果、北緯50度 以南の南樺太が日本の領土に

になった。

譲り受けた。

南樺太及び千島列島を放棄。 (北方領土は放棄した千島 列島には含まれない)。

国境は、択捉島と得無島の間。

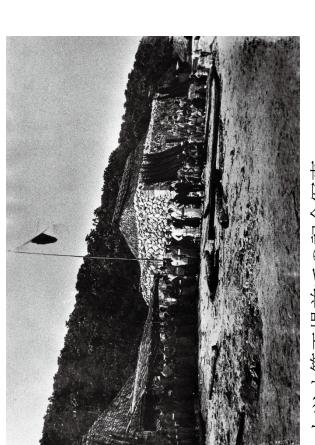
樺太は混住の地。

图 第 三十八年 二 日十 九 日

明治三十八年二月二十二日

資訊部官所數三十大數

資料③



カツオ節工場前での記念写真

/明治30年代の尖閣諸島

【写真提供:古賀花子さん/朝日新聞社

/時事通信フォト]

自称と他介容的水と北部へ各国者と民族等の協議の接換開業の力と大利品位としなり 武器へ京都と対し、李武大将今回被兵士衛の功以為一回米路又八分一回米路と外部とは 島根県告示第 40 号

运典聯員等公米包包

超級原知學也來於古

北韓三十七段九分三十移道銀百三十一度五十五分頭紋尚り距以前北入十五四三日以為明

ア竹島と降ン白今水縣所國際被為可,所管下完ノラル

Ш :1905 (明治38) 年2月22

中学校 社会科「地理的分野」の事例

1 学習課題

我が国の海洋国家としての特色や領域に関する問題を理解し、領域に関する問題への関心を高めよう。

2 学習指導要領との関連等

- 〇中学校学習指導要領〔社会〕 〔地理的分野〕
 - 1 (2) 内容A世界と日本の地域構成(1) 地域構成
- ○中学校学習指導要領解説社会編 [各分野の目標及び内容] 1 (2) 内容 A (1)

「世界と日本の地域構成」において身に付ける知識として、「領域の範囲や変化とその特色」があげられており、領域は、領土だけでなく、領海、領空から成り立っており、それらが一体的な関係にあることを捉えることとされている。

身に付ける思考力、判断力、表現力等として、日本の地域構成の特色を周辺の海洋の広がりや国土を構成する島々の位置に着目して多面的・多角的に考察し、表現することとされている。

(内容の取扱い)においては、我が国の海洋国家としての特色を様々な面から取り上げるとともに、竹島や北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)について、位置と範囲を確認するとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在韓国とロシア連邦によって不法に占拠されているため、竹島については韓国に対して累次の抗議を行っていること、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、これらの領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることなどについて的確に扱うことが求められている。

また、尖閣諸島については、現に我が国が有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないこと、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを、その位置や範囲とともに理解することが求められている。

3 単元名 日本の地域構成

4 単元指導計画と評価計画

時	W 111) Her .) .) W 111 ve 41	評価の観点			
間			思・判・ 表	態度	
1	我が国の国土の位置 ・緯度と経度を使った、国土の絶対的位置や、様々 な面からの相対的位置を捉える。	0			
2	世界各地との時差 ・時差の計算を通して、日本と各地の位置関係を表 現する。		0		
3 本 時	領域の範囲や変化とその特色 ・海洋国家としての特色や、領域をめぐる問題の現 状について知り、関心を高める。	0		0	

4	日本の地域構成・日本の地域構成を大観し理解する。	0		
---	--------------------------	---	--	--

5 本時の学習

- ①ねらい
 - ・我が国の海洋国家としての特色や領域に関する問題を理解する。【知識・技能】
 - ・領域に関する問題への関心を高める。【主体的に学習に取り組む態度】

②展開

学習の流れ(○)と予想される生徒の反応等(・)

教師の支援(・)と評価(☆)

○本時の目標を確認し、学習の見通しをもつ。

海洋国家としての特色や領域に関する問題を 理解する

- ○地図帳で東西南北端の島を確認し、日本の略地図に記 ト「領域」「排他的経済水域」「接 入する。
 - 東端:南鳥島 西端:与那国島 南端:沖ノ鳥島 北端:択捉島
- ○日本の領域に関して問題となっている事象について発 表する。
 - ・北方領土:ロシア連邦に不法占拠されている。

日本人が自由に渡ったり、住んだりする

ことができない。

・竹島:大韓民国に不法占拠されている。

・ 尖閣諸島: 中国との緊張が高まっている。

- ○3種類の資料がどこの問題と関連するのかを、グルー |・各グループに、3種類の資料を配付 プで話し合い、根拠を明らかにして発表する。
 - · 資料①: 北方領土

墓参りを個人や家族で行えていない。

· 資料②: 竹島

ハングルの看板が掲示されている。

資料③: 尖閣諸島

海上保安庁が船舶の数を集計している。

○資料①、②から、北方領土と竹島が不法に占拠されて ・各グループの発表に関連付け、各資 いることにより、我が国の国民が自由に行ったり、経 済活動をしたりできない状況にあり、国の在り方が問

- ・ミニホワイトボード等を活用して 本時の目標や学習の流れを明示す る。
- 続水域」についてイラスト等を用 いて説明する。

- する。必要に応じて個人用のワーク シートを配付する。
- ・文字が小さい資料は適宜拡大して配 付する。
- ☆「話合い活動」に、既習事項と関連 付けたり、他者の意見を尊重したり する姿勢で臨んでいる。

【主体的に学習に取り組む熊度】

料から読み取って欲しかったこと等 を説明する。

- ○資料③から、尖閣諸島を我が国が有効に支配しており、解決すべき領土問題は存在していないことを理解する。
- ○振り返り用紙に感想等を記入する。
- ○感想等を発表する。
- ・領域に関する問題について詳しく知ることができた。
- ・領土問題を解決したいと思った。

- ・北方領土問題対策協会HPや、『竹 島学習リーフレット』、島根県HP 「Web竹島問題研究所」、内閣官 房 領土・主権対策企画調整室HP 等から、生徒の理解を深めるのに有 効な情報を入手しておく。
- ・振り返り用紙を配付する。
- ☆領域に関する問題を踏まえて記述 している。 【知識・技能】
- ☆領域に関する問題への関心の高ま りがうかがえる内容を記述してい る。

【主体的に学習に取り組む態度】

③本時の評価

本時の評価	十分満足できると判断	概ね満足できると判断	支援を必要とする生徒
の観点	される生徒の具体例	される生徒の具体例	への指導の手立て
知識・技能	我が国の海洋国家としての特色や領域に関する問題について、関係国との関わりととも	我が国の海洋国家としての特色や領域に関する問題について理解している。	各グループで話し合った内容に着目させる。
	に理解している。		
主体的に学習	領域に関する問題に	領域に関する問題に	3種類の資料で注目
に取り組む態	関心をもち、平和的な解	関心をもち、学び続けよ	してほしい内容を伝え
度	決に向けて考え、自ら主	うとしている。	る。
	体的に関わろうとする		
	意欲をもっている。		

「領域に関する学習」ワークシート

資料①



【写真:令和元年度北方四島訪問交流事業参加者】

資料②



竹島でのバスケットボール大会 韓国の高校生らが参加【写真: AP/アフロ】



【海上保安庁HPより】

中学校 社会科「公民的分野」の事例

- 1. 単元名 国際平和と福祉の増進
- 2. 単元目標 領土問題を通して国家主権を理解する

3. 単元の構想

(1) 教材について

本単元は、領土問題を通して国家主権について学習することをねらいとしている。本単元で 追究していく国家主権については様々な視点から研究が行われており多様なとらえ方がある が、本単元では、国家主権とは、対内的には国内統治権を示し、自国の領域に対して支配する 権利を示す。また対外的には、国家の独立性を示し、外国から干渉を受けず、また他国の権力 のもとになく独立している状態であるとしている。

領土,領域という概念は,他国との関係を明確にする考えのひとつであるが,本単元で取り上げる竹島問題の平和的解決は現状のところ困難である。しかし,国土の一部を他国に占拠されたままの状態が続くことは,国際社会における日本の主権国家としての尊厳にかかわる。つまりこの問題は,経済資源以上に国民の安全と権利を守るという政府の役割が問われる問題であると言える。

この問題を受け入れることは、国家が主権を放棄したことになる。主権を放棄することは、 国民を他国から守れなくなることを意味する。だからこそ、竹島に関する問題を考えていくこ とは、日本の国家としてのあり方を考えるために有意義な単元である。

(2) 指導について

本単元のねらいは、領土問題そのものの理解ではなく、領土問題を通して国際社会における国家主権の意味やあり方、国家の役割について追究することをねらいとする。本単元までに生徒は、地理的分野、歴史的分野の学習において、国家及び他国との関係において国の主権について学習している。本単元においては、その学習の成果としての見方・考え方をもとにして、領土というフィルターを通して、国家の果たすべき役割について、段階的に知識を膨らませ、深化させることで、より客観性を高めることで、「実践的思考力・判断力」を育成したいと考える。

本単元では、最終的に領土問題を通して生徒が構築した国家の主権に対する知識を用いて、 他の国際社会の課題を改めて考えることで、さらに国家主権に対する知識をより深みのあるも のとしたい。

単

元

を 貫

蕳 VI

玉

際 社

会に

お

け

る 玉

家 主

権

は

何

カュ

単元 国際平和と福祉の増進 単元目標 領土問題を通して、国家主権を理解する。

【総合的知識】

現代の社会は解決が困難であったり、解決の糸口が見えなかったりする問題が多く存 在する。領土に関する問題や経済圏域の問題も一例である。この問題を問い続ける時 に国家主権という視点は欠かせない。国家は、自国の「国益」の追求をめざし政策を 決定するが、その際、主権は国民にあることを踏まえ、国家主権の行使においては民 意を反映させることが必要である。ただし,グローバル化した世界情勢を十分考慮し, 他国との関係も考えながら国家主権を行使していくも必要である。

問い:なぜ、イギリスは EU 離脱を選択したのか 『

実践的思考力 · 判断力

【価値的知識】

普遍的,不可侵的な人権である国民一人ひとりの自由権や平等権が他国等によ って侵害される恐れが生じた時、国家は国家主権を行使して領土と国民を守る。

問い:なぜ看過できないのか。日本は何を失うことになるのか

創造的思考力・判断力

竹島問題は日韓双方が自国の国益を追求するだけでは解決が困難で 【価値的知識】 ある。しかし、竹島に関しては日本固有の領土である根拠があり、現状のまま看過す ることはできない。

創造的思考力 • 判断力

(解決の視点) 竹島問題はいかに解決すべき か。日韓が自国の「国益」を追求すべきか。 日韓双方の「域内益」を追求すべきか。

決 日本国憲法の精神 0 他国の領土問題の 方 法 状況

【概念的知識】竹島問題は、国家主権にかかわる問題であり、国家主権が侵 されている状態にある。国家主権の回復を求めなければならない。

抽象的思考力 · 判断力

【個別的知識】 領土問題

① 竹島問題

② 北方領土問題 尖閣諸島をめぐる情勢 【個別的知識】

竹島問題の現状

- 歴史的に日本の領土
- 韓国による不法占拠
- 島根県の取組と課題
- 政府の取組
- 北方領土問題との異同人

【個別的知識】

・国連の仕組みと役割

【個別的知識】

- ・領土問題をめぐる日 韓双方の主張
- 歴史の捉え方の違い

【概念的知識】

国家主権が確立している状態とは、領域が画定されていて、その範囲では政治 的・経済的な独立が保たれ、他国から干渉されない状態等にあることをいう。

【個別的知識】

国際社会における国家(主権国家) 領域と日本の領域

【個別的知識】

国際社会のルール と外交

具体的思考力·判断力

歴史的分野の学習における「国家主権」の概念

- 日米修好通商条約における不平等条約
- 近代日本における領土の画定
- サンフランシスコ平和条約による主権回復
- 沖縄返還と今日の沖縄

地理的分野の学習における「国家主権」 の概念

- 世界の独立国家と国境
- 日本の領土と EEZ に関する問題
- 地球温暖化による国家危機の問題

-218-

5. 評価規準と単元の指導計画

(1) 評価規準

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む 態度
単元	・領土問題を通して、国家	・領土問題を通して、国家	・領土問題を通して、今日
元の	主権を理解できる。	主権とは何か、意見交換を	的な国際社会の課題であ
評価	・領土問題に関する地図や	して, 自分の考えを吟味	るという認識のもと学習
評価規準	年表,資料から問題を読み	し、思考を深めることがで	に取り組み、既習事項や生
上	取ることができる。	きる。	活体験の知識を使いなが
			ら、課題を解決する話し合
			いができる。

(2) 指導計画

	学習活動	獲得する知識
	○主権国家とはどのような国家か?	■個別的知識
	・内政不干渉の原則と主権平等の原則をもつ国	主権 国家主権 領域 経済水域
	のこと, 主権の及ぶ範囲は, 領域であることを	国際法 領土に関する問題
1	知る。	国際司法裁判所
	・どこに領土問題が発生しているのか、領土問	
	題は、どこの国と争っているのか調べる。	
	・領土問題とは何の問題なのか、考える。	
	国家主権を侵している。自国の海洋資源が自由	
	に開発できない。	
	○国際連合は、どのように国家の主権を大切	■個別的知識
	にして国際紛争を解決しているのだろうか?	国際連合 総会 安全保障理事会
	・国際連合は、救済する国の主権をどのように	専門機関 拒否権 平和維持活動
	して守っているのか調べる。	
	→相手国との話し合いを行い, 解決の方向性を	
2	決め、内政不干渉の原則を守る。	
	・国際連合は、どのような仕事をしているのか、	
	事例を挙げて考える。	
	国連インド,パキスタン軍事監視団	
	国連パレスチナ難民救済事業機関	
	ガーナモデル	
	○なぜョーロッパは EU を創ったのか?	■個別的知識
	→各々に国益を考えるより、結果的に域内益を	地域主義 EU ユーロ
	考えた方が、大きな利益につながる。	○概念的知識
	→軍事安全保障の優位性	国家主権が保たれている状態とは,

→共通通貨の優位性

・ユーロを導入するとどのようなメリットが加盟国にはあるか考える。

小さい国が多いヨーロッパは,国内雇用も少な く,消費市場も狭い。その中での価格競争はデ フレを招きやすい。 領域が確保されていて、その範囲内 で政治的経済的な独立が保たれ、他 国から干渉されない状態のこと。

○竹島に関する問題とはどのような問題 だろうか?

- ①竹島の位置,地形等を確認する。
- ②歴史的事実を確認する。
- 4 ③島根県の取組と課題について調べる。
 - ④日本政府の取組について知る。
 - ⑤北方領土問題との違いを知る。
 - ・日本の主権が侵されていることによりおこっている問題は何か?

■個別的知識

竹島やその周辺12浬には日本が近づくことができない。

漁業が自由にできない。

海洋資源の権利を行使できない。

○概念的知識

竹島問題は主権にかかわる問題であり、日本は国家主権を侵害されている状態にある。国家主権の回復を求めなければならない。

○どのように竹島に関する問題を解決すべきか?

- ・領土問題の解決方法について知る。
- ・日本の基本的な立場を理解する。
- ・他国の領土問題の解決の方法について知る。

■個別的知識

平和的解決をめざす

領土問題の解決には武力行使や戦争 になった例もある

買収や経済的な解決をめざす例もある。

・日韓が自国の「国益」を追求すべきか、日韓双 方の「域内益」を追求すべきかについて考える。

◎価値的知識

竹島問題は日韓双方が自国の国益を 追求するだけでは解決が困難であ る。しかし、竹島に関しては日本固有 の領土である根拠があり、現状のま ま看過することはできない。

・現在、竹島は不法に占拠されている。日本がこの問題を看過できないのはなぜか?

→竹島は韓国が不法に占拠し、日本の領土でありながら政治や経済の面で日本の力が及ばない 状態になっているから。

→歴史的にみても、資料が多く残っており、日本の領土である資料をいくつか知ったから。

◎価値的知識

普遍的,不可侵的な人権である国民 一人ひとりの自由権や平等権が他国 等によって侵害される恐れが生じた 時,国家は国家主権を行使して領土 と国民を守る。

7

○イギリスはなぜ EU 離脱を選択したのか。

・グループごとに意見をまとめて、プレゼンテーションをする。

8

☆総合的知識

国家は、自国の「国益」の追求を目指す。その際、主権は国民にあることを 踏まえ、国家主権の行使においては 民意を反映させることが大切である。

国家には、自国の「国益」と「域内益」 のどちらをより重視するか判断する か判断することが求められる。その 際、国民が十分に両者を吟味できる よう、可能な限り情報を公開するこ とが必要である。

6. 本時の流れ

- (1) 本時のねらい
- 竹島問題を通して、国家主権の本質を考えることで理解を深めることができる。
- (2) 本時の展開

学習活動

1. 写真を見て、気づいたことを発表する。



導 入

- ・日本の領土に韓国人が住んでいる。日本人も 住むことができないとおかしい。
- ・ヘリポートなど日本の許可なしに、どんどん 建設され、抗議しているのにおかしい。
- 2. 前時までの概念を思い出す。

教師の働きかけ

- ■1枚の写真を見て、批判的思考が働 くように声がけをする。
- ■日本の主権が侵害されていることが 理解できるように、指導や助言を行う

- ■話し合いの論点を示しながら,学習 の経過を視覚的に示しておく。
- ■既習概念(概念的知識)を思い起こさせ,国家主権にかかわる問題であるという認識に立たせる。

- 3. 竹島問題をこのまま未解決にしておくと、 日本は何を失うことになるのか考える。
- ・漁業をする権利が狭くなるから。
- ・領海や経済水域を失うことになる。
- これを許すと、領土をどんどん奪われていく 恐れがある。
- ・もともと日本の領土なので受け入れるわけは ない。歴史認識より韓国と日本の両国の利益を 考える機関を設置する。
- ・国民一人ひとりを他国の侵略から守れないこ とを証明してしまう。
- ①グループで意見交換をする。

漁業権, 地下資源, EEΖ, 国民の権利 ②発表した意見について全体討議をする。

- →グループで発表したキーワードについて,自 分の考えを吟味し発表する。
- ③国の役割について考える。
- →国民を守ること。

政府の役割は基本的人権を守ること。

- 4. 国家主権についてまとめる。
- ま |・普遍的、不可侵的な人権である国民一人ひと りの自由権や平等権が他国等によって侵害され め る恐れが生じた時, 国家は国家主権を行使して 領土と国民を守る。

- ■生徒が考えやすいように,以下のよ うな手立てをしておく。
- ①ポートフォリオからこれまでの学習 を振り返るよう伝える。
- ②単元で学習してきたことや関連性の ある教科書のページを掲示しておき, 適宜参考にするよう伝える。
- ③これまでの知識の変化について掲示 しておく。

【キーワードカード】

自由権	平等権	
法 律	人権	
実効支配	領土	
国 民		

- ■個人で考えたあと,グループで意見 交換を行う。その際, グループで出た 意見をメモしておくよう補足する。
- ■経済的な側面に偏るようであれば, 領土問題学習に参加した生徒に意見を 求め、領土返還を求めて活動する人た ちの声を紹介することで,経済的な面 以外にも注目するよう促す。
- ■生徒間で意見交換できるようにコー ディネートする。
- ■必要であれば、批判的思考が働くよ うに声がけを行う。
- ■生徒の意見を黒板で整理しまとめる |形で、概念を形成しやすくする。
- ■単元を通して、知識が深まってきた ことを可視化する。

(3) 思考力・判断力の評価計画

学習活動におけ	十分満足できると判断	おおむね満足できると	支援を必要とする生
る具体的な評価	される生徒の具体例	判断される生徒の具体	徒への指導の手立て
規準と評価		例	
「国家主権の行	国家間の対立の克服を	国家間の対立の克服を	根拠をもって判断で
使」というとい	試みるには、領土、国家	試みるには、領土、国家	きるように,資料を
う価値的知識を	主権、主権の相互尊重	主権、主権の相互尊重	提示したり,グルー
獲得できる。	の確立が必要である根	の確立が必要である根	プでのかかわりがも
・ワークシート	拠をもち,解決に見通	拠をもち、判断できる。	てるよう支援する。
・発言	しをもって判断でき		
	る。		

国家権力とは、対内的には国内統治権を示し、自国の領土に対して支配する権利を示す。また 対外的には、国家の独立性を示し、外国から干渉を受けず、他国の権力のもとになく独立して いる状態。

高等学校 地理歴史科・公民科における「竹島学習」について

高等学校 地理歴史科「歴史総合」の事例

1. 学習課題

近代の日本の外交政策を通して、日本がめざした近代化とはどのようなものであったか理解しよう。

2. 学習指導要領との関連等

○「高等学校学習指導要領 第2節地理歴史 第3歴史総合 B近代化と私たち」

2018年3月に告示された高等学校学習指導要領において地理歴史科に新設された「歴史総合」は、近現代の歴史の変化に関わる諸事象について、世界とその中における日本を広く相互的な視野から捉え、資料を活用しながら歴史の学び方を習得し、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察、構想する科目である。

改訂のポイントの一つに、海洋や領土に関する教育の改善・充実が示され、「歴史総合」においては、大項目B「近代化と私たち」の中項目(3)国民国家と明治維新、小項目(ア)「18 世紀後半以降の欧米の市民革命や国民統合の動向、日本の明治維新や大日本帝国憲法の制定などを基に、立憲体制と国民国家の形成を理解すること」とあり、その内容の取扱いについて、「日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入に触れること」とある。さらに、解説で竹島、尖閣諸島について、「我が国が国際法上正当な根拠に基づき正式に編入した経緯にも触れ、これらの領土についての我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにする」とある。

本時は、小学校・中学校までの学習で、竹島の領土編入の経緯、サンフランシスコ平和条約や李承晩ライン、「竹島の日」条例制定、竹島問題の現状等についての基本的な知識を学んでいることを前提としている。「歴史総合」における「竹島に関する学習」を設定するにあたり、学習指導要領のねらいをふまえること、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習を改善すること、中学校までの学習との系統性に留意して教材化を試みた。「歴史総合」は生徒が社会に出る前に学習する最後の歴史領域の必履修科目であり、領土に関する歴史的な学習を行う最終段階である。生徒が主権者として現代のみならず将来においても引き続き直面することが予想される課題に対して向き合うことができる資質・能力を育成することが求められる。

3. 「歴史総合」の内容構成

Α	歴史の扉	(1) 歴史と私たち
		(2) 歴史の特質と資料
В	近代化と私たち	(1) 近代化への問い
		(2) 結び付く世界と日本の開国
		(3) 国民国家と明治維新
		(4) 近代化と現代的な諸課題

C 国際秩序の変化	(1) 国際秩序の変化や大衆化への問い
や大衆化と私たち	(2) 第一次世界大戦と大衆社会
	(3)経済危機と第二次世界大戦
	(4) 国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題
D グローバル化と	(1) グローバル化への問い
私たち	(2) 冷戦と世界経済
	(3) 世界秩序の変容と日本
	(4) 現代的な諸課題の形成と展望

4. 単元指導計画

- (1) 単元名「B 近代化と私たち (3) 国民国家と明治維新」 小単元ア 立憲体制と国民国家の形成(5時間) 小単元イ 列強の帝国主義政策とアジア諸国の変容(4時間)
- (2) 小単元ア 立憲体制と国民国家の形成
 - ○基軸となる問い(単元を貫く問い)

「欧米で生まれた国民国家は、なぜ日本をはじめ世界へ広がったのだろうか。」

次	テーマ	時	問いと主な学習内容
1	18 世紀後半	1	「どのような経緯で国民国家は誕生したのだろうか。」
	以降の欧米		・当時の諸資料を活用しながら日常生活での国民意識の高揚を
	の市民革命		読み取ったり、諸戦争や諸革命と国民統合の動きの関係を考察
	や国民統合		したりして、欧米における国民国家の形成について理解する。
	の動向	1	「あなたは、国民統合の進展は、後の人々にどのような考えや課
	. 2011	-	題をもたらすと考えるか。」
			・国民国家の形成がもたらす変容を整理しながら、国民国家の特
			色を多面的・多角的に考察し、表現する。
2	日本の明治	1	「近代の日本は、どのような国家を形成しようとしたのだろう
	維新や大日	1	か。」
	本帝国憲法		^ '``
	の制定		際情勢を読み取る。
			・欧米諸国のアジア進出という国際情勢の中、日本にどのような
			考え方が生じたのか考察する。
			・明治政府がどのような施策を行ったのか理解し、社会にどのよ
			うな変化がもたらされたのか考察する。
		1	「近代の日本は近隣諸国に対してどのような外交を行ったのだ
			ろうか。」
		本	・近代の日本がどのような国家を形成しようとしたのか考察し、
		時	近隣諸国に対してどのような外交を行ったのかを理解する。
		1	「あなたは大日本帝国憲法をどう評価するか。」
			・日本の実情に合わせた立憲体制が国民国家の政治体制として
			形成されたことを理解する。

5. 本時の学習(4/5)

(1) 目標 近代の日本が近隣諸国に対してどのような外交を行ったのかについて、様々な 資料を読み取って理解する。【知識・技能】

(2)展開

	生徒の活動	指導上の留意点	資料
	SQ:近代の日本はどのような国家を形成	L 対しようとしたのか。	
導入 5 分	1. 近代の日本はどのような国家を形成しようとしたのかについて振り返る。 ・天皇を中心にした国を作ろうとした。 ・欧米諸国に侵略されないよう、軍事力や経済力をつけようとした。 ・欧米諸国から文明の進んだ国として認められようとした。	・ペアで前時の振り返りを行う。	・前時のワ ークート
	SQ:外交面において、「近代国家」として	L て当時必要であったことは何だろうか	, _o
	2. 外交面で「近代国家」として当時必要であったことは何か考える。 ・諸外国に屈しない。 ・欧米諸国と条約改正を行う。 ・正式な国交を結び、国境を画定する。 ・近隣に勢力を伸ばす。	・個人でワークシートに記入する。	・ワークシート
	MQ:近代の日本は近隣諸国に対して	どのような外交を行ったのだろう	が。
展開①	3. グループで、政府が近隣諸国とどのような外交を行ったのかについて調べる。	・グループごとに、①ロシアとの外交、②清との外交、③朝鮮との外交、④竹島編入について、それぞれ視点(=問い)を踏まえて調べる。 ・①~③は、19世紀後半について調べる。	・ワークシート
20			lut at the
分 	①ロシアとの外交について「日本はなぜロシアとの国境を画定したのか。」・1854年 日露和親条約	・ロシアの進出に対し、日本は 国境の画定を急いだ。 ・北海道の開拓、アイヌの人々 への同化政策が進んだ。	・教科書、資料集・「北方領土」(領土・
	・1858年 安政の五カ国条約	・北方領土は北海道アイヌの	主権対策

- ・1869年 北海道開拓使設置
- ・1875年 樺太・千島交換条約 等

②清との外交について

「日清修好条規は日本と清にとってど のような意味があったのだろうか。」

- 1871 年 日清修好条規
- 1872 年 琉球藩設置
- · 1874 年 台湾出兵
- 1879 年 琉球処分
- ・1895 年 尖閣諸島が閣議決定で沖縄 県に編入 等

③朝鮮との外交について

「日本はなぜ朝鮮を開国させたのだろ うか。」

- ・1873年 征韓論、明治六年の政変
- 1875 年 江華島事件
- ・1876年 日朝修好条規
- ・1880 年代前半 朝鮮の開国とその 影響等

④竹島編入について

「竹島の領土編入は日本にとってどの ような意味を持つのだろうか。」

- ・1900 年代初期 竹島でのアシカ猟が 過当競争となる
- ・1904年 隠岐の中井養三郎が竹島で のアシカ猟を許可制にする ため、竹島を日本の領土と することを政府に要望
- ・1905 年 政府が竹島を正式に島根県 に編入し、竹島についての 領有意思を再確認した

居住地であり、一貫して日本固有の領土であった。

- ・日本が最初に結んだ対等条約である。
- ・清との国交は清を宗主国と する朝鮮や日清両属の状態で あった琉球をめぐって重要で あった。
- ・琉球には清との関係を維持しようとする勢力もあった。
- ・1879 年以降国内で発行された地図において尖閣諸島は琉球諸島に含まれていた。
- ・政府内で征韓論が高まった が、その後征韓論をめぐり分裂 状態となった。
- ・日本は江華島事件を起こし、 日朝修好条規を結ばせた。
- ・領事裁判権や関税免除の特権を朝鮮に認めさせる不平等 条約であった。
- ・日本が朝鮮に欧米商品を中継貿易し、朝鮮から金が流出 し、朝鮮の物価が高騰した。反 日感情が高まった。
- ・17 世紀半ばには日本は竹島 に対する領有権を確立していた。
- ・中井の出願を受けた政府は、 島根県の意見を聴取の上、閣 議決定によって竹島を「隠岐 島司ノ所管」と定めた。
- ・国際法上正当な根拠に基づいて正式に領土に編入した。
- ・近代国家として近代国際法 の規準に則って、領有意思を表 明した。

企画調整 室)

- 教科書、資料集
- ・「尖閣諸 島」(領土・ 主権対策 企画調整 室)

教科書、資料集

- ・『竹島問 題 10 のポ イント』
- ·『竹島問題 100 問 100 答』p40 ~43、p 46 ~47
- ・教科書、

資料集

		・その後、種々の行政権行使を	
		通じて、竹島に対する領有権を	
		近代国際法上も確実にした。	
	⑤小笠原諸島の編入について	・教師が補足する。	
	「もし、小笠原諸島がアメリカ領にな	・軍事戦略上、重要な拠点と考	
	っていたら、どうなっていただろう	え、アメリカ・イギリスに対し	
	か。」	て領有を宣言した。	
	・1876 年 小笠原諸島を編入		
展	4. グループごとに調べたことを発表	・①~⑤の外交の特徴をつか	・ワークシ
開	する。	t.	- }
(2)		 ・1 グループ 4 分程度で発表	
		する。	
18		´ ゚。 ・各グループの発表を聞き、個	
分		人でワークシートにまとめる。	
		その際、日本の外交の特徴を表	
		すキーワードを意識する。	
	5. 日本が行った外交の特徴について	ノモラードで心味りる。	
	考える。		
	MQ:近代の日本は近隣諸国に対し	てどのような外交を行ったのだ <i>ろ</i>	ううか。
	・近代国家として近隣の国々と国境を	 ・個人でワークシートにまと	・ワーク
	画定し、正式な国交を結んだ。	 める。	シート
ま	・日本の領土が国際的に画定した。	・何人か発表し、全体で共有す	
ح	・北方領土、竹島、尖閣諸島は、いずれ	る。	
め	も国際法上正当な手続きを経て、日本		
	の領土であることが画定した。		
7	・朝鮮との外交については対外拡張の		
分	動きの一環であった。		
	・アジア外交については、近代国家と		
	しての地位を引き上げようとするもの		
	であった。		
	日本は国際法上正式に領土を画定した	こが、現在も領域に関して問題となっ	ている
	事象があることを確認する。		
	・日本の領域に関して問題となってい	・「地理総合」や「公共」で学ぶ	・ワーク
	THE PROPERTY OF CHINGS CAR S CA		
	ろ事象として 北方領土 竹阜	ことを確認する	シート
	る事象として、北方領土、竹島、尖閣 諸島に関する問題がある	ことを確認する。 ・領域に関して問題になって	シート
	る事象として、北方領土、竹島、尖閣 諸島に関する問題がある。	・領域に関して問題になって	シート
			シート

6. 評価

十分満足できると判断され	概ね満足できると判断され	支援を要する状況への手
る状況	る状況	立て
近代の日本が近隣諸国に対	近代の日本が近隣諸国に対	ワークシートに調べたこ
してどのような外交を行っ	してどのような外交を行っ	とをまとめたり、自分の考
たのかについて、具体的な	たのかについて、具体的な	えを書いたりするように
内容や当時の国際情勢をふ	内容をふまえて理解してい	促す。
まえて理解している。	る。	

7. 参考資料

- ・「北方領土」「竹島」「尖閣諸島」(領土・主権対策企画調整室) (https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/index.html)
- ・『竹島問題 10 のポイント』(外務省)
- ・『竹島問題 100 問 100 問』 (2014 年 ワック出版)

歴史総合 ワークシート

「近代化と私たち」 国民国家と明治維新

☆単元を貫く問い

「欧米で生まれた国民国家は、なぜ日本をはじめ世界へ広がっていったのだろうか」

- 1. 18世紀後半以降の欧米の市民革命や国民統合の動向
 - (1) どのような経緯で国民国家は誕生したのだろうか。
 - (2) あなたは、国民統合の進展は、後の人々にどのような考えや課題をもたらすと考えるか。
- 2. 日本の明治維新や大日本帝国憲法の制定
 - (1) 近代の日本は、どのような国家を形成しようとしたのだろうか。
 - (2) 近代の日本は、近隣諸国に対してどのような外交を行ったのだろうか。【本時】
 - (3) あなたは、大日本帝国憲法をどのように評価するか。

	(3) めなには、人日本市国憲法をとのように評価するか。	
1.	前時の復習:近代の日本はどのような国家を形成しようとしたのか。	
2.	外交面において、「近代国家」として当時必要であったことは何だろうか。	
3.	近代の日本は近隣諸国に対してどのような外交を行ったのだろうか。	
	(1)自分のグループ	
	テーマ 「	J

	(1) の続き
	★外交の特徴(キーワードを示そう)
	(2)他のグループ (キーワードは?)
	(3)「もし、小笠原諸島がアメリカ領になっていたら、どうなっていただろうか」
4	近代の日本は近隣諸国に対してどのような外交を行ったのだろうか。
• •	たしないは、これのなどがは日日につけるとしない。 ファッパスと ロッパング ()

5. 日本の領域に関して問題となっている事象

高等学校 地理歴史科「地理総合」の事例

1. 学習指導要領との関連等

「高等学校学習指導要領 第2節地理歴史 第1地理総合 A地図や地理情報システムで捉える現代世界」

新学習指導要領の「地理総合」は、社会的事象の地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成することを目指して新設された必修科目である。そのために、調査や諸資料から情報を調べ、まとめる技能や地理的な課題の解決に向けて考察、構想したことを説明したり議論したりする力が求められる。

竹島問題については、大項目A「地図や地理情報システムと現代世界」の中で扱うことになる。現代世界の地域構成を示した様々な地図の読図を基に、日本の位置と領域を理解する際に、内容の取扱いでは、「世界的視野から日本の位置を捉えるとともに、日本の領域をめぐる問題に触れる」とある。また、「我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であること」とある。さらに、指導要領の解説では、「竹島は現在、韓国によって不法に占拠されているため、韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること」、「我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることなどを扱い、位置や範囲とともに理解すること」が必要と具体的に示されている。

以上のような点を踏まえ、本指導案では、竹島問題のみを扱うのではなく、海洋国家の抱える課題の1つの例として竹島を取り上げることとした。竹島を含む日本の抱える領土問題については小学校、中学校でも学習しており、位置やその歴史的経緯、竹島の水産資源等については一定程度の理解があると考えられる。これまでに獲得した知識を使って、海洋国家の特色を理解し、より大きな概念の獲得に向かわせるという考え方である。

授業の序盤で、日本の位置を概観し、海洋国境の特徴を明らかにしつつ、日本が海洋国家であるという認識を持たせる。その上で、海洋国家の特色を考察していくが、グループ活動を通して別々に調べた内容を共有することによって、多面的に理解が深まることを期待している。この授業を通して、高校生たちが海洋国家に住む国民として、海洋のことや領土問題に興味を持ち、その保全や解決に向けて主体的に考えることができるようになれば幸いである。

単元構成については、中項目Aの範囲が広すぎるために、便宜的に大縮尺の地図と小縮尺の地図で分け、その前半を1つの単元として扱っている。現時点で教科書が未出版なこともあり、指導要領とその解説をもとに、これまでの地理Aの内容を参考にしながら、教科書の内容を推測して構成している。実際には、教科書の記述に合わせて、授業内容を再構成していただきたい。

2. 単元指導計画

- (1) 単元名
 - A 地図や地理情報システムで捉える現代世界
 - (1) 地図や地理情報システムと現代世界(大縮尺の地図)

(2) 単元を貫く問い

「地図や地理情報システムから、地理的視点によって現代世界はどう捉えられるのか」

次	テーマ	時	問いと主な学習内容
1	方位や時差	1	「地球上の方位と角度の違いとは何だろうか」
			・メルカトル図法と正距方位図法の読図を通じて、「方位」の考え
			方と「角度」の違いを明確にし、様々な世界地図の特徴とその
			用途について理解する。
		1	「イギリスはなぜサマータイム制度を導入しているのだろうか」
			・中学校で身に付けた経度の違いによる時差計算の方法を確認
			し、地軸の傾きによる高緯度地方の季節による日照時間の違い
			と、現地の人々の生活について考察する。
2	日本の位置	1	「国境にはどのような種類があるのだろうか」
	と領域		・国家の三要素、国家の領域と海域の区分について理解する。
			・世界地図から国境の違いを読み取り、人為的国境の引かれた
			経緯とその課題から、現代世界の抱える課題を考察する。
		1	「日本は海洋国家としてどのような特色を持っているのだろう
			カー」
		本	・日本の位置と領域について世界的視野からとらえ、海洋の果た
		時	す役割を考察する。
			・地図や資料をもとに、日本の海洋国家としての特色を具体的事
			例を用いて理解する。
3	国内や国家	1	「ほんとうに東京一極集中なのか」
	間の結びつ		・道路網や鉄道網、航路網などの地図や貨物輸送量などの統計資
	き		料を考察することで、国内の物流や人の往来、それを支える陸
			運や海運などの現状や動向について理解する。
		1	「どのような目的と広がりを持つ国家群があるのだろうか」
			・時代別の国家群を示した主題図を用いて、第二次世界大戦後に
			どのような国家群が存在し、その目的がどのように変化してき
			たのかを時代背景と共に考察する。
			・国家群の地域的なまとまりについて地図から理解する。
		2	「グローバル化は私たちの生活にどのような影響を与えている
			のか」
			・貿易、交通・通信、観光などの分野において、様々な主題図を
			用いて、その現状や動向について多角的に考察し、国境を越え
			た地域のつながりが、地域におよぼす影響を理解する。
			・分野ごとにグループをつくり、調べ活動と発表、共有を行う。

3. 本時の学習

(1) 目標・評価の観点

- 1. 日本の位置と領域について世界的視野からとらえ、海洋の果たす役割を考察できる。 (思考・判断・表現)
- 2. 地図や資料をもとに、具体的に日本の海洋国家としての特色を理解できる。

(知識・技能)

(2) 展開

	生徒の活動	指導上の留意点	資料
導	世界的視野からみると、日本の位置	や範囲はどう表現できるだろうか。	
入 10 分	1. 地球儀や地図をみて、日本の位置や範囲についてわかることを発表する。 ・位置:ユーラシア大陸の東端/太平洋の玄関/大陸の出	・世界各地に中心をうつして、他国からみた相対的位置を捉えさせる。・海洋国家であり、日本にとって海洋が重要であることを確認する。	地球儀 地図帳 ワークシ ート
	ロをふさぐ形…など ・範囲:海に囲まれている=国境 は全て海洋国境/緯度幅 と経度幅が広い…など	・必要に応じて、緯経度や、最端の島を確認してもよい。	
	国境として、海洋にはどのような役	と割があるだろうか。	
	 海洋国境は、河川や山脈の国境と比べてどのような特色を持つか考える。 人々の往来や文物の流通に対する障壁となる。 海を隔てた地域との交通、交易路となる。 	・前時を振り返り、国境の種類を確認する。・ワークシートを使って自然国境の種類別に隔絶性と交流性の評価を行う。	ワークシート
	3. 上記の他に、海洋国家の特色(利 点や課題)にはどういうものがあ るか考える。 ・豊富な水産資源、海底資源 ・国境付近の領土問題 ・防衛上の課題 …など	・生徒に発言を求め、展開に繋げる。	
屈	日本は海洋国家としてどのような特	色を持っているのだろうか。	
展開①16分	4. グループで、3で出てきた内容 について詳しく調べ活動を行う。	・グループ活動:1~4のテーマに ついて、教科書や資料をもとに調 べ、発表できるようにまとめる。	

- 1排他的経済水域と資源について
 - ・日本の排他的経済水域の面積割合
 - 水產資源、海底資源
- 2 海上交通や海洋開発について
 - 日本の海上交通網
 - ・海洋開発の例
- 3 海洋国家の課題① 領土問題(北 方領土)
 - ・位置と範囲
 - ・数種類の国境が存在する理由
 - ・北方領土問題が人々の生活に与 える影響・現状と政府の対応

- 4 海洋国家の課題② 領土問題(竹 島)
 - ・位置と範囲
 - ・竹島問題が人々の生活に与える 影響
 - ・現状と日本政府の対応

- ・国土の11倍以上のEEZを持ち、 領海を含む総面積は世界第6位。
- 水揚げ高など
- ・港湾や通信整備などの保全事業
- ・海上交通網や海洋開発の例示

インター ネット資 料集

教科書

資料集

統計要覧

- 次の点が明確になるよう補足する
- ・4つの国境線が存在する歴史的経緯
- ・サンフランシスコ平和条約で、日本は樺太の南半分と千島列島を 放棄したが、北方領土の4島はその放棄地に含まれていない。
- ・ロシアが不法占拠した状態となっており、日本は返還を求めているが、実現していない。

次の点が明確になるよう補足する。

- ・1952 年から韓国が「李承晩ライン」を一方的に設定して竹島をライン内に取り込み、その後、海洋警備隊による不法占拠が続いている。
- ・周辺海域での漁業も行えず、島に 近づくこともできない。
- ・日本は国際司法裁判所への共同提 訴を提案しているが、韓国は拒否 し続けている。
- ※尖閣諸島については「わが国固有 の領土で、現に日本が有効支配し ており、領土問題は存在しない」 という政府の立場を明確にする。

教科書 資料集 インター

ネット等

教科書 「竹島問 題 10 のポ イント」 「竹島問 題 100 問

100 答 |

展 開 ② 16 分	5. グループの発表・それぞれのグループの発表を聞きながら、重要なことをメモする。	・1グループ2~3分程度。・必要に応じて補足する。	
まとめ8分	6. 日本が海洋国家としてどのような特徴を持つかについて、ワークシートにまとめる。・時間があれば発表する。	・広い排他的経済水域を持ち、資源など経済的有用性が大きい。資源の保全(水産資源の管理、枯渇の防止)や違法操業の取り締まり等が必要である。 ・海洋は国境として交流性、隔絶性があるが、一方で境界付近では領土問題を生じやすく、日本も例外ではない。 ・領土問題については、「歴史総合」や「公共」など通じて歴史的経緯や国際法を正しく理解する必要がある。	

(3) 本時の評価

評価の	十分満足できると判断	おおむね満足できると判	支援を必要とする生徒の
観点	される生徒の具体例	断される生徒の具体例	指導の手立て
思考	海洋の果たす役割だけ	日本の位置と領域につい	必要に応じてペアワーク
判断	でなく、海洋国家の持	て世界的視野からとらえ、	で、他の意見を聞くことを
表現	つ課題に気が付き、表	海洋の果たす役割を考察	促す。机間指導により個別
	現できる。	できる。	に指導する。
知識	特色を理解するだけで	地図や資料をもとに、日	ワークシートを見直し、
技能	なく、領土問題の歴史	本の海洋国家としての特	「良い面」と「課題」に
	的経緯や現状について	色が具体的に理解できて	わけて考えるよう指示す
	理解している。	いる。	る。

(4) 参考資料

- ・「竹島問題 10 のポイント」(外務省)
- ・「竹島問題 100 問 100 問」(2014 年 ワック出版)
- ・インターネットの参考となるHP

国土交通省統計情報 海運・船舶・船員関係統計データ http://www.milt.go.jp/statistics http://www.milt.go.jp/statistics http://www.milt.go.jp/statistics

外務省 日本の領土をめぐる情勢 https://www.mofa.go.jp/mofaj/territory/index.html

高等学校 公民科「公共」の事例

1. 単元名

「持続可能な関係性づくりの主体となる私たち―領土問題・竹島学習を通して―」

2. 単元について

(1) 学習指導要領との関連性

この単元は、平成30年告示の高等学校学習指導要領の公民の内容B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の「ア(イ).(略)国家主権、領土(領海・領空を含む)(略)などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解する」に基づいて開発したものである。また、思考力、判断力、表現力を身に付けるために「イ.法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠を持って表現すること」に基づいて、竹島問題の解決策について「政策選択学習」を用いた対話的な学習を提案する。

(2) 教材観

本指導案に基づく公民の授業は、現代社会や政治・経済の授業2時間で取り上げることができる。現在、「我が国の固有の領土」である竹島や北方領土に関して平和的な手段による解決に向けての努力が続けられている。しかし、竹島では韓国の武装した警備隊員による不法占拠が続き領有権をめぐる問題が継続している。また、日韓両国がそれぞれの歴史的根拠や国際法に基づいて、竹島に対する自国の領有権を主張する中で、日本は国際司法裁判所への付託を提案し続けている。しかし、韓国が付託合意をしないために国際司法裁判所での解決ができていないという状況にある。これらの内容について、平成30年告示の高等学校学習指導要領解説公民編では、「国家主権、領土(領海・領空を含む。)については(略)、国家主権、国際法及び国際機構の役割と関連付けて理解できるようにする」と示している。

(3) 指導観

「政策選択学習」とは、政治課題を探究したうえでその解決に向けていくつかの選択肢を提示し、それらを比較・検討させたうえでよりよい政策決定を促そうとするものである。これまで、「我が国の固有の領土」である竹島や北方領土に関して平和的な解決に向けての努力がなされてきた。しかし、これらの島嶼領土の問題は平和的解決に多くの時間がかかること、友好関係を維持しながら領有権を主張し続けることが必要であると指摘されている。

島根県では竹島問題研究会が設置され、高等学校と特別支援学校高等部の学習指導案が作成され、さらに島根県教育委員会から小・中・高等学校と特別支援学校での「竹島に関する学習」の学習指導案が提示された。その中で、高等学校では地歴・公民科の授業の中で、「国境・帰属問題(世界史)」「領土編入の経緯(日本史)」「領土問題と主権の侵害(地理)」「歴史的な視点と国際法的な視点(現代社会または政治経済)」に着目した授業が開発されてきた。またホームルーム活動では、すべての教員が担当できるよう配慮して、「竹島の日」制定の理由を現在や過去といった視点から理解させる授業が行われている。これらの授業を継続的に実施していくことで、竹島問題に関する理解が深まっていくことが期待できる。しかし、これまでの実践では「平和的な解決に向けて努力を続けることが大切」という態度や姿勢を促すというまとめで授業を終えているものが多い。現在の高校生は、その多くが小学校から竹島問題に関する学習を受けている世代であり、基本的な理解は進んできている。新しい学習指導要領の実施を目前にして、今後、「竹島問題に関する学習」をより一層深化させていくためには、知識を踏まえたうえで「主体的で対話的な深い学び」の視点から授業改善に取り組んだ「領土学習」を行っていく必要がある。

そこで、本指導案では「領土問題(竹島問題)」について、生徒たちが主体的に近隣の国々との持続可能な関係性を構築しつつ課題を解決していくために、「政策選択学習」が効果的であると考える。

3. 単元の計画と目標

- (1) 単元名「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」 「国家主権、領土(領海、領空を含む。)」(4時間)
- (2) 単元を貫く問い

「友好関係を築きながら国際法上の問題を解決する方法とは何か」

	NA MINERCE	· / >	国际伍工の问题を解伏する方伝とは同か。
次	テーマ	時	問いと主な学習内容
1	国家主権、領土	1	「国家主権や領土とは何か」
			領土(領空や領海を含む。)が、国民の基本的な生活圏である
			ことを踏まえて、近代国家の構成要素について理解する。
2	国際法および	1	「国際法上の問題を解決する手段とは何か」
	国際機関の役		相互に対等な主権国家同士の問題を解決するための国際法の
	割		意義と国際司法裁判所などの国際機関の役割について理解す
			る。また、国際法や国際機関の役割の限界について理解する。
3	領土問題の平	2	「領土問題(竹島問題)の望ましい解決策とは何か」
	和的な解決	本	領土問題の起きている原因を地理歴史、政治・経済的な側面
		時	から理解し、望ましい解決策について複数の政策を比較・検
			討しながら考察する。

- (3) 単元の目標・評価
- ②領土問題の望ましい解決策の在り方について、複数の価値に基づく政策を比較・検討したうえで、主体的に価値判断を行い、自分自身の考えを表現することができる。

【思考・判断・表現】

③領土問題に対する関心を高め、その望ましい解決策を主体的に探究し、平和的な解決の在り方について考えようとしている。 【主体的に学習に取り組む態度】

4. 本時の学習

- (1) 目標
- ①他者と協働して領土問題の解決策について望ましい解決の在り方を考える。

【思考・判断・表現】

②対話的な活動を通して領土問題の解決策についての合意を図ろうとする。

【主体的に学習に取り組む態度】

(2) 展開 ※○は生徒の反応 ●は確認すべき項目

SW は個人での活動 GW はグループワーク CT はクロストーク (全体での共有)

	生徒の活動	指導上の留意点	資料
導入 (10 分)	日韓関係の改善のためにすべきこと	は何か~日韓両国民が考える	課題~
	Q. 日韓両国民が考える日韓関係改善のためにすべきことは何か?(上位3つ)○「領土問題(竹島問題)」の解決、「歴史認識問題」の解決、「歴史認識問題」の解決・「歴史認識と教育に関する問題」の解決・「領土(竹島問題)」の解決 Q. 問題の解決のためには何が必要か? ○2 国間の対話、国際司法裁判所への付託、市民の対話、教育など ●「法と対話による解決」「平和的解決」	・発問に対して資料を提示し、生徒に読み取らせる・「竹島問題」は「領土問題」であり、「歴史認識問題」ではないことを確認する・竹島問題の解決に向けては、「法と正義に基づいた国際的なルール」に則って解決するということを確認する	※資料①「第 7 回日韓調査」2019.6 月興論会Hankookリサーチ
	本時の学習テーマ:領土問題(竹島	問題)の望ましい解決策とは何	可か?

展開①

(40分)

竹島をめぐってどのような問題が起きているのか?

- **Q**. 竹島をめぐってどのような問題が起きているのか?
- ○主権の侵害、国際法の違反、韓国の不 法占拠、経済的損失、など
- ※既習知識の確認
- ❶「地理」=地理的条件
- ②「政治・経済」=政治・経済的意義 「日本固有の領土」「主権」 「鉱物資源」「漁業」
- 予「歴史」=領土編入の歴史 「領土編入 (1905年)」「サンフランシスコ平和条約 (1951年)」「海洋主権宣言 (1952年)」「韓国海洋警察隊の駐留 (1954年)」
- ④「国際法」=国際司法裁判所への付託 「国際司法裁判所への合意付託 (1954年~3度)」

・小中学校での竹島問題に 関する学習で得た知識を復 習する

・竹島問題について「地理」 「政治・経済」「歴史」「国際 法」の4つの観点で解説する ※ワークシート①(知識の確認)

展開②

(20分)

竹島問題を解決するための方針は何か?

SW. 竹島問題の望ましい解決のためにはどのような方針をとればよいか考える(個人)

「A. 断固とした姿勢」「B. 2 カ国間で話し合い」「C. 当事国以外も含めた話し合い」「D. 国際司法裁判所への付託」

GW. 現在の状況を踏まえて、四つの方針を具体化していくためにはどのような活動を行えばよいか考える (グループ)

A. 断固とした姿勢

【方針】説得

→日本の主張をまげずに、理を尽くし て説明する。

B. 2 カ国間での話し合い

【方針】交渉(日韓両国)

→韓国の意見を聞き、その主張を踏ま えて合意可能な点を協議する

C. 当事国以外も含めた話し合い

【方針】仲介・調停

→日韓双方と友好関係にある国の意 見を聞き、解決に向けて交渉する

D. 国際司法裁判所への付託

【方針】司法的解決

→問題の判断を国際司法裁判所に付 託する ・発問に対して、各自で A ~D の四つの方針のうち自 分の考えに近いからランキ ングし、理由を考えさせる。

・発問に対して同じ方針を 選択した生徒で班(3~4 人)をつくり、具体策につい て話し合わせる

※【ロールプレイ】も可 (具体策)

どのような手段で相手国を 説得するか

(具体策)

日韓両国の意見が食い違う のはなぜか 法と正義に基づいた合意可 能な点とは何か

(具体策)

どの国の意見を聞き、どのような切り口で解決を試みるか

(具体策)

どのように韓国を国際裁判 の場に上げ、どのような根 拠で立証するか ※ワークシート②(思考の整理)

※発表用シートがでも、お可ご会、記録

展開③ (20分)	竹島問題を解決するため	の具体策を提言しよう!		
(20 %)	CT. 各班で考えた竹島問題の解決に向けての具体策を提言しよう(全体)・各班の代表者が全体に受けて発表・他の生徒は発表を聞いて要点をメモする・わからないところは質問する	・各班発表 3 分、質疑応答 2 分で進める ・発表の要点はメモさせる	※発表メモ(メモの記入)	
まとめ (10 分)	竹島問題の解決策についてあなたの考えをまとめよう!			
(10 33)	SW. 今日の授業を振り返って気づいたことや考えたことをまとめよう(個人)・共感した意見、新たな知見などを記入・今の時点で最も望ましいと考える解決策について記入・今後調べていきたいこと、考えていきたいことを記入	・授業の振り返りをさせる ・対話を通じて気づきや知 見が生まれることを伝え、 関心を持ったことについ て、今後の生活に活かして いけるように振り返りをさ せる	※ワーク シート③ (活動の 振り返り)	

(3) 評価

本時の評価の観点	十分満足できると判断 される生徒の具体例	おおむね満足できると 判断される生徒の具体 例	支援を必要とする生徒 への支援の手立て
主体的に学習	配付した資料から領土	配付した資料から領土	配付した資料の要点を
に取り組む態	問題については法と対	問題の解決の重要性に	示しながら、領土問題
度	話による平和的な解決	ついて理解し、その解	が起きている原因や解
	が必要であると理解し、	決策を周囲の意見を参	決に向けての考え方を
	その解決策を主体的に	考にしながら主体的に	具体的に考えさせるよ
	考えようとしている。	考えようとしている。	う支援する。
思考・判断・	領土問題の解決に向け	領土問題の解決に向け	領土問題の解決に向け
表現	ての四つの方針を十分	ての四つの方針がある	ての四つの方針を現在
	に理解し、自己と他者の	ことを理解し、他者の	の具体例に当てはめな
	意見の対立点や合意点	意見を尊重しながら具	がら理解させ、他者の
	について配慮しながら	体策を考察し、自分の	意見を参考にしながら
	具体策を考察し、自分の	考えを表現することが	自分の考えが表現でき
	考えを表現することが	できる。	るよう支援する。
	できる。		

5. 参考資料

- ●外務省,『竹島問題 10 のポイント(2014 年 3 月発行)』,
 - $\verb|https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima_point.pdf|$
- ●第3期竹島問題研究会,『竹島問題100問100答(2014年発行)』,ワック株式会社
- ●海洋政策研究所島嶼資料センター,「日本の島嶼領土 尖閣諸島・竹島・北方領土 (2014年 12月 29 日更新)」,

https://www.spf.org/islandstudies/jp/

- ●岡山大学大学院教育学研究科研究集録 第 158 号, 2015 年, p. 71 79, "政策選択学習の原理に基づく領土問題の単元開発—中学校社会科小単元「領土問題から日本の外交を考える」の開発を通して—", 桑原敏典・横川和成・井上昌善
- ●外務省,「竹島の領有権に関する我が国の立場と韓国の不法占拠の概要(2017年9月21日

更新)」,

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/gaiyo.html

●特定非営利活動法人言論NPO,「第7回日韓共同世論調査 日韓世論比較結果(2019年6月12日実施)」,

http://www.genron-npo.net/world/archives/7250.html

- ●防衛省・NIDS防衛研究所・政策研究部・グローバル安全保障研究所,『ブリーフィング・メモ (2019年3月号)』,「強要・強制外交―その概念と特徴」, 大西健, http://www.nids.mod.go.jp/research/profile/anzen/01-onisi.html
- ●内閣官房・領土主権対策企画調整室,「法と対話による解決を目指して」, https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/ryodo/takeshima-law.html

「竹島問題」について学ぼう(資料)

1. はじめに

「竹島の日を定める条例」(平成17年に島根県議会が可決)

第1条(趣旨)県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立をめざ した運動を推進し、<u>竹島問題についての国民世論の啓発をはかるため</u> 竹島の日を定める。

第2条(竹島の日)竹島の日は、2月22日とする。

第3条(県の責務) 竹島の日の趣旨にふさわしい取り組みを推進するため、必要 な施策を講ずるよう努めることとする。

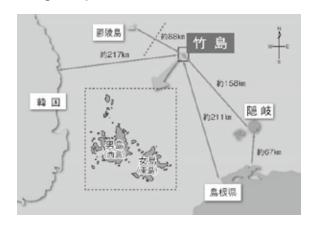
2. 竹島の地理的条件について

〈図① 竹島の位置〉



北緯37度14分、東経131度52分

〈図② 竹島からの距離〉

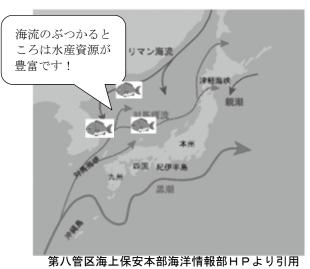


9

3. 竹島の政治的・経済的意義について 〈図③ 竹島周辺の海底資源〉

メタンハイドレート 石油・天然ガス 2018年度までに埋蔵量調査 2018年度までに分布を調査 有望な地点でポーリング調査 メタンガスが低温高圧下 で水に溶けたもの。シャー ベット状で、海底の地下数 百気に分布 調査が 見込まれる 主な海域 南島島 コバルトリッチクラスト 海底熱水鉱床 2012年度までに埋蔵呈調査 2018年度までに試験規削 2012年度までに埋蔵呈調査 海底の岩石を覆う厚さ数 海底から噴き出した熱水 ~十数学のマンガン酸 化物。コバルトを豊富に含 に含まれる金属が沈殿し てできたもの。金、銀、ゲ ルマニウムなどが含まれ むほかマンガン、白金、レ アアースなどが含まれる。 水深1000~2400粒の海 る。水深500~3000位の 海底に分布 底に分布

〈図④ 竹島周辺の海流〉



読売新聞 2009 年 1 月 6 日付

Q. 日本人は竹島に上陸することができますか?

〈写真① 竹島に設置されている灯台や埠頭〉

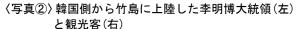








写真 EPA=時事

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法 占拠であり、我が国の**主権が侵害**され、竹島やその周辺 12 海里(1852・) に行けない、漁業が自由にできないなどといった問題が起きています。

Q. 日本の漁船は竹島周辺で漁をすることができますか?

写真 聯合=共同

〈図⑤ 1999 年発効の日韓暫定水域〉



暫定水域内は共同管理と定められていますが、日本の漁船はほとんど漁ができません。この海域では韓国漁船の記獲によって漁介質がとても少なくなっています。

〈写真③ 韓国に抑留された日本人を乗せた韓国船〉



1952年、韓国の大統領李承晩(パンマン)が朝鮮半島周辺の公海上に韓国以外の漁船を排除する「李承晩ライン」を引いた。(朝日新聞デジタルより引用)

4. 竹島問題の経緯と現状(領土)

〈写真④ 竹島でのアシカ猟〉



短岐の人たちによる竹島でのアシカ 第の様子です。(1935年)

が 野野人の海女も写っています。(一九三五年) 朝野人の海女も写っています。(一九三五年) 様常を行った隠岐の人たちです。屋われた

〈図⑥ 李承晩ライン〉



〈写真⑤ 国際司法裁判所〉



国際司法裁判所(ICJ) は、紛争の両当事者が同裁判所において解決を求めるという合意があって初めて当該紛争についての審理を開始するという仕組みになっています。我が国は、国際社会における「法の支配」を尊重する観点から、1958年以来、合意なく相手国が一方的に我が国を提訴してきた場合でも、ICJ の強制的な管轄権を原則として受け入れています。しかし、韓国はこのような立場をとっていません。したがって、仮に我が国が一方的に提訴を行ったとしても、韓国が自主的に応じない限り ICJ の管轄権は設定されないこととなります。

「竹島問題」について学ぼう ワークシート①

年 組 番氏名

本日の問い:領土問題(竹島問題)の望ましい解決策とは何か考えてみる	本日の問い:領:	土問題(竹島問題)	の望ましい解決策と	は何か考えてみましん	ょう!
-----------------------------------	----------	-----------	-----------	------------	-----

1.	はじめに	2月22日は

2. 竹島の地理的条件について

・位置…北緯(<u></u>) 度 14 分、『	東経()度 52 分
・距離…隠岐から()km、	島根半島から () km
・住所…「〒685-0000()	県()郡()町竹島官有無番地」

3. 竹島の政治的・経済的意義について

*	図3	•	④を	見て	考え	ま	しょ	う	!
---	----	---	----	----	----	---	----	---	---

- ・近年、日本海西部に (_____) や (______) などの海底資源があることが分かった。
- ・竹島周辺の海域は暖流と寒流がぶつかる潮目があり、(_____)資源が豊富な漁場である。

Q. 日本人は竹島に上陸することができますか?

- ▲竹島やその周りの () (22.224km) に行くことができない
 - ・韓国が海洋警備隊を置き、灯台・宿舎・埠頭を建設して、観光客を上陸させている。
 - ・日本人は竹島に近づくことができず、日本政府はこれに抗議している。

Q. 日本の漁船は竹島周辺で漁をすることができますか?

- **▲** () が自由に行えない
 - ・竹島周辺は日韓どちらのものとも決めない () として漁業を行うことになっているが、実際には日本の漁船はほとんど魚介類を採ることができない。
- **▲** () を採ることができない
 - ・2006年に、日本の海上保安庁が海洋調査を行おうとしたが韓国に妨害された。
 - ・その後、韓国は「総合海洋科学基地」を設置して海底資源調査を進めている。

4. 竹島問題の経緯と現状

Q. 竹島はいつから日本(島根県)に編入されたか? 〈表① 竹島についての日韓関係略年表〉

年	事項					
17 世紀	江戸時代、幕府公認のもと米子の商人大谷家と村川家が「松島(竹島)」での停泊地として、またアシカ・アワビの漁猟に利用していた。	を航海				
()	1/28 閣議(内閣の会議) で「()」と命名、島根県隠岐島司の所管と 2/22 島根県知事 が「()」の名称と所管を告示	決定				
	島根県告示第四十号 明治三十八年(1905 年)二月二十二日					
	北緯三十七度九分三十秒、東経百三十一度五十五分、隠岐島を遊る西北	八十				
1910	五浬に在る島嶼を竹島と称し、自今本県所属隠岐島司の所管と定めらる					
1910	韓国併合 隠岐の人々による、竹島での漁業(アシカ猟など) 〔写真④〕					
☆()年の 閣議決定 で「 竹島 」は 島根県隠岐郡 に編入された!※韓国併合(1910年)より前						

Q2. 日本の漁船が竹島に近づけなくなったのはなぜですか?

年	事 項
1945	終戦
()	9/8 「サンフランシスコ平和条約」調印 → 日本は植民地を放棄
	戦後の日本の領土を決めた平和条約では、朝鮮、台湾など日本から分離する領
	1
	これに対してアメリカは、「(1905 年ごろから) 竹島は島根県の管轄下にあり、
	朝鮮の領土であったことはない【ラスク書簡】」として韓国の要求を拒否した。
☆ 「	条約」に基づいて 竹島 が 日本の領土 であることが確認された!
1952	1/18 韓国が一方的に「海洋主権 () 宣言」で領有を主張〔地図⑥〕
	4/28 「サンフランシスコ平和条約」が発効
1953	竹島で日本の巡視船が韓国側から発砲される 竹島問題の
1954	韓国が竹島に海洋警察隊を派遣
	→以後、韓国による「」が続く
	mka na
1954~	日本は「竹島問題」を「」
	に提訴すると提案
	→韓国は拒否
	※1962 年、2012 年にも提案しているが拒否されている
☆韓国	が一方的に「」を宣言してから、 竹島の不法占拠 が続いている!
1999	竹島周辺を「 暫定水域 ()」とすることで合意〔地図⑤〕
1000	→現状: 日本漁船は漁場から締め出されている 「
☆竹島	周辺は「暫定水域()」である ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
と合意	したにもかかわらず、日本漁船は漁場に入れな ロキが明明の表現 ロキが明明の表現 ロキが明明の表現 ロキが明明の表現 ロキが明明の表現 フェー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ
()	3/16 昌根県議会が 竹目の日を兄める冬側
. /	を可決(2月22日: 竹島の日) 環境水域内は共同管理と定められていますが、日本の漁船は、はたんと漁ができません。この海域では韓国漁船の乱獲によって で気が複がとても少なくなっています。
	※1905年の島根県告示から100年目

「竹島問題」について学ぼう ワークシート②

年 組 番氏名

◆竹島問題を解決するための方針 *領土問題に関する政策と背景となる理論

	領土問題に関する政策	外交方針	説明・例
Α	断固とした姿勢	説得	日本の主張はまげずに、理を尽くして説
			明する
В	2国間での話し合い	交渉・妥協	相手国の意見を聞き、その主張を踏まえ
			て合意可能な点を協議する
С	当事国以外も含めた話し合い	仲介・調停	当事国と友好関係にある国の意見を聞
			き、解決に向けて交渉する
D	国際司法裁判所への付託	司法的解決	問題の判断を国際司法裁判所に付託し
			て、国際法に基づいて解決する

Q. 「4つの政策」に優先順位をつけてランキングしてみ	メましょう	!
-----------------------------	-------	---

	1位		
2位		3位	
	4位		

Q.「具体的にどのように行動するか」隣の人と考えてみましょう!

	領土問題に関する政策	考える問い
Α	断固とした姿勢	どのような手段で説得すればよいか?
В	2国間での話し合い	意見の食い違いはどこか?法と正義に基づいた合意可能な点は何か?
С	当事国以外も含めた話し合い	どの国の意見を聞き、どのような切り口で解決するか?
D	国際司法裁判所への付託	どのように相手国を司法の場に上げ、どのような根拠で立証するか?

2005年(平成17年)に島根県が「竹島の日を定める条例」を制定してから、外務省や文部科学省を中心に竹島問題の平和的解決に向けて政府や島根県が継続的に活動している。今後、より多くの国民が現状を理解し、解決に向けて行動していくためには何が必要か、あなたの考えを書きましょう!

「竹島問題」について学ぼう ワークシート① 【解答あり】

年 組 番氏名

本日の問い:領土問題(竹島問題)の望ましい解決策とは何か考えてみましょう!

1. はじめに 2月22日は 「竹島の日」

2. 竹島の地理的条件について

- ・位置…北緯(<u>37</u>)度14分、東経(<u>131</u>)度52分
- ・距離…隠岐から (158)km、島根半島から (211)km
- ・住所…「〒685-0000 (<u>島根</u>) 県 (<u>隠岐</u>) 郡 (<u>隠岐の島</u>) 町竹島官有無番地」

3. 竹島の政治的・経済的意義について

- *図③・④を見て考えましょう!
- ・近年、日本海西部に(石油)や(天然ガス)などの海底資源があることが分かった。
- ・竹島周辺の海域は暖流と寒流がぶつかる潮目があり、(水産)資源が豊富な漁場である。

Q. 日本人は竹島に上陸することができますか?

- ▲竹島やその周りの(12 海里)(22.224km)に行くことができない
 - ・韓国が海洋警備隊を置き、灯台・宿舎・埠頭を建設して、観光客を上陸させている。
 - ・日本人は竹島に近づくことができず、日本政府はこれに抗議している。

Q. 日本の漁船は竹島周辺で漁をすることができますか?

- ▲ (漁業)が自由に行えない
 - ・竹島周辺は日韓どちらのものとも決めない(暫定水域)として漁業を行うことになっているが、実際には日本の漁船はほとんど魚介類を採ることができない。
- ▲ (海底資源)を採ることができない
 - ・2006年に、日本の海上保安庁が海洋調査を行おうとしたが韓国に妨害された。
 - ・その後、韓国は「総合海洋科学基地」を設置して海底資源調査を進めている。

4. 竹島問題の経緯と現状

Q. 竹島はいつから日本(島根県)に編入されたか? 〈表① 竹島についての日韓関係略年表〉

年	事 項	
17 世紀	江戸時代、幕府公認のもと米子の商人大谷家と村川家が「松島(竹島)」を航 の停泊地として、またアシカ・アワビの漁猟に利用していた。	
(1905)	1/28 閣議(内閣の会議) で「(<u>竹島</u>)」と命名、島根県隠岐島司の所管と決定 2/22 島根県知事 が「(<u>竹島</u>)」の名称と所管を告示	<u> </u>
	島根県告示第四十号 明治三十八年(1905 年)二月二十二日	-
	北緯三十七度九分三十秒、東経百三十一度五十五分、隠岐島を距る西北八十	-
1010	五浬に在る島嶼を竹島と称し、自今本県所属隠岐島司の所管と定めらる	
1910	韓国併合 隠岐の人々による、竹島での漁業(アシカ猟など) 〔写真④〕	

☆(1905)年の閣議決定で「竹島」は島根県隠岐郡に編入された!※韓国併合(1910年)より前

年	事項
1945	終戦
(1951)	9/8 「サンフランシスコ平和条約」調印 → 日本は植民地を放棄
	戦後の日本の領土を決めた平和条約では、朝鮮、台湾など日本から分離する領
	土(済州島・巨文島・鬱陵島)を規定する方法がとられた。韓国はこの条約を準
	備していたアメリカに、「日本が放棄する島に竹島を加えてほしい」と願い出た。
	これに対してアメリカは、「(1905 年ごろから) 竹島は島根県の管轄下にあり、
	朝鮮の領土であったことはない【ラスク書簡】」として韓国の要求を拒否した。
☆「サ :	ノフランシスコ平和条約」に基づいて 竹島 が 日本の領土 であることが確認された!
1952	1/18 韓国が一方的に「海洋主権(<u>李承晩ライン</u>)宣言」で領有を主張〔地図⑥
	4/28 「サンフランシスコ平和条約」が発効
1953	竹島で日本の巡視船が韓国側から発砲される 竹島問題の はじまり
1954	韓国が竹島に海洋警察隊を派遣
	→以後、韓国による「 不法占拠 」が続く
	PROPERTY OF THE PROPERTY OF TH
1954~	日本は「竹島問題」を「国際司法裁判所」
	に提訴すると提案
	→韓国は拒否
	※1962 年、2012 年にも提案しているが拒否されている
~ 拾田·	」 が一方的に「 <u>李承晩ライン</u> 」を宣言してから、 竹島の不法占拠 が続いている!
以特色。	
1999	竹島周辺を「 暫定水域 (日韓共同管理)」とすることで合意〔地図⑤〕
1999	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

と合意したにもかかわらず、日本漁船は漁場に入れな

3/16 島根県議会が「竹島の日を定める条例」 (2005)

を可決(2月22日:**竹島の日**)

※1905年の島根県告示から100年目



暫定水域内は共同管理と定められていますが、日本の漁船は ほとんど漁ができません。この海域では韓国漁船の記機によっ て魚介鏡がとても少なくなっています。

「竹島問題」について学ぼう ワークシート②

年 組 番氏名

◆竹島問題を解決するための方針 *領土問題に関する政策と背景となる理論

	領土問題に関する政策	外交方針	説明・例
Α	断固とした姿勢	説得	日本の主張はまげずに、理を尽くして説
			明する
В	2国間での話し合い	交渉・妥協	相手国の意見を聞き、その主張を踏まえ
			て合意可能な点を協議する
С	当事国以外も含めた話し合い	仲介・調停	当事国と友好関係にある国の意見を聞
			き、解決に向けて交渉する
D	国際司法裁判所への付託	司法的解決	問題の判断を国際司法裁判所に付託し
			て、国際法に基づいて解決する

Q.	「4つの政策」	に優先順位をつけてランキングしてみましょう!	

	1位		
2位		3位	

4位

Q.「具体的にどのように行動するか」隣の人と考えてみましょう!

	領土問題に関する政策	考える問い
Α	断固とした姿勢	どのような手段で説得すればよいか?
В	2 国間での話し合い	意見の食い違いはどこか?法と正義に基づいた合意可能な点は何か?
С	当事国以外も含めた話し合い	どの国の意見を聞き、どのような切り口で解決するか?
D	国際司法裁判所への付託	どのように相手国を司法の場に上げ、どのような根拠で立証するか?

2005年(平成17年)に島根県が「竹島の日を定める条例」を制定してから、外務省や文部科学省を中心に竹島問題の平和的解決に向けて政府や島根県が継続的に活動している。今後、より多くの国民が現状を理解し、解決に向けて行動していくためには何が必要か、あなたの考えを書きましょう!

	\
	/

特別支援学校 高等部における「竹島学習」について

特別支援学校 高等部「社会科」・「ホームルーム活動」の事例

1 教材化にあたって、対象の生徒をどう設定するか

特別支援学校では、障がいやその特性などによって生徒の実態は多様であり、一つの指導案ですべての生徒を対象とすることは困難である。この度「竹島に関する学習」の指導案を作成するにあたり、対象とする生徒を次のように整理し分類した。

- ①知的障がいがなく、かつ、視覚や聴覚に障がいのない、肢体不自由や病弱、発達障がいを 併せ有する等の生徒の場合には、生徒の実態に応じた必要な支援を行いながら高等学校 の指導案を用いて学習する。
- ②知的障がいがなく、視覚や聴覚に障がいのある生徒には、点字や手話、視覚教材等を活用 する等の必要な支援を行いながら、高等学校の指導案を用いて学習する。
- ③知的障がいのある生徒(知的障がいの特別支援学校の生徒および、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱の特別支援学校で知的障がいを併せ有する生徒)の場合、障がいの程度や生徒の発達段階に応じて学習ができるよう、今回作成した2つの指導案(基礎編・応用編)を参考に、実態に合わせて選択して学習する。

2 学習指導要領との関連等

2019 年 2 月に告示された特別支援学校高等部学習指導要領には、「社会的事象に関心をもち、具体的に考察する活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる」ことを目標とし、1 段階の内容には、「我が国の国土の地形を理解する」、2 段階の内容には、「世界における我が国の国土の位置、領土の範囲をおおまかに理解すること」とあり、内容の取扱いには、「2 段階の『領土の範囲』については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であることに触れること」としている。

それらをふまえ、特別支援学校高等部(知的障がいのある生徒)において、生徒の実態や 発達段階に応じた指導ができるよう、指導案は、基礎編と応用編を作成した。生徒が段階に 応じて、社会的事象に関心を持ち、自分の考えを表現することで、自立して社会参加するた めの必要な知識や技能、態度などを身につけることを重視している。

3 単元について

- (1) 単元名 「竹島について知ろう」~みんなで竹島のことを考えよう~
- (2) 教材観・指導観
- ・社会科やホームルームの時間において、担任が指導することを前提とした。「竹島問題に関する学習」は、島根県に関係する重要な問題であることから、社会科免許を有する教員だけではなく、すべての教員が正しい知識のもとに指導できることが望ましいと考える。
- ・実施時期については、2月22日(竹島の日)前後など、竹島問題についての興味・関心を喚起しやすい時期に実施することが望ましい。
- ・知的障がいのある生徒の実態は多様であり、2 つの指導案を参考に、各学校や生徒の実態

に応じて、次のような必要な支援や配慮をして、生徒の興味・関心を高め、理解を深めていく。

- ・学習のねらいを明確にして提示する
- ・本時の学習の流れを簡潔に提示する
- ・難しいと思われる漢字にはルビをふる
- ・学習内容を精選する
- ・映像や写真などの視覚教材を活用する
- ・簡潔なワークシートを使用する
- ・情報の少ない地図にする
- ・掲示物の情報を拡大する
- ・身近な生活にかかわりのある具体的な例で説明する
- ・自分の意見を考えるうえで参考となるような例や選択肢を用意する

などが考えられるが、各学校や生徒の実態に応じて工夫する。

- (3) -1学習指導案【基礎編】
- ① ねらい
- ・竹島の位置や歴史、竹島問題などの基本的な概略を知り、竹島が我が国固有の領土である ことがわかる【知識・技能】

② 展開

	生徒の活動	指導上の留意点	資料等
導		プロジェクター パソコン	
入 5	○本時の学習の ねらいと内容を	○現在の竹島の写真をプロジェクター等で映して提示する。	竹島の現在の写真映像
) 分 —	知る。	○本時のねらいとながれを提示することで見通しをもたせる。○DVD やクイズに挑戦することを伝え、学習への意欲を高める。	ねらいとながれ DVD
	竹島につ		
	○竹島について知っていることを発表する。	○生徒の発言は板書して、全員で共有する。○地図を掲示して、竹島の位置を確認する。○発言しにくい生徒には、写真や地図を見るなどのことばかけを行う。	東アジア地図
展開	竹島の DVD を見て学習しよう		
35 分	○ DVD を視聴 して竹島につい て具体的に知る	○DVD 視聴後にわかったことを発表することを 伝え、DVD への注目を促す。	

	DVI)を見てわかったことを発表しよう	
\bigcirc DVD	を見て	○生徒の意見や発言は、板書して全員で共有す	
わかった	たことを	る。	
発表する	3	○DVD の「韓国が不法に占拠している」という表現により、生徒は「韓国が悪い」と発言することが予想される。その場合は、日本と韓国の関係を身近な隣人関係等にたとえて、問題の解決のためには、話し合いが大切であるということに気づかせる。	
		竹島クイズに挑戦しよう	
ション 竹島クィ して、!	ゼンテー ソフトの イズを通 ワークシ 解答す	○DVD の内容をもとにしたクイズを準備し、次の内容をおさえる。・2月22日は竹島の日・竹島の位置・日本固有の領土であり、韓国が不法に占拠して	プレゼンテーションソフト
る。		いる ・話し合いで解決することが大切であるが、話し合いで解決に至らない場合は、司法的解決という方法もある	

	等を書く。
(4)	評価

5 振り返り、ワー

分 クシートに感想

ま

کے

(* / H I II II		
十分満足できると	概ね満足できると	支援を要する
判断される生徒の姿	判断される生徒の姿	生徒への手立て
・竹島の正確な位置や歴史を	・竹島のおおまかな位置や歴史	・地図や写真を提示して
理解している。	を理解している。	位置関係や島の現状に
・竹島が、我が国固有の領土	・竹島が、我が国固有の領土であ	着目させる。
であることと、我が国や島	ることと、我が国や島根県が	・竹島の日を例にあげ、島
根県が平和的な解決に向け	平和的な解決に向けて取り組	根県の取り組みを具体
て取り組んでいることを理	んでいることを概ね理解して	的に示す。
解している。	いる。	

ことが大切であるということを確認する。

本時の学習について感想を書こう

め ○本時の学習を ○まとめとして、竹島のことを知り、考えていく

(3) -2 学習指導案【応用編】

- ① ねらい
 - ・竹島の位置や歴史、竹島問題などの基本的な概略を知り、竹島が我が国固有の領土であることがわかる【知識・技能】
- ・竹島問題の解決に向けて自分なりに考え、表現することができる 【思考・判断・表現】

② 展開

	生徒の活動	指導上の留意点	資料等
導 入 5 分	○本時の学習 のねらいと内 容を知る	本時の学習内容を知ろう ○現在の竹島の写真をプロジェクター等に映して提示する。 ○本時のねらいと流れを提示することで見通しを持たせる。 ○DVDを視聴することを伝え、学習への意欲を高める。	プロジェクター パソコン 竹島の現在の写 真映像 ねらいとながれ
○竹島について知っていることを発表する財 35 分		○地図を掲示して、竹島の位置を確認する。○発言しにくい生徒には、写真や地図を見るなどのことばかけを行う。見て竹島について学習し、平和的な解決の方法う	東アジア地図
	○DVD を視聴 して竹島につ いて具体的に 学ぶ		DVD

○3つの解決 ○3つの解決策についてその利点と問題点も併せ 策の中から自 て提示する。同じ解決策を選択した生徒でグル 分の考えを選 ープになるよう伝える。人数が偏るようであれ 択する ば教員が協議の中に入る。 ○グループ協 A 断固とした姿勢で返還を求め続ける 解決策と利点、 韓国と話し合いをする 議により具体 В 問題点の掲示 的な解決策を C 国際司法裁判所に判断してもらう シート 一つ考え、シー A【利点】 ・日本の主張を押し通すことができる トにまとめる 【問題点】・韓国が納得しない ・武力衝突が起こるかもしれない B【利点】 ・お互いが納得できる ・武力衝突が起こらない 【問題点】・話し合いに時間がかかる C【利点】 ・公平な解決となる 【問題点】・韓国が応じないと解決にならない ・日本の主張が認められないこともある ○グループご ○各グループの発表に注目するよう言葉かけを行 とに発表する う。 ○各グループの解決策をもう一度振り返り、平和 的解決のために様々な考え方があるということ に気づかせる。 本時の学習について感想を書こう ま لح ○本時の学習 ○まとめとして、竹島のことを知り、考えていくこ ワークシート とが大切であるということを確認する。 \otimes を振り返り、ワ ークシートに ○必要に応じて、掲示物等に注目させて、本時の学 5 分 感想等を書く。 習内容を振り返ることができるような言葉かけ を行う。

(4) 評価

十分満足できると	概ね満足できると	支援を要する
判断される生徒の姿	判断される生徒の姿	生徒への手立て
・竹島の正確な位置や歴史	・竹島のおおまかな位置や歴史	・地図や写真を提示して位
を理解している。	を理解している。	置関係や島の現状に着目
・竹島が、我が国固有の領土	・竹島が、我が国固有の領土であ	させる。
であることと、我が国や	ることと、我が国や島根県が	・竹島の日を例にあげ、島根
島根県が平和的な解決に	平和的な解決に向けて取り組	県の取り組みを具体的に
向けて取り組んでいるこ	んでいることを概ね理解して	示す。
とを理解している。	いる。	・友達の発言を参考にさせ
・竹島問題の解決に向けて	・竹島問題の解決に向けて友達	たり、表現の仕方につい
自分の考えをもって記述	の意見や教師のアドバイスを	て、参考となるようなモ
や発言ができる。	受けて自分の考えをもって記	デルを提示したりする。
	述や発言ができる。	

竹島クイズ

みんなで竹島のことを考えよう

①竹島の写真はどちらでしょうか?



②竹島はどこの県にありますか?

A 鳥取県(とっとりけん) B 島根県(しまねけん)

C 山口県(やまぐちけん)



②竹島はどこの県にありますか?

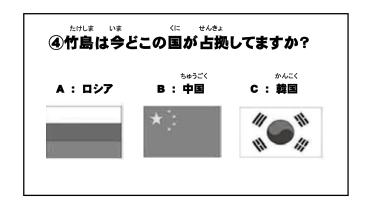
B 島根県(しまねけん)

③ 2月22日 は何の日?

しまねけん きめ **2005年に島根県で決めました**

たけしま ひ

答え: 竹島の日



答え

たけしま いま かんこく せんきょ 竹島は今、韓国が占拠しています



C:韓国

5竹島はどんな島ですか?

ア : スギやヒノキなどの森林がゆたか

イ : 魚や貝などの水産物がゆたか

ウ : 米や野菜などの農産物がゆたか

答え

イ : 魚や貝などの水産物がゆたか

すい さん ぶつ



6 竹島はどのくらいの大きさですか?

A:東京ドーム の5倍 B:宍道湖 の5倍 の5倍

答え



A :東京ドームの5倍

しまね はんとう たけしま きょり

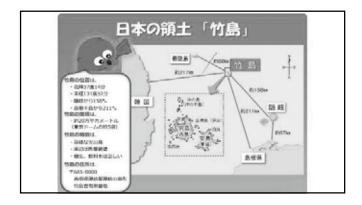
⑦島根半島から竹島の距離はどれぐらい?

まつえ こうべ

A およそ 松江から神戸

B およそ 松江から出雲

C およそ 松江から東京



答え

A およそ 松江から神戸

たけしま 竹島について、大事なことは・・・

1 みんなが竹島のことを

よく知ること

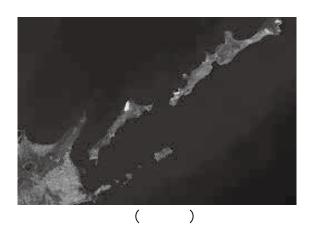
2 みんなで竹島のことを

考え続けていくこと



たけしま しゃしん①竹島の写真はどれでしょうか?○をしましょう





②竹島はどこの県にありますか?記号に〇をしましょ**う**。

A:鳥取県

D:島根県

C: 山口県



③2月22日は何の日ですか?

の日

4 竹島は今、どこの国が占拠していますか?記号に〇をしましょう。

A: ロシア

ちゅうごく B: 中国 で、 で:韓国







^{たけしま} ⑤竹島はどんな島ですか?記号に○をしましょ**う**。



A スギやヒノキなどの森林がゆたか B 魚 や貝などの水産物がゆたか





C 米や野菜などの農産物がゆたか

®竹島はどのくらいの大きさですか?記号に○をしましょう。



A 東京ドームの約5倍



B 宍道湖の約5倍



ta te の Lまちょう やく 5ばい C 隠岐の島 町の約5倍

①島根半島から竹島の距離はどれぐらいですか?記号に〇をしましょう。



A およそ松江~神戸



B およそ松江~出雲



まっえ とうきょう 松江~東京

第4期島根県竹島問題研究会設置要綱

(設置)

第1条 竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、第4期島根県竹島問題研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 研究会は、次に掲げる研究活動を行う。
 - 一 竹島問題に関する客観的な研究
 - 二 竹島学習の推進のための検討
 - 三 研究成果のとりまとめと県内外への発信
 - 四 竹島問題啓発資料の作成
 - 五 その他研究会が必要と認める活動

(研究委員)

第3条 研究会の委員は別表のとおりとする。

(組織)

- 第4条 研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 座長は研究会を総理する。
- 3 研究会の会議は、座長が招集し、議長となる。
- 4 研究会に座長を補佐するため、副座長を置く。副座長は、座長が指名する。

(分科会)

- 第5条 研究会に専門の事項を調査検討するための分科会を設置することができる。
- 2 分科会の設置及び調査検討事項は、座長が会議に諮って定める。
- 3 分科会は、座長が指定する委員及び必要に応じ知事が委嘱する専門委員をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、座長の指名により定める。
- 5 分科会は、分科会長が招集し、これを主宰する。
- 6 分科会は、座長から付託された事項を調査検討し、その結果を研究会に報告する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(運営)

第7条 研究会の運営は、座長が研究会に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成29年5月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年9月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

別 表

H29. 5. 24∼R2. 3. 31

(副座長)

(座 長)

石橋 智紀	民間研究者(江津市)
伊藤由実子	島根県教育センター 指導主事
内田 文恵	松江市歴史まちづくり部資料編纂課 主任編纂官
佐々木 茂	NHK文化センター講師
下條 正男	拓殖大学国際学部 教授
曽田 和彦	大田市立志学中学校 校長
塚本 孝	元東海大学法学部 教授
永島 広紀	九州大学韓国研究センター 教授・副センター長
中野 徹也	関西大学法学部 教授
原田 環	県立広島大学 名誉教授
藤井 賢二	日本安全保障戦略研究所 研究員
升田 優	島根県竹島問題研究顧問
山﨑 佳子	民間会社 社員
吉田 貴弘	隠岐教育事務所 所長

H30.9.1∼R1.8.31

舩杉 力修	島根大学法文学部	准教授	
-------	----------	-----	--

第4期 「竹島問題に関する調査研究」 最終報告書

令和2年3月 第1刷発行

第4期竹島問題研究会 編島根県総務部総務課 発行

FINAL REPORT OF THE RESEARCH STUDY ON THE TAKESHIMA ISSUE (Fourth Period)

Contents

Introduction Masao SHIMOJO:	1
Meeting Schedule	9
Research SEWAKI Hisato (TEZUKA Ritsuzo) and the People around Him	
Tomonori ISHIBASHI:	13
Blatant Misrepresentation: Concerning "Japan's False Claims: The Truth about Dokdo" (edited by the Northeast Asian History Foundation)	
.Masao SHIMOJO:	21
A Memorandum of the Full Story of Petitions Submitted by OYA Family to Edo Government and the "Ban on Travel to Both Islands"	
Takashi TSUKAMOTO:	41
Takeshima Fisheries and the Takeshima Issue in the 1970s	
Kenji FUJII:	57
Changing to "Domestical Issues" of Japan-Chosun Dynasty's Diplomatic relations — The Korean Empire under the Resident-General's "protection"	
as seen in official documents sent and received — Hiroki NAGASHIMA:	0.2
The Possibility of Acquiring Territorial Title on the basis of Geographical Proximity Tetsuya NAKANO:	
SHIMOMURA Rinpachiro, Who Filed a Petition for Development of Matsushima, and the Matsushima Diary Published in the Saikai Shimbun	107
Kanji MATSUZAWA:	133
Report of the Working Group to Promote "Education on the Takeshima Issue"	
The Situation concerning Promotion of "Education on Takeshima" in Shimane Prefecture Shinya OSAKA and Kunio HARA:	187
Concerning a Revision to the Curriculum Guidelines and the Handling of "Education on the Takeshima Issue"	
Shigeru SASAKI:	189
Study Guidance Plan for "Education on the Takeshima Issue" in Elementary, Junior high and High Schools and Special Needs Education Schools	
	193
Bylaw for the Study Group on the Takeshima Issue (Fourth Period)	265

Edited by

The Study Group on the Takeshima Issue (Fourth Period), Shimane Prefecture

Published by

General Affairs Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government Japan

March 2020